



Title	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想
Author(s)	牟田, 和恵; 元橋, 利恵; 鈴木, 彩加 他
Citation	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想. 2022
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/88593">https://doi.org/10.18910/88593</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# フェミニズム・ ジェンダー研究の挑戦

オルタナティブな社会の構想

牟田和恵 編

2022

松香堂書店

## はじめに

牟田和恵

本書は、私の定年退職を機として、大阪大学大学院人間科学研究科コミュニケーション社会学・ジェンダー論講座で学んだ若手研究者の論稿を編んだものです。女性と政治・ジェンダーと政治のかかわりを新たな視点から構築しようとする試み、家族のオルタナティブな在り方、そして性愛の規範や性暴力・ハラスメントに抗する挑戦——コラムも含め、執筆者それぞれが自らの研究テーマに即して執筆した各論文ですが、シンフォニーを奏でるかのよう  
にそれぞれが響きあって、全体として、ジェンダーの視点から新たな社会・オルタナティブな社会を構想するもの  
となっています。私は、彼女たち/彼らを指導する教員の立場にあった者ではありますが、こうして論文集として完  
成した本書に、皆と共に学べたことの喜びをひとしおに感じています。

終章でも書いていますが、ジェンダー論・フェミニズム研究は、いま、曲がり角というか、容易ならぬ地点に来て  
いるようにも思われます。しかし、こうして若手の研究者たちが育ってくれていることを大変心強く感じますし、  
私自身、彼女たちに恥じないように、大学という場を離れても、フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦を果敢に（無  
謀に、かもしれません）続け、オルタナティブで公正な社会の構築に向けて努力していくことをこの場を借りて約  
束したいと思います。

2022年3月

## 目次

はじめに	牟田和恵…… i
<b>第1章</b>	
ケアの視点から再考する政治と「エンパワメント」 ——トレンド化した「ジェンダー平等」の批判的検討を通して——	元橋利恵…… 1
<b>第2章</b>	
選択的夫婦別姓反対論にみる性差別／ミソジニー ——制度導入“不要”論に着目して——	鈴木彩加…… 14
<b>第3章</b>	
クオータと女性運動 ——日本でクオータを推進する「Qの会」に注目して——	村上彩佳…… 28
コラム フェミニズムとわたし	しらゆき…… 40
<b>第4章</b>	
友情結婚と性愛規範 ——日本における仲介事業者の調査から——	久保田裕之…… 44
<b>第5章</b>	
〈恋愛伴侶規範〉の限界と新たな関係性構築の可能性 ——婚外恋愛ドラマ『昼顔』のヒットからみえるもの——	岡田玖美子…… 59
<b>第6章</b>	
日本と韓国の国際結婚をめぐる状況 ——旧ソ連出身女性に焦点を当てて——	キム ヴィクトリヤ…… 72 イェム ナタリア
<b>第7章</b>	
コレクティブハウジング居住における子どもの育ち ——コレクティブハウス秋桜を事例として——	稲見直子…… 86

## 第8章

教育期の子育てとジェンダー 藤田 嘉代子 …… 99

コラム 結婚をめぐる葛藤について

——「家族になります式」を通して—— 玉城 福子 …… 112

## 第9章

現代日本社会の「同性愛歓迎ムード」に潜む差別の危険性

——マイクロアグレッション概念を鍵として—— 元山 琴菜 …… 116

## 第10章

インターセクショナリティ概念によるスクール・セクハラの新フレーミング

——中学校における ALT を標的とした生徒からのハラスメントを事例として——

トリシア・アビゲイル・サントス・フェルミン …… 130

翻訳：山田祥子

コラム 男ではない男を求めて——宝塚歌劇と歌仔戯の人気の影に潜むもの——

東 園 子 …… 144

## 終章

なぜセクハラ性暴力にこだわるか——教育、研究、裁判の40年——

牟田 和 恵 …… 148



# 第1章 ケアの視点から再考する政治と「エンパワメント」 ——トレンド化した「ジェンダー平等」の批判的検討を通して——

元 橋 利 恵

## 1. はじめに

2010年代後半から2021年現在にかけて、新たなフェミニズムの「波」がおきている。次節で詳しく見るように、ジェンダー平等やフェミニズムの問題意識が、メディアでの報道や著名人のSNSでの発信またはいわゆる「炎上」などを通じて一般的なレベルで認識されるようになってきた。また、2020年代以降にはグローバル化した世界で企業が掲げるSDGs（持続可能な経済開発目標）の17の目標<sup>1)</sup>がキャンペーンとして広まり、その一つには「ジェンダー平等」も掲げられている。

だが、メディアやSNSでの盛り上がりと実質的な平等の推進や差別の解消の動きの間にはギャップがある。ジェンダーへの問題意識やフェミニズムは、以前に比べると政治的な 이슈として注目されるようになってはきたが、依然として重要度の低い二の次のものとして扱われやすい。またその表裏一体の現象として、ジェンダーへの問題意識やフェミニズムは、後述するように、女性の人権問題というよりも経済効果、経済的効率性、生産性の観点から評価され、それらの観点から評価されるものが政策的取り組みとして促進されてきている。性差別の問題に直面し、生きるためにそれらと格闘し取り組まねばならない多くの人のリアリティは政治的な課題として受け止められているのか、という根本的な課題は残ったままである。

本稿の大きな問いは、本来、性差別と格闘する女性たちが必要としてきた政治的なものは、新たなフェミニズムへの注目やトレンド化のなかにおいても忌避され、何か別のものに脱色され置き換えられてしまっているのではないかということにある。ちなみに、本稿では、「政治的である」ということを、議会や投票行動への関与に限ったことではなく、既存の社会や制度のありかたを変えていくための他者との連帯やさまざまな闘争として捉えている。

従来、フェミニズムやジェンダーの運動、研究は、女性のリアリティから男性中心的な政治を問い直してきた。そこには二つの交差した目的がある。一つは、「個人的なことは政治的」というスローガンにあるように、これまで男性中心に構成されてきた政治の空間に、女性の関心、担い手を送り込んでいくというものである。もう一つは、そもそも政治とは何かという政治の在り方、文化、しくみそのものを問い直すというものである。つまり、限られた男性のみによって担われ形成されてきた政治空間、文化に女性が合わせていくだけでは、対等な政治参加は達成され得ない。そもそもの政治の像や概念自体がひらかれ変革されることが必要である。これら2つはそれぞれが必要な目的として存在しているが、とくに後者は、政治的であることが忌避されやすい現代社会の実情を鑑みても一層重要な課題となっている。

本稿の目的は、フェミニズムの運動や理論が脱政治化され既存の政治や経済のサブトピックとして下位に位置づけられる現状の枠組みを乗り越え、日常的なケアの実践に根差したオルタナティブな政治観を構築していく必要性を論じることである。そのために本稿では、近年の女性の「活躍」や「自己解決のエンパワメント」と呼べるような支援の在り方を批判的に検討する。そして、そのようなフレームを相対化し対抗する視点として、ケアを中心とした政治、民主主義理解についてのトロントと岡野（2021）の論考をふまえ、私たちが実質的な「ジェンダー平等」の在り方を思い描き実現していくための、「エンパワメント」や政治のありかたを考えていく。

まず、第2節で、「第4波フェミニズム」とも呼ばれる2010年代半ば以降のフェミニズムの展開を概観し、声を上げだした女性たちの困難、また運動としての課題を確認する。次に第3節で、一人一人の当事者が声を上げるようになったのとは違った位相で、社会、経済的なトレンドとして現れてきたフェミニズムに焦点を当てる。第4波のフェ

ミニズム展開において強調される「エンパワメント」について、ネオリベラルな論理との親和性という観点からいかなる課題があるのか、「ポスト・フェミニズム」として近年の先進諸国の動向を批判的に論じる論者の論考に依拠して整理を行う。そして最後に第4節では、ネオリベラルな思潮への対抗として注目されるケア理論の視点を参照することによって、「安保関連法に反対するママの会」（当時）の参加者の母親たちの語りを手がかりに、政治的なもののイメージまた「エンパワメント」の在り方の捉えなおしの必要性について論じていく。

## 2. 新たなフェミニズムの「波」とその困難

### (1) ソーシャルメディアにおけるフェミニズムの展開

2010年代半ば以降、ソーシャルメディア<sup>2)</sup>を駆使し、女性の権利を訴えたり、性差別を告発したりするフェミニズムに関わるムーブメントが起き、しばしば「第4波フェミニズム<sup>3)</sup>」などと言及される。そのテーマは、フェミニズム運動が従来掲げてきたような、性別役割分業批判や男性中心社会への異議申し立てを中心に多岐にわたるが、#MeToo運動に象徴されるような、性暴力やレイプカルチャーへの告発や問題提起が大きく注目されてきた。ソーシャルメディアを駆使することで、ハッシュタグとバズを駆使した動員やキャンペーンや、コールアウト（call out）と呼ばれる、問題をいち早くオンラインで共有し、場所や立場問わず共鳴し合うことが可能になった。また、個人が、研究者や知識人と変わらぬ地平から発信することが可能となり、従来は公の場では可視化されてこなかったような女性たちが直面している現実や世界が、一人一人の当事者から語られだすこととなった。2010年代に起きた国外や国内のフェミニズムに関するものとして取り上げられた主な動きについて、甚だ限定的ではあるが朝日新聞の作成した表に筆者も加筆したものをあげると以下のようなになる。

表1 2010年代の主なフェミニズムに関する動き（朝日新聞9月30日を元に筆者加筆作成）

年	国外	国内
2013年	12月：ピヨンセ、アディーチェのスピーチを引用した曲を発表	
2014年	9月：エマ・ワトソン、国連本部でスピーチ	
2015年	9月：「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が目標となる。目標5にジェンダー平等の実現が入る。	11月：東京の渋谷区と世田谷区で初のパートナーシップ宣誓制度が導入される
2016年	3月：ディオール、「We should all be feminists」Tシャツ発表 10月：ポーランドでフェミニスト・ストライキ運動以降世界各地に広がる	2月：「保育園落ちた！日本死ぬ」の匿名ブログが国会で取り上げられる。待機児童問題への注目。
2017年	1月：米で反トランプの「ウイメンズ・マーチ」開催 10月：米で映画プロデューサーのセクハラが告発され、#MeToo運動が起こる	5月：伊藤詩織さん、記者会見で性暴力被害を告発
2018年	7月：露フェミニスト・バンク集団「ブッシー・ライオット」がサッカーW杯決勝戦で抗議活動	4月：財務事務次官の女性記者へのセクハラが発覚、辞任 5月：「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立・施行 8月：東京医科大学で女子に対する不正入試発覚 9月：「i-D Japan」フィメール・ゲイズ号発売
2019年	12月：フィンランドで女性が半数以上を占めるマリーン内閣が発足	4月：性暴力への不当判決に抗議し第1回フラワーデモが東京で開催 5月：「WWD JAPAN」、「今ミレニアル世代はみんなフェミニスト」を特集 9月？：フェミニズム専門出版社エトセトラブックスが『エトセトラ vol.1』を刊行
2020年	covid-19の世界的流行	12月：ファミリーマート「お母さん食堂」への抗議署名活動
2021年	8月：東京2020五輪にて体操女子ドイツ代表チームが下半身も覆うユニタードを着用。 10月：米テキサス州の中絶禁止法の発行に対する抗議活動	2月：東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（当時）森喜朗氏の女性蔑視発言と「#わきまえない女」抗議運動

このムーブメントは、オンラインでの活動がその大きな特徴の1つでありながらも、既存のマスメディア、オフラインの活動、そして別の 이슈の社会運動（環境問題、セクシュアルマイノリティの人々の権利、移民の人権問題、貧困問題など）との関わりと切り離すことが不可能である。さらには、決してすべてが新しい運動主体というわけではなく、既存の運動主体やネットワークに大きく依存する形でも展開されている。また2022年現在もその現象の只中にある以上、その定義自体が難しい。だが、2010年代後半からは女性のエンパワメントやジェンダー平等は、SDGs（持続可能な開発目標）として掲げられるなど経済界でもトレンドとなり、メディアでも「フェミニズム」というこれまでは避けられてきた言葉が使われるようになるなど、確実に状況は変化し新たな展開がみられている。

映画やドラマのエンターテインメント、芸能人やセレブリティの発信、CMにおける女性の表象もジェンダーを意識したものが増え、大きく変化してきていることが指摘される（竹田 2021）。定額の動画配信サービスの一つ Netflix では性の平等やダイバーシティ、「LGBTQ」作品と呼ばれるようなセクシュアリティをテーマにしたもの、男性性への問題提起等といった政治的公正（ポリティカルコレクトネス）を実現しつつエンターテインメントとしても成立する作品が多く配信され、気軽にこれらの作品に触れることができるようになってきている<sup>4)</sup>。

また、タイツメーカーのアツギの広報や自治体のPRなどで「萌え絵」が使用されることに批判が上がったように、性差別について無自覚であったり、女性の生きるリアリティに無配慮な企業広告は「炎上」するなど、以前は見過ごされてきたような企業広告やエンタメ作品のなかの性差別により厳しい目が向けられるようになっている。

## (2) アイコンになる／される女性たち

このようなフェミニズムの新たな「波」は、ジェンダーへの問題意識を喚起している一方で、困難が潜んでいるという指摘もなされてきている。

まず、#MeToo ムーブメントが、その提唱者であるタラナ・パークや有色の女性たちの運動としてよりも、ハリウwoodsの有名俳優やセレブリティの女性たちが火付け役となり広がったことに象徴されるように、2010年代のフェミニズムは、アイコンとなるアクティビストである個人、インフルエンサー、セレブリティなど個人が焦点化される傾向が指摘されている（北村 2019）。日本においても、大手のメディアでフェミニズムについて言及される際には、芸能人による SNS 上の発信が取り上げられるなどし、特定の個人がアイコン的存在として扱われがちである。

田中東子は、フェミニズムが第3波以降、メディア環境の変化やポピュラー文化を経由し展開してきたことにより、「感じのいい/融通の利いたフェミニズム」として表象されるようになってきたというサラバネット・ワイザーの指摘を紹介し、日本においても同様の現象がみられると述べる（田中 2020: 29）。アイコンとなる女性たちは、社会的正しさをもつだけでなく、一般以上に美しくファッショナブルであり、また SNS 上で目まぐるしく変わる情勢についていきインフルエンサーとしてふるまえ、発信力、語学力、自己演出、コミュニケーション能力も高いといったクリエイティブで知的な階層に属するか、あるいはそのように表象される。

ファッション誌でもフェミニズムが紹介され、企業が女性の生活の向上を目的とした商品開発に乗り出すなか、感じがよくファッショナブルな演出とともにフェミニズムが打ち出される空気もつくられるようになってきた。しかし、そこに想定されているのは、ある種の都会的な生き方をする、消費力がありバイタリティ溢れる現代女性像ではないだろうか。また田中が指摘するように、自身が生まれ育ってきた文化環境でメインストリームのメディアによりフェミニズムが「男嫌い」などと苛烈にバッシングされてきたことからの「生き残り」のためにスタイルとしてファッショナブルなフェミニズムを身に付けていくということも考えられる（田中 2020: 29）

以上のように、メディアを通じて女性たちがそのような都会的な像をまとったアイコンとして表象されることで、フェミニズムの盛り上がりの一部の「恵まれた」層の女性たちのものとして表象、認識され、パワーレスな状況にある女性たちを遠ざけているのではないかということには注意を向ける必要がある。

### (3) 「声を上げる」女性たちの負担とバックラッシュ

このような個人が焦点化される傾向は、運動を集団で担うものではなく、個人の能力、体力、資源、経験の「切り売り」に依存したものにしている。

例えば、「共感」の生成のために、イベントや日々の発信では、個人はインターネット上の公開の場で内面の吐露や個人的な話、ときにはセクシュアリティをめぐるカミングアウトや性的被害や差別の経験について話をするのが求められる。リブ以降の第二波フェミニズムは、女性たちが自身を社会構造の中に位置づけていくことがその運動の根幹にある。そのため「わたし」を主語にして話すことが大切にされてきた。だが一方で、「わたし」の話は、安全な場所、安全を担保することが必要であり前提であって来た。荒木菜穂は、リブ以降の女性たちの草の根の運動では、それぞれが違っている女性たちの間の差異を認めつつ同化せず一緒に活動を続け、また自身を代弁させない／他者を代弁しないなど、対話のための配慮やケアを行っていることを指摘している(荒木 2018: 12)。もちろん、オンラインの活動においてもそのような配慮やケアはイベントの主催者側の工夫次第でもあり、不可能ではない。しかし、個人での発信の結果、背負うリスクは個人のものとなり、その個人が疲弊するなど運動を続ける条件が作れなくなってしまえばそれで終わりという、継続的な集団や組織のもつ力に比べて脆弱な面があるのも確かである。

個人が焦点化されるがゆえに、フェミニズムに対するバックラッシュも個人に対するオンライン／オフラインでの嫌がらせや攻撃としてあらわれる。二次被害、「クソリブ」、なりすまし、粘着行為、嫌がらせ、誹謗中傷、スラップ訴訟などのターゲットとして、性被害の告発者、女性政治家やアクティビスト、弁護士や政治家、研究者などの女性が攻撃されている。例を挙げれば、2019年2月に女性活動家たちが品物送りつけ被害について記者会見をおこなった。#KuToo 提唱者である石川優実さんも自身の SNS アカウントへの嫌がらせが殺到するなどの被害が継続し、アカウントを停止するまでの事態となっている。また、「フェミ科研費裁判」<sup>5)</sup>と呼ばれる、牟田和恵さんらジェンダー研究者が民事訴訟をおこしたジェンダー、フェミニズムの科研費研究に対する国会議員である杉田水脈らによる「誹謗中傷」や、弁護士の伊藤和子さんが AV 事業者から名誉棄損で提訴された件、伊藤詩織さんに対する中傷のツイートをめぐる訴訟など、社会活動や人権活動に積極的に取り組む女性の政治家や弁護士、研究者といった知的な職業につき物を言うことを恐れないように見える女性たちに対する嫌がらせも多い。このように、訴訟に踏み切る、また訴訟された場合には弁護士を立て対処するなど、攻撃に対する対処も個人的なものになる。運営会社への報告、法的対処、弁護士、代理人の費用、時間、精神的苦痛ともに個人の負担としてかかる(浜田・竹下 2019)。Twitter 社、ブログなどの運営会社への情報開示請求は非常に複雑であり、また実際のところ SNS の管理運営会社に連絡しても当該発言やアカウントを消すことができない場合がほとんどである。

新たなフェミニズムの展開は、フェミニズムという視点からの社会的公正さについて多くの人が関心をもち言及をするようになったという意味で喜ばしい。しかし、これまで述べてきたように、少なくとも SNS 上では「強い個人」とみなされる女性たちに焦点化して語られたり、戦略の個人化が指摘されてきている。

このような傾向がつくられる社会背景をさぐるために、次節では、ソーシャルメディア上での発信にとどまらない、経済的トレンドとしてフェミニズムが台頭してきた動きに着目し、「ポスト・フェミニズム」的状況を批判的にとらえつつ、そこで物語られる「エンパワメント」について批判的に検討してみたい。

## 3. トrend化した「ジェンダー平等」とネオリベラルな論理との親和性

### (1) 日本における女性差別問題の位置づけ

これまでみてきたような 2010 年代以降のフェミニズムの展開や、ジェンダー平等、多様性やサステナビリティへの関心の高まりは、「ダイバーシティ・マネジメント」そして SDGs に象徴されるように、それがアメリカの多国籍企業によって牽引され成功をおさめ経済界のトレンドとなったことに大きく依存している。日本でも、例えば

2010年代半ばには「ジェンダーレス」をキーワードにメンズコスメ市場は大きく拡大する<sup>6)</sup>など、「ジェンダー」は、商品開発やマーケティングの上での視点にもなってきた。

日本社会において男女平等やジェンダーへの問題関心は、差別解消、人権問題としてよりも、労働政策や少子化対策として理解されてきた。菊地夏野(2019)が指摘するように、日本でのフェミニズムの受容は基本的な考え方として性差別の禁止や是正ではなく、まさに男女共同参画政策に象徴されるように「男女が共同して社会に参画する」という曖昧なものであった。その曖昧さの上に、「女性の活躍」や「女性の社会進出」といった言説が、政治やマスメディアの報道、インターネット上で展開され、日本社会では女性差別はすでに解消されたというイメージが形成されてきた(菊地2018:81)。さらに、その女性差別の解消は、フェミニズム運動の成果ではなく、「経済発展」や「民主化」「教育の効果」といったものと結びつけられて認識されている(菊地2018:83)。これらから、日本ではフェミニズムの行ってきた申し立てが承認されたとは言えないままにフェミニズムは不要とみなされる状況が形成されている。

このような日本社会の従来からの傾向は、近年のフェミニズム新たな波の受容においても、個人の権利や差別是正という視点が落とされ経済効果を根拠とした「ジェンダー平等」の推進として受容されるという事態とつながっているのではないだろうか。

例えば、フェムテック<sup>7)</sup>と呼ばれる、女性が抱える健康についての課題を先進的技術での解決を目指す商品やサービスが近年注目されており、月経周期の把握と予測、生理痛の改善、生理痛や妊娠中のQOLの改善、セクシャル・プレジャー商品などが挙げられる。このフェムテックは、2020年10月、自民党内に「フェムテック振興議員連盟」(会長:野田聖子会長=自民党幹事長代行)が発足し、政策的に推進されている。2021年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021」と「成長戦略フォローアップ」のなかでは、「特に、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぐため、フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを2021年度から支援する」とも明記され積極的に位置付けられている(庄司2020)。さらには、2021年10月には『NHKスペシャル』のテレビ放送で月経が取り上げられたが、ここでも女性の月経がタブー化されていることは労働力の損失であり、企業組織内の女性のパフォーマンスを上げるために取り組む必要があることが強調されている。このように、女性の健康問題は何よりもまず女性たち個人の生活に関わるものであるにも関わらず、政府方針に取り入れられる際にはあくまで経済成長の戦略の一環となっている。

現代の日本社会において女性差別は解消したかにみえ、巧妙に、時にはあからさまに存在している。「女性活躍」とは名ばかりで、多くの女性は安価で不安定雇用の労働力として使われている。労働力調査<sup>8)</sup>によると約5~6割の女性は非正規で働いており経済的自立は得難い。自助を強調する新自由主義の思潮が当然とされるなか、福祉などの公助は合理化の名の下で削減され、家事、育児、介護など無償のケア労働も女性が担うことが暗黙に前提視されている。そのうえに、フェミニズムが社会的課題として受容されていく際に、経済成長、経済成長の担い手となる人間の能力開発が第一義的な動機となっている現状がある。このような受容のされ方は、女性たちに対するどのような「反作用」をもたらすのだろうか。

## (2) 自己解決的エンパワメント

近年女性の表象が変化しつつある映画やドラマのエンターテインメント作品で描かれる物語においても、新自由主義と呼ばれる経済的成功やそれに資する個人の特徴を称揚する思潮との親和的傾向があることが指摘されている。

その例として、たとえば、アメリカンコミックの実写化映画であり興行的にも大きく成功した『ワンダーウーマン』『キャプテン・マーベル』の両作品は、これまで女性が主人公になることがなかったアクション映画のなかでも大きく成功し、また『キャプテン・マーベル』における「あなたに証明することは何もない」というセリフが象徴するように、日々女性が経験するマイクロアグレッションとそれにやり返す姿も巧に描いている。これらの作品では、女性のエンパワメントが主題となりそこが観客に支持されているように思えるのだが、竹田(2021)は、2作品を比

較しつつ、同じ女性ヒーローの表象でも既存の価値観における美しさを強固に維持したワンダーウーマンに対して、キャプテン・マーベルはより個人としての強さが協調されていること批判的に述べている（竹田 2021）。さらに河野は、こうした諸作品に、ポスト・フェミニズム的状况として問題視されているような、強く能力のある女性が個人の力によって状況を乗り越えていく、つまり弱者としての社会運動的な連帯はもう必要ないというメッセージの構造を有していると指摘する（河野 2021）。このように、従来の女性の表象のされ方を乗り越え、女性のエンパワメントを前面に押し出し受容されている作品の中においても、女性たちが競争やサバイバルの主体であることが前提とされ、異性愛主義的な価値の秩序のなかでも勝ち残るような美しさや魅力、強さ、そして男性と対等に渡り合える経済力の双方を手にすることが描かれるようになってきていることは見過ごせない。

そもそもエンパワメントとは、1995年の第4回世界女性会議における北京宣言といわれる行動綱領に言葉として盛り込まれて以降、社会運動や学術分野のみならず政府の政策や企業経営などにも普及するようになった言葉である。鈴木奈穂美は、エンパワメント概念は1950～60年代のアフリカ系アメリカ人の公民権運動や1970年代のフェミニズム運動の中で普及し、その後ソーシャルワークや開発援助などの領域で研究が進められるようになり、社会的、政治的な弱者のパワーを向上させ、最終的には社会全体の変革につなげていく、という政治的な概念としてとらえていたと整理する（鈴木 2010: 3）。さらには、個人がエンパワメントされるには、他者によるエンパワーの働きかけが不可欠であることから、エンパワメントは関係性の概念として捉えられていた。しかし、鈴木が指摘しているように、エンパワメント概念は、その後の1980年代以降、政治的な意味合いから、個人が本来もっている能力を向上させていくといったような個人的・心理的な意味合いが主となり、脱政治化されて人口に膾炙してきた側面がある（鈴木 2010）。

さらに鈴木は、このような個人的・心理的な意味合いのエンパワメント概念は、自己責任を強要する新自由主義的な社会状況の下で、国家戦略として取り込まれ推進されていることを指摘している（鈴木 2010: 7）。1990年代以降政府がスローガンとしてきた、「参加型福祉社会<sup>9)</sup>」に表れているように、予測不能なリスクにも自ら対応できる能動的な市民による「自己実現」として相互扶助やコミュニティづくりが称揚されている。本来、誰かによって力（パワー）を付与されるという意味合いであったエンパワメントが、ここでは市民が自らの力で己を鼓舞し頑張るという意味合いになっていることに注目したい。また市民間の相互扶助を強調することが、政府の責務を等閑視するとともに指摘される（鈴木 2010）。さらには、このようなエンパワメントは、結局はエンパワメントできる者とそうでない者の間に格差を生み、後者が社会的に排除される。誰しもが生きていく中でリスクに対応でき能動的で自律的ではあれないためである。

以上のようなエンパワメント概念の変化から鑑みても、女性の個人的成功とそれを導く強い個人の能力や意志の強調という「エンパワメント」は一方では日々直面する差別的状況に個人で対処しなければならない女性たちを励ます。だが他方では、彼女たちの置かれた状況に対して、個人の努力不足というレッテルを貼るものとして機能しないだろうか。ただでさえ、女性たちは仕事と家庭生活の両立こそが「勝ち組」とされている中、経済的に安定したポジションという少ないパイをめぐる「競争」に身を投じつつ、ケア労働にも駆り立てられている。一部の者しかなし得ない自己実現をめぐり、エンパワメントされる者とされない者の格差も生み出されてきたのではないだろうか。

トレンド化した「ジェンダー平等」が物語る「エンパワメント」は、置かれている状況そのものを問い返すことを飛び越えて解決することを強調し、そもそも私たちがおかれた競争の構造の理不尽さ、不公正さを不問にする力学に与してしまう。それは、女性たちに対する「反作用」としては、「自己解決的エンパワメント」として機能するのではないだろうか。

自己解決的エンパワメントの強調は、自己解決できる個人が前提されているがゆえに、直面する問題を社会的に共有し、公的な関心事として解決していくという政治の役割を切り詰めていく、脱政治的な志向がある。第二節でみてきたように、社会運動も個人主義的様相を強めている今、そもそも、私たちにとって政治とは何か、政治とどのように関わればよいのかということ自体が見えなくなっていることが伺われる。個人の能力や強さを称揚するエン

パワメントを越えた連帯やつながり方、社会の不平等の是正や支援が必要な人に応えていく責任の回路の模索が、大きな問題として存在しているのではないだろうか。

そこで次節では、(主には)女性が日常的に行うケアの営みの実践や思考に政治的なもののはじまりを見出すケアの理論をふまえ、考えてみたい。

#### 4. ケアの営みから紡がれる政治的なもの

##### (1) 市場/企業中心からケア中心へ

フェミニズム政治理論家であり、ケアの倫理から政治や民主主義の在り方を再編する議論を展開しているジョアン・トロント、そしてトロントの翻訳を手掛け共著者でもある岡野八代は、市場を第一に考える民主主義に固執することをやめ、ケアを第一に考える民主主義を構築することの重要性を提起している(トロント・岡野 2020)。トロントはケアを、育児や介護などに限定せずに、社会や人とのつながりを気かけ、維持し、修復するようなすべての活動=「人類的な活動 a species activity」と広く定義している(トロント・岡野 2020: 24)。トロントの問題意識は、現行の市場の合理性を信奉する政治や民主主義のもとでは、私たちにとって真に価値があり、また私たちがすでに日常的に実践し、行っているケアをゆがめ、損ねているということにある。

これまで述べてきたように、フェミニズムが社会的課題として認識されていく際に、経済成長、経済成長の担い手となる人間の能力開発という前提が必要とされると、競争に勝つことや個人的な栄達が称揚される自己解決エンパワメントがフェミニズムとして宣伝されることとなる。トロントの問題提起からは、それは市場への信奉や企業中心の社会で存分に活躍できる個人をモデルにしたエンパワメントであるが故だと理解することができる。しかし、そもそもとして個人の権利は、そのみで存在しているのではなく、いつの時代でも社会的、政治的行動によってのみ勝ち取られ、社会的つながりの中でしか維持され得ない。また、その個人は社会生活を営む上で必ず誰かのケアを必要としている。競争に勝つことや個人的な栄達の称揚は、その個人を成り立たせているケアへの関心、そして政治的な連帯への志向を欠いてきたと言える。

トロントらの議論の最大のポイントは、不可視化されやすいケアの営みにこそ、政治的なもの、つまり既存の社会や制度のありかたを変えていくための他者との連帯やさまざまな闘争のはじまりをみるところにある。これが、トロントらが民主主義や社会を構築する基盤は市場経済ではなく、ケアにあると主張する所以である。

例えば、現在の「女性活躍」のような女性就労支援政策は、働く母親への支援や育休制度の整備などケアと就労の両立が目指されているが、それはケアを中心に考えられているわけではない。ケアを中心にするとは、よいケアを行うために何が必要であるかということから皆で考え始めることであり、この皆がケアをめぐる話し合うというプロセスこそを政治や民主主義を維持する活動として認める、ということである。現状では、多くの女性がかつて家族や大切な人をケアする時間がほしいと引き裂かれ、仕事と家庭のどちらかの選択を迫られる。また、家族のケアが女性(多くは母親)の役割とされていることから、「皆でケアをめぐる話し合う」というプロセスが不在になり、結果として家庭と仕事を両立できないのは女性個人の「失敗」となっている(トロント・岡野 2020: 23)。

では、市場を第一に考える民主主義をのりこえるために、ケアを中心とした民主主義はいかにして構想そして実現できるのだろうか。現状では、多くの人にとって政治とは、それについて考えることに時間を割くことが難しくましてや生活やプライベートを犠牲にしてまで関われないものとなっている。このような政治観のもとでは、私たちにとって自己解決のほうにリアリティがあるのだ。トロントは、社会のあらゆるレベルで、これまで不可視化され、また価値がないとされてきたケアの営みを重視することからはじめなければならないと述べる。ケアをみつめ、重視することで、おのずと、政治的なものや民主主義のかたちも再考を迫られる(トロント・岡野 2020: 33)。これは私たちの生活にいかにして見いだせるものなのだろうか。

そこで以下では、「ママの会」という母親の政治運動の参加者の政治理解の語りと筆者の認識の転換を一つの手が

かりに、政治とケアの距離について考えてみたい。

## (2) HさんとIさんの語りと筆者の認識の変化

2014年～2017年ごろにかけて、筆者は、当時活動が盛んであった母親たちの団体である「安保関連法に反対するママの会（当時）」（以下、ママの会）の活動のフィールドワークとメンバーへのインタビューをおこなった。ママの会は、当時政治の一大争点であった安保関連法の是非や、その中にふくまれる国外への自衛隊派遣などの問題に対して、母親の立場から反対の声をあげ全国的に展開された運動である。メディアでは、「ふつうの母親」が政治的な主張や声を上げたことが意外性とともに取り上げられた（元橋 2017）。

筆者も同様に、インタビュー当初では、なぜ母親が（なのに）、そこから遠い政治活動に参加するようになったのかという疑問をもち、話を伺っていた。そしてそのつながりを論理的に説明したいという動機をもっていた。そこで筆者はインタビューの質問のうちに「母性と政治活動のつながり」について考えを聞くという項目を設けていた。だが、そのような筆者の認識は、HさんとIさんというお二人の政治理解を前に、転換を迫られることとなった。

Hさんは当時50代であり、大学生になったお子さんがいた。「母性と政治活動のつながり」というテーマについて、筆者と以下のようなやり取りがあった。

ママの会が他とは違う力があるのは、質問の3番目<sup>10)</sup>ね。子どもがいるっているのは未来に対する心配が実感としてあると思う。自分が生きている今の社会、世界以上に、未来はよくなってもらわないと困る。それは自分の子どもが生きる世界だから。そういうのがあると思う。そら必死になるよ。経験なくたってさ。やっぱりなんていうかな。これは危ないんじゃないの？というの感覚的に感じる力あるんじゃないかな。

(筆者) どんな感じですか？

子どもとずっといて、一緒に過ごしていると、あれ、いつもと違うなとか。感じるじゃない？感じる力を子どもに育ててもらったんじゃないかな。それは子どもだけじゃなくて、それを社会的な政治的な問題でも、なにこれ、危ないんじゃないの？ダメじゃないのって。頭じゃなくて、感覚で、皮膚で感じる力。そう思うよ。

(筆者) 子どもを注視していつもとちがうなっているのと、社会の動きについて疑問に思うのは似てるんですか？

それは人にもよると思うけど、通じるところがあるんじゃないかな。(中略) 危険に対しての感覚じゃないかな。子どもの命を守るのが一番大前提って感じなので。ママさんは(子どもが※筆者補足)こけそうになったらシュツと手が出る。危険を感じるような感覚がママたちには育ってて。それと子どもが生きていく社会が平和であってほしい、自由であってほしいという強い思い。相乗効果で、活動で広がっていったみんな応援してくれるようになったんじゃないかな。

母親業と政治は両極端にかけ離れたものという認識をもっていた筆者は、インタビュー当時、Hさんのお話をうまく飲み込むことができなかつた。もしくは、重要な語りではないと判断していた。子どものケアをするということと、政治活動は全く違う活動であるはずなのに、肝心なそのつながりが説明されていない、もしくは、感覚ではなく理屈としてどのようにつながっているのかを聞きたいのに、と感じていたのだ。

だが、トロントをはじめとしたケアの営みに政治的な含意を見出してきたフェミニスト理論を参照すると、母親業と政治活動は、危険があればみつけ、対処するという点でそもそも近いものとして捉えているHさんの政治理解は、ケアの経験から感覚的かつ非常に合理的に獲得されたものであることが理解できる。

インタビュー当時40代であり、小学生のお子さんがいたIさんも、同様に、ケアへの責任と関心から政治活動を行う意味が語られていた。少し長いがそのまま引用したい。

私42で子ども産んで。そうすると、なんていうかな。全員じゃないけど30を超えてほんとうにお金も関係なく親から自立したとき、今までの親子関係としての親の助けじゃなくって。親の助けが必要なときがくると思う。(中略)例えば私のような年齢で子ども産むことになったら絶対手伝えない。80いくつになって。ていうか、邪魔をするかもれないでしょ？寝たきりになって。

物も必要だけど、なんていうか、どこにいても誰かと助け合って生きていける人になってほしいなって。私とかがいなくても。いった先で仲間をつくって友達をつくって、それで困ったことがあったら「困ってるからたすけて」って誰かに言える人になってほしいし、そういうふうに友達が困っていたら「困ってるんだったら助けてあげる」って言える人になってほしい。いろんな人と助け合って生きていける人になってほしい。

そう思っていくと、やっぱり自分の子ども一人だけじゃどうしようもないというか。(傍線:筆者)その子がちゃんと生きていける。その子に何を残してあげられるか。そう思ったらそういうふうに生きていける力と一緒に、自分が行きたいところについて仲間といろんなこと話し合ったり助け合ったりていうふうに見える社会がないと。安心してこの子を社会にだしてあげられない。

Iさんは、子どもが成長し将来自分が今のように助けることができなくなった時、必要なのは助け助けられる人間関係を築ける社会であると考えている。そのために、自分の子どもだけでなく、今の活動を続けていくことが必要であると話す。彼女たちは自分の子どもを守るだけでは不十分で、かつ自分ひとりの力だけでも不十分であり、ゆえに子どもの将来のために、社会そのものを大きく変える必要があると考える。つまり、よいケアを行おうとするとき、自分1人だけでそれをする事の限界を知り、皆でケアを行う、ケアしてくれる人がいる環境をつくる必要が生じる。これは人と人との関係性や社会構造を政治に変革していく必要へとつながっている。

筆者は、無意識にケアと政治を対照的なものとして捉えてきたが故に、当初は、HさんとIさんの語りの意義に気が付くことができなかった。それは筆者が、母親は本来政治の担い手としては遠い存在であると認識していたためであるとも言える。インタビューや研究を進めていくうちに、彼女たちは政治に新たに「参加」したのではなく、すでにケアの実践の中で「政治的なもの」を紡いでいたのだという認識することで、HさんとIさんの語りの意味と合理性に気が付くことができたのだ。

### (3) 母親業を営む人の政治理解

HさんやIさんの政治理解は、今はないどこかにある政治の在り方ではなく、すでに多くの人によって様々なレベルで実践されているケアの営み、さらには、私たちのケアしケアされる必要を叶えることが政治のはじまりだということを示している。

だが、このような政治理解はシンプルで明快でありながらも、筆者自身がそうであったように、社会からは重視されてこなかったのではないだろうか。政治とは、そもそも権力闘争や権力主張の技術として理解されてきた傾向が強く、規範や倫理と政治を結びつける見方自体が別の系譜に位置づけられてきたためだ。

さらには、規範や倫理と政治をむすびつけ、政治を市民社会のものとして理解するなかでも、ケア(母親業もふくめ)と政治は遠いものとされてきた。それは、自由と平等を掲げる近代市民社会における市民とは、家長である男性がそのモデルとして前提されてきたためである。母親業の営みは、私的な事柄とみなされ、感覚や感情、本能、自然などと結び付けられ、それは理性的な市民たちの討議によって紡がれる公的で政治的な領域には相応しくないものとしてみなされてきた。

これに対し、フェミニストたちは、強圧的な国家や政府、市場の不正を告発し、それらをより民主的な方向に導く

はずの市民社会が、実はケアする人や女性を市民の像から外れる二次的な存在としてきたことを批判してきた（衛藤 2017）。さらには、フェミニズムの理論研究は、女性やケアの営みを貶める構造として公私二元論を厳しく批判してきた。公私二元論は市民社会の基礎であり、政治の正統性を維持するものであった。公私二元論の枠組みのなかでは、ケアの営みが私的であり卑近で矮小なものとして扱われるがゆえに、母親の子どもに対する愛情や関心は、利己心や、狭く乗り越えられるべきレベルのものとしてみなされてきた。それゆえに、上述した公私の境がまるでないかのような、HさんやIさんの政治理解は、拙く素朴なものとして映ってしまうのだ。

それら従来の常識に対して、ケアの視点からは、HさんIさんの政治理解は、公と私の境界を越えて統合するものであるととらえることができる。同時に、HさんやIさんの政治理解は、母親業の責任を引き受けてきたなかで、公と私を分けてもつという特権から排除されてきたが故であると理解することもできる。男性中心的な市民のモデルからみた、家庭という場所は、公的領域で活躍した疲れを癒やすための安らぎの場所として理解されている。だが、その私的領域に留まりケア責任を負う、もしくは公的領域でも私的領域でも働く女性たちにとって、そこは自身はただ安らぎを得る場所ではない。少なくともこの社会において、母親業は、そもそも「私的な領域で家事や世話をしながら誰かを守っているにも関わらず、自分自身が守られる場所は奪われている状態」という性格を有しているためである（對馬 2020）。他者の安心と安らぎの場所をつくるケアする人にとって、公と私に明確に分かれた世界というのは自明ではない。だがそれゆえに、彼女たちの思考と実践から紡がれる政治観もまた、双方の領域に関わるものとして存在しているのではないだろうか。

#### (4) 「エンパワメント」の再考

本稿では、トレンド化した「ジェンダー平等」が物語るエンパワメントにおける強い個人による成功や問題解決への志向性を批判的に論じ、自己解決的エンパワメントと規定した。ケアの視点から私たちがエンパワメントというものを再考するならば、どのようなものになるだろうか。これまでの議論をふまえると、以下のような視点の転換を挙げることができる。

第一に、個人主義的なモデルから関係性モデルへの転換である。力（パワー）は個人の内面や心理からではなく、関係性、集団の中において得られるものであるという本来のエンパワメントの立場である。

第二に、私事化、自己責任モデルから公共性の再建へという転換である。久保田真弓は、シンプルに、女性のエンパワメントはジェンダー関係の社会変革であると述べる（久保田 2005）。本稿ではこれに加え、その社会変革の際に等閑視されがちな政府の役割、公的な責任の在り方に目を向け議論するということが必要とされていることを強調したい。

第三に、ケアする人へのエンパワーである。自己解決的エンパワメントは個人の自己実現や自己決定への支援という意味合いが強く、それはエンパワメントされる人とされない人を分けてきたことを述べた。対して、ケアを必要とする人に配慮をしめしたり寄り添うなど、ケアの責任を引き受ける人こそが支援されるべきであるという発想は、これまでエンパワメントの対象になってこなかった女性たちをも包摂すると考えられる。エヴァ・キティが「二次的依存（secondary dependency）」と指摘したように、ケアする人はそのケア役割ゆえに、依存状態に陥る（Kittay 1999=2010）。ケアを中心とした社会とは、ケアする人が、孤立せず、自らも学び続け、経済的にも困窮しないように支えられる社会であるからだ。エンパワメントは、ケアする人その個人が努力によってケア成し遂げることでなく、社会におけるケアの網目を公的な価値をもつものとして強化していくための概念として再定義されていく必要がある。

一方で現状の社会構造のもとでは、ケアすること／母親になることは、経済的自立を手放し社会的に脆弱な存在となることや時には「転落」を意味する。そのため、ケアすること、ケアすることをエンパワメントすると掲げること自体が、特にマイノリティにとっては、従属的な位置に留められるという意味でネガティブな響きをもってしまう。重要なことは、これまでのような市場／企業中心の民主主義に「ケアも大事である」と付け加えることでは不十分

である、というトロントの指摘だ。そのような付け加えは、未だ社会構造のなかにジェンダー不平等が埋め込まれている状況では、結局はケアを二次的な価値にとどめてしまう。トロントはこれをケアの「封じ込め」と指摘している（トロント・岡野 2020: 94）。このような「つけ加え」は、ケアの倫理がもつ越境的な可能性や社会を根本的に変革する可能性が封じ込められるだけでなく、結局のところ市場の合理性を第一の道德とする観念をさらに強化し、権力の中核にある者たちの特権をまもり現状維持の効果を果たすからだ。そのためにも、まずは市場の合理性を第一の道德的価値とする価値体系や社会構造の限界性とそれらとケアの相容れなさを正視すること、そのうえでケアの営みを再評価していくことが重要である。そのとき、封じ込められ、不可視化されてきた女性たちの声も正面から耳を貸されるようになっていくのではないだろうか。

以上の指摘はあくまで抽象的な言及にとどまっており、今後さらに具体的に検討されていくべきであろう。新たなフェミニズムの展開のなかで、フェミニズムという視点からの社会的公正さについて多くの人が関心をもち言及をするようになった。自己解決的エンパワメントとして作用してしまう現状を変えていくためにも、政治的なものに対する想像力が鍛えられていく必要がある。自身や他者ためのケアの追求、そのためにつながり助け合う社会を求める政治理解を不確かなものとして切り捨てるのではなく、響かせるような政治空間、政治文化への変革が求められている。

## おわりに

本稿では、第2節で、新たなフェミニズムの波の展開を概観し、そこでも、アイコンとなる個人の焦点化や、バックラッシュの個人攻撃などの困難が生じていることを確認した。そして第3節で、日本において女性差別が差別解消や人権問題ではなく、経済成長、経済成長の担い手となる人間の能力開発が第一義的な動機となってきたこと、昨今のフェミニズムも女性たちにとって自己解決のエンパワメントとして作用すること、そこで引き起こされる政治的なもの後退について批判的に論じた。そして第4節では、ケア中心の政治や民主主義の構築を提起するトロントの議論を参照し、「ママの会」で活動する女性たちの政治理解を通して、私たちが自明としてきた政治との距離、そしてエンパワメントを再考していく必要について述べた。

社会はコロナ禍を脱したとは言えず、政治的にも混迷状況が続いている。人間関係や交流の自由だけでなく、社会運動や活動の幅も制限され、ますますの孤立化が危惧される。また感染症への恐怖や命の危機など生活自体が脅かされることによって、政治や社会に対してアクションを起こすことで変化をもたらすことができるという感覚や政治的有効感覚もますます希薄になってしまうことも危惧される。本稿では、「声をあげる」ことへの重要さに突き動かされた人々によってうねるように展開する新たなフェミニズムの盛り上がりが直面する課題とその背景を整理することによって、新たな政治の在り方を構想することの重要性、そのための鍵としてケアの営みの評価の必要性を論じてきた。

だが、本稿ではフェミニズムの盛り上がりや SNS の興隆、そしてそれらが現代社会においていかなる意味をもつのか非常に限られた側面しか取り上げられておらず、政治的なものの像や新たなエンパワメントの在り方も限定的にしか示していない。新自由主義的な思潮の強固さを削り越え出ていくための概念としてこれらを掴むためにも、さらに視点を拡げ理論や実践を総括的考察していくことが求められている。

## 注

- 1) SDGs とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2000年に国連のサミットで採択された「MDGs (エムディー・ジョーズ/ミレニアム開発目標に代わるものとして設定された。2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲット)を掲げる。2015年に国連で採択され、2016年から本格的な取り組みがなされている。
- 2) Twitter や Facebook、Instagram などのソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) だけでなく、インターネット全般や、

クラウドファンディングのサービスなども含む。

- 3) フェミニズムの現象や運動を〇〇波として把握することの疑問も呈されている。また近年の盛り上がりや、1990年代の第3波フェミニズムに続くものとして第4波と呼ぶことについても、議論として定着しているものではない。
- 4) 例えば、2020年に大ヒットとなったドラマシリーズ『クイーンズ・ギャンビット』、映画『オールド・ガード』、『セルフメイドウーマン〜マダム・C・J・ウォーカーの場合〜』、『オーシャンズ8』『セックス・エデュケーション』、リアリティ番組である『クィア・アイ』、『ハーフ・オブ・イット：面白いのはこれから』などが挙げられる。これらのコンテンツはインターネットを通じて手軽に楽しめ、ジェンダーをめぐる関心の拡大に寄与していると考えられる。
- 5) 詳細はフェミ科研費支援の会ホームページ (<https://kaken.fem.jp/>) を参照。
- 6) <https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/18/00190/00116/> を参照。
- 7) FemTech (フェムテック) とは、Female (女性) と Technology (テクノロジー) をかけあわせた造語である。
- 8) 総務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html> (2021年11月25日閲覧)
- 9) 平成22年度版厚生労働白書では、「参加型福祉社会 (ポジティブ・ウェルフェア)」の基本的考え方として以下を示している。「①「機会の平等」の保障のみならず、国民が自らの可能性を引き出し、発揮することを支援すること、②働き方や、介護等の支援が必要になった場合の暮らし方について、本人の自己決定 (自律) を支援すること、③社会的包摂 (Social Inclusion) の考え方に立って、労働市場、地域社会、家庭への参加を保障すること。また、参加型社会保障 (ポジティブ・ウェルフェア) は、経済成長の足を引っ張るものではなく、経済成長の基盤を作る未来への投資である。」
- 10) 筆者のインタビューリストにおける質問「母親であることと、政治的であることはどのようなつながりがあると思いますか？」を指す。

## 参考文献

- 荒木菜穂, 2018, 「日本の草の根フェミニズムにおける「平場の組織論」と女性間の差異の調整」『架橋するフェミニズム——歴史・性・暴力』.
- 浜田敬子・竹下郁子, 2019, 「ネットミソジニ——行き場のない憎しみが女性たちに向かっている」『足をどかしてくれませんか—メディアは女たちの声を届けているか』 亜紀書房.
- 井口紀子, 2019, 「ハッシュタグで繋がるフェミニズム——第四波フェミニズムにおけるソーシャルメディアとインターセクショナリティ」『同志社アメリカ研究』(55) 57-74.
- 菊地夏野, 2018, 『日本のポストフェミニズム 「女子力」とネオリベラリズム』 大月書店.
- 菊地夏野・河野真太郎・田中東子, 2020, 「分断と対峙し、連帯を模索する 日本のフェミニズムとネオリベラリズム」『現代思想』 vol 48-4, 青土社, 8-25, 11.
- 北村紗衣, 2019, 「波を読む 第4波フェミニズムと大衆文化」『現代思想』48(4), 48-56.
- Kittay, Eva Feder, 1999, *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (= 2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 白澤社).
- 久保田真弓, 2005, 「エンパワーメントに見るジェンダー平等と公正——対話の実現に向けて」『国立女性教育会館研究紀要』(9), 27-38.
- 元橋利恵, 2017, 「ケアの倫理からみる日本における母親の反戦・平和運動——『日本母親大会』と『安保関連法に反対するママの会』における母性の役割に注目して——」『ソシオロジ』62(2), 39-57.
- 佐久間裕美子, 2020, 『Weの市民革命』 朝日出版社.
- 竹田恵子, 2021, 「どんな女の子でもどこにだって行ける ハリウッド映画における女性表象」『ガールズ・メディア・スタディーズ』 北樹出版, 2-15.
- 對馬果莉, 2020, 「ケアする人と世界疎外」『同志社グローバルスタディーズ』11号, 195-212頁.
- 庄司育子, 2021, 「政府の骨太方針、成長戦略に書き込まれた『フェムテック推進』」『日経BP』 (<https://project.nikkeibp.co.jp/behealth/atcl/feature/00010/070100066/?P=1> 2021年11月25日閲覧).
- 鈴木奈穂美, 2010, 「エンパワメント概念の潮流と戦略的エンパワーメント政策の弊害」専修大学人文科学研究所『専修大学人文科学研究所月報』246, 1-13.
- 田中東子, 2020, 「感じのいいフェミニズム? ——ポピュラーなものをめぐる、わたしたちの両義性」『現代思想』48(4),

26-33.

Tronto, Joan 著, 岡野八代訳・著, 2021, 『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたちへ』白澤社現代書館.

もとはし りえ 1987年生まれ 大阪大学人間科学研究科社会環境学講座助教を経て2022年4月より同研究科招へい  
研究員。

主な著書

『母性の抑圧と抵抗——ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』見洋書房。

## 第2章 選択的夫婦別姓反対論にみる性差別／ミソジニー ——制度導入“不要”論に着目して——

鈴木 彩加

### はじめに——選択的夫婦別姓導入へのあゆみ

日本で採用されている夫婦同氏制度は、ジェンダー平等の観点からは是正するよう国際社会から求められ続けてきた。民法750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められているが、婚姻時に改姓しているのは圧倒的に妻である。その割合は漸減傾向にはあるものの、2015年時点においても妻が改姓した夫婦は96%を占める<sup>1)</sup>。夫婦の姓をめぐるジェンダー不平等な状況について、国連女性差別撤廃委員会は2003・2009・2016・2018年の4度にわたって日本に是正勧告を出している<sup>2)</sup>。

この状況を改善するため、選択的夫婦別姓制度の導入が1990年代より検討されてきたが<sup>3)</sup>、実現には至っていない。法制審議会民法部会は91年に婚姻制度等を見直すための審議を行い、96年に選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要項」を提言した。法務省はそれを受けて96年および2001年に民法改正案を準備したが、提出には至らなかった。

制度導入を求める声は、年々大きくなっている。後述するが、近時の世論調査の大半では選択的夫婦別姓に「賛成」とする回答が過半数を超えている。これまでも市民運動は各地で展開されてきたが<sup>4)</sup>、2018年頃からは市民団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」によって、制度導入の早期実現を国に求める意見書を地方議会に提出するという活動が展開されている。2021年4月時点では、意見書を可決した地方議会は212にのぼる<sup>5)</sup>。

こうした世論の動向や市民団体の取り組みにもかかわらず反対論は根強く、その状況は司法・立法・行政でも同じである。2015年12月16日の夫婦別姓・再婚禁止期間訴訟において最高裁は、夫婦同氏制度は「合理性がないと断ずるものではない」とする判断を示した<sup>6)</sup>。2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、それまで基本計画で記載されていた「選択的夫婦別姓（別氏）制度」という文言自体が削除され<sup>7)</sup>、「夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、司法の判断も踏まえさらなる検討を進める」という表現に変更された。2021年1月には、自民党国会議員50人が連名で、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を地方議会で可決しないよう求める要望書が、地方議会議員に対して送付されていたことが発覚した<sup>8)</sup>。

選択的夫婦別姓には、制度が導入されれば「家族が崩壊する」「家族の絆が弱まる」といった反論が繰り返し向けられてきた。しかし、90年代以降の日本で検討されてきたのは、「選択的」夫婦別姓制度である。夫婦別姓を希望しない者は従来のように同姓を選べるにもかかわらず、そもそもなぜ反対論が存在するのだろうか。本稿では、朝日新聞社が公開している「夫婦別姓ウェブアンケート」という二次データを用いて、選択的夫婦別姓反対論の論理を明らかにする。

### 1. 誰が・なぜ反対しているのか

#### 1.1 制度導入に対する態度と地域性

選択的夫婦別姓への態度を規定するとして、これまで着目されてきた変数のひとつが地域性である。初期の研究として位置づけられる松本タミ（1997）では、読売新聞社が実施した2つの世論調査データから、賛成／反対の割合と居住地の都市規模（大都市／中都市／小都市／町村）の関連性が分析されている。松本によれば、1991年5月実施分のデータからは、大都市を除くすべてのカテゴリで夫婦別姓への強い抵抗感が示されていたが、96年3月分のデー

タでは、都市規模が大きくなるほど賛成割合が高くなる傾向がみられ、大都市では41.6%、町村では30.7%が賛成だったという。

夫婦別姓に対する態度とはやや異なるが、婚姻時に妻の姓を選ぶ夫婦の割合が相対的に多い地域を、慣習という観点から考察した研究もある。犬飼直彦（2019）は、妻の姓を選ぶ夫婦の割合は、東北地方で高く、西日本では低いという傾向があると指摘する。その要因として犬飼は、姉家督・明治期の婿養子の割合・夫婦の姓に関する意識に着目し、姉家督あるいは婿養子の慣習が存在したとされる地域ほど現代でも妻の姓が選択される傾向があり、妻の姓が選択される割合が高い地域ほど、婚姻時に選択する姓は夫または妻どちらでもよいとする回答が多かったとする。

2021年時点で最も直近に実施された大規模学術調査は、棚村政行と「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」が2020年に実施したものになる<sup>9)</sup>。棚村（2021）は、制度導入に「賛成」とする回答が「反対」の何倍になるかを示す賛否倍率という指標を用いて、このデータを分析している。賛否倍率が高かった地域は、沖縄（10.3倍）・青森（9.4倍）・和歌山（8.8倍）であり、「女性がしっかりして自立している地域、LGBTや多様性への理解がある」という共通点があると棚村は述べている（棚村2021:32）。他方で、賛否倍率が低かった地域は、愛媛（2.4倍）・山口（2.9倍）・新潟（3.0倍）であり、男女共同参画や多様性・同性婚に対する意識が相対的に高くはない「40代・50代の男性の間に男性中心の古い考え方が根強い」地域であるとされる（棚村2021:33）。

地域性に着目した研究をまとめると、都市規模が小さく、妻の姓を夫婦の姓とする慣習がなく、ジェンダー平等に対する理解が低い地域に居住している人ほど、選択的夫婦別姓に否定的な態度を取りやすいということになる。しかし、それに該当しない地域であっても制度導入に反対する人はいるし、該当する地域でも賛成する人もいる。地域性という変数は地域ごとの傾向を把握できるものの、個人の態度形成を十分に説明することはできない。

## 1.2 制度導入に対する態度とイデオロギー

個人に焦点をあてたとき、選択的夫婦別姓への態度を規定するものとして一般的にも学術的にも言及されてきたのは、イデオロギーである。北原零未は、反対派にも様々な立場があることに留意しつつ、以下のように述べる。

ある意味最も分かりやすいのは、「家族の一体感がなくなる」「日本の良き伝統が崩れる」「女性の社会進出が家族崩壊の原因であり、別姓の容認はさらに拍車を掛けることになる」「国家解体運動の一環」「子供がかわいそう」「別姓を認めれば、同性婚も認めるようになる、気持ち悪い」といった右派や保守派の意見で、ほとんどパターン化している（北原2016:249）。

「保守思想の父」と呼ばれるE. パーク（1790 = 1978）がそうであったように、本来の保守主義は一切の制度変更を認めない思想ではないが、選択的夫婦別姓に反対する人びとは一般的に、「保守」派だとされる<sup>10)</sup>。北原が例としてあげている、「家族の一体感」「日本の良き伝統」「国家解体」といったフレーズは、90年代以降の日本社会で「保守」と名指される人びとが好んで使ってきたものでもある。

「保守」だから夫婦別姓に反対するのか、反対するから「保守」と呼ばれるのかの因果関係は慎重に検証する必要があるが<sup>11)</sup>、いずれにせよ反対派の主張における柱となってきたのが「家族」である。これは90年代から見られる傾向である。読売新聞社が96年3月に実施した世論調査でも、「反対」と回答した人びとがあげた理由は、夫婦や家族の一体感が薄れるから（58.6%）、子どもの姓を決めるときにトラブルが起りやすいから（43.3%）、夫婦同姓はすでに定着した制度だから（28.5%）、夫婦や家族であることが他の人にわかりにくいから（27.9%）、となっており、「家族の一体感」や子どもに関連する事柄が多かった。

新聞紙上での選択的夫婦別姓の報じられ方を分析した先行研究においても、反対論では「家族」に焦点が当てられていることが指摘されている。朝日新聞・毎日新聞・読売新聞における選択的夫婦別姓の報じられ方を分析した石山玲子（2009）によれば、1987年から94年7月まで、夫婦別姓は「女性の権利」「男女平等」という論調で好意的

に報じられていたが、96年頃からは反対の立場の記事が目立つようになり、その際に論じられるようになったのが「家族尊重」だったという<sup>12)</sup>。また、高木幸子(2019)は、朝日新聞・毎日新聞・産経新聞・読売新聞の読者投稿記事を対象とした計量テキスト分析を行っている。それによれば、選択的夫婦別姓に賛成の立場では「別姓」「認める」「人」といった単語が頻出し、個人の権利が重視されている一方、反対の立場では「家族」「子ども」「親」「制度」「日本」が頻出単語となっており、子どもの姓、日本の伝統、家父長制度などが重視されていたという。

ただ、この「家族の一体感」や「家族尊重」といったフレーズは、必ずしも選択的夫婦別姓をめぐる議論のなかから形成されたわけではない。「保守系」メディアの代表格とされる産経新聞に掲載されたジェンダー関連記事を分析した和田悠・井上恵美子によると、たしかに同紙でも96年頃から『『伝統的』な家族の価値が浮上』するようになったが(和田・井上 2010: 75)、このフレーズを用いて選択的夫婦別姓が論じられるようになったのは、それ以降のことだという<sup>13)</sup>。

このように、先行研究において選択的夫婦別姓反対派は「家族」を軸とした主張を展開していることが明らかにされてきたが、ここで疑問が生じる。夫婦の希望によって別姓か同姓かを選択可能な制度ならば、夫婦あるいは親子で姓が異なると「家族の一体感」が損なわれると危惧する夫婦は、同姓を選べばよい。「選択的」であるにもかかわらず、これらの人びとはなぜ制度導入に反対するのだろうか。この点に関して、先述の和田・井上は、産経新聞の報道には「女性を自己決定の主体としてみとめない徹底した女性差別の視点」があったとも述べている(和田・井上 2010: 79)。しかし、女性の自己決定権が反対派の論理のなかで具体的にどのようにして無効化されるのかは、明らかにされていない。

## 2. データの概要

### 2.1 「夫婦別姓ウェブアンケート」

上記の問いを明らかにするため、選択的夫婦別姓反対派のテキスト分析を行った。使用したデータは、朝日新聞社が実施した「夫婦別姓ウェブアンケート」(以下、ウェブアンケートと略記)である。このアンケートは、朝日新聞DIGITALの「フォーラム」ページで募集・公開されたものである。「フォーラム」では社会問題に関する意見が定期的に募集されており、回答希望者はプリコード型と自由記述がセットになった設問に答える。募集期間が過ぎると、集計結果は一般公開される。「フォーラム」の趣旨は、「ここは、みなさまの議論の広場です。その議論に記者が参加させていただき、集まった声をもとに新しいニュースを探ります」と説明されている<sup>14)</sup>。「出生前診断へのお考えをお聞かせください」「コロナ下の運動部活動、どうする?」などのように、幅広いテーマが扱われている。集計結果をもとに記事が書かれることもあり、「嫁、主人、家…あなたはどう思いますか?」<sup>15)</sup>というテーマで意見募集がされた際は、その後に「『家』制度なくなったのに…嫁、主人、家父長制・結婚後の現実」<sup>16)</sup>という記事が書かれていた。ウェブアンケートは、「夫婦の姓、どう考えますか?」というテーマで2020年12月24日から2021年1月7日19時まで意見が募集されていたものである。趣旨については、以下のように記されていた。

いまの法律では、結婚する男女のどちらかが相手の姓(名字)に合わせ、夫婦が同じ姓になります。望めば結婚後もそれぞれの姓でいられる「選択的夫婦別姓」は久しく検討課題となってきました。いま再び政治や司法の場で議論が動き出しています。姓をどうするかは個人の生き方にかかわります。あなたはどう思いますか<sup>17)</sup>。

このテーマは、「フォーラム」でこれまで募集掲載されてきたもののなかでもとりわけ反響が大きかった。集計結果をまとめて2021年1月17日と24日の2回にわたって記事が掲載されており<sup>18)</sup>、「過去最多の4倍、1万9千余りの声が集まりました」と報じられている<sup>19)</sup>。実際、ウェブアンケートの前後に掲載されていたテーマ20件の回答数の平均は1,871.7件であり、ウェブアンケートの回答数はその約10倍ということになる。

反響が大きかった理由は2つある。第一に、意見募集が行われていた期間中、先述した「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたことである。メディアで大きく報道され、選択的夫婦別姓への世論の関心が高まっていた時期だった。第二に、SNSで拡散されたことも回答数の増加につながったと考えられる。早川タダノリによれば、2021年1月に入ってから「数万人のフォロワーを擁するネット右翼アカウントによって」ウェブアンケートへの回答協力が呼びかけられていたという（早川 2021: 47）。

分析データは、ウェブアンケートの集計結果として一般公開されているものから収集した。「フォーラム」ではいづれのテーマも、「みんなの意見」として回答結果が閲覧できるようになっている。公開されているのは回答者の自由記述に加えて、居住地・性別・年齢・選んだ選択肢である。このうち、選択的夫婦別姓に「反対」と回答したケースを収集し、コーディングした。ただし、回答はすべて公開されているわけではなく、「誹謗中傷、いやがらせ、差別、暴力的な表現」など「朝日新聞社が不適切だと判断したコメント」は非公開とする方針が取られている<sup>20)</sup>。また、重複していることが明らかなケース<sup>21)</sup>、年齢を「10才未満」「90才以上」と回答しているケース<sup>22)</sup>は除外した。件数は合計8,605件であり、自由記述の平均文字数は56.31字だった。選択的夫婦別姓に「賛成」「どちらともいえない」と回答したケースも含めると、全体の平均文字数は84.62字であり、「反対」と回答したケースの記述量はやや少ない傾向にある。

## 2.2 データの傾向と特徴

分析に入る前に、「賛成」「どちらともいえない」とした回答も含めたウェブアンケート全体の傾向を概観する。有効件数は17,018件であり、性別は男性5,973件(35.1%)、女性10,082件(59.2%)、その他(どちらでもない・決めたくない)963件(5.7%)だった。「女性」と回答した者が6割を占めている。年齢は多い順に、30代4,770件(28.0%)、40代4,085件(24.0%)、20代3,833件(22.5%)となっており、20代から40代までで7割を占める。居住地に関しては、東京都が4,791件(28.2%)と最も多く、次いで神奈川県1,685(9.9%)、大阪府1,287(7.4%)、埼玉県978件(5.7%)だった。大都市圏居住者の回答が多く、とくに東京都だけで全体の3割弱となっている<sup>23)</sup>。

選択的夫婦別姓への態度は、「賛成」8,208件(48.2%)、「反対」8,605件(50.6%)、「どちらともいえない」205件(1.2%)だった。直近の世論調査をみると、時事通信世論調査(2021年1月8～11日実施)では賛成50.7%・反対25.5%<sup>24)</sup>、朝日新聞世論調査(2020年1月25～26日実施)では賛成69%・反対24%<sup>25)</sup>となっており、ウェブアンケートは選択的夫婦別姓に「反対」とする回答割合がかなり多いことが分かる。

選択的夫婦別姓に対する態度と性別・年齢の内訳を表1に示した。「賛成」と回答しているのは圧倒的に女性が多く、男性は15.7%のみである。年齢のボリュームゾーンは20代・30代で、この世代だけで7割近くを占める。他方で、

表1 選択的夫婦別姓に対する態度と性別・年齢の内訳

	賛成	反対	どちらともいえない
性別			
男性	1286 (15.7)	4599 (53.4)	88 (42.9)
女性	6325 (77.1)	3657 (42.5)	100 (48.8)
その他	597 (7.3)	349 (4.1)	17 (8.3)
年齢			
10代	229 (2.8)	117 (2.1)	7 (3.4)
20代	2853 (34.8)	933 (10.8)	47 (22.9)
30代	2809 (34.2)	1922 (22.3)	39 (19.0)
40代	1324 (16.1)	2698 (31.4)	63 (30.7)
50代	812 (9.9)	2207 (25.6)	44 (21.5)
60代	166 (2.0)	607 (7.1)	4 (2.0)
70代	13 (0.1)	58 (0.7)	1 (0.5)
80代	2 (0.02)	3 (0.03)	0 (0)

注) 括弧内の数値は列に対するパーセント

「反対」と回答したのは、「賛成」ほど男女差はみられないものの男性が53.4%と過半数を占めていた。年齢は40代が31.4%、50代が25.6%となっており、「賛成」よりも年齢層はやや上である。

先行研究が着目してきた地域性については、一貫した傾向性は見いだせなかった。賛成が反対を上回っていた都道府県は、長野県（61.0%）・東京都（57.3%）・京都府（56.0%）・新潟県（55.3%）・沖縄県（53.7%）・鳥取県（52.5%）・埼玉県（50.4%）・奈良県（50.5%）のみであった。

以上をふまえると、ウェブアンケートは近時の世論調査・意識調査よりも選択的夫婦別姓に「反対」と回答したケースが多いことがわかる。こうした偏りのあるデータから得られた分析結果を一般化することは難しいが、本稿の目的である反対派の論理を析出するに足るデータが揃っている可能性が高いと考えることもできる。また、先行研究の多くは新聞記事をデータとしてきたが、ウェブアンケートの場合は編集者による関与が紙面よりも限定的だと考えられるため、より攻撃的・差別的な主張も観察できると推測される。とくに「反対」と回答したケースは、自由記述の平均文字数が少なく論理展開が不明瞭であることも予測されるが、乱雑な文章であっても「選択的」夫婦別姓に反対する論理を析出することは可能だと考える。

ただし、ウェブアンケートをデータにすることは限界もある。分析に関わる問題点としては、二次データであるがゆえに回答者の属性に関する情報が不足していることがあげられる。例えば、回答者の学歴・職業・子どもの有無・国籍等に関しては設問自体が無いため入手不可能である。また、既婚か独身かの区別は可能だが、自由記述で明記されている場合をのぞき、既婚であっても初婚か再婚か、独身の場合は離死別を経ての独身なのかどうかは、このデータからは明らかにできない。

### 3. 選択的夫婦別姓“不要”論

#### 3.1 “必要ない”という言説

反対派の論理を自由記述から明らかにするため、まずはKHcoderを用いて態度別の特徴語10語を抽出した（表2）。表内の数値はJaccard係数である。この係数は0から1までの値をとり、1に近いほど関連が強い（この場合は選択的夫婦別姓への態度との関連）ことを示す。「賛成」では「姓」「思う」「選択」「結婚」といった語が抽出された。「どちらともいえない」に関しては、いずれの語も数値が低い。そもそも該当ケースが少ない（205件）ことに加えて、自由記述の内容も態度保留か「反対」とほぼ同じなど、一定の傾向が見られなかったためだと考えられる。「反対」では、「夫婦別姓」「家族」「日本」「戸籍」「制度」が上位の特徴語として抽出された。この結果は、先述の高木（2019）ともある程度共通している。表3は、高木が抽出した反対派の特徴語と比較したものである。「家族」「日本」「制度」「子供」「別姓/夫婦別姓」<sup>26)</sup>は共通しているが、ウェブアンケートで抽出されなかった語には「女性」「思う」「問題」「言う」などがあり、逆にウェブアンケートのみで抽出されたのが「戸籍」「必要」「反対」「名乗る」「旧姓」という

表2 選択的夫婦別姓制度に対する態度別特徴語

	賛成		反対		どちらともいえない
姓	.378	夫婦別姓	.231	議論	.025
思う	.352	家族	.207	ある程度	.023
選択	.335	日本	.196	配慮	.021
結婚	.310	戸籍	.174	通称	.021
変える	.250	制度	.150	子ども	.020
人	.231	必要	.144	周り	.019
自分	.216	反対	.134	難しい	.019
女性	.166	子供	.111	争い	.018
別姓	.158	名乗る	.109	使用	.018
手続き	.158	旧姓	.107	好き	.018

表3 選択的夫婦別姓「反対」派の特徴語 10 語比較

高木 (2019)		ウェブアンケート	
家族	.234	夫婦別姓	.231
女性	.216	家族	.207
子供	.213	日本	.196
思う	.179	戸籍	.174
別姓	.175	制度	.150
問題	.173	必要	.144
言う	.172	反対	.134
親	.164	子供	.111
制度	.162	名乗る	.109
日本	.157	旧姓	.107

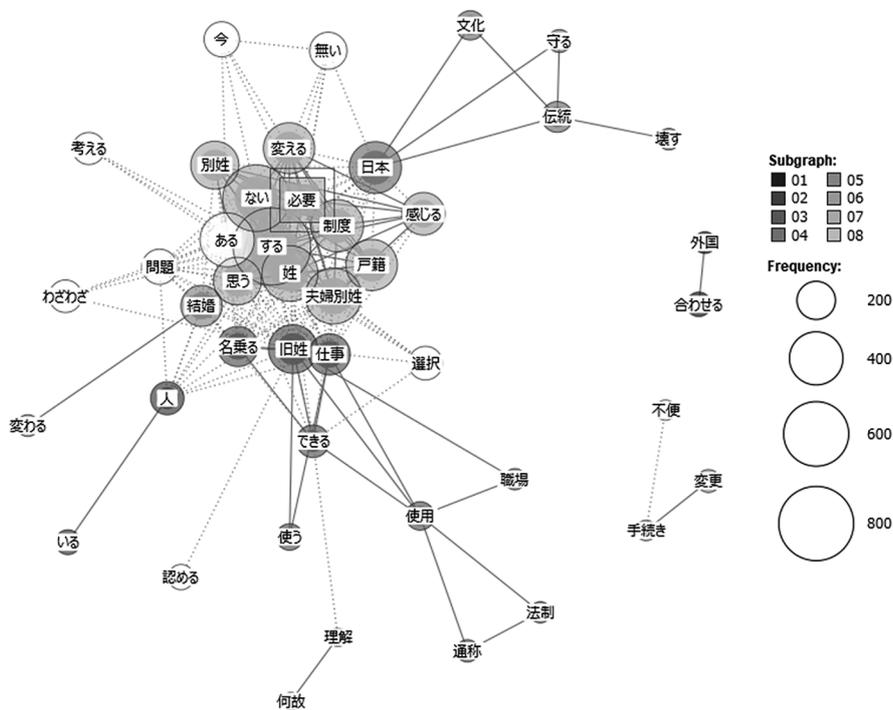


図1 「必要」を中心とした共起ネットワーク

語だった。「戸籍」に関しては、選択的夫婦別姓反対派は戸籍制度の廃止を危惧していると指摘されてきたこともあり、特徴語として抽出されたことは予測の範囲である。しかし、その「戸籍」に次いでウェブアンケートのみで抽出されている語が「必要」というのはなぜだろうか。

「必要」という語がどのような文脈で用いられているのかを探るため、KHcoderで関連語検索を行った。図1は、描画する共起関係を上位150語としたときの「必要」を中心とした共起ネットワークである<sup>27)</sup>。「必要」という語と結びつきが強いのは「する」「ない」「制度」「変える」となっており、「必要ない」という否定の文脈で頻繁に用いられていることが推測される。

図1の右上には、「日本」を起点として「文化」「伝統」「守る」「壊す」という語の結びつきが示されている。これらは、反対派の主張として知られている「日本の伝統を守る」あるいは「(選択的夫婦別姓は)日本の伝統を壊す」といた主張を反映していると考えられる。しかし、「必要」という語を中心に据えると、「日本」を起点とする一連の語は一部分に過ぎず、「必要」という語を用いて従来想定されてきた反対派の主張とは異なる主張が展開されてい

る可能性がある。「必要」という語で反対派は選択的夫婦別姓にどのような論理で反対しているのだろうか。そして、なぜ「必要」という語が用いられているのだろうか。

「必要」という語に着目して自由記述をみると、選択的夫婦別姓は①国、②法/社会、③個人、という3つのレベルで「必要ではない」とする“不要”論が展開されていることがわかった。そこで以下では、それぞれのレベルで選択的夫婦別姓がどのようにして「必要ではない」と論じられているのかをみていく。

### 3.2 日本にとっての“不要”論

第一の“不要”論は、選択的夫婦別姓は「日本にとって必要ない」とするものである。「夫婦別姓など日本には不必要」（男性・50代・既婚）、「日本の伝統はこれからも守るべきと考える。無理に変える必要はない」（男性・50代・独身）などがその典型例だが、反対派の一般的なイメージに近い主張が展開されている。

こうした“不要”論は、賛成派の主張を念頭に置いているようである。「よそ（外国）はよそ（外国）、うち（日本）はうち（日本）」（男性・60代・独身）、「外国の制度に倣う必要なし。日本は日本らしく独自の制度で良い」（女性・60代・既婚）といったように、他国と比較したうえでの日本の独自性が重視されている。これらは、夫婦別姓は国際的潮流に叶うものだとする賛成派の主張に反論する、という意図があると考えられる。

国レベルの“不要”論には、新聞記事を分析データとした先行研究では析出されていなかった排外主義的の主張もみられた。その際、とくに言及されているのが中国と韓国だったが、単に両国への嫌悪感が表明されているにとどまらない。例えば、「別姓をいう時、中国や韓国を例にする人が多いが、両国とも決して男女平等の観点からの制度ではなく女性蔑視からきている」（男性・70代・独身）というように、中国や韓国は男女平等であるために夫婦別姓制度を採用しているのではなく、「女性を男性側の家族に入れず、排除するという考え」（女性・50代・既婚/旧姓使用）にもとづいているのだと主張されている。

こうした排外主義的言説が流入している原因は、2点あるように思われる。第一に、このアンケートがウェブ上で実施され、制度導入に否定的なアカウントから回答への呼びかけがあったことである。これによって、日頃から排外主義的言説と親和的で、朝日新聞社に敵対的な姿勢を有する人びとの回答が促されたと考えられる。第二に、用語の混乱があげられる。これに該当するのは、「事実婚も通名も認められているのに、何で今更別姓を盛り込む必要がありますか？」（女性・70代・既婚）というような記述である。「通名」とあるが、こうした記述では職場での「旧姓」使用と「通名」が混同されている。そして、この「通名」という語から派生して、「伝統と文化を守るべき。通名など犯罪の温床にしかならないため、在日外国人を含め禁止すべき」（男性・40代・独身）というように、選択的夫婦別姓に全く言及していない回答もみられた。

### 3.3 法/社会にとっての“不要”論

第二の“不要”論は、選択的夫婦別姓は法/社会にとって「必要ない」とするものである。「夫婦別姓など全く必要がない。今まで問題なく続いてきている制度をわざわざ変えてまでそれを行う意味が分かりません」（男性・60代・既婚、強調は筆者による。以下同様）というように、現行法制度の変更に対する嫌悪感が表明されている記述がこれに該当する。

法/社会レベルの“不要”論では、選択的夫婦別姓の必要性を退ける2つの論理が展開されている。第一の論理は、「自分の周囲には困っている人がいない」というものだ。例えば、「男女問わず選択的夫婦別姓を求める声は周りにはまったくない」（男性・40代・独身）、「周りの人々をみても多くの人は現状不便を感じているとは思えない」（女性・50代・独身）というように、身近に別姓希望者がいないことが、導入を疑問視する論拠とされている。

この記述と表裏関係にあるのが、賛成派は極めて少数で、かつ、社会的に逸脱した人だとする語りである。「普通の人は夫婦別姓を望んでいない」（女性・70代・独身）、「日本人なら別姓は受け入れられない人が多数だと思う」（女性・40代・独身）というように、夫婦別姓制度を望む人は少数派であるだけでなく、「普通の人」ではないとラベリ

ングされている。そして、「一部のマイノリティの為に多数派が混乱してしまう制度に改める必要があるのでしょうか?」(男性・70代・独身)、「ゴネてる一部の人の為にわざわざ法を改正するのはおかしい」(男性・30代・独身)として、少数派のために法制度を変更することに疑問が呈されている。

第二の論理は、新たな制度を導入せずとも現行制度や慣習で対応可能とするものである。その際に代替案として提示されているのが、職場での旧姓使用と「事実婚」である。職場での旧姓使用に関しては、例えば、「職場で旧姓使用できてるのに法制化する意図に疑問を感じる」(男性・60代・既婚)、「現状、職場では選択的夫婦別姓が適用されており、運用も問題なくできている。法制化する必要性は全く見当たらない」(男性・60代・既婚/旧姓使用)といった記述が頻出する<sup>28)</sup>。事実婚に関しても、「今の時代事実婚が公に認知されているのだから、性をどうするかは自己判断」(男性・30代・独身)のように、姓を変更したくないならば法律婚ではなく事実婚にするべきだと論じられている。

代替可能な制度や慣習を利用するのではなく、個人が現行制度に生き方を合わせるべきだという主張もみられた。これには、「既に男性側の姓も女性側の姓も選べるのに、別姓の必要はな」く(男性・60代・既婚)、「夫婦話し合っ一つ結論を導き出せばよい」(女性・40代・既婚)といった記述が該当する。なかには、「夫婦の姓は夫婦で決めればいい話。社会問題化しないでほしい」(男性・60代・既婚)というように、夫婦別姓はそもそも議論するに値しないと回答もあった。また、「姓が変わるのがイヤなら結婚しなければいい」(女性・70代・既婚)、「どうしても自分の旧姓にこだわるなら入籍しなければいいだけの話」(女性・50代・独身)など、「結婚しなければいい」とする主張も展開されていた。

反対派の主張として知られている「子どもがかわいそう」という主張は、法/社会レベルの“不要”論に位置づけられる。すなわち、生まれながらの姓を維持したいならばそれを可能にする制度は既に存在しており、大人はそれを「自分の意志で」選ぶことができるが、子どもはそうではない、という論理である。「夫婦別姓に反対です。将来子供が産まれたとき、どちらの姓を名乗るかで子供に大きな負担を背負わせてしまうからです」(女性・40代・独身)、「夫婦の姓ばかりが議論されがちだが、生まれてくる子供の姓をどうするか議論がまるで聞こえてこない」(男性・60代・既婚)といった記述からは、夫婦別姓という選択は「生まれてくる子供」への「大きな負担」となると考えられていることが分かる。

### 3.4 個人にとっての“不要”論

最後の“不要”論は、選択的夫婦別姓が「必要ない」ことを個人レベルで論じている記述になる。これに該当するのは、回答者個人の経験談や体験談が書かれているものだ。例として、以下のような記述があげられる。

仕事等で便宜上旧姓を名乗ってきたが、特別不便に感じたことはないし、もちろん必要性も感じたことがない。家族は同じ姓名ということに一体感を感じており、とても好きだ。これまでの慣習を変えたくない人の意見も尊重して欲しい(女性・60代・既婚)。

ここでは、実際に改姓を経験したが、自分の場合は不都合がなかったため選択的夫婦別姓は不要だと論じられている。こうした体験談の多くは、改姓したことに満足していることを強調するが、「たしかに結婚したあとの手続きは面倒だったけど、夫の姓になる時、婚家のお母さんが、お嫁に来てくれてありがとうって迎え入れてくれたのが嬉しかった」(女性・50代・既婚)というように、なかには改姓手続きの煩雑さに言及しているものもあった。

回答者のジェンダーに着目した際、女性と男性の記述にはそれぞれ特徴がみられた。まず、女性による回答のみに見られたのが、自身の幼少期の思い出に関する語りである。例として、「子どもの頃、好きな人の苗字を自分の名の前に書き微笑んでいた事をよく思い出す」(女性・50代・既婚)、「昔から好きな人ができると、その人の名字と自分の名前をこっそりあわせて楽しんでいました」(女性・50代・既婚)といった記述があげられる。こうした語りから

は、いずれ結婚して名字を変えるのは女性である自分なのだということが幼少期から想定されており、それが「遊び」の形で日常生活に取り入れられていたことがわかる。

婚姻時に改姓した者の9割が女性であることを踏まえると、こうした体験談をそもそも綴ることができるのは女性の方が多くなる。しかし、なかには男性でも個人レベルの“不要”論を記していたケースもみられた。男性のみにみられた語りは2種類ある。ひとつは、いわゆる「婿養子」となった体験談である。「私自身が婿養子で名字を変えて諸手続きをしましたが、何の困難も支障ありません。もちろん仕事上も何の問題ありません」（男性・70代・既婚）、「婿養子だが、何の不自由もない」（男性・80代・既婚）などがその例である。「婿養子」という言葉を用いて、男性でありながら改姓していることが強調されている。今ひとつは、自己と他者の境界線が不明瞭な語りである。ここで言う「他者」とは、「私も妻も夫婦別姓にしたいという思いは微塵も無い」（男性・50代・既婚）、「妻も姓を変えてよかったですと言っています」（男性・50代・既婚）などのように妻であることもあれば、「旧姓使用の希望（ビジネスネーム）に会社側が対応して仕事している女性の方もたくさんいる。不都合を聞いたことがない」（男性・50代・既婚）というように、職場の女性であることもあった。

## 4. ジェンダー化されたニーズを否定する論理

### 4.1 “不要”論の特殊性

「必要ない」という言葉に着目して選択的夫婦別姓反対派の自由記述をみてきたが、この“不要”論は先行研究で指摘されてきた反対派の主張は異なる側面を持つように思われる。単に戸籍制度や家制度を重視しているだけならば、例えば次のような記述で事足りる。「戸籍、夫婦同姓は昔から続いてきた日本の文化です。夫婦別姓断固反対！」（女性・60代・既婚）。この記述では、戸籍制度が価値あるものだということが直接的に訴えられている。

これに対して、“不要”論の場合は選択的夫婦別姓制度が必要だとする声そのものを過小評価する論理構成を取る。たとえ自身が改姓をし、それに伴う多少の不便さはありながら現状に満足しているとしても、そうした経験を他者が全く同じように受容しているとは限らない。“不要”論にはこうした「異なる他者」の視点はない。むしろ、積極的に排除されているともいえる。そうした「他者」の声は取るに足らないものであり、新たな制度を導入せずとも対応可能であるため、「必要ない」とされている。現行制度から何らかの不都合や不利益が生じているために、それらを修正した新たな制度を必要とする声＝ニーズを退けるこの“不要”論は、それでは一体何であると考えられることができるだろうか。

### 4.2 性差別とミソジニー

選択的夫婦別姓“不要”論は、一見すると不寛容の現れとみならずともできるかもしれない。自分とは異なる他者のニーズに耳を傾けることすらせず、「必要ない」と一方的に断言することは、確かに不寛容な態度である。しかし、不寛容の一形態として“不要”論をとらえることは、重要な点を見落としてしまうことにつながる。この“不要”論が、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる議論という、ジェンダーに密接に結びついた議論のなかで展開されていることの意味を、十分に汲み取ることができないのだ。

選択的夫婦別姓を希求することは、ジェンダー化されたニーズだといえる。長年にわたって婚姻時に改姓してきたのは女性であり、改姓に伴う手続きの不便さ、アイデンティティの喪失、キャリアの断絶、生まれながらの姓を名乗り続けたいという望みが叶わない現実を経験してきたのは、一義的に女性である。もちろん、前節で「婿養子」の語りを取り上げたように、改姓を経験した男性もいる。昨今では、改姓した男性からも選択的夫婦別姓を求める声が積極的にあがるようになってきた<sup>29)</sup>。しかし、夫婦別姓が社会的・政治的課題として浮上した当初から今日まで、その導入を訴え続け、職場での旧姓使用を実現してきたのは主として女性だった。

そうしたニーズを退ける“不要”論は、それでは性差別なのかということ、性差別でありつつもそれとは異なる側面

もあるように思われる。例えば、以下の記述を“不要”論と比較してほしい。

男性のところに女性が嫁入りすると云う従来の家制度の考え方にこそ至高の日本像があるのである。別姓どころか女性が常に改姓するべきと考える。このアンケートも男性による回答に限るべきであるし、若者の未熟なる回答は除外する必要がある。女性が男性と同等の権利を持っていると気づいてしまっただけでは困る。(男性・80代・独身)

家制度への復古を唱え、議論する資格を男性のみに限ろうとするこの回答は、家父長的であると同時に性差別的でもある。しかし、この語りが“不要”論とは異なるのは、回答者にとって望ましい社会体制や社会秩序が提示されている点である。この語りでは、年配の男性が物事を決定する権利を持ち、家制度にもとづいた社会あるいは国家が望ましいとされていることがわかる。それに対して“不要”論の場合、国・法/社会・個人いずれのレベルの語りにおいても、現状維持への志向性を読み解くことはできるが、回答者自身がどのような国あるいは社会が望ましいと考えているのかをうかがい知ることはできない。

合衆国のフェミニスト哲学者であるケイト・マン (2018 = 2019) による性差別主義とミソジニーの議論は、この“不要”論を理解するうえで有益である。ミソジニーは従来、「女性に対する嫌悪感、敵対心」という意味で使われてきたが、個人の心理に焦点を当てていたため社会分析のツールとして用いることは困難だった。マンは、そうした辞書的定義をミソジニーの「素朴理解」と呼んでおり、ミソジニーは「政治的現象として理解するのが最も生産的」だとする (Manne 2018=2019: 60)。

ミソジニーの概念的再構成をするうえで、マンは性差別主義 (sexism) とミソジニーを明確に区別する。マンによれば、両者は「家父長制的社会秩序を維持または回復するという目的」は共有しているが (Manne 2018=2019: 119)、その作用の仕方は異なるとする。

ミソジニーは、家父長制の遵守を監視しパトロールすることによって、その社会規範を下支えする。他方、性差別主義はそうした規範を正当化することに仕える (Manne 2018=2019: 128, 強調は原文ママ)。

性差別主義は、家父長制的社会秩序を正当化するためのイデオロギーを提供し、人びとの「理性に訴えかけ」ようとする (Manne 2018=2019: 199)。他方で、ミソジニーは家父長制的社会秩序を変えようとする人びと(とくに女性)や、逸脱している人びとを監視し、ときには制裁を加えることで、家父長制的社会秩序を維持するよう作用するのである。

マンによる性差別主義とミソジニーの定義に倣うと、選択的夫婦別姓“不要”論がもとづいているのは、性差別ではなくミソジニーである。“不要”論は、生まれながらの姓を名乗り続けたいというジェンダー化されたニーズに耳を傾けないというだけでなく、価値そのものを切り下げる。夫婦同氏制度に適應している自己よりも、また、「日本」という国よりもそのニーズの優先順位は低められている。それどころか、夫婦の姓が異なることは「将来子供が産まれた時」「生まれてくる子供」が困るという前節でみた記述では、いま不利益を被っている人よりも、いまだ生まれていない子どもの方が優先されている。

一方で、“不要”論は女性の語りのなかでもみられたが、それはある意味で当然の帰結でもある。ミソジニーは「男にとっては『女性蔑視』、女にとっては『自己嫌悪』」と上野千鶴子が指摘しているように (上野 2010: 8)、女性もまたミソジニーを支えている。個人レベルの“不要”論では、幼少期の「遊び」に言及する女性の回答がみられた。そうした「遊び」をしたことがあるのは反対派の女性に限られないだろう。好意を寄せる人の名字に自分の名前を書き足す「遊び」の他にも、将来改姓することを想定して女性の場合のみ名字ではなく名前前で印鑑を作るなど、「遊び」や一見すると利便性を考慮した「習慣」を通して、女性たちの多くはいつかは自分が改姓することを想定しながら生活している。同性でありながら自分が受け入れたものを拒否している人がいるならば、嫌悪や拒絶といった感情は男性より強く引き起こされてもおかしくはない。

選択的夫婦別姓“不要”論では、「選択的」であるか否かは重要ではない。夫婦同姓という家父長制度を揺るがそうとする「女性」たちのニーズは、「わざわざ」法律を変えてまで聴く「必要のない」ニーズだと考えているがゆえに、「選択的」夫婦別姓に反対しているのである。

## おわりに——ミソジニーに加担しない議論のために

本稿では、ミソジニーという概念を導入して選択的夫婦別姓反対派の記述を考察してきた。その結果、夫婦別姓というジェンダー化されたニーズはそもそも聴かれておらず、ニーズ自体が過小評価されていることが明らかとなった。ジェンダー化されたニーズは、当然のことながら選択的夫婦別姓の他にも膨大な数が存在する。合衆国の政治学者であるロビン・ルブランは、日本の生活者運動を対象にしたフィールドワークのなかで「ほかの人びとを世話するという役割は、どうしてそれほどにも軽く見られるのだろうか」という問いを提起しており（LeBlanc 1999=2012: 233）、他者をケアするという営みやその責任を負っている人に関しても、同様の事象がみられることが指摘されている。

フェミニズム運動および研究では、女性の声が社会や政治においてなぜ/どのようにして「聴かれない」のかということについて国際的に関心が高まっている。西洋文学・芸術を紐解き、女性がいかにして沈黙させられてきたのかを示したメアリー・ピアードの *Women and Power*（邦題『舌を抜かれる女たち』）は、英国ガーディアン紙の〈21世紀の100〉冊に選ばれるなどの高い評価を受けた。女性の沈黙をめぐるレベッカ・ソルニットによる一連の論稿（Solnit 2014=2018; 2017=2020）や、先述したマンによるミソジニーの研究も、この文脈に位置づけることができるだろう。こうした新たに勃興してきたフェミニズムの議論に対して本稿は、分析ツールとしてのミソジニーの有用性と、言説レベルでのミソジニーの作用の一例を提示しえたのではないかと考える。

ふり返ってみると、選択的夫婦別姓をめぐる議論の主軸は賛成派のなかでも変化してきた。かつては、男女平等やアイデンティティといった観点から論じられることが多かったが、近年では「選択」がひとつの焦点となっている。「選択」に比重が置かれるようになったのは、「男女平等」や「女性の権利」という主張にはいつの時代も反感や抵抗感がつきまどってきたため、そうした論点を背景させた方が選択的夫婦別姓を積極的には支持しない、あるいは自分は夫婦同姓がよいと考えている人びとにもアピールできる可能性がある、という意図があるのだろう。

しかし、もともとジェンダーとの結びつきが深く、それゆえに長らく放置されてきた社会的課題を脱ジェンダー化することには慎重になる必要がある。安易な脱ジェンダー化は、ジェンダー化されたニーズの価値を評価しないという、本稿で論じてきたミソジニーにもとづく“不要”論と紙一重である。脱ジェンダー化した議論を展開し、それが選択的夫婦別姓制度の導入へと結実したとしても、その先に道が続いているのかは疑問だ。なぜなら、〈私たち〉が苦しみ、悔しい思いをし、不利益を強いられ、諦めたり、想像することすらできなかつたりしながらも、それぞれの場所で抗っているのは、夫婦の姓をめぐる問題だけではないからである。

### [注]

- 1) 厚生労働省「平成28年度人口動態統計特殊報告」。
- 2) 外務省は2018年12月に夫婦別姓あるいは旧姓使用の法制化を求める見解文書を受領していたが、2年にわたって担当官庁の内閣府男女共同参画局に報告していなかった（東京新聞、2021、「夫婦別姓を勧告した国連文書、外務省が2年以上放置…公表せず」、東京新聞 TOKYO Web、2021年3月25日取得、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/93353>）。
- 3) 法律用語としては「氏」が用いられるが、本稿では社会で広く用いられている「姓」という言葉を基本的に用いる。夫婦の姓をめぐる歴史および法制度の変遷については、久武綾子（1988・2003）を参照。
- 4) 選択的夫婦別姓制度の実現を求める市民団体については、Shin Ki-young（2004）および Linda White（2019）を参照。なお、

本書に収録されているコラム「フェミニズムとわたし」でも、自身の体験をもとにした結婚と姓の問題が論じられている。

- 5) 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, 2021, 「選択的夫婦別姓・全国陳情アクションとは?」, 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, (2021年4月28日取得, <https://chinjyo-action.com/>)。
- 6) この判決内容については法学者を中心に数多くの論稿が書かれている。大谷美紀子(2016)・杉田夕花(2018)・二宮周平(2018)・笹川あゆみ(2019)・富田哲(2020)などを参照。
- 7) 第4次男女共同参画基本計画では、「第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」の具体的取り組みとして「選択的夫婦別氏制度の導入」が明記されていた。
- 8) 東京新聞, 2021, 「夫婦別姓『賛同しないで』丸川担当相が連名、自民有志が地方議会に要望書」, 東京新聞 TOKYO Web, (2021年2月25日取得, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/87922>)。
- 9) 棚村政行・選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, 2020, 「20～50代の7割が賛成! 47都道府県『選択的夫婦別姓』全国意識調査の概要」, 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション, (2021年9月4日取得, <https://chinjyo-action.com/47prefectures-survey/#toc5>)。
- 10) 金野美奈子は、選択的夫婦別姓や同性婚などのオルタナティブな家族をめぐる議論の対立構図を、「家族の多様化をめざすリベラル」/「家族の本質を守ろうとする伝統主義」と呼んでいる(金野2015: 18)。変化を拒むという意味では、選択的夫婦別姓反対派に対して持たれているイメージは、「保守主義」ではなく「伝統主義」と呼んだ方が近い。
- 11) 選択的夫婦別姓の議論をいわゆる「保守」/「リベラル」の構図で捉えることの問題点も指摘されている。阪井裕一郎(2021)は、選択的夫婦別姓の議論には複数の対立軸が存在することを指摘している。阪井によれば、A) 夫婦同姓原則、B) 夫婦別姓法制化に賛成、C) 戸籍制度廃止、D) 戸籍制度廃止かつ夫婦別姓法制化に賛成、という4つの立場があるが、別姓導入に賛成するが戸籍廃止までは求めていないBの立場は、反対派からは見えにくいという。なお、婚姻制度自体に反対するために「非法律婚」を選択した人びとについては善積京子(1997)を参照。
- 12) 石山によれば、こうした3紙の報道動向には有意差が見られなかったとされる。
- 13) 和田・井上(2010)は、1996年より前の産経新聞は「夫婦別姓を時代の流れとして『容認』していた」とする興味深い指摘もしている。
- 14) 朝日新聞社, 2021, 「朝日新聞フォーラム」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/>)。
- 15) 朝日新聞社, 2021, 「結果発表 嫁、主人、家…あなたはどう思いますか?」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/139/>)。
- 16) 小林未来, 2021, 「『家』制度なくなったのに…嫁、主人、家父長制 結婚後の現実」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/ASP9C66MGP8KUCLV00M.html>)。
- 17) 朝日新聞社, 2021, 「結果発表 夫婦の姓、どう考えますか?」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/124/>)。
- 18) 朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:1 論点は」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14766510.html>)。朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:2 望ましいかたちは」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14775186.html>)。
- 19) 朝日新聞社, 2021, 「(フォーラム) 夫婦の姓、どう考える:1 論点は」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/articles/DA3S14766510.html>)。
- 20) 朝日新聞社, 2021, 「朝日新聞フォーラム」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021年9月10日取得, <https://www.asahi.com/opinion/forum/>)。すべてのテーマでこの方針が採用されているが、今回分析したデータにはとくにジェンダーやセクシュアリティ、エスニシティ、ナショナルリティに関して禁止事項に該当するのではないかと思われる表現も含まれていた。
- 21) 性別・年齢・居住地・プリコード型設問の選択肢・自由記述の内容のすべてが同一である場合は重複と判断した。ひとりが意図的に複数回答していると推測されるケースだけでなく、投稿時間が全く同じなどシステム上のエラーと考えられるケースもあった。
- 22) この2つを除外したのは、ウェブアンケートに回答するためにはパソコンやスマートフォン、タブレットを操作する必要があり、これらの機器を10才未満・90才以上の人が操作できる可能性は低いと考えたためである。
- 23) 「海外」と回答しているケースも一定数あった(172件、1.0%)。
- 24) 時事通信社, 2021, 「選択的別姓『賛成』5割超 自民支持層は評価割れる——時事世論調査」, 時事通信社, (2021年8月29

日取得, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011500849&g=pol>。

- 25) 朝日新聞社, 2020, 「選択的夫婦別姓、賛成 69% 50 代以下の女性は 8 割り超」, 朝日新聞 DIGITAL, (2021 年 8 月 29 日取得, <https://www.asahi.com/articles/ASN1W65V0N1WUZPS002.html>)。
- 26) 本稿の分析では「夫婦別姓」を強制抽出語として設定している。
- 27) 「必要」という語は、「必要がある」という肯定の文脈で用いられることもあれば、「必要がない」という否定の文脈で用いられることもある。詳細に分析するため、「品詞による語の選択」には名詞 B・動詞 B・形容詞 B・副詞 B を含めた。
- 28) 旧姓使用を認める企業は増加傾向にあるが、それでも 2018 年時点で 67.5% であり、すべての企業で認められているわけではない(一般社団法人労務行政研究所 2018)。また、2016 年の調査では旧姓使用を希望したが叶わなかった理由として「周囲に旧姓使用をしている人がいなかったため」(40.2%)「職場に結婚を報告したら、自動的に戸籍名に変更された」(27.0%)「職場の同僚・上司・人事や給与関係の担当者などに負担をかけるといった」(13.5%) というように、制度があっても職場環境や人間関係への配慮から旧姓使用ができなかったケースがあることが報告されている(株式会社インテージリサーチ 2017)。
- 29) 例えば、青野慶久(2019)・中井治郎(2021)などを参照。

### [参考文献]

- 青野慶久, 2021, 『「選択的」夫婦別姓—IT 経営者が裁判を起こし、考えたこと』ポプラ社。
- Beard, Mary, 2017, *Women and Power*, London: Profile Books Ltd., (=2020, 宮崎真紀訳『舌を抜かれる女たち』晶文社)。
- Burke, Edmund, 1790, *Reflections on the Revolution in France and on the Proceeding in Certain Societies in London Relative to That Event in a Letter Intended to Have been Sent to a Gentleman in Paris* (= 1978, 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房)。
- 早川タダノリ, 2021, 「『夫婦同性原則論』の不思議な論理」『週刊金曜日』1315: 47。
- 久武綾子, 1988, 『氏と戸籍の女性史』世界思想社。
- , 2003, 『夫婦別姓——その歴史と背景』世界思想社。
- 犬飼直彦, 2019, 「婚姻の際に定める夫婦が称する氏について——妻の氏を称する婚姻の割合の都道府県間の差に関する一考察」早稲田大学先端社会科学研究所『ソシオサイエンス』25: 170-83。
- 一般財団法人労務行政研究所, 2018, 「旧姓使用を認めている企業は 67.5%——民間企業 440 社にみる人事労務諸制度の実施状況」(2021 年 12 月 15 日取得, <https://www.rosei.or.jp/research/pdf/000073723.pdf>)。
- 石山玲子, 2009, 「選択的夫婦別姓をめぐる新聞報道の分析——賛否理由におけるニュースフレームを視野に入れて」『成城文藝』209: 113-95。
- 株式会社インテージリサーチ, 2017, 「平成 28 年度内閣府委託調査 旧姓使用の状況に関する調査報告書(概要版)」(2021 年 12 月 15 日取得, [https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname\\_h28\\_gaiyo.pdf](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname_h28_gaiyo.pdf))。
- 北原零未, 2016, 「夫婦別姓は何故『嫌われる』のか?」『中央大学社会科学研究所年報』21: 243-57。
- 金野美奈子, 2015, 「開かれた婚姻制度のための公共的理性」『東京女子大学社会学年報』3: 17-32。
- LeBlance, M. Robin, 1999, *Bicycle Citizens: The Political World of the Japanese Housewife*, Oakland: University of California Press, (=2012, 尾内隆之訳『バイシクル・シティズン——「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房)。
- Manne, Kate, 2018, *Down Girl: The Logic of Misogyny*, Oxford: Oxford University Press, (= 2019, 小川芳範訳『ひれふせ、女たち——ミソジニーの論理』慶應義塾大学出版会)。
- 松本タミ, 1997, 「民法改正・夫婦別姓に関する意識動向——地域・地方の視点で」香川大学法学会『香川法学』16(3/4): 95-109。
- 中井治郎, 2021, 『日本のふしぎな夫婦同姓——社会学者、妻の姓を選ぶ』PHP 研究所。
- 二宮周平, 2018, 「2. 民法改正: 婚姻最低年齢・再婚禁止期間の完全撤廃・選択的夫婦別姓」国際女性の地位協会『国際女性』32: 49-53。
- 大谷美紀子, 2016, 「夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決——国際人権法の視点と家族・子の利益をめぐる議論」『学術の動向』2016.12: 86-9。
- 阪井裕一郎, 2021, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社。
- 笹川あゆみ, 2019, 「選択的夫婦別姓制度は何故実現しないのか——『女性活躍推進』の陰で」『The Basis: 武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』9: 185-200。

- Shin, Ki-young, 2004, “*Fufubessei* Movement in Japan: Thinking About Women’s Resistance and Subjectivity,” *F-GENS Journal* No.2 September 2004, 107-14.
- Solnit, Rebecca, 2014, *Men Explain Things to Me*, London: Granta Books, (=2018, ハーン小路恭子訳『説教したがる男たち』左右社).
- , 2017, *The Mother of All Questions*, Chicago: Haymarket Books, (=2020, ハーン小路恭子訳『わたしたちが沈黙させられるいくつかの問い』左右社).
- 杉田夕花, 2018, 「夫婦別姓判決に対する考察」九州大学法政学会『学生法政論集』12: 19-33.
- 高木幸子, 2019, 「新聞投書欄における選択的夫婦別姓に対する意見の分析——KHCoderによるテキストマイニングを用いた検討」常磐大学人間科学部『人間科学』37(1): 45-62.
- 棚村政行, 2021, 「選択的夫婦別姓に関する全国調査」, 部落問題研究所, 『人権と部落問題』946: 30-4.
- 富田哲, 2020, 「夫婦別姓論その後——30年の軌跡」福島大学行政政策学類『行政社会論集』32(4): 169-212.
- 上野千鶴子, 2010, 『女ざらい — ニッポンのミソジニー』紀伊國屋書店.
- 和田悠・井上恵美子, 2010, 「『産経新聞』にみるジェンダーバックラッシュの発想と論理」『インパクション』174: 72-80.
- White, Linda, 2019, *Gender and the Koseki in Contemporary Japan*, Oxon: Routledge.
- 善積京子, 1997, 『<近代家族>を超える——非法律婚カップルの声』青木書店.

すずき あやか 1985年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科招へい研究員を経て2022年4月より筑波大学人文社会系准教授  
 主な著書  
 『女性たちの保守運動——右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院（第20回大佛次郎論壇賞受賞）、“Uncustomary Sisterhood: Feminist Research in Japanese Conservative Movements” (Toscano, Emanuele, ed., *Researching Far-Right Movements: Ethics, Methodologies, and Qualitative Inquiries*, Routledge.)、『問いからはじめる社会運動論』（共著）有斐閣

## 第3章 クォータと女性運動

### ——日本でクォータを推進する「Qの会」に注目して——

村上彩佳

#### 1. はじめに

日本の女性議員は少ない。2021年10月に行われた衆議院選挙の結果、衆議院に占める女性議員の割合は9.7%になった。選挙前の女性議員率は10.2%であり、既に世界193か国中165位という低順位だった（Inter-Parliamentary Union）。世界に遅れていた日本は、さらに女性議員率を後退させた。

2021年の選挙では女性議員の増加が期待されていた。2018年5月に「政治分野における男女共同参画推進法」が制定された後、初の衆議院選挙だったからである。この法律は、衆議院、参議院および地方議会の選挙で、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す基本原則を定める。しかし、目標を達成できなかった際の罰則や強制力がない。そのため、2021年の衆議院選挙では多くの政党が十分に女性議員を擁立しなかった。小選挙区と比例代表に立候補した1,051人の内、女性は186人と、わずか17.7%に留まった<sup>1)</sup>（総務省2021）。政党の自発的取り組みに乏しい日本が、世界の女性議員率に追いつくには、実効性のあるジェンダークォータ（gender quotas；以下では単にクォータと記載）が必要である。

本稿では、日本にクォータが必要だと論じ、その導入のために女性運動が重要だと指摘する。2節では、女性が政治分野で過少であることがどのように問題提起されたのか、そしてクォータが民主主義政治の下でいかに正当化されうるのかを論じる。3節では、クォータの導入を促す要因として、①政治的トップのリーダーシップ、②国際的な伝播とプレッシャー、③女性運動の3つをあげる。4節では、日本同様に政党がクォータ導入に消極的だったフランスに着目する。フランスで50%クォータとして用いられる「パリテ」を求める女性運動の特徴を論じる。5節では日本の「クォータを推進する会（通称Qの会）」に着目する。先行研究と、筆者が2018年4月から2019年4月に行ったフィールドワークをもとに、Qの会が「政治分野における男女共同参画推進法」の制定に貢献したと論じる。そして、日本のクォータ要求運動の課題を、フランスの事例と比較し述べる。最後の6節では、日本でクォータ導入を実現するために、今後必要とされる取り組みを二点指摘する。

#### 2. 女性の政治代表の過少

##### 2.1 政治活動のジェンダー差

女性は政治に関心がないのではなく、男女の政治参加・活動の方法が異なる。女性は男性よりも投票や「私的な」活動を行う傾向が強いのに対し、男性は直接的な政治行動や集団活動に参加する傾向が強い（Coffé and Bolzendahl 2010）。こうした傾向は若年からみられる。フランスの社会党青年部の「性別化された政治的社会化の過程（la socialisation politique sexuée）」を分析したL. Bargel（2005）は、ジェンダー規範に基づく性別役割分業が青年部の活動にも影響していること、この分業の結果、男女の獲得する政治的能力が異なり、結果として女性が責任あるポストや当選しうる地位から排除されることを明らかにした。

男女の政治的選好の違いには、女性の経済的・社会的エンパワーメントが影響しうる。サハラ以南のアフリカでは、女性の就労率が低く経済的自立性が低いほど、男女の政策選好が異なる。男性がインフラ投資を優先するのに対し、女性は清潔な水へのアクセスを優先する（Gottlieb et al. 2016）。しかし一方で、ジェンダー平等の進んだスイスでは、男女の政策選好に明確な違いはなく、下院議会の法案投票では、まとまった均質な「女性」グループはみられない

(Lloren 2013)。

日本女性は政治参加のために男性とは異なる方法を用いてきた。M. Eto (2005) は、日本女性の政治運動をエリート主導型、フェミニスト型、非フェミニスト型の3つに分類し、それぞれの考え方や態度に違いはあるが、運動の鍵理念として母性が共通すると指摘する。これらの運動は、正式の政治過程、つまり議員になることから排除された女性が、政治に参加するオルタナティブな方法である。他方で、日本で女性議員が少ないのは、女性議員を求める女性の運動が盛り上がり欠ける (lukewarm) ものにとどまり、その結果として女性議員は増えず、女性たちがますます議会政治への関心を失っていく負の連鎖があるためである (Eto 2013)。

男女の政治的関心や政治参加の方法の違いは、文化・社会的要因にも、本質主義的な性差にも関連付けられる。いずれの場合でも、女性は既存の政治体制で多数派だった男性とは「異なる」ゆえに変化をもたらすと期待される。そうした期待を内面化した女性政治家が、「ジェンダー規範に反する」政治参加を正当化するために、母性主義を積極的に引き受ける場合もある (Franceschet et al. 2015)。

## 2.2 女性の代表性

男女の政治活動・意識の違いに着目することは、男女の社会的な経験の違いを見つめ直し、これまで政治に反映されなかった女性の声を聞く点から有意義だが、本質主義と結びつく危険性もある。この「差異と平等のジレンマ」を乗り越えるため、民主主義政治の代表性の観点から女性の政治参加の意義を検討する研究が発展した。

女性の代表性は、記述的代表 (descriptive representation) と実質的代表 (substantive representation) という2つの概念で理論化される。記述的代表とは、政治機関は市民社会の構成を鏡のように反映すべきだという考え方である。実質的代表とは、代表のあるべき行動や役割を示す概念であり、他者のために特定の利益や立場を代弁し行動する代表を指す。女性の政治代表の不足は、女性のニーズや利益のために行動する者が政治の場に少ないということだから、是正すべきだという考え方である。

女性の記述的代表性が議会で保障されていることは、女性政策の拡充にとっての必要条件だが、それだけでは十分ではない (Krook 2009)。女性議員と、彼女が代表すると仮定される女性市民は必ずしも一致するわけではないし、女性議員が常に女性のための (women friendly) 政策を支持するわけでもない。そこで、女性のための政策へのコミットに着目する実質的代表概念が生まれた。ただし、記述代表と実質代表とはいわば同じコインの両面のように分かち難く関連し、前者は後者を基礎づける象徴的な意味をもつ (衛藤 2017: 第9章)。

## 2.3 クオータの意義

女性の議員や女性の政治リーダーが増えることによって、政治はどのように変わるのか。クオータを導入した国で、さまざまな変化が指摘されている。

フランスは男女同数の50%クオータである「パリテ」を、1999年の憲法改正を経て2000年に法制化した。パリテ導入後の地方議会に着目したK. Bird (2003) は、男女の地方議員候補者は地元の政治エリートの中から同様にリクルートされていたが、男女で明確に異なる政治視点 (distinctive set of perspectives on politics) を示したと指摘する。つまり、伝統的に「女性的」とされてきた分野に女性の政治関心が偏っていた。

パリテ導入後のフランスでは、法律による義務付けがない内閣の構成も男女同数、つまりパリテになった。しかし、首相や内務といった重要な職務には、常に男性が就く「政治職の性別役割分業 (une division sexuée du travail politique)」がある (Achin et al. 2017)。男女同数という点では一見平等に見えるが、最も政治的権力の強いインナーサークル<sup>2)</sup> は男性中心的に留まるのである (Achin and Dulong 2018)。

つまり、クオータの導入だけでは政治的意志決定権力の平等は達成されない。候補者は男女同数であったとしても、女性が当選しうる位置に置かれず (Murray 2008)、高い政治的地位に女性が到達できない「ガラスの天井」がある (Lippmann 2018)。

クオータを導入すれば、即座に政治のジェンダー平等が達成されるわけではない。とはいえ、女性の政治リーダーがおり、議会の多様性が増すことで、男女の市民の政治的満足度は上がる (Barnes and Taylor-Robinson 2018)。加えて、たとえ一時的であっても、クオータの導入は女性の代表性を向上させる。イタリアでは、1993年に地方選挙の選挙候補者名簿へのクオータが導入されたものの、1995年の違憲判決によってこれが廃止された (鈴木 2010)。短期間しか適用されなかったため、クオータ適用の選挙が実施された自治体とされなかった自治体が混在するイタリアに着目した De Paola et al. (2010) は、1985年から2007年に選出された地方議員全員のデータを用い、クオータ適用と非適用の自治体を比較した。その結果、①クオータ適用の選挙を行った自治体では、非適用の自治体に比べて、女性の代表が有意に増加した、②この影響はクオータ適用期間の選挙を分析から除外してもみられた、③クオータ適用期間に選出された女性が現職であることや、イタリアの南北間での地理的な相違を統制しても同様の結果がいった、という3点が明らかになった。

くわえて、イタリアでクオータが適用されていた時期に当選した議員の平均教育年数は増えた (Baltrunaite et al. 2014)。クオータ適用時に選出された女性議員は、男性よりも高学歴である場合が多かったことに加えて、低学歴の男性の当選数が減ったことが、この変化に影響していた。また、これは政治的イデオロギーや政治的競争を統制しても当てはまった。

クオータ導入後に当選した女性議員に対する否定的なステレオタイプとして、「クオータは一時的に女性を増やすだけである」、「クオータは『下駄』であるため、議員としての資質を十分に持たない女性が当選する」という言説がある。上記のイタリアの事例研究は、クオータは女性議員を増やす直接の契機となるのみならず、長期的に女性議員の増加に影響を与えるうえ、クオータが導入された際に当選する女性の資質は劣らない、ないし優れる可能性が高いことを示す。しかしこれらは、たとえクオータがあったとしても、女性には男性以上に厳しい当選基準がありうることも示唆する。

### 3. クオータ導入を促進する3要因

世界で約130の国と地域<sup>3)</sup>でクオータが用いられている (Inter-Parliamentary Union)。クオータは、一定の議席を女性に割り当てる議席割当制、憲法や法律で候補者の男女割合を規定する法的候補者クオータ、政党による自発的クオータの3つに大別される。これらのうち法的候補者クオータは、一定の強制力をもって効果を発揮できる。

クオータ導入には複数の要因がある。フェモクラート (femocrats) と呼ばれるフェミニストの官僚によるクオータの推進に加えて (Mazur and McBride 2007; Rawłuszko 2019)、政治的トップのリーダーシップ、クオータの国際的な伝播、そして女性運動がクオータの導入を促す。

#### 3.1 政治的トップのリーダーシップ

クオータは、既存の男性中心的な政治の変革のために、男性多数の議会や政党組織の議論を経て導入される。男性にとって「不利益」になりうるクオータの導入には、男性の政治エリートの支持が不可欠である。そうした支持の背景には、政党間競争と政党のプラグマティックな判断の2つがある。

まず、政党間競争はクオータの導入を促す。より進歩的な左派政党に脅かされた政党が、女性有権者を取り戻すためにクオータを支持する。過去に廃止したクオータを、2015年に再度導入したイタリアがこれにあたる (Weeks 2018)。さらにクオータは、政党内部の競争によっても導入され、ポルトガル (2006年に導入) がこれにあたる。あるいは、地元政党の独占状態が続く中で、政党エリートが自党内の候補者選定で影響力を増すためにクオータを採用する場合もある。これにはベルギー (2002年に導入) があたる (Weeks 2018)。くわえて、イデオロギー的・選挙的・戦略的なインセンティブを考慮した上で、男性政治家にとってクオータが必ずしも不利益にならないと判断された場合にもクオータは採用される。2000年にパリテを制定したフランスが代表例である (Murray et al. 2012)。つまり

クオータは、必ずしもフェミニスト政策のために導入されるわけではない。

### 3.2 国際的な伝播とプレッシャー

国際社会でクオータが伝播することもその導入を促し(Krook 2006)、特に発展途上国に対して強い効果を及ぼす。S. Bush (2011) は、発展途上国のクオータ導入には、大きく二型あると指摘する。第一に、紛争を経た国が平和を構築する過程で、国際機関が介入し当該国にクオータを導入させる。第二に、海外からの開発援助に依存する国の指導者が、国際社会や国内に対して、民主主義体制の樹立への努力を示す一貫として、クオータを採用する。アフガニスタン、イラク、スーダンといった紛争を経た発展途上国で、強力なクオータが整備されている背景には、こうした国際機関・社会の介入がある。

日本は、女性の政治参画促進のために具体的措置を講じるよう、国際機関から様々な要請と勧告を受け続けているにもかかわらず、クオータを導入していない。

### 3.3 女性運動

クオータ要求運動は、クオータに対する社会的・政治的な合意を作り上げる。とりわけ、政治エリートや政党がクオータの導入に消極的であったり、国際的なクオータの伝播が国の政策に影響を与えにくかったりする場合には、国内の女性運動がクオータの導入を促す(Dahlerup 2006)。前述の2つの導入因が機能しにくい日本においても、国内の女性運動が有効だと考えられる。

国内の女性運動はクオータ導入に正の影響を与えるが、国際的なクオータ導入の圧力は負の影響を与えると示唆する研究もある(Hughes et al. 2015)。実際、クオータを導入していないカナダやアメリカ合衆国では、国内のクオータ要求運動が小さい(Maillé 2015)。Kang and Tripp (2018) はアフリカの50カ国における、国内のクオータ要求の女性運動連合(domestic women's coalitions)を分析し、国内の女性団体がクオータを求めた場合、政府はクオータを採用する可能性が高く、その採用がより迅速に行われると明らかにした。加えて、こうした相関関係は、他の要因(国際援助、国際的な女性運動の関与、大規模な武力紛争から脱却したばかりの国か否か)を統制しても維持された。国内のクオータ要求運動は、他の環境的要因をしのぐ強い力を持ちうるのである。

## 4. フランスのクオータ要求運動

### 4.1 低い女性議員率

現在パリテを法制化し、男女同数の政治をリードするフランスだが、女性の権利の先進国だったわけではない。フランスで女性が普通選挙権を獲得したのは1944年であり、日本女性の普通選挙権獲得から、わずか1年先んじていただけだった。女性議員の数も歴史的に少なく、1970年代まで日仏の女性議員率はほぼ同じだった(図1)。

フランスでは、1980年代に2度、社会党の議員から30%クオータの法制化が提案された。しかしこれに対して、法律の合憲性を審査する憲法院から、市民を性というカテゴリーによって区別し割当枠を設けることは認められないという理由で違憲判決が下された(糠塚 2005: 56-60)。憲法院の判決は最終的で絶対的な効力をもつため、クオータの導入が難しくなったフランスでは、その他の方法が試みられた。女性の政治トレーニングを行う市民団体が創設されたり、左派政党で党内クオータが導入されたりしたもの、状況は変化せず、パリテが導入される直前の1997年の国民議会(下院)の女性議員率はわずか10.9%だった。これが欧州の中でギリシャに次ぐワースト2位だと明らかになると、クオータを導入する議論がフランスで加熱した。

### 4.2 パリテをめぐる5段階の議論

V. Julliard (2012) は、パリテの法制化過程で行われた、マスメディア上の議論を5段階に分類する。パリテがフ

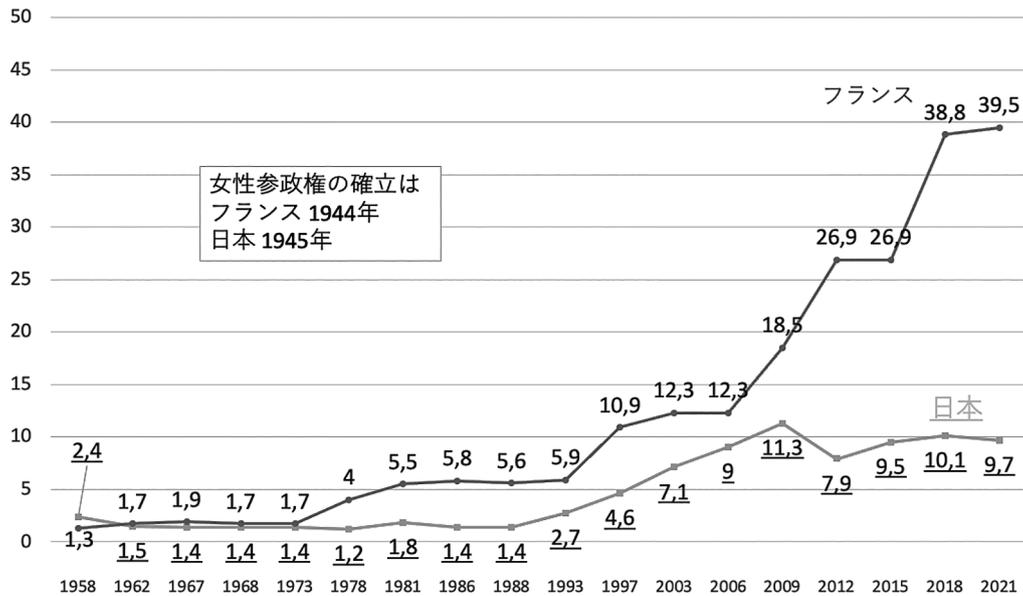


図1 日本とフランスの下院女性議員率（1958年から2021年）

フランス国内で議論される前のゼロ段階（1989-1992年）では、欧州議会で「民主主義のパリテ」が議論された<sup>4)</sup>。フランス代表の欧州議會議員だった女性たちが、新しい男女平等理念としてパリテをフランスに伝えた。

第一段階（1993-1997年）では、フランス国内でパリテの導入が議論された。①フェミニストなどの専門家集団がパリテの必要性を訴える、②パリテを制定するために憲法改正が必要なのかが議論される、③制定すべきは男女間の厳密な数の平等を定めるパリテ（50%）なのか、それとも女性に対する積極的差別是正措置としてのクォータ（30%）なのかが議論される、④政界の重要人物のパリテ支持表明をうけて、パリテ制定に向けて政府が動き始めるという4つの論争を経た。

第二段階（1997年-1999年3月）では、パリテのための改憲が主なテーマになり、論争が過熱した。同じ日付のものであっても、メディアによって主張は大きく異なり、3つの特徴を示した。①法的・政治的な論争が、議会を越えてマスメディア上でも展開した、②そうした論争はメディアの仲介によって激化した、③政府のメンバーに限らず、知識人・フェミニスト活動家・法律家・言語学者が新聞論壇などに介入した。

第三段階（1999-2000年）では、政府のパリテ導入指針が社会的に受容されたのちに、候補者のパリテ（候補者割当）と当選者のパリテ（議席割当）のどちらが適切かに争点に移り、法案を策定者が議論を引き受けた。

そして第四段階（2000年以降）では、パリテの語が定着し、両性間の平等を実際・具体的に検討する道具として機能するようになった。

パリテを求める女性運動は、パリテの必要性を議題設定したゼロ段階、パリテを広く認知させた第一段階、パリテ導入に対する社会的・政治的合意が形成された第二段階で影響力を発揮した。

#### 4.3 女性運動の活躍

L. Bereni (2015) は、欧州議會議員や社会党所属のフェミニストを中心とした、ほんの数十人で始まったパリテ要求運動が、国家の場（政党内の女性委員会や女性の権利を保障する国家フェミニズム機関）、アカデミックの場（フェミニストの大学教授や作家）、そして活動家の場（フェミニストの市民団体と保守派の女性市民団体）の3つへ拡大したと指摘する。

いち早くパリテ要求運動に着手し、パリテに関心を集めたのは、1970年代の女性解放運動のリーダーだったフェミニストたちと、彼女らが代表を務める市民団体だった（Bereni 2015: 102-103）。彼女たちは、政界・学術界・メデイ

ア界で得た知識や人脈といった資源を持っていた。

著名なフェミニストに呼応して、一般市民を中心としたパリテ要求運動も組織された。Bereni (2015: 121) は、1992-1997年にパリテ要求運動を担った代表例に18団体をあげており、複数の団体が同時多発的に生まれたと分かる。これらには、必ずしもフェミニストを自称しない保守派の女性も加わった。たとえば、1992年12月には、パリテの要求を活動目的に含む6つの女性団体を束ねるネットワークとして *Elles aussi* (彼女たちも一緒に) が創設された。*Elles aussi* には6万人もの女性が加入したが、その大多数はUFCS (公民的・社会的女性連合) とACGF (全国女性カトリック運動) という、20世紀初頭に組織されたカトリック系の保守派女性団体のメンバーだった (Bereni 2015: 87)。両団体はもともとパリテ以外の目的で活動していたが、パリテを活動目的に加えた (Bereni 2015: 65-89)。

保守派女性を中心とした *Elles aussi* は、パリテという新奇な語を積極的に用いる一方で、女性解放運動のラディカルな印象を想起させるフェミニズムという言葉を使わない戦略をとり (Bereni 2015: 114)、パリテ要求運動を穏健なイメージで展開した。このおかげで、「フェミニズム」から距離をとる「ふつうの」女性市民をパリテ要求運動に引き込んだ。そして、フランス各地に支部をもつUFCSやACGFのおかげで、パリ中心になりがちな政治運動をフランス全土に普及させることができた。

#### 4.4 女性誌のパリテ議論

パリテをめぐるのは、全国版新聞や週刊誌が主要なアリーナとなり、社会科学の論文と同様に、署名入りの論評が交わされた (Julliard 2012: 121)。これらは一般市民の関心を喚起したと考えられるが、市民の議論を媒介するアリーナとしては十分に機能していなかった (Julliard et Cervelle 2013)。こうした空隙を埋めたのは、政治に縁遠いメディアだとみなされ、軽視されてきた、*Marie Claire* や *ELLE* といった女性ファッション誌だった (村上 2016)。

インターネット普及直前の1990年代末から2000年のフランスでは、女性運動に加えて女性ファッション誌が、パリテの必要性を女性市民の間で共有する場になった。そこでは、女性政治家が、日々他者のケアを担う女性によって政治と社会が変革される展望を語り、パリテの有効性を強調するインタビューが多数掲載された。あるいはパリテを、男女同数を意味する単なるキャッチフレーズとして用いる例もみられた。女性のプロボクサーの増加を指して「ボクシングのパリテ」と表記したり、女性の喫煙の増加を報じる際に「喫煙のパリテ」と表現したりする例もあった (村上 2016)。

女性誌のパリテ議論は、新聞や週刊誌、あるいはフェミニズムの学術誌と比較して理論的検討は希薄だったが、一般女性民にとって親しみやすい言葉で、パリテの魅力である、「男女同数・平等」、「女性の政治参画の必要性」、そして「女性が政治や社会を変革する可能性」を読者に伝えた。

## 5. 日本のクオータ要求運動

日本のクオータ要求運動は発展途上だとみなされてきたが (Gaudner 2015)、「政治分野における男女共同参画推進法」(以下、同法の略称である「候補者均等法」と記す) は「市民立法」とも称され (三浦 2018)、制定過程では女性運動が活躍した。

### 5.1 政治分野における男女共同参画推進法

2018年5月に「候補者均等法」が全会一致で可決された。この法律の第一条は、「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する」と定める。第二条は基本原則として、「衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする」、「男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする」、「家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする」の三点を定める。

第三条では国及び地方公共団体の責務として「政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」と記し、第四条では政党その他の政治団体の努力として「当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」と述べる。さらに同法は基本的施策として、実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）も定める。

男女平等な政治参画の原則を定める象徴的な法律ではあるが、これは政党に対して努力義務を示すのみの理念法である。したがってこれを、実効性の伴ったクオータへと強化・改正する必要がある。その第一歩として、2021年6月に成立した同法の改正では、(1) 政党その他の政治団体の取組の促進、(2) 国・地方公共団体の施策の強化、(3) 関係機関の取り組みが明示された。特に重要な改正として、政党その他の政治団体の取組の促進として、男女の候補者数の目標設定に加えて、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、そしてセクハラ・マタハラ等への対策が明記（第4条）された。

## 5.2「候補者均等法」制定過程

「候補者均等法」には、4つのアクターが4つの段階で関与した（三浦 2018）。4つのアクターとは、女性市民団体の「Qの会」を中心とした女性運動、超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」、学術研究者、そしてマスメディアである。4つの段階とは、(1) 議題設定、(2) 法律の起草、(3) 国会への法案提出、(4) 国会での法案審議である。

### (1) 議題設定

第一段階の議題設定（2010-2014年）は、2010年策定の「第3次男女共同参画基本計画」において、政府の行動計画として初めて、クオータという語が用いられたことに始まる。この基本計画の策定以来、男女共同参画担当大臣は、政党に対してクオータの導入を促している。

2012年に市民団体の「クオータ制を推進する会」、通称「Qの会」が創設された。Qの会は、もと文部大臣であり、女性政治家や女性候補者を支援する超党派のネットワーク団体WINWINの代表だった赤松良子の呼びかけに応じた8つの女性団体によって創設された。赤松がQの会の代表をつとめ、中心メンバーには、高学歴で専門職の職業経験や国会議員の経験をもつ女性が加わった。

Qの会は、2014年に議員会館で集会を開催し、国会内に超党派でクオータ導入に取り組む議員連盟を結成するよう求めた。この要求をうけて2015年2月に、複数の賛同議員による超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」（以下、議連と記す）が結成された。結成過程で中心的役割をつとめた、もと男女共同参画担当大臣で衆議院議員の中川正春が会長になり、60名以上の議員がこれに参加した（行田 2017）。議連の結成は、メディア報道の契機にもなり、クオータに対する社会的関心・議論を喚起した。

### (2) 法律の起草

第二段階（2015-2016年秋）は法律の起草である。議連のワーキングチームは、2015年の5-6月にクオータ法案の起草を試みた。しかし、クオータが憲法違反になりうるという懸念が自民党内部で持ち上がったことから、法的な拘束義務のない理念法の起草へと方針を変え、与野党間で合意可能な基本原則の制定をめざした。

クオータへの反対が根強かった自民党内部の調整には、同党所属の議連メンバーである野田聖子と宮川典子が活躍した（Miura 2018）。議連の執行役員メンバーには、各政党・政治団体から少なくとも1名が含まれていた（行田 2017）ことが功を奏し、全政党・政治団体合意の法案が2016年秋に完成した。

### (3) 国会への法案提出

法案の起草後は、これを国会に提出する第三段階（2016年秋-2018年春）に入った。この間Qの会は、法案の国会提出を求めるロビイングを行った。Qの会のロビイングは二つの特徴をもつ。

第一に、国会議員会館の議員事務所を訪問し、法案の審議・制定を求める要望書を手渡しした。彼女たちは、週に

1-2度という高い頻度で、クォータへの抵抗が強かった自民党の両院合同会議のメンバーや、自民党の女性活躍推進本部といった要人を訪問した。2016年の国会会期中に、彼女たちは合計で80もの事務所訪問をした（Miura 2018）。

第二に、国会会期中に議員会館で集会を開き、議連のメンバーを招いた。こうした集会には学術研究者も参加し、クォータ導入の意義や効果、そして世界でのクォータの伝播について専門知識を共有した。集会はメディアに報道されるイベントとしての機能ももった。

#### (4) 国会での法案審議

Qの会がロビイングを行う中、最終段階（2017-2018年）の法案の国会審議が行われた。国会では慣習的に、政府法案の審議後に、議員が個人的に提案した議員立法を審議するため、時間切れで後者が審議できない場合も多い。議員立法の「候補者均等法」は、法案審議に至らない可能性が高かった。

そこで議連は、法案審議の慣習的な日程の変更を試みた。議連の会長の中川正春が内閣委員会委員となり、国会の審議日程を直接交渉し、政府法案の前に「候補者均等法」法案の審議日程を確保した（Miura 2018）。このおかげで十分な審議が可能となり、最終的に衆議院本会議で5月16日に投票が行われ、「候補者均等法」が成立した（Miura 2018）。フェミニストのメディア関係者の活躍もあり、法案の成立は大きく報じられた。

### 5.3 Qの会の戦略

日本の女性運動は、伝統的なジェンダー役割に偏りがちで、特定の領域について活動する複数の小グループに断片化されており、政治に関わることを忌避する傾向にあったが（Shin 2011）、Qの会は3つの強みで、これらの限界を乗り越えた。

第一に、Qの会はもと文部大臣の赤松良子を代表にもち、団体の中心メンバーにも国会議員も数名いる。彼女たちは、ロビイングすべき人物と、運動すべき時期を熟知していた。彼女たちの個人的な政治知識や人脈のおかげで、有効なロビイングが可能だった。

第二に、Qの会は日本全国にある65のパートナーの女性団体を束ねる、クォータ要求のネットワーク団体である。日本で最大規模の団体形態<sup>9)</sup>によって、Qの会は人員を確保した。Qの会は活動の度に、東京近郊のパートナー団体に対して2-3名を派遣するよう求め、要望書やちらし、さらにはメディア映えする小道具を分担し準備した。2019年3月に国際女性デーを記念する集会を議員会館で開催した際に、Qの会はこの日を象徴する黄色いミモザのブローチを準備し、参加者に身に着けるよう呼びかけた。鮮やかな黄色で彩られた景色はメディアの関心を引き、写真とともにQの会が大きく報道されることにつながった。

第三に、Qの会は、母性に訴え、政治活動を忌避する運動とは異なる。正規の政治アリーナへの女性の包摂と、そのためのクォータを求める彼女たちの運動は、性役割に基盤を置く従来の日本の女性運動とは異なる可能性を切り拓く。他方で、Qの会の運動手法じたいは、請願を基本とした穏健なもので、ラディカルではない点で従来の女性運動と類似する。この手法のおかげで、大きな衝突を避けながら、政治的エリートに要望を伝えることができた。

### 5.4 日本のクォータ要求運動の課題

Qの会は、日本女性の政治運動として新しい局面を開拓した。その貢献は強調してもしすぎることはないが、クォータの導入に成功した国と比較すると、日本のクォータ要求運動には課題も残る。フランスのパリテ要求運動と比較し、その課題を二つ指摘したい。

第一に、Qの会は、フェミニストの議員や官僚を中心とした運動ではないという点で女性市民運動であるが、草の根的な展開はしていない。つまりQの会は、社会関係資本と政治的知識、いわば「ポリティカル・キャピタル」を持つエリートの女性たちによる、政界や議会への働きかけとしては一定の効果を持ったものの、それ以上の広がりを見せていない。

フランスのパリテ要求運動では、ポリティカル・キャピタルに恵まれた女性がまず運動を率い、そこに多数の女性

市民が加わった。日本の場合は、フランスと比べて女性市民運動としての拡がりに乏しい。

こうした日仏の相違は、クオータやその有効性の認知度に起因する。日本では、クオータの語・理念の社会的認知度が低い上に、議員を志す女性や女性議員の間でさえクオータの必要性が十分に認識されていない。「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」(内閣府男女共同参画局 2021)からも、これは明らかである。この調査は、①選挙への立候補を断念した者(N = 994、男性 500、女性 494)と、②現職の地方議会議員(N = 5,513、男性 3,243、女性 2,164、性別無回答 106)の2群の調査対象者とする。「女性の政治家を増やすために有効な取組」としてクオータが有効だと回答した者は、①の立候補断念群では全体の35.1%(男性30.8%、女性39.5%)だった。男女別では約9ポイントの開きがあるが、それでも女性の4割未満しか、クオータが有効だと考えていない。②の現職地方議員群では、クオータが有効であると回答した者は全体の33.1%(男性20.0%、女性53.6%)だった。現職地方議員の場合、クオータに対する評価が男女間で大きく異なり、33.6ポイントの開きがあるが、現職の女性地方議員でも半分強しかクオータを有効だと考えていない。

日本と対照的に、フランスの場合は、世論調査で7割から8割の市民がパリテを支持していた(Mossuz-Lavau 1997)。議員がパリテに反対した場合には、時代遅れの女性差別主義者と目されかねない雰囲気さえあり、パリテに対する広い社会的合意があった。

第二に、Qの会は、その団体名からも明らかな通り、クオータを推進し導入することを目的とする。しかし「候補者均等法」はクオータではない。この点において、Qの会はいまだ活動目的を達成できていない。複数の国会議員経験者がいるとはいえ、現役の国会議員をメンバーに持たないQの会は、議連の指針に強く介入することはできない。従って議連が、クオータ法制化に向けて、まず理念法の制定を目指すと決定した際に、Qの会が異議を唱えることは難しく、一定程度妥協せざるをえなかった。

フランスのパリテ要求運動は、パリテの法制化に結びついた。しかし、フランスでパリテを要求した女性運動の内部に、とりわけ政治的影響力の強いアクターがいたわけではない。パリテの法制化は、パリテを求める女性運動に応答した政治的リーダーに負う点が多い。そして、そうした声に応答せざるを得ないくらい、フランスにおいてパリテを要求する声は大きかった。クオータの導入には、女性運動を通じてクオータを要求する声を議会に届けると同時に、そうした声を聴き取り、クオータの法制化を担う議員が必要である。しかし日本には、女性運動の規模も、そうした議員の数も、いまだ小さい。

ただし、フランスにおいて2000年に制定されたパリテ法は、女性運動の要求と比較して非常に妥協的な内容だった点にも留意しておくべきである。特に国民議会(下院)のパリテ規定は、男女同数の違反度合に応じて政党助成金を減額するという罰金規則であった上に、その金額が小さかったため、罰金を支払い、男性を多く立候補させる政党が相次いだ(村上 2019)。フランスのパリテ要求運動も、パリテの法制化を優先し、その内容については一定程度妥協した。完璧な法律ではなくとも、前進を重ね、パリテ法の強化・改正を求めた点は、日本におけるクオータ要求運動の進む先を考える上で示唆的である。

## 6. 日本でのクオータ法制化にむけて

日本でクオータを導入するために、今後必要とされる取り組みについて二つ述べる。第一に、クオータ、あるいは50%クオータであるパリテの語・理念と、それらの効果と意義の認知向上が必要である。女性運動に加えて、マスメディア上で議論を喚起したり、学術研究者がクオータに関する知見を教育現場や市民社会へと届けたりする必要がある。

第二に、都市部のみならず、地方においてもクオータ要求運動が必要である。フランスのパリテ要求運動は、地方をカバーする広範なネットワークによって、都市部や特定の地域に留まらない影響を与えた。日本でクオータを推進しているQの会は、これまで首都の国会議員へのロビイングを重点的に行なっていたため、地方の女性団体と協

働する機会は多くなかった。しかしクオータに対する社会的合意の形成には、地方との連携も重要である。また、地方の女性団体が、地理的に遠い首都の議員に要望を伝えることは容易ではないが、Qの会のようなネットワーク組織と連携することで、そうした困難を埋めることもできる。連携は双方にメリットをもたらさう。

都市部を中心に活動する団体が、地方のパートナー団体との連携を強化するには、意思決定過程に地方のパートナー団体を組み込むことが有効である。Elles aussi は、意思決定過程において地域支部や地方のパートナー団体の意見を尊重することを重視しており、そのおかげで、ボランティアで運営されているにもかかわらず、25年以上も組織を維持している（村上2017）。

日本でジェンダー平等な民主主義政治を実現するためには、クオータが必要である。そして政党がクオータの導入に消極的であり、国際機関からの影響も受けにくい日本においてクオータを導入するためには、国内の女性運動が重要な役割を果たさう。運動を通じて、クオータに対する広い社会的・政治的合意を形成することが、目下の日本の課題である。

#### [注]

- 1) 同選挙では、共産党と社民党（ともに50%）、そして国民民主党（35%）が女性候補者の党内クオータを定めた。しかし、実際の女性候補者の割合は、社民党で60%と目標を上回ったが、共産党は35.4%、国民民主党は29.6%だった。加えて、日本では政党間競争が弱く、これら野党の党内クオータが、自民党に危機感を与える強い要因になっていない。複数の野党に加えて、自民党がクオータ導入に踏み出すことが、クオータの法制化に必要である。
- 2) もともとは米国政治の用語で、防衛大臣、財務大臣、外務大臣に相当する国務長官、そして司法長官をまとめてこう呼ぶ。
- 3) 集計対象の国と地域は合計196であり、その66%がクオータを用いている。
- 4) パリテは、欧州議会で活躍したフランス代表のフェミニスト議員によって、欧州議会からフランスにもたらされ、フランスの平等理念として定着した。
- 5) こうした活動形態をとるQの会は、個人での団体加盟を受け付けていない。

#### [付記]

本研究はJSPS 科研費18J01399「クオータ制導入後のフランスにおける質的ジェンダー平等：数の平等達成後の課題と展望」（研究代表者：村上彩佳）の助成を受けました。

#### [文献]

- Bargel, Lucie, 2005, « La socialisation politique sexuée : Apprentissage des pratiques politiques et normes de genre chez les jeunes militant-e-s,» *Nouvelles Questions Féministes*, 24(3) : 36–49.
- Bereni, Laure, 2015, *La bataille de la parité : mobilisations pour la féminisation du pouvoir*. Economica.
- Bird, Karen, 2003, “Who Are the Women? Where Are the Women? And What Difference Can They Make? Effects of Gender Parity in French Municipal Elections,” *French Politics*, 1(1):5–38.
- Bush, Sarah Sunn, 2011, “International Politics and the Spread of Quotas for Women in Legislatures,” *International Organization*, 65(1):103–37.
- Coffé, Hilde and Bolzendahl Catherine, 2010, “Same Game, Different Rules? Gender Differences in Political Participation,” *Sex Roles*, 62(5–6):318–33.
- Dahlerup, Drude, 2006, *Women, Quotas and Politics*, Routledge.
- Eto, Mikiko, 2005, “Women’s Movements in Japan: The Intersection between Everyday Life and Politics,” *Japan Forum*, 17(3):311–33.
- , 2013, “Women and Politics in Japan: A Combined Analysis of Representation and Participation,” Mikiko Eto, *Women and Politics in Japan*, Department of Political Science, Stockholm University, 1–43.
- 衛藤幹子, 2017, 『政治学の批判的構想——ジェンダーからの接近』法政大学出版局.
- Franceschet, Susan, Piscopo, M. Jennifer and Gwynn Thomas, 2015, “Supermadres, Maternal Legacies and Women’s Political

- Participation in Contemporary Latin America,” *Journal of Latin American Studies*, 48: 1–32.
- Gaunder, Alisa, 2015, “Quota Nonadoption in Japan: The Role of the Women’s Movement and the Opposition,” *Politics and Gender*, 11(1):176–86.
- Gottlieb, Jessica, Guy Grossman and Robinson Lea Amanda, 2016, “Do Men and Women Have Different Policy Preferences in Africa? Determinants and Implications of Gender Gaps in Policy Prioritization,” *British Journal of Political Science*, 48(3):1–26.
- Hughes, M. Melanie, Krook Mona Lena, and Pamela Paxton, 2015, “Transnational Women’s Activism and the Global Diffusion of Gender Quotas,” *International Studies Quarterly*, 59(2).
- Inter-Parliamentary Union, 2021, “Women in Politics: 2021,” (Retrieved October 7, 2021, <https://www.ipu.org/women-in-politics-2021>).
- Kang, J. Alice and Tripp Aili Mari, 2018, “Coalitions Matter: Citizenship, Women, and Quota Adoption in Africa,” *Perspectives on Politics*, 16(1):73–91.
- 行田邦子, 2017, 「『政治分野における男女共同参画推進法』制定を目指して」『学術の動向』22(8):61–7.
- Krook, Mona Lena, 2006, “Reforming Representation: The Diffusion of Candidate Gender Quotas Worldwide,” *Politics & Gender*, 2(03):303–27.
- , 2009, *Quotas for Women in Politics : Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, Oxford University Press.
- Lloren, Anouk, 2013, « Le genre comme ressource politique au service de la citoyenneté sociale des femmes : Le cas du Parlement Suisse, » *Cahiers du Genre*, 55 : 149-70.
- Maillé, Chantal, 2015, “Feminist Interventions in Political Representation in the United States and Canada: Training Programs and Legal Quotas,” *European Journal of American Studies*, 10(1): 1-20.
- Mazur, G. Amy and McBride E. Dorothy, 2007, “State Feminism since the 1980s : From Loose Notion to Operationalized Concept,” *Politics & Gender*, 3(4):501–14.
- Miura, Mari, 2018, “The Gender Parity Law in Japan: The Potential to Change Women’s Under-Representation,” 『ジェンダー研究』21: 87–99.
- 三浦まり, 2018, 「アクターの連携が生んだ『市民立法』候補者男女均等法への歩みとこの先」*Journalism* 朝日新聞出版, 339: 20-8.
- Mossuz-Lavau, Janine, 1997, « La percée des femmes aux élections législatives de 1997 », *Revue française de science politique*, 47 (3-4), 454-461.
- Murray, Rainbow, 2008, “How a High Proportion of Candidates Becomes a Low Proportion of Députées: A New Model to Forecast Women’s Electoral Performance in French Legislative Elections,” *French Politics*, 6:152–65.
- , Krook Mona Lena and Opello A. R. Katherine, 2012, “Why Are Gender Quotas Adopted? Party Pragmatism and Parity in France,” *Political Research Quarterly*, 65(3):529–43.
- 村上彩佳, 2016, 「フランスのパリテ法をめぐる『性差』の解釈——普遍／差異のジレンマを超える『あいまいな本質主義』の可能性」『ソシオロジ』61(2): 59-77.
- , 2017, 「フランスの非営利市民団体（アソシアション）によるパリテ実践活動の現状——現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』38, 159-75.
- , 2019, 「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因——クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで」『内閣府男女共同参画局推進課・諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』72 -101.
- 内閣府男女共同参画局, 2021, 「令和2年度女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」（2021年9月24日取得, [https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya\\_shiryō.html](https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_shiryō.html)）。
- 糠塚康江, 2005, 『パリテの論理——男女共同参画の技法』信山社。
- Rawłuszko, Marta, 2019, “Gender Mainstreaming Revisited: Lessons from Poland,” *European Journal of Women’s Studies*, 26(1):70–84.
- Shin, Ki-young, 2011, “The Women’s Movements in Japan,” Alisa Gaunder ed., *The Routledge handbook of Japanese Politics*, Routledge, 175–86.
- 総務省, 2021, 「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報資料」（2022年1月10日取得, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html>）。
- 鈴木桂樹, 2010, 「イタリアにおける『国家フェミニズム』の展開と限界」『年報政治学』61(2):86–105.

Weeks, Ana Catalano, 2018, “Why Are Gender Quota Laws Adopted by Men? The Role of Inter- and Intraparty Competition,” *Comparative Political Studies*, 51(14):1935–73.

むらかみ あやか 1990年生まれ。専修大学人間科学部社会学科専任講師。専門は政治社会学。ジェンダーと政治、女性の政治代表、フランスのパリテをテーマに研究。主要業績として「フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて」大阪大学大学院人間科学研究科年度博士論文（2018年）。

## フェミニズムとわたし

し ら ゆ き

### ・はじめに

とある田舎にて地元を出ることなく、地方女子の王道コース、実家から通える国立大学教育学部に入ったわたしは、ひょんなことから社会学、フェミニズムに出会ってしまいました。自分が幼いころから抱えていた女性としての不安や不満が、自分の性のせいではなく「社会の構造」にあるのだと知った時の衝撃は今でも忘れられません。今でもその知的興奮を鮮明に思い出すことができます。地元でそのまま教員になり、そこでずっと生きていくことしか考えられなかった人生が一変してしまいました。どうしても社会学、フェミニズムを修めたいという思いで、地元を出て牟田ゼミの門を叩いたのです。

本エッセイは、大学院後期博士課程でフェミニズムを修めたけど、アカデミアには残らずに（残れずに）別の道を生きることになった筆者が、牟田ゼミで学んだフェミニズムをどのように「生きる力」に変えて生きてきたか、を紹介します。この世の中には、博士課程を出て博士号を取ったものの正規の研究職を得ることができなかった人々がその後たどる「悲惨な運命」について書かれている本や記事がたくさんあります。それらによるとこの世の中、博士号を取ったとしてもいばらの道。ならば筆者は博士課程にダラダラ居続けたうえに、博士号を取れずに満期退学しているのだから、それらの本や記事がいう「悲惨な運命」よりもさらに悲惨な人生が待ち構えているはずでした。しかしわたしの中に刻み込まれたフェミニズムは、わたしが敗北者として野垂れ死ぬことを許してはくれなかったようなのです。

### ・結婚とわたし

フェミニズムを研究していたフェミニストである筆者は、結婚について夢も希望も持ち合わせていません。結婚といえば「婚姻制度」であり、不平等な家父長制を存続させる社会装置です。愛だの恋だの言っていると、「ロマンチックラブ・イデオロギーに支配された関係性」という言葉が脳をよぎります。さらに言うと、婚姻制度には夫婦別姓や同性婚などの世間を賑わす問題が山積みです。わたしはフェミニストとして、結婚にたいして自身はどのような立場をとるべきか、常に自分へ問い葛藤してきました。そしてわたしが出した答え、それは生き延びるために婚姻制度を「利用する」というものでした。

わたしの結婚は、少しユニークだったかもしれません。相手は、趣味嗜好が合わないどころか正反対だけど、生きていくための「利害がたまたま一致した」異性の方です。この方が異性であったのは、制度を利用できたという意味でラッキーでした。結婚を決めた時、わたしは病気療養中の無職、彼は正規雇用の公務員でした。彼と法律婚をして夫婦になれば、自分は毎日寝ているだけで「扶養手当」というお金を手にすることができました。また彼はわたしと結婚したことにより所得から配偶者控除を差し引くことができ、節税することができました。さらにわたしは、健康保険や厚生年金の被扶養者になることができ、国民年金や国民健康保険の重い保険料負担からも逃れることができました。お互い、生きていくだけでかかってくる家賃や食費などの負担も軽減されました。これらの結婚の「特典」は、当時病気を抱えていたわたしが生き延びるためには十分でした。わたしはフェミニストとして現行の婚姻制度に異議を唱えたい、という気持ちがありました。

ですから、この制度を利用することに葛藤がなかったわけではありません。しかしわたしは、主義主張や理論よりも、自身が日々穏やかに「生き延びる」ことの方が重要だと思い、制度を「利用」することにしました。わたしはこのように結婚の特典を余さず享受しながらも、このような特典は、結婚しない/できない方々を排除しているからこそ成り立っているのだという現実を忘れたことはありません。自分はフェミニストであり、結婚という制度の構造をよく理解していたからこそ、それを余すことなく「利用」することが可能であったのです。どうか、この制度が結婚しない/できない方々を包摂するものになっていくことを願っています。最終的にはこの制度がなくても、すべての人々が安心して暮らせる社会になりますように。

## ・夫婦別姓とわたし

結婚を決意し婚姻届けを提出する段階になって、フェミニストが最も葛藤するのが「苗字」の問題なのではないでしょうか。現行の日本の制度では夫婦別姓が認められておらず、どちらかの姓をどちらかに変更することが求められています。そして慣習として多くの女性が男性側の苗字に変えているという現実があります。わたしもフェミニストの端くれとして、結婚後の苗字をどうするかは重要な問題でした。婚姻制度を「利用する」とはいても、ここだけはそう割り切れない何かがあったのです。

結婚するという話になったとき、意を決して現在の配偶者に「苗字どうする？私は変えたくないのだけど。」と尋ねてみました。彼は「え？」と一瞬驚いたあと、「じゃあ自分を変えるわ」と一瞬ですんなり決着がつかれました。「良いの？」と尋ねたら「自分の苗字に愛着はあったけど、執着はないから」という答えでした。

あれから6年、配偶者はわたしの苗字を使い続けています。このエッセイを書くにあたって、「何か不便なことはないのか？」「昔の苗字に戻りたいと思ったことはあるか？」とインタビューしてみました。その答えは「一切ない。」だそうです。たとえ離婚したとしても、昔の苗字には戻さないし、たとえ夫婦別姓選択制が認められたとしても、昔の苗字には戻さないそうです。理由はめんどくさいから、今の苗字で不便だと思いが一切ないから、だそうです。彼にとって苗字とは、自分の本質を一切変えないものであり、自動的に勝手に与えられた記号です。彼にとって大切なのは苗字や思想ではなく、結婚をして「生活」すること、「生き延びる」ことであり、外からどう見られるかには関心がありません。

インタビューをする前は、「不便なことがたくさんある」「早く夫婦別姓選択制が認められてほしい！」というようなありがちなデータをいただけたと思っていたのですが、意外や意外、困っていることは一切ないし、夫婦別姓選択制にも一切興味がないそうです。あまりにも拍子抜けした私は、「でも結婚した時は、免許の書き換えなど大変で不便だったでしょう？」と誘導尋問してみました。しかしその答えもNO。「結婚の手続きの延長だったから手間はかかったけど大変で不便だとは思わなかった。行政の手続きはどのような手続きでも手間はかかる。ただそれだけ。」と取りつく島もありませんでした。「たかが苗字」変えても変えなくても、自分自身は一切変わらない、というお話でした。

これまで、夫婦別姓選択制を求めてきた女性たちは「たかが苗字」のためにたたかってきたのでしょうか。違います。家制度をたてにした理不尽で不平等な扱い、それが婚姻時の「苗字」に象徴されているからこそ、たたかってきたのです。たかが苗字のためのたたかいではないのです。反対している人々はそれが分かっているからこそ、徹底して反対しているのです。

わたしの配偶者の「たかが苗字」だという無邪気な問いかけは、女性たちが本当は「何」を求めてたたかってきたのかを浮き彫りにさせるのでした。

## ・起業とわたし

婚姻制度を「利用」してぬくぬくと特典を享受していた日々は突然、終焉を迎えました。お堅い仕事の代名詞「公務員」としてバリバリ働いていた配偶者ですが、上司のパワハラを受けたことが原因で体調を崩し、仕事を退職することになってしまいました。制度によって幾重にも守られた公務員の「妻」として、三食昼寝+犬3匹つきの人生史上最もゆるい生活を送っていた自分に突然降りかかってきた大ピンチ！でも絶望してはいられない！結婚した時は自分が病気療養中だったのですが、それが一転。無職かつ病気の配偶者と犬3匹を抱える一家の大黒柱にならざるを得なくなってしまいました。人生は何があるか分かりません。

さて、自分と配偶者、そして犬3匹を養うために、自分はどんな仕事をすれば良いか、絶体絶命のわたしは三日三晩考えました。配偶者は職場で突然理不尽なパワハラを受けたにもかかわらず、組織は彼を守ってくれなかったばかりか、自ら退職するように仕向けられ我々は辛酸を舐めました。その経験があったのでお互い、もう二度と組織に雇われる生活はできないなと思いました。三日三晩悩んだ挙句、「雇われることができないのであれば、『起業』するしかない！犬たちを守るために起業するぞ！」と一発奮起。犬たちを守るための起業ですから、犬のための仕事ができれば良いな、と思いました。

起業を決意した時、一番最初に書くよう促されたのが「事業計画書」でした。これは、事業の概要や自己紹介、マーケティング戦略や市場動向、売り上げ予想やその根拠などを書いたものです。これをもとに融資を相談したり補助金を申請したりします。起業を希望する多くの人はずこの「事業計画書」を書くのに苦労すると聞かされていたのですが、なんと自分はスラスラ書いてしまいました。なぜならば院生時代、同じようなフォーマットでこの手のものを書いた経験があったからです。それは奨学金や調査費、学振の申請です。院生時代は奨学金も調査費も学振も全落ちだったのですが、「事業計画書」は大当たり！わたしは無事に新規開業のための補助金をゲットし、まずは低コスト低リスクの「ドッグシッター」を開業しました。ドッグシッターとは、ベビーシッターの犬版です。お留守のお宅にお邪魔して、留守番中の犬の世話や散歩をするお仕事です。その後、次々と補助金を渡り歩き、ドッグシッターに加えて保護犬カフェ、動物病院と事業を拡大していきました。現在はそれらをまとめて「ワンワンサービス」と呼び、代表者として、配偶者を含めた従業員2名を雇用しながらのんびり生活しています。もう、職場の人間関係に悩むこともありません。理不尽な上司に従う必要もなく、組織のために自分を犠牲にする必要もありません。

日本政策金融公庫「2017年度新規開業実態調査」によると、起業家のうち女性が占める割合はたった18.4%。起業にチャレンジする女性は男性と比べてまだまだ少ないです。しかしわたしは、自分の経験から女性こそ起業するべきだと思います。ワークライフバランスを、自分自身の手で確立させることができるからです。自分や配偶者の年齢にとらわれることなく働くことが可能ですし、ライフスタイルに合わせて仕事を選んでいくことも可能です。女性の起業をサポートしてくれる補助金の体制も整っています。そして何よりも、この資本主義の世の中は、事業をしている方が雇われているよりも絶対的に有利な仕組みになっています。

わたしは、起業するしか道がなかったので仕方なく、生き延びるために起業したのですが、今では本当に良い転機だったと思っています。いつかわたしは、かつての自分のように起業する以外に道がない女性に、「生き延びるための起業」の方法を伝えていけたらいいなと思っています。

## ・おわりに

現在わたしは、地元よりもさらに田舎の限界集落に住んでいます。人口は3000人程度の町で、町議会議員は全員男性です。自治会には男性部と女性部があります。葬式があると自治会男性部が仕切り、女性は裏でおにぎりを作っている、そんな地域です。わたしは会ったこともない人の葬式で黒いエプロンを着て、ニコニコしながらおにぎりを握って、お茶を出しています。わたしはこのような不平等に憤慨することもなく、傷つくこともありません。なぜならば、この「おかしさ」や「不平等」を構造的に見ることができるからです。

阪大を退学するまでもしてからも、わたしの人生は順風満帆ではありませんでした。順風満帆ではなかったけれども、知性を力に変えてしなやかに「生き延びる」ことはできました。フェミニズムの学問としての「底力」はそこにあるのだと思います。そしてそれはすべての女性に開かれています。「学問」をリタイアした私にさえ。

たった一人で牟田ゼミの門を叩いたかつてのわたしに祝福を。

しらゆき

「ワンワンサービス」代表。

毎日、たくさんの犬たちと一緒にのんびり暮らしています。

## 第4章 友情結婚と性愛規範

### ——日本における仲介事業者の調査から——

久保田 裕 之

#### 1. はじめに：性愛の制度としての結婚

近年、同性婚など同性カップルに対する法的保護が、欧米からアジア各国へと広がりつつある。たとえば、欧州での同性カップルに対する法的保護は、1990年代までの異性カップルとの法的権利の平等を保障する同性パートナー制度を経て、2000年代以降の同性婚の実現へと歩みを進めた（赤杉ほか2004）。アメリカでは、強いキリスト教勢力との綱引きの中で州レベルでの同性婚は連邦レベルで婚姻防衛法という反発を招くが（Chauncey 2004=2006:111）、2013年に連邦最高裁から違憲判決を得るに至っている。アジアでは、タイ議会で同性パートナー制度の導入が宙吊りになる間に、2019年に台湾が裁判所の強い主導で同性婚を制定したのに対して、日本では2015年に渋谷区・世田谷区で自治体レベルでの同性パートナー制度が導入されると全国に広がり、2022年中に東京都での導入に向けた検討に入ったとの報道がなされた。実現されれば、国政レベルの同性パートナー制度はないものの、自治体レベルとはいえ日本の人口の約5割がカバーされるところまで来ている（Huffpost 2021/12/8）。

これに対して、異性婚であれ同性婚であれ、結婚制度においてそもそも性愛関係を特別なものとして扱うことの是非も議論されてきた。たとえば、V・レーアは、結婚がある関係を他の関係に比して優遇する以上、結婚制度は差別的なものでしかありえないと難じている（Lehr 1999）ほか、E・ブレイクは、排他的な対の性愛関係が他の関係に比べて普遍的に価値づけられ優先されるべきことを性愛規範性（amato-normativity）と呼び、同性婚も含めた排他的な性愛関係のみを対象とする限り結婚は正当化できないことを論じている（Brake 2012=2019）。

そこで本稿では、こうした性愛関係を特権化する結婚制度にとって矛盾含みの実践として、近年注目されている、性愛なき「友情結婚」に着目することで、日本の皆婚規範・性愛規範・子を持つべきとする規範との関係から、友情結婚が求められる背景を明らかにしたい。具体的には、同性婚をめぐる性愛規範と結婚の正当性の議論を経て、日本の結婚と性愛規範を含む情緒性に関する研究を概観し、友情結婚についての近年の状況と先行する議論を確認したあと（2節）、結婚概念を性愛との関係で整理する中に友情結婚を位置づけつつ、日本における友情結婚仲介事業スタッフに対する聞き取り調査の概要を説明し（3節）、録音・文字起こしデータを用いて友情結婚事業の概要、友情結婚を求める人の特徴と分類、なぜ結婚しなければいけないのか、なぜ「友情」なのかという視点から分析を行ったうえで（4節）、日本型友情結婚の特徴と功罪について議論していく（5節）。

#### 2. 先行研究：結婚にとって性愛とは何か

##### 2.1 結婚と性愛関係

異性間の結婚が制度化されている限り同性婚もまた平等に制度化されるべきことが当然だとしても、そもそも結婚とは何であり／どのようなものであるべきかについての議論は常に開かれている。たとえば、フェミニスト法哲学者M・ファインマンは、異性婚のもとで配偶者に与えられてきた特権を非異性愛関係にまで拡張することの困難を例に挙げながら、性愛関係の自由とケア関係の保護を両立するためには、法的婚姻を廃止し、従来性愛関係を保護することで間接的に支援・保護されてきたケア関係（母子対）を、直接にプライバシー保護と支援の対象とすべきことを論じている（Fineman 1995=2003）。関連して、ゲイ・スタディーズの内部からも、同性婚を目指す運動の中で、同性愛者のコミュニティが紡いできた多層的で非排他的な親密性やケア関係が脅かされてしまうことの危惧も表明

されている (Weston 1995; 志田 2009)。

こうした議論が照準するのは、性愛関係を他の関係よりも個人と社会にとって価値あるものとみなし、性愛関係に優先して資源を分配すべきとする社会規範の存在である。たとえば、フェミニスト倫理学者 E・ブレイクは、結婚と性愛の結びつきが歴史的・文化的なものであり、単婚的な性愛関係を特権化する結婚制度は性愛規範的 (amatonormative) なものである以上、道徳的・政治的に正当化できないと難じている。具体的には、シェアハウスや成人人間のケア・ネットワークといった非性愛的なケア関係や、ポリアモリーのような多元的な性愛関係を例に挙げながら、ブレイクは排他的な性愛関係だけが特定の価値や徳、成長をもたらすわけでもなく、また、必ずもたらすわけでもないにもかかわらず特権的に制度化することは、現に機能している多様な成人人間のケア関係を排除し抑圧する点でも、性愛関係内部の暴力や支配を不可視化する点でも問題があると指摘する (Brake 2012=2019)。

他方で、こうした倫理学・政治哲学的議論と呼応するように、イギリスを中心とした家族研究や親密性研究といった経験的研究の文脈でも、従来のように性愛関係と血縁関係を中心とした家族だけに着目することは、後期近代におけるより広範に渡る私的関係を適切に把握することができないという反省が広がっている。たとえば、A・ギデンズは、再帰的近代における自己の構築にとって中心的な役割を担う親密性として、ゲイ・カップルの性的親密性をモデルとし、経済や子どもといった制度的利害から離れた「純粋な関係性 (pure relationship)」を概念化した (Giddens 1992=1995)。こうしたギデンズの「純粋な関係性」概念の実証性の乏しさとジェンダー不平等の隠蔽効果を指摘する L・ジェミソンは、親密性の通文化的定義は存在しないとしながらも、性愛関係よりも広く「人々の間の近しさの質と、それを構築する過程」と定義し「親密な関係は性的である必要はなく、身体的性的接触は親密性なしでも生じうる」としている (Jamieson 2011)。同様に、性愛よりも広い友情を基礎として広がる新しい社会的紐帯についての議論を展開する D・チェンバースは、選択性・対等性・相互信頼といった友人関係の特質が、従来の性愛関係や血縁関係を相互浸透的に補い刷新する役割を果たしていることを論じている (Chambers 1999=2015)。たとえばまた、C・スマートは、フェミニズム研究やクィア研究による絶え間ない批判に晒されるなかで記述概念としての「家族」の規範性が問題化された歴史を紐解き、「世帯」や「親密性」といったより中立的な用語が模索されてきたことを踏まえて、伝統的な意味での家族のみならず再構築された親族ネットワークや友人関係のような新しい家族形態も含むものとして「家族」の代わりに「私生活 (personal life)」ないし「私的関係 (personal relationship)」として対象化する傾向を紹介している (Smart 2007: Chapter 1, Section 4, para. 2)。

## 2.2 日本における結婚と性愛の結びつき

これに対して、日本における私生活と私的関係は、依然として結婚の中の性愛関係と家族関係に強く係留されているようにも見える。たとえば、石田光規によれば、日本でも血縁・婚姻から離れた自由で新しい選択的關係がもてはやされるものの、選択の度合いが低い家族・親族からのサポートは突出しており、4割以上の人は家族・親族以外のサポート源を持たないため、事実上家族による支援がなくなると何の支援もなくなるという。とりわけ日本の男性の情緒的サポートはほぼ結婚の中に限定されており、男性は結局のところ結婚することでしか情緒的に支えられない現実を諦観を込めて指摘している (石田 2011:3-4 章)。

ただし、こうした結婚への規範の背後には、依然として女性の社会進出が抑制され、子育ての社会化が進まないために、とりわけ女性は結婚して子供を持つことでしか社会的承認と生活保障を得にくい日本の制度配置があることにも注意を払う必要がある。たとえば、「婚活」概念を世に出した山田昌弘は、近代社会とは「結婚しないと生活上・心理上とても生きにくくなる」結婚不可欠社会として始まり、欧米が「結婚しなくても経済的・心理的に幸せに生活ができる」結婚不要社会に舵を切ったのに対して、日本は今も「制度的・意識的には結婚不可欠社会であるのに、結婚したくてもできにくくなっている」結婚困難社会であると分析している (山田 2019:4)。具体的には、日本人が近代的結婚に固執する理由として、結婚が社会システムに組み込まれているという制度、結婚によって永続的な保証が手に入るはずという観念、世間体を気にする社会意識を挙げている (山田 2019:165-176)。恋愛に焚きつけられ

ながらも、人々が今なお結婚にこだわるのは、結婚することが有利・便利であり逆に結婚しないことが不利・不便であるどころか承認と生存を脅かすような制度的状況が、今なお継続しているからでもある。

さらに、こうした制度的状況は、「誰もが結婚すべき」という皆婚規範と「結婚したら子どもを持つべき」という結婚後親なり規範と組み合わせることで、子どもを望む未婚者を結婚へと駆り立てている。たとえば、結婚と出産に関する4か国（フランス／スウェーデン／イギリス）間の国際比較調査を見てみると、確かに日本での「結婚は必ずすべきだ」という強い皆婚規範意識は9%（仏5.9%／典4.6%／英10.6%）とイギリスに次いで高い程度だが、「結婚はした方がよい」という結婚推奨意識は56.5%とずば抜けて高い（仏23.9%／典22.1%／英22.1%）（内閣府2016:28-9）。さらに、「婚外子に抵抗感が大いにある」割合は12.3%（仏0.7%／典0.6%／英1.8%）と極めて高く、「婚外子に抵抗感が全くない」割合は22.4%（仏78.0%／典95.9%／英81.9%）と非常に低い。なお、未婚者に限ると、第15回出生動向基本調査によれば、「結婚したら、子どもを持つべきだ」という結婚後の親なり規範に、男性の75%、女性の67%が賛成している（国立社会保障・人口問題研究所2017:87）。つまり、結婚するかしないかは個人の自由だとしても、もし結婚せずに子どもを持とうとすれば「大きな抵抗感」に直面し、逆に、結婚して子どもを持つことが社会的に（制度的利害を伴って）推奨されていることになる。

加えて、日本における結婚と性愛は、その力点を移しながらも依然として強く結びついているという指摘もある。具体的には、谷本奈穂・渡邊大輔は、近代に誕生した結婚・恋愛・性を不可分一体とみなす規範（ロマンティック・ラブ）の現代的な解体や揺らぎという従来の説明を全国調査データから検証する中で、1990年代以降少なくとも意識の上では、若年女性を中心に恋愛の結婚からの解放が進んだ（恋愛は結婚につながらなくてもよい）ものの、依然として結婚は恋愛から解放されない（結婚には恋愛がなくてはならない）ままであると主張している（谷本・渡邊2019:64-5）。すなわち、結婚するかしないかは個人の自由であるといいながら、子どもを持つならば結婚する必要があり、結婚するならば恋愛する必要があるという形で、ロマンティック・ラブはその重心を移しながら現在も私たちを縛っているのである。

### 2.3 日本における友情結婚に関する研究

これに対して、1990年代から日本でも性愛に基づかない結婚形態として「友情結婚」が模索され、2010年代の終わり頃から書籍の出版やメディアでの露出を通じて関心を集めている。たとえば、1990年代からミクシィでの「友情結婚コミュ」、友情結婚掲示板「MILK」や、同性愛者の友情結婚を目指す見合い結婚パーティー「STEEZ」など、「友情結婚」の名のもとに非異性愛者の出会いを扱うオンライン・コミュニティが存在していた。一般に「友情結婚」とは、欧米から輸入された考え方として「恋愛感情のない異性同士による結婚」（MILK HP）と定義されている。掲示板の分類にもみられるように、典型的には恋愛関係と性関係を含まない結婚を指し、実際には、同性愛男性が同性パートナーを持ちながら（あるいは持たずに）性愛関係のない女性と法律婚するケースや、同性カップル二組男女4人が交差して2組の法律婚を行うケースが想定されていた。特に近年では、エッセイスト能町みね子が自らのゲイ男性との恋愛感情抜きの結婚の日常をつづった『結婚の奴』（能町2019）が話題を呼んだことも記憶に新しい。その後、友情結婚に関する一般書籍や電子書籍が出版され、友情結婚を扱う仲介事業者がメディアで取り上げられるなど注目を集めるようになっていく。長らく少子化と関連して未婚化が問題となるなかで、性愛とセットであると考えられてきた結婚が、実際には性愛なしでも成り立つかもしれないという考えが少しずつ存在感を増している。

この点、日本における結婚と性愛の間の緊張関係の表れとして友情結婚を直接に扱った専門的な研究・論文は存在しない。ただし、日本で初めての一般書『友情結婚という選択』のなかで、小川祐樹は10年以上セクシュアルマイノリティの友情結婚にかかわってきた自身の活動経験から、出会い・結婚の方法・家庭の築き方・子どもを持つには、といった友情結婚に至る段階ごとに、「ノーマルな結婚」との対比を描きながら実践的なアドバイスをまとめている（小川2019）。同様に、電子書籍専門の出版社から『友情結婚 募集中』がDL販売され、こちらもおそらく友情結婚に関わる立場から書かれていると思われる解説・紹介調のものであるが、LGBTのみならずシングルマザーとシング

ルファザーの非性愛的結婚なども含みつつ、「親を安心させられる」「自分の生き方（セクシュアリティ）を曲げない」「信頼できるパートナー」との間の新しい結婚として友情結婚を紹介している（新結婚様式研究所 2021）。総じて友情結婚は、性的に親密な男女一对の自然な結婚を通じて自然に子供を産み育てるべきとする「ジェンダー家族」（牟田 2006:7）から零れ落ちる同性愛者やひとり親が、男女一对という結婚制度の条件を逆手にとった生存戦略の一種として位置づけられる。

しかし、こうした友情結婚に関する情報は、当事者に近い立場から書かれている点で極めて有益な反面、執筆者の匿名性も相俟って出所が明らかでない点や、専門的な手続きに基づかないため情報の信頼性と一般化可能性が検証されていないという点で、学術的には扱いにくいという問題も抱えてもいる。

そこで、本稿では性愛なき「友情結婚」研究の端緒として、友情結婚仲介事業者に対する聞き取り調査を通じて、どのような人が／なぜ性関係や恋愛関係と切り離された結婚を望むのかを検討することで、日本における結婚と性愛をめぐる規範の関係を間接的にはあるが実証的に明らかにしたい。というのも、もし日本の「友情結婚」が性愛関係ではない情緒性によって性愛規範を乗り越えようとするものであれば、日本における結婚と性愛の強い結びつきを攪乱・相対化する重要な実践として位置づけられる可能性があるからである。

### 3. 調査概要：友情結婚事業者に対する聞き取り調査

#### 3.1 結婚概念の整理と友情結婚：

調査概要に入る前に、関連概念を整理したうえで友情結婚を位置づけておく必要があるだろう。ここで、友情結婚とは「性愛を基礎としない法律婚」と定義できるが、性と愛の関係や結婚の目的を巡って一定の幅を持っている（表1）。具体的には、性関係と恋愛関係の双方を含む性愛結婚<sup>1)</sup>、性関係はないが恋愛関係を含む純愛結婚<sup>2)</sup>と呼ぶとすると、性関係と恋愛関係の双方を欠くものとして友情結婚を位置づけることができる。逆にいえば、性関係か恋愛関係かのどちらかを含むならば友情結婚ではない。加えて、本稿で扱う友情結婚は、あくまでも結婚時点での関係や目的を念頭に置いている。通常の性愛結婚夫婦であっても、数年で性関係もなくなり恋愛関係も冷めるケースは珍しくないが、こうした後に（良い意味で）枯れた夫婦であっても端緒において友情結婚でない場合は、友情結婚とは呼ばれないため、本稿の定義でもこれを踏襲する。なお、ここでいう結婚は同棲や事実婚、同性パートナー登録カップルを含まず、法律婚に限定している。

他方で、同じく性関係と恋愛関係を含まないとしても、友情結婚はいわゆる偽装結婚や、「籍だけ婚」「シェア婚」と呼ばれる契約結婚などの婚姻実態がない結婚とは、連続しながらも一応区別される。もちろん、友情結婚の一部は何らかの意味で周囲に結婚を偽装する側面を持つ（後述）ため、両者を区別することはそれほど容易ではない。しかし、たとえば、結婚の目的が永住権や国籍取得といった場合には偽装結婚に接近するが、偽装の目的が共同生活・子育て・何らかの情緒的繋がりといった家族類似のもの<sup>3)</sup>であれば、友情結婚に接近することになる。同様に、結婚生活一般におけるような相互利益を超える一方的な金銭が結婚自体の対価となっている場合、やはり偽装結婚に接近することになる。

表1 法律婚を前提とした友情結婚の定義と隣接概念

	性関係	恋愛関係	家族的目的
性愛結婚	○	○	○
純愛結婚	×	○	○
友情結婚	×	×	○
契約結婚	×	×	×
偽装結婚	×	×	×

### 3.2 調査目的と方法・対象

本調査の目的は、新興の友情結婚仲介事業から間接的に観察できる現代日本の友情結婚ニーズから、日本における結婚と親密性をめぐる性愛規範の一端を明らかにすることである。対象となるのは、友情結婚の相談・仲介を行う事業者 X で、2010 年代中ごろから準備期間を経て有料会員化したあと数年で事業を軌道に乗せ、都内の結婚仲介事業者として、精力的な展開を行っている。申し込みは個人単位でセクシュアリティは問わないが、同性カップル同士 4 人 2 組のマッチングは行っていない。これまでの友情結婚に関する相談実績は 1000 件以上、入会実績は 400 件以上、成婚実績は 140 件（70 組）以上となっている。後述するが、事業者 X による仲介には、一般的な結婚仲介事業と同じ程度の費用が掛かるため、これだけの費用を払ってでも友情結婚をしたい、既存のオンライン・フォーラムやネット掲示板・お見合いパーティーなどを用いて自力では友情結婚の相手を探せない層に顧客が絞られることを意味しており、これがそのまま本稿で扱う対象の偏りにもなっている。

調査方法は、都内の友情結婚仲介事業者 X のスタッフ 4 名に対する聞き取り調査であり、許可を得て IC レコーダーに録音したものを、匿名化して文字起こししたテキストをデータとして用いた。具体的には、事業者 X にメールで協力を依頼し、4 日間で 4 名に対して各 90 分程度の聞き取りを行った。この点、友情結婚当事者ではなく仲介事業者を対象としたのは、日本で友情結婚の事例はまだ少なくまずは概要を把握したいという消極的理由と、事業者にアプローチすることで友情結婚に至ったケースのみならず入会に至らなかったケースや成婚に至らなかったケースなど友情結婚に対するニーズを広く扱うことができるという積極的な理由からである。さらに、対象者には顧客個人に対する守秘義務があるため、聞き取りの段階で顧客の個人情報については尋ねず、あくまで一般論として匿名化・抽象化を求めていることに加えて、文字起こしに際しては重ねて抽象化・匿名化を行っている。

具体的な対象者は、事業者 X の立ち上げスタッフであり現在は主に入会相談を担当する A（女性・30 代）と、加入当初から成婚者の連携などを担当する B（男性・40 代）、マッチング・相談担当の C（女性・30 代）、および、新たに入会相談担当に加わった D（女性・30 代）の 4 名である（表 2）。特に本稿では、友情結婚を求めて面談に訪れる男女の特徴とニーズを明らかにするために、入会相談担当の A と D のデータを主に用いたうえで、B や C のデータから補うという方法をとっている。

質問項目は、事業者 X の事業概要に関する質問群と、事業の中で対象者が考える友情結婚を望む男女が抱えるニーズの種類の特徴に関する質問群を基軸とし、必要に応じて掘り下げて聞く半構造化インタビュー法を用いた。具体的には、前者として「応募から成婚に至る友情結婚のステップ」「入会相談で入会に至らないケース」「マッチング・相談の苦労」など、また、後者として「なぜ性愛結婚ではないのか（セクシュアリティ）」「そもそも結婚したいのか」「なぜ契約結婚ではないのか」などを聞いた。なお、A と D の聞き取りはそれぞれ単独で行ったが、会議室の都合で B と C の聞き取りには A も同席し、必要に応じて記憶を突き合わせてもらう形を取った。

## 4. 分析：日本型友情結婚—性愛抜きに「普通に」結婚して子を持ちたい

### 4.1 事業者 X による友情結婚仲介事業の概要

概して X の事業内容は、専ら「友情結婚」を扱う、すなわち性愛関係を相手に求めない条件で結婚を望む人々か

表 2 調査対象者一覧（2021 年 12 月時点）

	年代	性自認	事業者内の担当	経験
A	30 代	女	入会相談	7 年
B	40 代	男	成婚者連携	7 年
C	40 代	女	マッチング・相談	7 年
D	30 代	女	入会相談・リサーチ	1 年

らの相談・仲介に応じるという点を除いて、一般的な性愛結婚の仲介事業と大きな違いはない。具体的には、1) ネット上のフォームから相談申し込みを受け、2) 対面／オンラインでの入会相談を経て入会を決定してもらい、3) 入会後に相談を通じて条件（子どもや同居の希望）や相性（時間の使い方や交流のあり方）に関する内容を聞き取り、4) これらの条件をもとにマッチングを行い、5) 両者が望めば事業者が設定した場所（レストランなど）での紹介（お見合い）に進み、6) そこから男女二人での話し合い期間に諸条件をすり合わせたあと、7) 両者が合意すれば成婚退会に至る（A・D）。入会後の紹介頻度は、個人の属性や求める条件によって大きな振れ幅があり、後述するように非同居希望／非子ども希望／地方居住といったケースはマッチングが難しく、年1人の場合もあれば、条件が合いやすければ月に2-3人と会う場合もあるという（A・D）。事業収入は、入会相談は無料だが、入会料（10万円程度）・月会費（1万円程度）・紹介料（5千円程度）・成婚料（30万円程度）となっており、通常の性愛結婚を扱う全国仲人連合会の参考料金表と大きくズレることはない<sup>4)</sup>。性愛結婚でないにもかかわらず、男性は年収によって、女性は見た目によって、成婚率が高くなる印象があるという（A・C）。性愛によらずとも生涯にわたるパートナーを探す以上は、服装の適切さや清潔感、感じのよさ、コミュニケーションが大ききものを用いるのも、性愛結婚の場合と同様である（A・C）。

ただし、友情結婚仲介事業に特徴的なのは、4) 紹介のあと、恋愛結婚のように恋愛関係を涵養するフェーズを迂回して、5) 互いの条件をすり合わせる「話し合いフェーズ」に移るという点である。というのも、後述するように、友情結婚といっても両者の結婚と結婚生活についてのニーズにはかなりの幅があるため、成婚には条件の一致（と妥協）が当然必要となる。たとえば、事業者Xでは、アメリカの婚前契約のフォーマットを参考にした「友情結婚話し合いシート」をベースに、「話し合いフェーズ」は3ヶ月を原則とするが、両者が望めば最大6ヶ月まで延長される（A）。内容は、「同居希望か／別居希望か」「寝室は別か」「夫婦の交流はどの程度か」といった同居・交流条件、「子どもを持つか」「持つとしたらどんな方法（シリンジ法／人工授精／体外受精）か」「何人持つか」といった妊娠・出産・子育てに関する条件などが中心となる。こうした条件は、性愛結婚のもとでは、当然に同居し、当然にセックスを通じて妊娠し、当然に親密な交流を持つことが暗黙の了解となっているせいで、書面で婚前契約を交わさない限りは明示的に議論に登ることはない（ゆえにこうした条件に関するトラブルは表面化しにくい）のに対して、友情結婚においては結婚に至る調整プロセスの中核をなしている。

とりわけ、日本における友情結婚は、多くの場合それが友情結婚であることを周囲（親族・職場）に秘匿し、通常の性愛結婚を装って結婚生活を開始するため、避けられない実家・親族との交流や、仕事関係に対する情報管理に関する条件には、さらに慎重なすり合わせが必要となる。たとえば、話し合いシートには、「義実家との交際義務はどの程度か」「友人に紹介するか」といった社交に関する条件、「外に恋人がいてもいいか」「風俗に行ってもいいか」といった友情結婚の外での恋愛・性関係に関する項目などもある（A）。この点、詳細を事前に詰めることに抵抗を示す男性と、事前に合意しておきたい女性の綱引きなども行われるといい（A・D）、仲介事業者としては納得して成婚に進んでもらう意味でも、成婚後のトラブルを避ける意味でも、問題になりうる多くの項目を意識化して、最終的に合意に至らなくとも意識化する必要を感じている（A）。なお、通常の性愛結婚仲介事業においては、お見合いのあと「仮交際」から「本交際」へすすんだ時点で、他の会員もしくは異性との接触・お見合いは禁じられるのが通例であるのに対して、事業者Xにおいては「話し合いフェーズ」の最中にも、他の会員とのお見合いが禁止されない、どころか推奨されているという（A・D）。こうした交渉における非排他的・競合的な仕組みは、話し合いに応じなければ、候補者が他の相手と条件面で折り合ってしまう可能性を開くことで、合意に向けた調整や妥協を促しているようである。

反面、友情結婚の秘匿性によって、巷間に溢れる性愛結婚生活のイメージと比較すると、友情結婚のロールモデルがなくイメージを抱きにくいという問題を生じ、事業者はこの点に対応する必要に迫られている。この点、事業者Xでは、友情結婚経験者から直接話が聞きたいという会員には、協力を了承してくれた匿名の成婚者との面談の機会も設けている（B）。加えて、成婚退会後には会費の徴収はないものの、アフターサービスとして無料で成婚会員

限定の交流会（参加者6人～20人程度）を隔月で開催しており、夫婦で出席できる会のほか、夫だけ／妻だけが集まって交流できる時間を設けている（A・B）。こうした交流会には、たとえば「両親への挨拶はしたか」「式は挙げたか」「誓いのキスはしたか」といった友情結婚ゆえの悩みを成婚カップル同士が互いに相談できたり、子どもの持ち方といったデリケートなアドバイスを受けたりできるという利点もある（A・B）。実際にこうした成婚者の交流会に参加できるの主に成婚後であるものの、サポート体制の存在自体が友情結婚のイメージを持ちやすくし、不安を部分的に和らげていると思われる。

もちろん入会してもらわなければ収益にならないが、事業者Xはあらゆる申込みに対して相談・仲介を提供しているわけではなく、友情結婚とは呼べないニーズを持つ応募者に対しては事実上一定の制限をかけている。一方で、友情以上のものを求めすぎるケースは性愛なき結婚を求める他の会員を危険にさらす側面があり、明に暗に入会を断る必要が生じるという。たとえば、友情結婚とはいえ配偶者に性関係や恋愛「も」求めているようなケースや、同性愛者だが異性とのキス程度のスキンシップが必須と考えているケースでは、入会に至っていない（A）。同様にまた、「ポリアモリーを自称する」ケースも、配偶者には性愛関係を求めない限り当事者が合意すれば問題ないようにも思えるが、既存会員のニーズに照らしてマッチングの難しさを伝え、結果的に入会に至らなかったこともある（A）。他方で、配偶者に何も求めなさすぎるケースも、実際のマッチング上の困難と事業継続上の問題から入会が難しいという。たとえば「籍だけ入れてくれればいい」「精子だけくれればいい」「同居も子どもも一切の交流を望まない」といった要望は、契約結婚ひいては偽装結婚に接近しすぎるために敬遠される（A）。こうした要望は、会員全体の中で少数のためマッチングが難しいという実際的な理由だけでなく、友情結婚を違法な偽装結婚とみなす批判的言説から事業継続を守る自衛的な意味でも、受け入れが難しい（A）。

以上のように、結婚仲介事業として性愛結婚と多くの共通点を持ちながらも、友情結婚事業は「友情結婚」であることは秘匿されなければならないことに起因する特殊性を抱える一方で、性愛結婚とは異なり「恋愛への発展可能性を考慮しなくてもよい」という仲介上の効率性を備えているともいえる。実際、成婚率は2割ともいわれる結婚仲介事業の中でも、事業者Xの成婚率は3割以上と高い（A）。寄り切れない恋愛的確信が訪れるのを待つ必要がなく、交渉によってしか成婚に至らないために、交渉が難航した際の切り替えもスムーズであるという。というのも、「現代における結婚の最大の障壁は、恋愛しなければならないこと」（A）だからである。

#### 4.2 友情結婚を求めるのはどんな人々か：入会希望者のセクシュアリティ

次に、入会希望者の分類から、どのような人が友情結婚を求めているのか確認していこう。結論を先取りすれば、少なくとも仲介事業者を通じて友情結婚相手を探す人の多くは、自らのセクシュアリティを隠したい／認められない同性愛男性と、性愛関係を望まない異性愛・無性愛・非性愛女性であった。なお、入会相談や入会後の相談に際して、セクシュアリティを明示的に尋ねているわけではないので、以下の分類は、本人の自己申告を除けば担当者による主観的・総合的な判断である。

##### 1) 友情結婚を求める男性の類型

男性から見ていくと、同性愛者であることを公表しているような同性愛積極層（M1）からはほとんど希望がなく、中核を占めるのは同性愛を「公表したくない／認められない」同性愛消極層（M2）と、「性関係を持ってない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪層（M3）、そしてわずかに「排他的性愛関係を拒否する」同性愛・異性愛束縛忌避層（M4）である（表3）。以下、具体的に見ていこう。

第一に、少なくとも同性のパートナーがいたり、周囲に同性愛をカムアウトしたりできる同性愛積極層（M1）は、友情仲介事業者とは一定の距離があるようである。「たまに来るんですが、ほんと少ない。男性会員が100人いたとしたら1人在籍してるかしてないか」（A）程度だという。この点、事業化以前の草の根的な友情結婚市場に詳しいBによれば、こうした同性愛男性は、どの程度公にするかは別として、同性パートナーとの性愛的生活を中心に据えられるため、仲介事業者を通じて異性との結婚を模索する必要がないからかもしれないと推測している（B）。もっとも、

表3 セクシュアリティからみた友情結婚を求める理由と凡その割合（男性）

	割合
M1：「同性パートナーと夫婦的生活を求める」同性愛積極層	極少
M2：「公表したくない／認められない」同性愛消極層	7割
M3：「性関係を持ってない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪層	3割弱
M4：「排他的性愛関係を拒否する」同性愛・異性愛・両性愛束縛忌避層	少

現行法上は男性同性カップルの間で子供を育てることは容易ではなく、こうした層にも友情結婚のニーズは存在すると考えられるが、おそらく秘匿の必要が低ければ、相談・仲介事業を介さずにオープンに契約結婚・友情結婚の相手を探している可能性もある（B）。翻って、事業者の利用はむしろ秘匿の結果であり、秘匿の手段という側面と関わっていると思われる。

第二に、それゆえ友情結婚仲介事業を求める男性の大部分を占めるのは、同性愛を「公表できない／認められない」同性愛消極層（M2）であるという。多くは、社会的に「地位の高い」「堅い」男性で、周囲に自分が同性愛者であることを絶対に漏らせない／あるいは、自分が同性愛者であるとは断じて認められないと、信じているタイプが多いという（A・C）。あるいは特に消極的で、女性はもちろん男性とも恋愛経験や性経験がなく、専ら欲望レベルで同性愛者を自認していたり、漠然と異性に対する欲望を感じないことをもって消極的性自認をしていたりする層である（A・C）。その意味で、続く「性関係を持ってない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪のため性愛結婚拒否層（M3）ともゆるやかに連続している（A・B）。相談・マッチングにかかわるCによれば、こうしたゲイ男性の中には、同性との性交経験はあっても、交際経験すなわち長期的で親密な関係を築いた経験がないまま、異性との結婚を目指そうとする難しさを抱える者もいるという（C）。

第三に、少し毛色が違うのが、同性愛・異性愛に限らず「排他的な性愛結婚拒否」層（M4）である。この中に一方で、「奔放に性関係を楽しみたいが、それとは別に異性と結婚して子供を持って体面を保ちたい」層があり、こうした層は結婚して子供を持つ異性との婚姻関係を確保したうえで、結婚の外部で自由な性関係を享受したいと考えている。他方で、「自分の時間や空間を誰かに邪魔されたくないが、対面を保つための異性との契約的な結婚を望む」層があり、こうした層は子供も欲しがらず、共同生活も望まずに、形式的な契約結婚に近いものを求める傾向があるという。もっとも、事業者Xではこうした層はかなり少数であり、ネットの世界は別として、「もう籍だけ入れたらOKですみたいなのは、わざわざ高いお金を払ってまでここでは活動しない」（A）ということなのかもしれない。

## 2) 友情結婚を求める女性の類型

他方で、女性について見ていくと、男性とは大きく異なり同性愛者よりも性に困難や嫌悪を抱える異性愛・無性愛・非性愛層が中核である。具体的には、男性の場合と同じく「同性パートナーと夫婦的生活を求める」同性愛積極層（F1）とは縁がなく、しかし男性では大半を占めた同性愛消極層（F2）は少数派であり、中核を占めるのは性行為に困難や忌避を抱える異性愛層（F3）であり、次いで無性愛層・非性愛層（F4）であった（表4）。

第一に、男性と同様、ある程度オープンな同性カップル関係にあるような同性愛積極層は、結婚仲介事業の顧客とはならない傾向にありそうだが、同性愛消極層も含め同性愛女性自体が少数派である。この点、同性愛女性は会員の中で常時2～3人と変わらないものの、後から増えてきた非同性愛女性の会員に押されて比率を下げているという。その理由について、Cは知人の例を挙げながら、同性愛女性は悩みながらも男性と付き合ったり結婚を意識したりすること含めて選択肢がある可能性があり、「[[レズ] ピアンは一般の結婚できちゃう人が多いのかもしれませんが。だから、普通に結婚して夫に隠して女の子と浮気している子はいるでしょうし、ネット界限でも主婦レズや既婚のレズピアンという言葉で出会いを求める人は多いようです」と推測している。

第二に、代わりにボリュームゾーンは、異性との性関係に何らかの困難や問題を抱えている層である。たとえば、それまで恋愛交際の中で性行為を試みるも挿入がままならず、それが原因で別れを繰り返すうちにセックスが怖く

表4 セクシュアリティからみた友情結婚を求める理由（女性）

	割合
F1：「同性パートナーと夫婦的生活を求める」同性愛積極層	極少
F2：「カムアウトできない」同性愛消極層	1割
F3：「恋愛も性行為も試みたが性行為できない」性行為困難異性愛層	4割
F4：「恋愛したくない／性行為はしたくない」無性愛／非性愛層	5割

なり、「性行為できない自分には結婚も子どもも一生無理かもしれない」と絶望していたところに「友情結婚」を知り、最後の望みをかけて扉を叩いた（A）、性行為に困難を抱える異性愛層（F3）である。これと連続しつつ、恋愛ないし性行為、またはその両方を持ちたくないが、結婚して子供が欲しい非性愛層（F4）もまた、「性行為できなければ結婚できない」ことに悩みぬいて、友情結婚に最後の望みを託す。男性に対して女性の入会希望者は、入会相談でこれまでの失敗や苦悩を吐露して涙を流す女性も少なくないという（A）。

以上のように、友情結婚を求める男女とセクシュアリティの違いは、そもそも仲介事業を利用する際のフィルタリングの結果でもありと考えられるが、同時に社会と結婚における男女の位置づけの非対称性を色濃く反映しているとも考えられる。

#### 4.3 それでも結婚する理由：「普通」と「パートナー」を求めて

では、まさに友情結婚を望む当事者が、何らかの形で性愛規範と異性愛規範による排除を経験しながら、にもかかわらず、性愛と結婚を切断してまで結婚という形態を望むのはなぜだろうか。というのも、何らかの理由で異性との性愛結婚が選べないとしても、とりわけ男性同性愛者がそれを自認したり公表したりできないとしても、たとえば恋愛関係以外のコミュニティで生きていくことや、生涯独身のままシェアハウスなど大規模なコミュニティで暮らすことも、容易とはいえないまでも生涯異性との性愛結婚を偽装して生きることと比べれば十分可能な選択肢に思えるからである。この点、先行研究で示されていたのと同様、たとえば、Aは入会相談での経験から、結婚への動機として「世間体」「キャリア」「親の安心（孫の顔）」を挙げる。同様に、入会後の相談を一手に引き受けるCもまた、外的な動機として「親を安心させたい、世間体、キャリアアップ」を挙げている。以下、順にみていこう。

第一に、入会希望者のほとんどが「子供を授かる」ことを目的の一部として相談・仲介事業の扉をたたいているのは特筆すべきである。具体的には、男性であれば90%以上、女性であれば70%が「子どもが欲しい」ことを理由として友情結婚を求めており（A・D）、子どもを持つ動機の背後には、親に対する責務を含めて、様々なものを包含しているようである<sup>5)</sup>。また、子どもを育てるからには法律婚によって国や自体から得られる各種手当や税制上の優遇、私企業から得られる福利厚生なども無視できず（Chauncey 2004=2006:111-2, Brake 2012=2019:304-5）、法律婚をするからには現行法上は異性との結婚が必要になることも友情結婚への動機を支えている。関連して、子どもを産み育てるための友情結婚では、性愛結婚と同じかそれ以上に社会経済的条件がかかわってくる。たとえば、お見合い紹介の最低ラインとして、20代などの若さが無い限り、

C：学歴が大卒以上。

A：年収が400万以下は、女の子はお断りしますね

とりわけ女性にとって、日本の制度配置において妊娠出産後も正規雇用を継続できるかは不透明であり、結婚して出産できるだけの収入の有る男性との結婚が必要となるからである。Cは「やっぱり女の人が働けなくなる時期を見据えると、結局経済的な部分は不安でしかない」として、学歴・収入に関するマッチングのシビアさは通常の性愛結婚と変わらないと説明する。

第二に、経済的な側面を除いても、未婚でいる限り社会から一人前だと思われず、結婚しなければ社会経済的に認められないという意味での「結婚による社会的承認」が未だ根強く、とりわけ地方では現在も大きな力を持っている。これは先行研究のなかの「世間体」とも関連するが、「キャリア（アップ）」という企業からの承認については掘り下げておく必要があるだろう。たとえば、Aは「大手の企業の方は皆さんおっしゃられますよね、キャリアに響くって」としたうえで、具体的なケースを伏せながらも、次のように説明する。

やっぱり「普通じゃない」って見られるのが嫌だっていうのはよくいますね。あと、会社で「できない」未婚の上司とか先輩を見て「ああんりたくない」。自分が未婚で年取って、後輩たちに「あ、だから、未婚なのね」って思われたくないっていうとか（中略）やっぱりそういう方は「昔ながらの会社なので」とか、「ちょっと古い考えの会社なので」って（A）。

ここでいう「普通」であるためには普通に結婚して子供をもち家庭を構えることが必要であり、もしその「普通」に達しないならば、仕事上の評価や仕事の能力を支え基底的能力の評価にまで関わるか、少なくとも仕事上のマイナスを解釈するための資源として用いられてしまうと、少なくとも信じられていることを示している。このように、非異性愛者も異性愛者同様に、「普通」であることの主要な条件として異性との結婚の圧力にさらされているともいえる。

第三に、翻って未婚のままであることが同性愛者であることを推測させ、逆に、異性との結婚が異性愛者のシグナルとして機能するという「結婚による異性愛の証明」という側面も存在する。これも「世間体」の一側面といえる。たとえば、Aは入会相談での経験として、「やっぱりゲイの人は『ゲイなのかな?』って陰口たたかれたくない」のに対して「結婚してたら、『もしかしてあの人ゲイだよな』『いや、結婚してるじゃん』『あ、じゃあゲイじゃないか』って言われると考えると説明する。同様にまた、男性の例として「風俗に誘われて断るのがきついついていう。（中略）結婚してたら、奥さんいるから駄目って断れるという。いや、別にそれ奥さんいなくても断ったらいいじゃんって普通だと思ってしまうんですけど、ゲイだからこそ『断ったら、そうやって[ゲイだと]思われるんじゃないだろうか』って思っちゃう」（A）という。もしそうだとすると、非異性愛者は異性愛者と同じく異性との結婚の圧力に晒されていることに加えて、未婚であり続ける限り異性愛者の証明に失敗し続けるという恐怖に駆られているということもできる。

第四に、親を安心させたとしても親は先に死ぬことになり、自分が結婚しなければ一生孤独なまま死ぬかもしれないという孤独への不安から、子どもを持つことと並んで生涯のパートナーとの長期的な関係を友情結婚に求めている側面もある。たとえば、紹介に向けて条件を掘り下げていく中で、相談・マッチング担当のCは、「人生のパートナーが欲しい（中略）独り寂しい、不安だ、将来不安だとか、そういうところが一番多いかな」（C）といった形でパートナーへの希求を要約している。また、入会相談担当のAも「やっぱパートナーが欲しい。今後の人生考えると、ゲイとして男性パートナーを作って生きていけないし、1人だと。親は、先に死ぬ。だから家族が欲しいっていう」と、親亡き後の人生を不安視する同性愛男性の悩みと向き合った経験を語っている。

以上のように、非異性愛者がそれでも結婚を求める背景には、先行研究で示されていた「自分の生き方（セクシュアリティ）を曲げない」「親を安心させられる」「信頼できるパートナー」といった動機と重なりながらも、結婚して子供を持つことによる社会的承認への期待と親への報恩、とりわけ、結婚によるキャリアの救済と、表裏にある結婚による異性愛者の証明、性的でなくとも生涯を共にするパートナーへの期待などが存在していた。もちろん、結婚しないことの公的・私的なスティグマは住む地域や企業規模などに大きく左右されるはずだが、非異性愛者がここまで結婚への圧力を感じていること、子どもや生涯のパートナーを持つためには結婚が不可欠であると考えていることから、少なくとも当事者の実感レベルでは依然として結婚への規範は強力に作用しており、「結婚しなくても幸せになれるこの時代に」<sup>6)</sup>といった現状認識はあまりに都市的で牧歌的にすぎるだろう。

#### 4.4 単なる契約結婚以上の「友情」結婚の意味

最後に、性愛結婚を選べないとしても結婚の必要を感じている人が、なぜ単なる契約結婚ではなく契約以上の結婚を望むのかを検討していこう。上でも触れたように、友情結婚は定義上、性愛よりも条件の一致によって始まるという意味で本質的に契約的であり、周囲にそのことを偽装する必要がある程度に応じて偽装的であることを避けられない。それゆえ、契約結婚と友情結婚の境界は、夫婦が互いに求める情緒性の程度と評価に依存している。実際、事業者Xが友情結婚全体を偽装結婚として非難する声から事業を守るために、あからさまな契約結婚を意図的に扱わないようにしているとしても、事業者Xを訪ねる人々の中には夫婦の感情的かわりを一切持たない純粋な契約結婚志向も存在していることを上で見てきた。しかし、少なくとも事業者Xが扱うケースの中には、それを友情と呼ぶべきかは別として、単なる契約結婚を超えた情緒的關係へのニーズと呼べるものを抽出することができる。

第一に、友情結婚を望む人のほとんどが子どもを持ち育てたいと考えていることに関連して、たとえ性愛関係でないとしても家庭的な情緒関係のもとで子どもを育てることが可能であり、場合によっては望ましいと考えられていることは重要である。たとえば、事業者Xがかかわった友情結婚のなかから、当初予定にはなかったが二人目を持つにいたった仲の良い友情結婚夫婦のケースや、女性同性カップルの一方が同性愛男性と成婚して同居し子供を育てる際にもう片方の女性も含めた3人が子育てに深くかかわるケース、逆に女性同性カップルの一方が同性愛男性と成婚したが二人の子供は女性同性カップルの下で育てられており、そこに男性が深くかかわり親密な関係を築いているケースなど<sup>7)</sup>を挙げている(A)。

この点、友情結婚が子育てとそれに伴う情緒的關係において構造的に有利な点があるとも考えられる。たとえば、子どもは恋愛的な夫婦関係の下で育てられるべきという信念に基づく友情結婚批判に対して、Aは友情結婚夫婦の子育て実態を踏まえて次のように反論する。

「好きじゃない夫婦の間に生まれる子どもは幸せですか」って言われることがあります。いや、私、絶対幸せと思って。っていうのが、子どもが欲しくて結婚してるので、大切にしないわけじゃないじゃないですか。めちゃめちゃかわいがる。それこそ恋愛結婚した夫婦で計画しなくてできた子どもが虐待されてる。友情結婚だと虐待とかそういうことは絶対ないんじゃないかなと。子供を望んで、逆に言えば、好きでもない相手と結婚するので(A)。

ここで対比されているのは、性愛の対象ではない人と結婚関係に入ってまで子どもを持ちたいと考えたカップルと、性愛関係の中で意図せず子どもを持ったカップルであり、少なくとも子どもへのコミットという点で、前者が後者に劣る理由がないことが論じられている。こうした、子育てを軸とした夫婦間の情緒性の重要性は、結婚に単なる契約関係以上のものが必要であり、翻って、夫婦にも契約関係以上のものを生み出す基盤になると考えられている。他にも、「子どもを育てるパートナー」(A)といった言葉で、子育てを基盤とした厚い情緒性の可能性に言及している。同様に、友情結婚を目指す過程において、女性に比べて性愛ではないにせよ恋愛的な関係を求めたがる(同性愛)男性へのアドバイスについて、Dは次のように語る。

一般の恋愛結婚でも一生好き好きなんてないと思う、冷めていったり。それよりもまず子どもを育てようとか、そっちが目的になってくるから、家族愛は絶対できると思うんですね。絶対とは言えないか。ただ、できやすいと思うんですね。だから男性の方も、家族愛っていう形で返していいたら、それは愛だから。そんなには変わらないと私は思います(D)。

ここでDが語るのは、端緒において性愛であった関係であっても、それはやがて安定した家族愛に変化するものであり、だとすれば最初から性愛よりも子育てを目的とし積極的に家族愛を目指すことでも(方が)良い家族関係の構築ができるのではないかという洞察に基づいている。

第二に、仮に子どものことを置いて、少なくとも対外的・対親的に夫婦としてふるまわなければならない結婚相手には、単なる契約関係以上の親しさや信頼を求めたいという側面もある。たとえば、事業者Xに求められているのは「ちゃんとした人。ちゃんと親に紹介できる人。会社に連れて行ける人。週に1回とか月に1回はちゃんとご飯一緒に食べる人。だから、籍だけ婚っていうのはうちには来ないですね。」(A)と説明している。これに対して、「もう籍だけ入れたらOKですみたくないのは、わざわざ高いお金払ってまでここでは活動しない。ネットの世界には結構いらっやいますね、籍だけ入れたらいいって言う。」(A)。この点、事業者Xを通じて友情結婚に至ったものの既に離婚に至ったケースも存在しており、離婚の原因になるトラブルの多くは事前に話し合っておかなかった条件や相性についてのものや、事前に話し合っていた条件の不一致や変化、現実との乖離などだという。たとえば、成婚退会した夫婦から聞いた相互の温度差に関するトラブルについて、次のように話している。

男性は週に1回は必ず一緒に食事を取りたかった。平日も仕事から帰ってきて、リビングとかで一緒にテレビ見たり、何気ない会話をしたかったと。奥さんはそんな、週に1回食事なんか必要ない。毎日別に会話の必要ない。どちらかといえば、ほんとルームシェアみたいな。ここもそう、その差です。男性はもうこっち「友情」をイメージしてたのに。(中略) 女性は結構こっち「契約」寄りだったんですよ(A)。

ここでルームシェアに例えられる時間の共有や交流の存在しない契約的な関係と、家族的とも形容できそうなリビングでの団欒や「何気ない会話」が契約を超える情緒的な関係として対置されている<sup>8)</sup>。

以上のように、友情結婚の名のもとに非性愛的な結婚を求める人々の多くが単なる契約結婚以上の関係性を求める背景には、子育てのためには性愛でなくとも何らかの情緒性が需要であり、また、子育てのためでなくとも生涯のパートナーの間には契約以上の関係性が需要であると考えられているもちろん、事業担当者を通じた間接的なアプローチからは詳しく接近することは難しいが、生涯を共にし、共に子育てを担うためには、単なる契約関係では不十分であり、性愛でなくとも何らかの契約以上の情緒性が求められていることが伺える。

## 5. 議論：皆婚規範と親なり規範が性愛規範を上回るとき

友情結婚仲介事業者を通じて見えてくる範囲に限っていえば、日本の友情結婚は、確かにそれが性愛から自由な結婚であるとしても、むしろ「普通の」結婚からはじき出された人々がそれでも「普通の」結婚にたどり着くための最後の手段とでもいうべきものだった。それは、一方で未だに結婚と社会的成熟を結びつけ未婚者を蔑み低く評価する日本社会の皆婚規範への対応であり、他方でとりわけ子どもを持つことが社会の正員資格と結び付けられる日本社会の親なり規範への迎合でもあった。そこには、恋愛して結婚することが「普通」でありセックスして子どもを持つことが「普通」であることに馴染めず／逃れようとしながらも、同時に「普通」からの逸脱を恐れ「普通」に見えるために周囲を偽って妥協する非異性愛者と異性愛者の姿があった。その意味では、本稿で見えてきたような仲介事業を通じて模索される友情結婚は、日本における強力な皆婚規範と親なり規範が性愛規範に対して優先される場面として、「日本型友情結婚」とでも呼びうるものだろう。

もちろん理想は、性愛の対象が同性であっても「普通」に結婚できること、そもそも結婚しなくても半人前扱いされることなく「普通に」扱われること、子どもを持たなくても租税やコミュニティを通じて「普通に」次世代に貢献できることかもしれない。それが可能になる日がくれば、彼／女らの多くはわざわざ友情結婚を選ぶ必要がないのかもしれない。しかし現在の日本の制度下では、もし友情結婚という選択肢がなければ、彼／女らは自分を貫くために社会から半人前として扱われ続けたかもしれないし、それを避けて偽りの恋愛関係と望まない性関係を呑み下して性愛結婚に身を投じていたかもしれない。その意味で、日本型友情結婚は、現代の日本において支配的な性愛結婚に馴染めない者たちの私生活にとって最良ではないかもしれないが次善の選択肢を与えてくれている。こ

の点、Aは同性愛者が自由に結婚したり手をつないで街を歩いたりできる海外の空気を引き合いに出しながら、「アメリカならこんな事業は成り立たないだろう」と笑う。

しかし同時に、性や恋愛に対する忌避や嫌悪から選んだ結果であれ、世間体や子どもを持ちたいがために妥協した結果であれ、こうした日本型友情結婚の実践は、社会に対して「もしかすると結婚は性愛によって始まる必要がないのかもしれない」「むしろ性愛によって始まらない方が良い面もあるかもしれない」という当たり前の、しかし、結婚と性愛の強い結びつきによって覆い隠されていた疑問を提起せずにおかない。性愛を通じた結婚が当たり前となっている今でこそ、お見合いと同じく仲介事業者が介在する点で、友情結婚は「不自然」で「作為的」な印象を与えるかもしれない。しかし、ほんの数十年遡るだけで、見知らぬ男女が仲人を通じて娶されその大半が安定した生活の基盤を築いていたことに私たちは思い至る。もちろん過去の全てを美化するわけではないが、ますます過酷で競争的になっていく恋愛と結婚をめぐる競争に敗れ疲れ果て<sup>9)</sup>、性愛を捨ててまで結婚制度がもたらす利益と承認を求める人々が増えるとしたら、日本における結婚と性愛の強固な結びつきに一石が投げられる可能性もあるだろう。

本稿の意義は、これまで研究されてこなかった日本における友情結婚の一端を、性愛規範・皆婚規範・親なり規範との関係で実証的に検討した点である。本稿で得られた知見や可能性が、最終的には友情結婚当事者への聞き取り調査、事業者を通じたサーベイ調査等によって裏付けられる必要があるとしても、本稿はその重要な一歩となるはずである。

## 謝辞

本研究は、盤研究(C)「友情結婚にみる未婚化社会の友人関係と恋愛関係についての基礎研究」(課題番号:21K01911)からの助成を受けています。また、今回のインタビュー調査にご協力いただいた事業者の方々に、この場を借りてお礼を申し述べさせていただきます。

## 注

- 1) 恋愛結婚はお見合い結婚との対比される用語であり、友情結婚が性関係と恋愛関係との距離によって定義される概念であることを強調するために、本稿では一般的な結婚を「性愛結婚」と呼称する。
- 2) 性関係(性行為)を含まないが恋愛関係を含む結婚を、さしあたり純愛結婚と呼んでおく。論理的には、性関係はあるが恋愛関係のない結婚(セフレ婚)を観念することはできるが、これは本稿の枠組みからは外れるため割愛した。
- 3) ここでいう家族類似の目的(家族的目的)とは、共同生活や子育てなどを含む家族実践とそれに伴う何らかの情緒性が結婚の目的の少なくとも一部となっている場合を広く指している。友情結婚を自認するカップルの中は、法律上の婚姻関係はあるが、たとえば子どもを持たないことや別居を選ぶ場合もあるため、結婚後の交流や心理的・情緒的繋がり(おおよそその期待)のみが、単なる契約結婚と友情結婚を分かつ概念上の曖昧な分水嶺であると思われる。
- 4) ただし、たとえば全国仲人連合会の規定料金には、医者または歯科医師と成婚した場合のみ成婚料が20万円程度上乗せになる特例があるが、Xではそうした特例は設けていない。
- 5) 子どもを持ちたい理由として先行研究でも示されていたように、「親を安心させること」(A・C)が重要な位置を占めている。たとえ親が自分の時代における結婚の新たな意味や、自分のセクシュアリティを受け入れてくれることがなく、素朴に自分の異性愛的結婚と孫の誕生を心待ちにしているならば、それに報いる責務があると考えられていることは、日本における親子関係の特質と関連している可能性がある。
- 6) 2017年「プレーン広告グランプリ」でグランプリに選ばれた結婚情報誌『ゼクシィ』のテレビCMのコピー「結婚しなくても幸せになれるこの時代に、私は、あなたと結婚したいのです」より。『ゼクシィ』はその誕生以来、日本における婚産複合体(Blake 2012=2019:176)を代表する企業である。
- 7) 後ろ2例のように、同性カップルの一方との友情結婚は、必然的に同性カップルと友情結婚夫婦のトライアドを形成することになり、単純に子育てが夫婦二人の密室に閉じないことで、子育て資源の上でも相談面においても情緒的関係

にプラスの効果をもたらしている可能性もある。こうした夫婦二人を超える子育ての可能性については、牟田・岡野・丸山（2021）が詳しい。

- 8) 「単なるシェア」と貶められがちな共同生活関係においても、生活設備の共用・家計の共有・家事の協働を通じて、それなりに共同性と親密性の基盤となり得ることが指摘されている（久保田2009）。この点は、繰り返し強調しておきたい。
- 9) 本稿では主題的に扱わなかったが、後期近代の恋愛をめぐる過酷な競争の社会的条件については、Illouz（2012=2022）を、日本の婚活をめぐる混迷と出口のなさについては山田（2019）を参照のこと。

## 参考文献

- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編，2004，『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』社会批評社。
- Brake, Elizabeth, 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, morality and the Law*, Oxford University Press (=2019, 久保田裕之監訳『最小の結婚——結婚をめぐる法と道徳』白澤社)。
- Chambers, Deborah., 1999, *New Social Ties: Contemporary Connections in a Fragmented Society*, Palgrave Macmillan (=2015, 辻大介・久保田裕之・東園子・藤田智博訳，『友情化する社会』岩波書店)。
- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The history shaping today's debate over gay equality*, Basic Books, New York (=2006, 上杉富之・村上隆則訳『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店)。
- Fineman, M. A., 1995, *The Neutered Mother, The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge (=2003, 上野千鶴子監訳，速水葉子・穂田信子訳，『「家族」積み過ぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房)。
- Giddens, A., 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Polity Press (=1995, 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ・愛情・エロティシズム』而立書房)。
- Illouz, Eva., 2012, *Why love hurts*, Polity Press (=2022 (予定), 久保田裕之訳『愛はなぜこんなにも苦しいのか——社会学的アプローチ』福村出版)。
- 石田光規，2011，『孤立の社会学——無縁社会の処方箋』勁草書房。
- Jamieson, Lynn., 2011, "Intimacy as a Concept: Explaining Social Change in the Context of Globalisation or Another Form of Ethnocentrism?", *Sociological Research Online*, 16 (4) 15. <<https://doi.org/10.5153/sro.2497>>.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2017，『第15回出生動向基本調査』。
- 久保田裕之，2009，『他人と暮らす若者たち』集英社。
- Lehr, Valerie., 1999, *Queer Family Values: Debunking the Myth of the Nuclear Family*, Temple University Press.
- 牟田和恵・岡野八代・丸山里美，2021，『女性たちで子を産み育てるとのこと——精子提供による家族づくり』白澤社。
- 牟田和恵，2006，『ジェンダー家族を超えて——近現代の生／性の政治とフェミニズム』新曜社。
- 内閣府，2016，『平成27年度少子化社会に関する国際意識調査報告書』。
- 能町みね子，2019，『結婚の奴』平凡社。
- 小川祐樹，2019，『友情結婚という選択』幻冬舎（自費出版）。
- 志田哲之，2009，「同性婚批判」志田哲之・関修編『挑発するセクシュアリティ』新泉社：133-167。
- 新結婚様式研究所，2019，『友情結婚 募集中』BALA 出版（Kindle 版電子書籍のみ）。
- Smart, Carol, 2007 [Kindle 版], *Personal Life*, Polity Press [Kindle version: amazon.com].
- 谷本奈穂・渡邊大輔，2019，「ロマンティック・ラブ・イデオロギーとロマンティック・マリッジ・イデオロギー——変容と誕生」小林盾・川端健嗣編『変貌する恋愛と結婚——データで読む平成』新曜社：pp48-70。
- Weston, Keith., 1995, *Families We Choose: Lesbians, Gays, Kinship*, New York, Columbia University Press.
- 山田昌弘，2019，『結婚不要社会』朝日新書。

## 参考ウェブサイト

- 日本初！ゲイ X レズビアン友情結婚お見合いサイト  
<https://ameblo.jp/steezblog/>（2021/12/25 アクセス：2013年頃から更新停止）  
 友情結婚紹介サイト MILK  
<https://www.milkjapan.com/>（2022/12/25 アクセス）

HUFFPOST「東京都、2022年度にパートナーシップ制度を導入へ 小池都知事「困り事の軽減に繋げたい」(2022/12/8付)  
[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_61afcc5fe4b0f76117b51cad](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_61afcc5fe4b0f76117b51cad) (2021/12/25 アクセス)

くぼた ひろゆき 1976年生まれ 日本大学文理学部社会学科教授

主な著書

『他人と暮らす若者たち』集英社新書、『家族を超える社会学』(共著)新曜社、『最小の結婚』(監訳)白澤社、『日常生活と政治』(共著)岩波書店

## 第5章 〈恋愛伴侶規範〉の限界と新たな関係性構築の可能性 ——婚外恋愛ドラマ『昼顔』のヒットからみえるもの——

岡田 玖美子

### 1. はじめに——恋愛結婚のその後への社会的関心

恋愛結婚が主流となって久しい今日において婚外恋愛<sup>1)</sup>を描いた物語は、未婚者の恋愛とそのゴールとしての結婚を描いた典型的な恋愛物語からすれば、いわば「ハッピー・エンド後の物語」である。本稿では婚外恋愛を描いた『昼顔』のヒットという近年の顕著な現象に着目し、その物語をもとに背後にある夫婦や恋愛関係をめぐる人びとの意識、そしてその変容可能性について考察することが目的である。

山田昌弘が指摘するように、近代家族モデルがもっとも安定的であった高度経済成長期には、結婚後コミュニケーションがなくとも性別役割に従っていれば、愛情があると信じることができた。しかし、高度経済成長期ののち物質的には豊かな生活が実現するなかで、「家庭内離婚」（愛情がなくても家族の形式を守るために離婚できない夫婦）が問題化されるなど、夫婦関係において役割よりもコミュニケーションが重視されるようになった（山田 2005）。そのような背景のなかで、婚外恋愛物語は何を示し、どのように人びとに受容されているのだろうか。

むろん、これまでも婚外恋愛を描いたテレビドラマは豊富にあった。たとえば、『金曜日の妻たちへ』（1983）の男たちのように結婚生活とは異なる魅力を婚外恋愛に感じつつも、そのことに罪悪感を抱くという、いわゆる性・愛・結婚の三位一体である「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」（以下、RLI と略記）からの逸脱を描くものもあれば、『失楽園』（1997）のヒロインのようにそもそも恋愛結婚でなかった配偶者との関係に耐えかねて婚外恋愛に没入していく、「結婚制度」対「恋愛」の構図に該当するものもある。

しかし、RLIについては、1980・90年代ごろから徐々に変容しつつあることが論じられてきた。たとえば、谷本奈穂は、RLIの変形として1990年代以降若者では「ロマンティック・マリッジ・イデオロギー」と呼べるものへの支持が高まっていることに注目する。このイデオロギーは、結婚するには恋愛感情が必要で恋愛感情のない結婚は正しくないとするものである（谷本 2008; 谷本・渡邊 2016）。

また、セクシュアリティについても、赤川学が「親密性パラダイム」と名付けたように、1970年代以降あらゆる性行動の領域において、その当否を判断する基準として「愛」や「親密性」が大きな位置を占めるようになってきた（赤川 1999: 382）。とりわけ2000年前後から、「セックスレス」など夫婦間のセックスの欠如が問題として話題となったことから（パッカー 2019）、夫婦関係においてもますます「愛のコミュニケーション」としての性的充足が重要になったといえる。

このような性・愛・結婚をとりまく社会の変容についての先行研究が示唆することは、夫婦関係における愛情の価値の高まりであり、それは「メンタルな満足」（筒井 2008）の獲得やアイデンティティの維持において夫婦や恋人というカップルの関係性が果たしてきた重要な役割（Jamieson 2004）がより強く求められているとも解釈できる。そのような社会的背景が示唆されるなかで、本稿では2014年にテレビドラマがヒットし、それを受けて2017年に映画化された『昼顔』の婚外恋愛物語に着目することで、その物語にはどのような意味が読み取れ、そこからどのような夫婦・恋愛関係についての課題や展望が考えられるかについて論じていく。

以下では、まず『昼顔』をとりまく社会的背景とメディア研究における物語論の視座からみた特徴について述べる（2節）。そして、『昼顔』の物語において重要な描写を挙げながら、その物語には「純愛」として人びとの共感を呼ぶ側面と「純愛ごっこ」として非難されうる側面があることを指摘する（3節）。その2側面の検討からみえてきたことをもとに、E. Brake（2012=2019）の〈恋愛伴侶規範<sup>2)</sup> amatonormativity〉概念を援用しながら、成人の情緒安定

化やアイデンティティ維持の基盤となる関係性の構築について議論を発展させる（4節）。

## 2. 『昼顔』をとりまく社会的背景とその物語の位置づけ

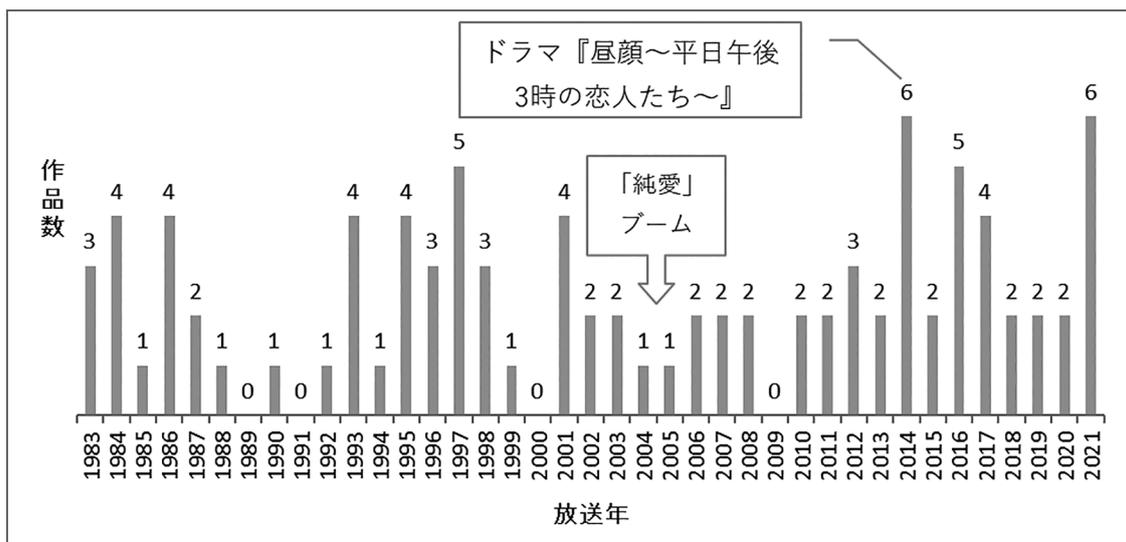
### 2.1 2000年代以降のドラマ史における大人の恋愛ドラマとしての『昼顔』

メディア論では「マスメディアのコンテンツと現実の両者は、互いに影響を与え合う関係にある」（中村 2014: 11）と指摘されてきた。すなわち、メディア・コンテンツは、社会で広く共有されている意識や価値観を反映して人びとの支持を得る一方で、現実では体験できない「疑似的現実」や先進的なモデルを時に描きながら、個人の意識や価値観および社会的通念の形成やイメージの共有をも促す（坂本 1997）。とりわけ、1980年代以降、ドラマを見ることで主婦たちはドラマの中の女性に自分を重ね合わせ、少なくとも主婦としての不満や葛藤が自分だけの問題ではないことを知り得てきたことが指摘されている（国広 2012: 88）。

『昼顔』もこのように社会における既存の意識・価値観を反映するとともに、今後の夫婦や恋愛関係のありようへの示唆となりうる先駆的な要素を内包していると思われる。それらの点に関連して、まず2000年代以降の恋愛ドラマの動向を確認しつつ、『昼顔』のテレビドラマ・映画が制作された背景について概要を整理する。

日本のテレビドラマの動向については、すでにまとめたもの（岩男 2000; 国広 2012; 岡室 2017 など）があるため詳述しないが、本稿の関心に関連するところでは、1990年前後に『男女七人夏物語』（TBS、1986）を典型とする「トレンディドラマ」と呼ばれる男女の恋愛を中心にしたライフスタイルを描くドラマが人気を博した時代から、1999年の男女共同参画社会基本法の成立・施行を経て、2000年代ごろから『ハケンの品格』（フジテレビ、2007）など職場を舞台としたドラマが増加する時期へと移行してきたという大きな流れがある（国広 2012）。

そのなかで婚外恋愛をメインに描いたテレビドラマ、いわゆる「不倫ドラマ」を対象を絞って動向を整理してみよう。婚外恋愛テレビドラマが初めて社会的に大ブームを引き起こしたといえる1983年の『金曜日の妻たちへ』以降の放送年別作品数の動向を図にまとめた（図1）。大まかな流れとしては、1990年前後に一度減少したのち、1990年代に『それでもあなたが好きだった』（TBS、1992）や『失楽園』（日本テレビ、1997）などが話題となった時期を経て、2002年から2013年ごろまで年に1、2本と下火になる。その後、2014年に急増し2016年、2017年も比較的多く、



出典) Wikipedia「不倫を扱ったテレビドラマに関するカテゴリ」のページに記載の作品を集計し、インターネット上で「不倫ドラマ」として紹介されている近年のドラマを補足追加した。

注) 民放キー局5社系列とNHKで放送されたものでありWOWOWなどオンデマンドは除く。また、「月9」などの連続ドラマだけでなく、単発ドラマや昼帯の15分ドラマ等も含む。

図1 婚外恋愛を主題としたテレビドラマの放送年別作品数の動向（筆者作成）

2021年も多くなったことがわかる<sup>3)</sup>。

婚外恋愛ドラマが少ない2000年代初頭には『冬のソナタ』や『世界の中心で、愛をさけぶ』などの「純愛」ブームがあり（湯浅 2005）、難病など死別に直面したカップルが一途に思い合う恋愛物語が注目を集めた。しかし、2008年のリーマンショック以後の景気低迷、2011年の東日本大震災などの社会的に大きな出来事を経て、その後2010年代になると、ストレートな恋愛ドラマが受けなくなったという。たとえば、それまで数々の恋愛ドラマをヒットさせてきた、一般に「月9」と呼ばれるフジテレビの月曜21時からのドラマ枠でストレートな恋愛ドラマが視聴率に苦しむようになった（岡室 2017）。なお、2010年代でも高視聴率を記録したテレビドラマもあったが、最高視聴率（関東地区、ビデオリサーチ社調べ）42.2%の『半沢直樹』（TBS、2013）、同40.0%の『家政婦のミタ』（日本テレビ、2011）など恋愛ドラマではない（年代流行 2021）。

そうしたなかで、2014年、フジテレビは「月9」と並ぶ看板枠でありながら1時間遅い木曜22時からの「木曜劇場」と冠されるドラマ枠で、より大人向けに『昼顔～平日午後3時の恋人たち～』を放送した（放送期間7月17日～9月25日）。その平均視聴率（関東地区、ビデオリサーチ社調べ）は13.9%で<sup>4)</sup>、その年のユーキャン新語・流行語大賞の候補50語に「昼顔」がノミネートされるなど話題となった。

公式サイト<sup>5)</sup>によるとタイトルにある「昼顔」とは、同局の主婦をターゲットとした平日昼の生活情報番組『ノンストップ!』で「社会現象になりつつある」として特集された女性の行動に関する造語「平日昼顔妻」に由来する。この造語は、カトリーヌ・ドヌーヴ主演の1967年仏・伊合作映画『昼顔』（原題 *Belle de jour*）のヒロインのように、夫が仕事でいない平日昼間に夫以外の男性と恋に落ちる妻のことを指すという。また本作は、この1967年の『昼顔』をオマージュしたオリジナル作品であるとされている（フジテレビ 2017）。

テレビドラマの反響の高さを受け、2017年にはテレビドラマの結末から3年後を描いた続編が映画化された（6月10日公開）。映画の興行収入は23.3億円（一般社団法人日本映画製作者連盟 2018）であり、テレビドラマの続編としてはヒットしたといえる。

## 2.2 『昼顔』のあらすじと物語論上の特徴

以下、あらすじを簡単に紹介する。テレビドラマ（全11話）ではおもに2組の婚外恋愛関係が描かれたが、ここでは映画でも継続して描かれる主人公の紗和を含む1組に焦点を絞る。

主人公の笹本紗和（31歳／上戸彩）は、会社員の夫（38歳）と平凡に暮らす主婦であり夫との関係は概ね良好であるが、セックスレスに悩んでいた。紗和はパート先のスーパーで生物を教える高校教師、北野裕一郎（33歳／斎藤工）と偶然出会う。次第に惹かれ合った2人は互いに既婚者であることから葛藤しつつも、徐々にメールやデートを重ね婚外恋愛関係に至る（1～5話）。ドラマ後半ではそれぞれの配偶者に2人の婚外恋愛関係が発覚していくなかで、一度は婚外恋愛関係に区切りをつける。しかし、夫婦関係での衝突や軋轢により婚外恋愛関係を再開するも、最終的には互いの配偶者と親族による介入、裕一郎の妻、乃里子（34歳／伊藤歩）の主導により弁護士を交えた話し合いの結果、2人は二度と会わないという誓約書を交わし関係は終了する。また、紗和は夫と話し合ったうえで離婚し、1人で生きていくことを決意する。一方の裕一郎は紗和への未練を断ち切り、転職して妻との関係再構築を決める（6～11話）。

映画は、別れを選んだ2人が3年後再会し、再び葛藤しながらも婚外恋愛関係に没入していく様子が描かれる。その過程で裕一郎は乃里子との離婚の意思を固め、乃里子は精神的に不安定になりながらも最終的には離婚に同意する。漸く紗和と裕一郎は再婚に向けて準備をしながら穏やかな日々を過ごすようになり、状況を受け入れた乃里子も落ち着いたようだった。裕一郎が乃里子のもとへ離婚届を受け取りにいった際には、乃里子が車で裕一郎を送ると言い車中では冗談も交え談笑していたが、裕一郎の何気ない言葉をきっかけに乃里子は精神的に急に不安定になり、そのまま乃里子が車を暴走させ大きな事故となる。その結果、裕一郎は死亡し紗和は絶望する。一時紗和は生きる気力を失うが生きることを決意し、その後裕一郎との子どもを妊娠していることが判明するという結末である。

メディア上の物語から社会を読み解く際には、その構造、殊に結末と人物設定が重要な観点となる（阿部 1997; 谷本 2008）。これらの点について『昼顔』の物語の全体像に着目すると、以下の3点が顕著な特徴として挙げられる。

1 点目は、急転直下の「死」という結末である。全体で約 120 分の作品であり、残り 30 分までは乃里子と裕一郎の離婚、紗和と裕一郎の再婚というかたちで全員納得し、円満解決とはいかないまでもそれなりにハッピー・エンドに至るかと思われた。しかしながら、最終的な結末としては乃里子との夫婦関係を終了させ紗和との再婚を選んだ裕一郎が事故死する。

この関係者の死という結末は、やや古典的といえるかもしれない。1930 年代から 1990 年代までの日本の「不倫」映画の文学的研究によると、60 年代後半から 70 年代には江戸時代の情死事件をもとにした心中物のような衝動的で「血なまぐさい」ある種ドラマ性に満ちた結末が、80 年代から 90 年代にかけては回避されるようになり、誰かの「死」ではなく夫婦の日常生活のなかで時間をかけた解決方法が示されたという。それは、円満解決とはやや異なり、妻が夫の婚外恋愛に苦しみ、さまざまな葛藤を抱えながらも結果的には「夫婦は愛し合うもの」という理想に反しないかたち、かつ妻が婚外恋愛相手、夫婦双方など当事者の誰かが痛手を負うかたちでの解決である（今泉 1998）。この知見を踏まえると、『昼顔』の結末は、1970 年代までの悲劇的なバッド・エンドに逆戻りしたといえるかもしれない。

しかし、草柳千早が指摘したように恋人が死してこの世からいなくなることは、永遠に美しいまま残された者の記憶に残ることを意味し（草柳 2011）、2004 年ごろの「純愛」ブームで多用された物語装置であった。この装置は『昼顔』でも意識されたものであることが、テレビドラマ・映画で『昼顔』の脚本家を務めた井上由美子の言葉からわかる。映画のパンフレットでは、「恋の頂点で断ち切られることは、情熱が萎んで恋が死んでいく瞬間を見なくてもいいことである。その意味で、北野は紗和の〈永遠の恋人〉になった。これも一つの〈ハッピーエンド〉かもしれませんが。」という井上の語りが掲載されている（東宝ステラ 2017）。

それと同時に、井上は「いわゆるハッピーエンドではありませんが、それは不倫したカップルが幸せになっちゃいけないというモラルのためではありません。若い世代のラブコメが多い中で、報われない恋に人生を賭ける、大人の女性の恋愛映画に浸ってもらいたいと思いました。」と、裕一郎の死という結末をモラルによる「不倫」批判と関連させることを否定している（東宝ステラ 2017）。

『昼顔』の婚外恋愛物語の特徴の 2 点目は、裕一郎の妻、乃里子の理系の大学准教授という社会的地位の高さである。ドラマにおける女性の描かれ方について分析した国広陽子によると、1986 年の男女雇用機会均等法以降「キャリア・ウーマン」がドラマにも登場するようになったが、主役としては仕事もおしゃれもコミュニケーション能力もすべてに有能なりアリティを欠いた理想像が描かれ、脇役としては「嫁ぎ遅れた」ような否定的イメージで描かれやすかったという（国広 2012: 88-94）。

『昼顔』でも、とくにテレビドラマでは、自己主張が強く裕一郎に対しても威圧的で家事を苦手とする乃里子の様子や、乃里子のキャリアアップに微妙な顔をする裕一郎の姿が描かれており、このような乃里子に関する描写・人物設定は、社会階層のうえでも平凡で無邪気で料理上手な女性性に富んだヒロインの紗和と対比的であり、裕一郎が紗和に安らぎや温かさを感じて惹かれることを示している。

このようなステレオタイプなメディア表象は、実社会のジェンダーをめぐる状況ともつながる。実際の婚外恋愛についての計量研究では、夫婦ともに高学歴の場合は男女ともに婚外恋愛をしにくくなる効果がある一方で、男性の場合、自身の収入が上がるか、妻の方が収入が高ければ婚外恋愛しやすくなるという効果が指摘されている（五十嵐 2018）。『昼顔』の設定でも裕一郎は高校教師として紗和に出会い、映画では大学の非常勤講師をしているが、准教授の乃里子のほうが収入は高く、実際の婚外恋愛の動向と重なる。

3 つ目の特徴は、殊に映画において顕著だが、「サレ妻」「サレ夫」と近年一般に呼ばれるような、婚外恋愛している者の配偶者側の立場や心情にも焦点が当てられている点である。具体的には、乃里子、そして紗和の職場の上司、あるいは婚外恋愛しそうなようになった経験がある紗和の同僚など、さまざまな登場人物が「サレ」た側の視点から痛烈

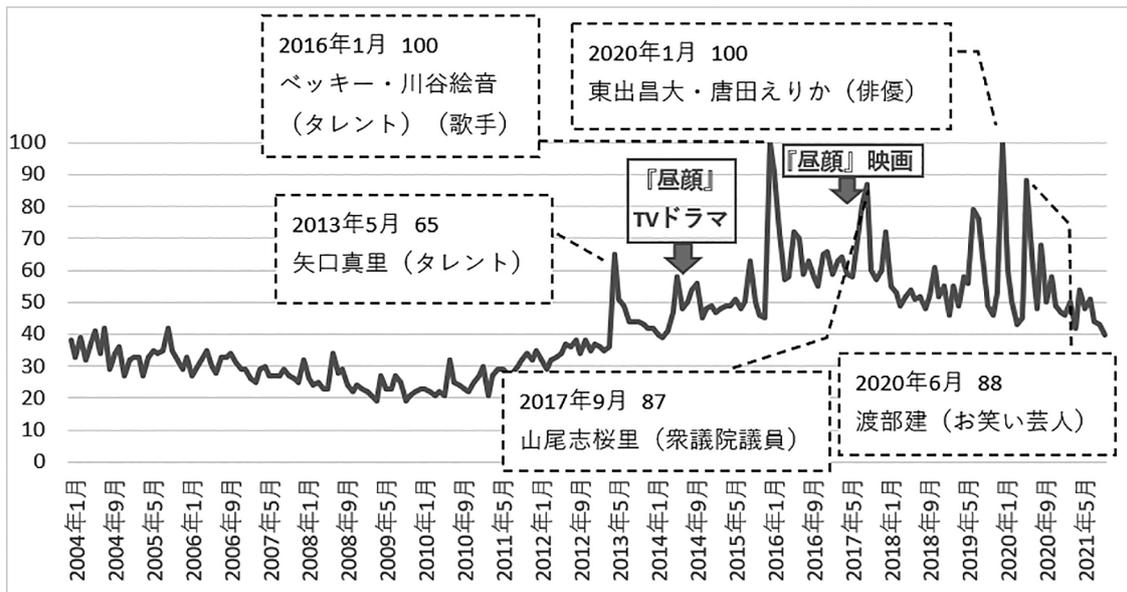


図2 Google Trendsによる「不倫」の検索人気度の動向と話題となったトピック  
(すべてのカテゴリ、2004年1月～2021年10月) (筆者作成)

な批判を紗和と裕一郎に投げかける様子が描かれている。これらの描写により、婚外恋愛に至る「運命の2人」の物語というよりも、「サレ」る場合も含めて今日婚外恋愛が身近にありうることを暗示している。

この背景として、ドラマ放送後で映画の制作期間にあたる2016年に『週刊文春』に報じられた(いわゆる「文春砲」)芸能人の「不倫スキャンダル」と、それに対する社会でのバッシングの高まりによって、婚外恋愛そのものが身近かつホットなテーマとして改めて社会で注目されるようになったことが考えられる(図2)。

監督の西谷弘は映画のパンフレットのなかで、2016年前後から社会で「不倫」への風当たりが強くなっていることに触れ、「ドラマ当初は『不倫、されど純愛』を掲げてきたのですが、映画化にあたって最初に思ったのは『奪われる側の痛み』をどこまで制作側が意識できているか」で、「その痛みをどれだけ紗和の胸に刻み込めるかがテーマの一つでした」と語っている(東宝ステラ2017)。要するに、『昼顔』はテレビドラマ放送時点では、婚外恋愛でありながら主婦が夢見る非現実の「純愛」物語でありえたが、映画制作期間での婚外恋愛をめぐる社会的背景の変容により、映画では婚外恋愛関係にある2人だけではなく、もう1人の関係者である「サレ」た側、そして周囲の視線を描かざるをえなくなった。そして、メイン視聴者である女性たちも単に婚外恋愛に憧れ共感するだけでなく、「サレ」た側の苦悩や葛藤にも感情移入しやすいという複雑な状況におかれることになった。

このような状況をふまえ、次節ではテレビドラマの続編で物語が完結し、より婚外恋愛をとりまく社会の関心が複雑になった、映画における『昼顔』の物語に着目する。その際、関連する特徴的な視聴者の反応として大手映画レビューサイト「映画.com」の投稿の一部<sup>6)</sup>を補足的に取り上げながら(以下、括弧書きで投稿タイトル、投稿日を記載して引用)、より詳しく検討していきたい。

### 3. 「純愛」か、「純愛ごっこ」か——婚外恋愛物語からみえる恋愛結婚のアンビバレンス

#### 3.1 「ただ好きで一緒にいたいだけ」という純粹でささやかな愛

映画『昼顔』では、テレビドラマのラストで別れを選んだ紗和と裕一郎が再会し、妻との離婚交渉などの試練を乗り越え、愛を確かめ合う禁断の「純愛」とみることもできる。具体的なシーンでいえば、映画の後半で「そんなの恋じゃない」と婚外恋愛に否定的な職場の同僚に対して紗和が「わたし、幸せになろうなんて思ってません。ただ、

1日も長く彼と一緒にいたいんです。すみません…えらそうに。」(1:28:25～)と述べている。

また、映画終盤で尋常でない様子で運転しながら「どうしてわたしじゃなくてあの人なの?!」と問い続ける乃里子に対して、裕一郎は命の危機を感じながらも「ごめん…わからない…ただ紗和が好きなんだ…」(1:42:58～)と答えるシーンが最期の姿である。つまり、前節で指摘したように設定上は乃里子のキャリア志向性と紗和の家庭性の対比が暗示されながらも、その対比は明確な婚外恋愛の要因としては語られない。その代わりに「ただ好きな人・大事な人」と「ただ一緒にいたい」という紗和と裕一郎のシンプルに純化された強い思いが印象的に示されている。

しかもそれは、かつてのトレンドドラマのように華やかでドラマティックなロマンスではなく、好きな人と「ただ一緒にいられる」という日常的でささやかな、情緒的安定に資するものである。その最たる例は、離婚が受理されたら2人だけで結婚式を挙げたいと言う裕一郎に対する紗和の反応である。紗和は、「だったら蛭見に行こう。」「ちょうどミルクウェイでしょ。2人で乾杯しながら蛭見よ。」と告げ、「それでいいの?」と問う裕一郎に、「それがいいの。」と答える(1:31:05～1:31:34)。蛭はこの映画において2人をつなぐ重要なモチーフとして用いられているが、結婚式というRLIの象徴的な「ゴール」ではなく、あくまで2人で過ごしてきた思い出の場所でこれまで過ごした時間、そして今後も一緒に過ごすであろう時間の一部として、いつも夕食の際にしているように乾杯することがより「いい」とされるのである。

そして、このような「理由もなく好き」で「一緒にいたい」という思いの強さが強調された点が以下に示すように2人の婚外恋愛関係は恋愛と呼べるという視聴者からの支持につながっている。

結婚したら不倫してやる!って思って結婚する人なんていませんよね。でも不倫は誰しもが犯してしまうかもしれない過ちだと思いませんか?どーしよーもないくらい愛してしまった人がただ結婚していたってだけなんです!!!結婚している人だってそんな相手が現れたら諦めがつかない人だって沢山いるはずですよ!!!誰を犠牲にしたって自分の物にしたいと思うのは本能だと思います。この映画は究極の純愛映画だと私は思いました。『たださわが好きなんだ..』と言って、さわの事を思って死んでいった北野先生の表情が忘れられません。(「美しく切ないラブストーリー」、2017/06/20)

このように婚外恋愛を許容しうる背景として、離婚がめずらしくない今日では、結婚後に気持ちが変化したり気持ちに向ける相手が変わったりすることもありうるという人びとの意識が読み取れる。

ただし、『昼顔』では「理由もなく好き」で「ただ一緒にいたい」というささやかで観念的な側面が強調・重視される一方で、性的充足に関してはテレビドラマと映画で描写に変化がみられた。テレビドラマでは、当初紗和は夫とのセックスレスに悩んでおり、そのことも裕一郎との関係に傾く1つの要因として描かれていた。しかし、約2時間の映画で明確なキスシーンおよびセックスシーンは一度きり、しかも2分ほどしかなかった(50:10～52:20)。このことから、映画では婚外恋愛関係といえども愛情が身体の性的結びつきよりも価値高く優先されるべき条件として描かれているといえる。その結果、以下の視聴者の投稿のように、「理由もなく好きな人とただ一緒にいたい」という関係性がよりプラトニックなものとして受容されたことが読み取れる。

不倫といえば、すぐに身体の関係だけの恋愛を思い浮かべますが、昼顔は、ただの肉欲にまみれた不倫映画ではなく、とても美しい純愛映画でした。(「美しい純愛映画でした」、2017/06/22)

再び出会う紗和と北野はただ蛭を見て会話もせず肉体関係を持つことも無く一緒にいられる時間を大切に楽しんでいました。この時点でやはり2人は心のどこかでずっと思い合っていたと感じました。(「映画だからこそ」、2017/06/26)

## 3.2「サレ」た側の苦痛と他者を傷つける愛

しかし、2.2でも言及したように映画では2人がいくら純粋に愛し合っていたとしても、それだけでは婚外恋愛を支持できないという周囲の厳しい反応が強調される展開になっていた。たとえば、裕一郎が紗和の職場の上司に対して「そこに大事な人がいれば、どこだって都です。」(1:19:10)と切り切るシーンがあるが、その裕一郎の言葉に対して、上司は「かっこいいね。でも、ちょっとめでたすぎるよ。」と厳しく応じる。この上司は自身も妻の婚外恋愛によって離婚した経験をもつ「サレ」た側であり、紗和にも「お前たちが楽しんでいる裏で、すべてを失う人間がいるってことだよ。そういう人間の痛み、考えたことないだろ。」(1:12:55)などと容赦ない。また、乃里子も紗和と裕一郎の再会に気づいた際には、互いを気にし合う2人に対して「純愛ごっこのつもり?」「ばっかみたい。何2人で酔ってるの?ばっかみたい!」(41:14)と婚外恋愛の「ロマンス」を自己陶醉にすぎないと糾弾する。

これらの婚外恋愛に対する周囲の描写は視聴者にも重く受け止められている。たとえば、「愛さえあればいいのではないのです。誰かの幸せを壊して手に入れた幸せは、結局最後は崩れちゃうんだなって思いました。」(「すべてはうまくいかない」、2017/07/03)などのように、愛を貫くことで周囲を傷つけるという点で婚外恋愛を否定する投稿が複数みられた。さらに、紗和と裕一郎が互いを思い合う言動についても、「お花畑」「純愛ごっこ」「恋に恋してる感」でしかないなどと、ある種冷めた目線での否定的な意見も目立つ。

そして、この単なるロマンスでは済まされないという婚外恋愛に対する視聴者の視線は、登場人物の描写にも関連する。まず乃里子について、映画では自己顕示欲が強くキャリア志向という設定はやや後景化し、裕一郎のために夕食を準備したり、紗和にお茶を出したりと乃里子の家庭的な描写がみられる。したがって、映画において裕一郎を死に至らしめる乃里子の狂気性の要因としては、本人の性格よりも「サレ妻」としての苦悩が強調されている。

紗和と裕一郎が再会し密会していることを知った場面で乃里子が「結局わたしが悪者になっている…!何も悪いことしてないのに…」(41:19)と泣きそうになりながら悲嘆するシーンでは「サレ」る側の苦悩が端的に示されている。視聴者のレビュー投稿なかには、このシーンを挙げて強く共感する意見があったほか、乃里子を精神的に追い込んだ紗和の身勝手さや幼稚さと裕一郎の残酷ともいえる優しさおよび配慮の乏しさや鈍感さを批判する意見もみられた。

紗和と裕一郎、純粋がゆえの二人の無神経さ。離婚してからの紗和の奔放な貪欲さ、北野先生の優柔不断さや不器用さ。それが真っ直ぐな紗和に猜疑心をわかせる余裕をなくし、またのりこを追い込んだと思いました。(「引きずりました」、2017/06/21)

その「純粋がゆえの二人の無神経さ」の乃里子への影響がもっとも明確な描写は、離婚の交渉が長引くなかで裕一郎を信じられなくなった紗和が突然1人で乃里子に会いに行くシーンである。ここで乃里子は突然来訪した紗和に「このくらいのいじわる言われたほうがあなたも楽でしょ。」(1:23:34)と若干紗和への悪口を交えつつも、自身は離婚に合意していることを伝える。そのうえで「1つだけお願いがあるの。」(1:24:04～)と切り出し、「離婚しても裕一郎って呼んでいい?わたしたち同じ仕事だからどこかでばったりってこともあるでしょ。」と控えめに頼むが、紗和は少し考えたうえで「それは…嫌です。ごめんなさい。」と拒絶する。その場では紗和の拒絶を受け入れた乃里子だったが、この唯一の願いさえも聞き入れられなかったことが映画終盤の乃里子の暴走へと影響したと暗示される。したがって、この紗和の言動に対しては、視聴者からも「独り占め」「欲張ったらだめ」などと批判する投稿が集中し、乃里子の暴走によって裕一郎が亡くなったことは「因果応報」とするレビュー投稿もあった。

テレビドラマで描かれたことだが、乃里子と裕一郎は学生時代同じ研究室の先輩・後輩として出会い、交際を経た恋愛結婚であった。離婚に向けて乃里子が気持ちを整理する過程では、談笑しあうなど乃里子と裕一郎との関係は良好であることを考えると、これまで築いてきた裕一郎との関係を仕事仲間としてでさえ続けることができなくなった乃里子の苦悩と絶望は容易に想像できる。けれども、一見良好な関係のなかで自殺未遂を図るほど追い込まれて

いた乃里子の苦痛や葛藤に気づけなかった裕一郎は、「裕一郎」から「北野くん」と呼び方を変え紗和との約束を守る乃里子に対して、「ノリ」とニックネームで呼び続けており、懸命に区切りをつけようとする乃里子に対して「無神経」なのである。

また、紗和が乃里子の願いを拒絶した背景について、直前のシーンでは離婚の手続きが遅れるなかで裕一郎との関係に微妙なすれ違いが生じ、「自分が裏切ったことがあると相手のことを信じられない」(1:15:58)という紗和のセリフがあり、婚外恋愛だからこそ顕著な関係構築における暗雲が示されている。そして、口下手で紗和を心配させないために嘘を重ねる裕一郎の不器用さが紗和の不信感に拍車をかけていることが読み取れる。それゆえに、紗和は乃里子と裕一郎が離婚するとしても「余裕なんて全然ない」(1:22:31)と乃里子に吐露する。つまり、『昼顔』の映画では「運命の2人」による婚外恋愛の「純愛」が理想的に描かれるだけでなく、婚外恋愛のその後の生活における微妙なすれ違いや不信感が示唆されることで、視聴者たちの夫婦生活にも通じうる生々しさが示唆されている。

### 3.3「死」という決着と「救い」のニーズ

ここまでの議論をまとめると、3.1では紗和と裕一郎の関係が「純愛」でありえた要素として、その関係が「ただ好きで一緒にいたい」というシンプルな動機が強調されたことを確認した。しかし、その「純粹さ」は裏返せば「無神経さ」や「幼稚さ」でもあり、それらが乃里子や紗和自身を苦しめるという視聴者の日常的な夫婦生活にも引き付けられる問題が暗に描かれていたことを3.2では指摘した。つまり、『昼顔』の婚外恋愛物語は、ある面では結婚後の「純愛」物語として理想的に描かれ、視聴者にも支持される一方で、夫婦の愛情を求めている「サレ」る側の配偶者を裏切り傷つけ、さらに自分が裏切ったがゆえに婚外恋愛相手のことも信じられないというジレンマに陥ることを暗示する、誰にとっても難しく綺麗ごとでは解決できない生々しさに満ちた物語でもあった。

しかしながら、「死」という結末には視聴者からは否定的な意見の投稿が寄せられている。ただし、その理由は大きく二分できる。

1つは、フィクションだからこそ、「不倫はだめ」だが「2人には幸せになってほしかった」という「疑似的現実」(坂本 1997: 60)としてのハッピー・エンドへの期待を裏切られたことに対する批判である。そのような投稿者の多くはテレビドラマからのファンとみられ、紗和と裕一郎に共感しており、あくまで俳優によるフィクションだとしたうえで、コンテンツとしての魅力を求めている。その背後には、死による悲恋という「純愛」ブームが2004年をピークに落ち着き、2011年の東日本大震災で多くの死者が出た後、製作者側が意図したような死による「永遠」の愛は、もう共に生きていけないという点で、もはやバッド・エンドでしかないという人びとの意識があるのかもしれない。

次に、死という結末への批判理由の2つ目は、不倫はよくないという周知のメッセージだけでは何も「学ぶところ」や「救い」がないことである。この点は、1点目以上に示唆に富む。夫婦間のコミュニケーションの必要性が意識され、婚外恋愛は社会的注目のなかでもはや他人事でなくなった2010年代後半の作品だったからこそ、誰かの死でも単に「運命の2人」が再婚ということでもなく、「学ぶところ」や「救い」を視聴者の一部は求めた。

『昼顔』の結末では、結局裕一郎の死後、離婚届が未提出であったために、形式上依然「妻」であった乃里子のもとに裕一郎の遺体や遺品が渡り、紗和が唯一手にすることができたものであり希望として描かれたものは、裕一郎との子どもの妊娠であった。けれども、視聴者のレビューのなかには、法的婚姻と対比的に愛の結晶や証明として子どもが位置づけられることは、「安直」「安易」であり、仕事もなく父親からの認知もされておらず、まわりに頼る人もいない状況で今後未婚の母として子育てしていくことの厳しさを予期する、非常に現実的な意見もあった。このように、母子家庭の貧困など現代社会の厳しさのなかでは、その場しのぎの結末では本質的な「学ぶところ」や「救い」にはならないのである。

それでは、どのようなかたちで決着することが夫婦関係と恋愛関係という2つの関係を含む婚外恋愛をめぐって「学ぶところ」「救い」になるのだろうか。この点について、次節ではここまでみてきた「好きな人とただ一緒にいる」という理想、および自分勝手に自己陶醉になりかねない「純愛」の問題と合わせて、改めて考察していきたい。

## 4. 〈恋愛伴侶規範〉の再考

### 4.1 『昼顔』が示す手がかり

前節では、『昼顔』は婚外での「純愛」物語としての魅力をもつ一方で、「サレ」た側の苦悩、そして、婚外恋愛の当人も自分が過去に配偶者を裏切ったことで相手を信じるのが難しくなるという負の側面をも示すものであったことをみてきた。そのアンビバレンスのなかで、単なる勧善懲悪でもなく、美しい悲恋や夢物語でもなく、現実への示唆となる「学ぶところ」や「救い」を視聴者の一部は求めていた。

そのニーズを満たしうる答えは『昼顔』の結末では描ききれていないものの、その物語からはある手がかりが見出せる。その『昼顔』が示す手がかりとは、3.2で詳述した、乃里子の唯一の願いであった「離婚後も裕一郎と呼ぶこと」、すなわち仕事仲間としてこれまでの関係を引き継ぐことを紗和が拒絶したシーンにある。本節ではこのシーンを結末につながる重要な分岐点としてとらえ、アメリカの哲学者 Brake (2012=2019) の恋愛と結婚をめぐる議論を援用することで、恋愛結婚をめぐる社会の状況と新たな成人間のパートナーシップのありかたについて理論的に考察していきたい。

以下で展開する本節の議論は平たく言うと、恋愛感情や婚姻の有無によって、成人間の親密な関係を規定することは2つの点で不毛であり、当事者の情緒的安定という点で恋愛感情や婚姻の有無による関係の終焉ではなく、状況に応じた新たな関係性の構築が重要だということである。

### 4.2 〈恋愛伴侶規範〉の問題点

第1に、離婚や再婚によってそれまでの関係性を完全にリセットすることは、実態にそぐわない場合がある。『昼顔』でも乃里子と裕一郎は、学生時代から5年以上の付き合いがあり、今後も仕事で顔を合わすことがありえた。離婚を決めたとはいえ、2人は一時配偶者として、すれ違いや価値観の違いはあっても「裕一郎」「ノリ」と呼び合い、親密な関係を築いていた。離婚話が進展しても、否、離婚話が進んでからのほうが気負いなく談笑する様子が見取れることから、友人や職場の同僚として関係を継続することは可能だろう。近年の家族研究では、離婚後に子どもの親として新たな関係性を築くことの重要性やその事例が着目されているが(野沢・菊地 2021)、子どもの養育に限らず離婚後に性愛関係とは異なる点で何らかの関係を継続・再構築することは十分ありうる。

しかし、先述のとおり『昼顔』の物語では裕一郎の新たな伴侶として紗和が乃里子と裕一郎の関係の継続を拒絶するさまが描かれた。それまでのシーンで婚外恋愛「サレ」る側の苦痛が描かれたことも相まって、この拒絶の描写からは成人間の親密な関係を一对の恋愛関係・夫婦関係に限定・特化させることによってこそ、情緒的な安定が得られるという前提が明らかである。第1の観点として述べたように、その規範的な前提が実態にそぐわない場合があるということだけでなく、第2の観点として、純粋な愛情にもとづく一对のカップル・夫婦関係を志向する規範性自体の問題を考える必要がある。

この点を考えるうえで、Brake の議論が示唆に富む。Brake が詳述するように、近代西欧的価値観のもとで結婚は道徳化され、愛にもとづく男女の排他的二者関係が社会的法的に望ましいものとして価値づけられ、制度化されてきた (Brake 2012=2019)。Brake は、「結婚および性的に愛し合う関係を特別な価値がある場所とみなすこの不均衡な焦点化と、ロマンティックな愛が普遍的な目標であるという想定」を〈恋愛伴侶規範〉と概念化し、ほかの結婚・恋愛関係以外の成人間の関係の価値を軽視しうると批判した (Brake 2012=2019: 157)。

上述のとおり『昼顔』で視聴者の共感を誘う「純愛」物語としての理想像は、「理由もなく好きな人とただ一緒にいたい」という全人格的かつ永続的なつながりに結婚を当てはめる、まさに〈恋愛伴侶規範〉的なものである。1990年代以降、結婚後であっても夫婦生活に愛情を求めるロマンティック・マリッジ・イデオロギーが広がり(谷本・渡邊 2016)、夫婦間で「愛し愛される実感」を求めることはもはや「当たり前」のこととされつつある(大瀧 2002)。

しかし、その関係は好意や恋愛感情を重んじるがゆえに、ときに身勝手なものとなり、理由もなく相手となる対象

が変わる可能性も含んだ不安定なものである。さらに、その関係性において「理由もなく好きな人」と「自然に」関係に至るような愛情の「自然さ」「純粋さ」が強調される場合、つまり、〈恋愛伴侶規範〉が普遍的で自明・自然なものとして強調される場合、相手と関係を構築するという発想に至りにくく、紗和と裕一郎のように思慮の浅さやコミュニケーション不足に陥って「他者を傷つけない」どころか自分も相手も傷つきかねない。

とくに、『昼顔』において紗和が乃里子の願いを拒絶した前後の流れをふりかえると、3.2 でみたように紗和は裕一郎を信じられない不安から乃里子の願いを拒絶することで、裕一郎との絆を守ろうとするさまが描かれた。また、乃里子も恋愛感情にもとづいた結婚を重視するからこそ、「裕一郎」と呼び続けてよいか紗和に尋ね、それが拒絶されれば「北野くん」と呼び方を変えた。けれども、そのような紗和と乃里子の〈恋愛伴侶規範〉に準じた行動について、やや鈍感で不器用な人物として設定される裕一郎は彼女たちの意図に気づかないまま物語が進んだ。それゆえ、裕一郎は乃里子との離婚・紗和との再婚をめざす点で〈恋愛伴侶規範〉に即してはいるものの表層的であり、紗和が期待していた「好き」や「愛している」と彼女にはっきり伝えることを先送りにし、逆に乃里子には理由もなくただ紗和が好きであると伝え、乃里子の心の傷を抉る様子が描かれていた。要するに、紗和・乃里子は〈恋愛伴侶規範〉を尊ぶからこそ結果的に不安や葛藤状態に陥り、婚外恋愛関係の要である裕一郎も〈恋愛伴侶規範〉が壁となって、紗和と乃里子のニーズをとらえきれなかったことが示されている。

#### 4.3 広義のケアの視点にもとづく成人間の親密な関係

このような〈恋愛伴侶規範〉にもとづく関係構築に代わる方途として、Brake は成人同士の親しい関係を広義のケアの視点でとらえることを提案する。Brake は家事・育児・介護といった狭義のケア概念ではなく、「ケアの倫理」の理論家 V. Held (2006) にならい「大事にすること、誰かを気にかけること、世話すること、その人のニーズに応じて福利を促進すること」(Brake 2012=2019: 146) という広い意味でケアをとらえ、成人間では対等な関係として生じうるものと論じている。Held によると、広義のケアとは個人の人格的特性に帰せられるものではなく、関係性であり実践としての側面に注目すべきものである (Held 2006: 52-3)。したがって、本稿で示すケアの視点も多様な関係構築の実践のなかで人びとの意識・行動の両面で高めていけるものとして想定する。

この視座をもとに『昼顔』の物語をみると、紗和が裕一郎を信じられないという不安は、乃里子を排除することによって解消されるのではなく、紗和と裕一郎との関係性において信頼構築のためのニーズを共有しケアされるべきことであったといえよう。そして、車を暴走させることになった終盤の乃里子の描写もまた、乃里子の「サレ妻」としての苦悩を癒しながら、裕一郎と乃里子も時間をかけて新たな関係を築く必要があったことを示唆している。

さらに、〈恋愛伴侶規範〉的な関係構築からケアの視点にもとづく関係構築への転換をめざすためには、プライベートな関係をめぐる第三者および社会の役割についても看過できない。なぜなら、「ケアの倫理」は公的領域と私的領域に二分された社会構造自体を問うものであるからだ (Held 2006: 9)。『昼顔』では基本的に婚外恋愛を批判する人物や社会のまなざしが多く描かれ、紗和たちと関わる警察や弁護士もサポートと呼べるほどの働きはなさないことが示されていた。それは社会規範から逸脱した婚外恋愛だからと思われるかもしれないが、実際のところドメスティック・バイオレンスにしても性暴力にしても児童虐待にしても、私的領域での問題は顕在化しにくい現状がある。

もちろん、これらの生命の危機に直結しうる問題と婚外恋愛を同等に並べることはできない。ただ、夫婦・恋愛関係は家族の基盤や成人間の情緒安定化機能を担う関係として重視されてきたにもかかわらず、「夫婦喧嘩は犬も食わない」と一般に表現されることもあるように、その悩みや問題を相談または支援する、まともな存在や機会が現代日本社会では乏しい。離婚手続きにおいても当事者の話し合いによる離婚届の提出という協議離婚の形式が約9割を占めるが、関係が破綻した当事者が対等に話し合うことは容易ではないとされる (二宮 2005)。

欧米では、カップル・セラピーやカップル・カウンセリングの日常的な活用が社会的にも学術上の議論としても一定確立されており、日本でも社会や「世間」が「不倫」をバッシングしたり、あるいは個人のプライベートの問題とただ見て見ぬふりをしたりするだけでなく、何らかのかたちで日常的にありうる親密な関係の問題をサポート

していく手段を模索してもよいのではなかろうか。先述した Brake は結婚制度そのものを廃止するのではなく、〈最小結婚 minimal marriage〉として成人間のケア関係を法的・社会的に保障していくことを構想する (Brake 2012=2019)。

ロマンティック・ラブのもととなった中世ヨーロッパの騎士道的恋愛や宮廷的恋愛もある種の婚外恋愛であったが、それは結婚では社会・経済的な要素が優先されるなかでの限定された関係に過ぎなかった (井上 1973)。しかし、現代において単なるロマンスではなく、日常生活におけるメンタルな満足やアイデンティティの基盤として「愛し愛されること」や「ただ好きな人と一緒にいる」ことが志向されるなかでは、他者を排除し誰が「純愛」の対象となりうるかを問うよりも、Brake が示すように成人間の多様な情緒的つながりの可能性を認め、そのなかで広義のケアの視点から皆が配慮しあう関係を築く方途をめざすほうが1つの「学ぶところ」や「救い」になるのではないだろうか。

## 5. おわりに——制度から愛情へ、愛情からケアへ

本稿では、2010年代半ば以降の婚外恋愛への社会的注目のなかでヒットした『昼顔』の物語に着目し、その背後にある恋愛結婚をめぐる人びとの意識との関連のなかで、その物語にはどのような意味が読み取れ、そこからどのような夫婦・恋愛関係についての課題や展望が考えられるかについて論じてきた。『昼顔』の婚外恋愛物語にも依然として愛情や好意を抱く相手を人生の伴侶とすることへの志向性が読み取れることを明らかにし、その志向はときにメンタルな満足やアイデンティティの維持といった成人の情緒的安定のための経路を阻害するという逆説的な問題を指摘した。

その議論を通じていえることは、『昼顔』の婚外恋愛物語とそのヒットは、近代化に伴って結婚が制度的なものから愛情関係へと移行して以降、夫婦関係に期待されてきた愛情による成人間の情緒安定化機能を個人レベルでも社会レベルでも問いなおす1つの契機だということである。山田は、本来身体的興奮を伴う情緒現象としての恋愛と親族・家族システムに属する結婚は社会的制度としてのレベルが異なるものの、近代において「結婚の要請と恋愛の要請をうまく調和させた」かたちが「恋愛結婚」であるとみる (山田 1989: 102)。つまり、〈恋愛伴侶規範〉も個人の欲求と社会秩序の保全の両立という目的のために維持されてきたといえる。

しかし、それは婚姻率が高く、多くの人びとが就職・結婚・出産という標準化されたライフコースを歩む時代だったからこそ安定的で有効な規範であり、同時に離婚や婚外恋愛、同性愛、既婚女性の就業キャリア継続、非婚などの「標準家族」からの逸脱を許さないものでもあった。その「標準家族」における主婦のやるせなさや夫婦関係のありようへの疑問を一部示した物語として、先行研究では『金曜日の妻たちへ』が着目されてきた (落合 2000; 山田 2005 など)。

その後、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法が施行されて久しい今日では、『昼顔』の物語における乃里子のように女性が結婚後もキャリア継続をめざすことも往々にしてある。また、紗和や乃里子のように、当初の結婚相手とは別の道を歩むこともめずらしくはない。そのような結婚をめぐる社会状況の変化のなかで、完全な方途は示しきれなかったにせよ、Brake が〈恋愛伴侶規範〉と理論上概念化した現状の限界や矛盾を、『昼顔』はリアリティのある物語として一般に暗示したのである。そのことが視聴者の賛否両論を招き、社会で話題となった一因かもしれない。

この『昼顔』への社会的関心を単なる一過性のもものとせず、本稿で示した〈恋愛伴侶規範〉の打開を示唆する1つのしるべととらえ、今後はより現実に即したかたちで広義のケアの視点での成人間の豊かな関係性構築のありようやそのための課題を明らかにしていかなければならない。

### [注]

- 1) 婚外恋愛は一般に「不倫」と呼ばれるが、本稿ではより学術的かつ価値中立的な用語として「婚外恋愛」と表現する。また、

論点を絞るために本稿の婚外恋愛の定義では、恋愛感情を有する特定の相手との金銭の授受を伴わない継続的な関係に限定し、より一時的なニュアンスが強い「浮気」や、性産業の利用およびいわゆる「ワンナイト・ラブ」のような一夜限りの身体的な関係は除外する。

- 2) 〈amatonormativity〉は、訳書では同性婚論争や異性愛規範性 (heteronormativity) との関連を重んじて「性愛規範性」と訳されているが (久保田 2021)、本稿ではこの概念で想定される関係性が排他的かつ人生の伴侶として保護・理想化される点を明示するため、および他者に恋愛感情を抱かない「アロマンティック」、恋愛対象を1人に限定しない「ポリアモリー」をめぐる議論を念頭に「恋愛伴侶規範」(夜のそら:Aセク情報室 2020) という和訳を用いた。
- 3) ただし、2021年は6作品中4作品 (『じゃない方の彼女』『ただ離婚してないだけ』『にぶんのいち夫婦』『うきわ——友達以上、不倫未満——』) がこれまで婚外恋愛ドラマをほとんど放映してこなかったテレビ東京系列のもので、どれも23時以降の深夜帯である。2020年までは複数の放送局が視聴者が多いプライムタイム (19時~23時) にも婚外恋愛ドラマを放送していたことと比較すると、2021年は作品数が多いとはいえ、特筆して婚外恋愛ドラマがブームになったとはいえない。
- 4) 元データが公開されていなかったため、下記の記事を参照した。  
株式会社 MANTAN, 2014, 「昼顔: 上戸彩主演の不倫ドラマ 最終回 16.5% 今期2位で有終の美」, まんたんウェブ, (2014年9月26日付け記事) (2021年12月10日取得, <https://mantan-web.jp/article/20140926dog00m200002000c.html>).
- 5) ただし、現在は削除されており閲覧できない。
- 6) 全体では2021年9月18日時点で評価平均は3.3点 (5点満点) で投稿数は391件である。『昼顔』の場合、そのほかの主要映画クチコミサイトでいえば、「Yahoo!映画」では、同時点で評価平均3.29点 (5点満点)、投稿数は722件であった。同じく「Filmarks」では3.3点、7638件であった。レビュー投稿の分析が主眼の場合ほかのデータを用いる可能性もあるが、本稿ではあくまで視聴者による物語の受容の参考とするため、大手クチコミサイト「価格.com」の系列で、他サイトに比べてレビューし慣れた利用者が多いことが想定され、物語の具体的なシーンやセリフを挙げながら丁寧にレビューしている投稿が多い「映画.com」のデータを用いることとした。

## [文献]

- 阿部孝太郎, 1997, 「テレビドラマの構造分析・序説——その方法と意義を中心に」『マス・コミュニケーション研究』50: 127-39.
- 赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
- Brake, E., 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, Morality, and the Law*, New York: Oxford University Press. (久保田裕之監訳, 2019, 『最小の結婚——結婚をめぐる法と道徳』白澤社.)
- フジテレビ, 2017, 「イントロダクション」, 『昼顔~平日午後3時の恋人たち~』公式サイト, (2017年12月25日取得, <https://www.fujitv.co.jp/hirugao/introduction/index.html>).
- Held, V., 2006, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, New York: Oxford University Press.
- 五十嵐彰, 2018, 「誰が『不倫』をするのか」『家族社会学研究』30(2): 185-96.
- 岩男壽美子, 2000, 『テレビドラマのメッセージ——社会心理学的分析』勁草書房.
- 今泉容子, 1998, 「不倫の日本映画」『文藝言語研究 文藝篇』筑波大学, 34: 85-128.
- 井上俊, 1973, 「恋愛結婚」の誕生——知識社会学的考察『死にがいの喪失』筑摩書房, 172-99.
- 一般社団法人日本映画製作者連盟, 2018, 「2017年興行収入10億円以上番組 (PDF)」一般社団法人日本映画製作者連盟ホームページ, (2021年12月18日取得, [http://www.eiren.org/toukei/img/eiren\\_kosyu/data\\_2017.pdf](http://www.eiren.org/toukei/img/eiren_kosyu/data_2017.pdf)).
- Jamieson, L., 2004, "Intimacy, negotiated non-monogamy and the limits of the couple." J. Duncombe, K. Harrison, G. Allan, & D. Marsden eds., *The State of Affairs: Explorations in Infidelity and Commitment*, Mahwah, New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates, Inc., 35-57.
- 久保田裕之, 2021, 「『最小の結婚』読者の皆様へ——『二刷付記』全文公開」, 白澤社ブログ, (2021年12月18日取得, <https://hakutakusha.hatenablog.com/entry/2021/03/18/171121>).
- 国広陽子, 2012, 「第2章 テレビ娯楽の変遷と女性——テレビドラマを中心に」国広陽子・東京女子大学女性学研究所編『メディアとジェンダー』勁草書房, 65-107.
- 草柳千早, 2011, 『〈脱・恋愛〉論——「純愛」「モテ」を超えて』平凡社.

- 中村隆志, 2014, 「第1章 ときめきの波——恋愛ドラマとケータイの歴史」中村隆志編『恋愛ドラマとケータイ』青弓社, 17-60.
- 年代流行, 2021, 「歴代ドラマ視聴率ランキング」, 年代流行ホームページ, (2021年12月18日取得, <https://nendai-ryuukou.com/article/026.html>).
- 二宮周平, 2005, 「家族法におけるジェンダー課題」『国際女性』19: 85-92.
- 野沢慎司・菊地真理, 2021, 『ステップファミリー——子どもから見た離婚・再婚』角川書店.
- 岡室美奈子, 2017, 「極私的テレビドラマ史」木原圭翔編『大テレビドラマ博覧会——テレビの見る夢』早稲田大学坪内博士記念演劇博物館, 6-37.
- 大瀧友織, 2002, 「夫婦間に生ずる問題とその変遷——『人生案内』の分析をとおして」『年報人間科学』23(2): 359-79.
- 落合恵美子, 2000, 『近代家族の曲がり角』角川書店.
- パッハー・アリス, 2019, 「2000年代のセックスレス現象を日本の男性誌・女性誌はどう描いているのか——解消法に注目して」『文学研究論集』明治大学大学院, 50: 147-67.
- 坂本佳鶴恵, 1997, 『〈家族〉イメージの誕生——日本映画にみる〈ホームドラマ〉の形成』新曜社.
- 谷本奈穂, 2008, 『恋愛の社会学——「遊び」とロマンティック・ラブの変容』青弓社.
- 谷本奈穂・渡邊大輔, 2016, 「ロマンティック・ラブ・イデオロギー再考——恋愛研究の視点から」『理論と方法』31(1): 55-69.
- 東宝ステラ, 2017, 『昼顔』東宝株式会社映像事業部.
- 筒井淳也, 2008, 『親密性の社会学——縮小する家族のゆくえ』世界思想社.
- 山田昌弘, 1989, 「『恋愛社会学』序説——恋愛の社会学的分析の可能性」『年報社会学論集』2: 95-106.
- , 2005, 『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣.
- 夜のそら: A セク情報室, 2020, 「恋愛伴侶規範 (amatonormativity) とは」, note, (2021年12月15日取得, <https://note.com/asexualnight/n/ndb5d61122c96>).
- 湯浅幸代, 2005, 「『純愛ブーム』と『ノスタルジー』」『物語研究』5: 112-4.

おかだ くみこ 1995年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程。2022年4月より日本学術振興会特別研究員 (DC2)。

主な論文

「夫婦の情緒性に潜むジェンダー非対称性をめぐる理論的視座の検討——近代家族論を手がかりとして」『家族社会学研究』第34巻第1号, 2022年.

## 第6章 日本と韓国の国際結婚をめぐる状況 ——旧ソ連出身女性に焦点を当てて——

キム ヴィクトリヤ  
イエム ナタリア

### 1. はじめに

近年、多くの旧ソビエト連邦諸国（以下 FSU）出身女性は労働や結婚を理由に移住するようになった。1997年から2016年の間に、ロシアから120万人の女性が移民として出国し、その3分の1は結婚目的で出国したと推定されている（Ryazantsev and Sivoplyasova 2020）。ソ連邦の崩壊後、FSU 諸国は文字通り国際結婚市場に花嫁を「輸出」する国々になり、FSU 出身の結婚移民女性が「ロシア人妻」と呼ばれるようになった（Ryazantsev and Sivoplyasova 2019）。彼女らが移住する行き先は多様であり、最も一般的な目的地は米国、ドイツ、フランス、中国、トルコであるが、近年日本や韓国への移住も増加傾向にある。

歴史的に、結婚移住は家族移住や家族呼び寄せの過程として捉えられ、民族が異なる人々のインターマリッジは地域社会における外国人の同化・統合の測定単位としてみなされていた（Williams 2010）。しかし、近年では結婚や同棲自体が移住の主な目的となっている人々が増加している。現地の男性と結婚する目的で移住してくる女性が、受入国から比較的に肯定的に見られる傾向がある。それは、受入国の国民である配偶者が社会ネットワークや支援のもととなり、外国人配偶者が労働力と再生産の面で受入国に貢献する動機を持つからである。ただし、結婚を介して大多数のコミュニティーに入ること、移住先の生活の情報を得たり洞察を得ることができるが、それが必ずしも受け入れられることを保証したり、移住者に帰属意識を確保したりするものではない（Williams 2010）。

この論文では、日本と韓国における国際結婚や統合・多文化政策について述べ、結婚移民女性の経験を文脈化する。そして、FSU 女性との調査で明らかになった彼女らの統合経験や直面する問題を分析する。本稿の目的は、結婚移民女性のライフコースが婚姻市民権——妻・母という位置づけ——の枠組みで制限され、言語学習や職場の選択肢も限定されることを議論することである。つまり、受入国の配偶者や家族が統合の源泉となることが期待される結果、政策の面で結婚移民への配慮が不足し、地域社会への統合が困難になるという逆説がある。

### 2. 日本と韓国における FSU 女性の国際結婚

1980年代から1990年代にかけて、日本と韓国において外国人人口が急増し、国際結婚も増加した。日本の場合、国際結婚の割合が1965年の0.43%から2005年の5.77%へと増加し、韓国では1990年から2005年の間に9.2倍に増加、2005年の新婚者の13.6%を占めた（Lu and Yang 2010）。日本人男性と結婚しているFSU女性に関する正確な人数は不明であるものの、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギスの出身者1万6310人は日本に在住し、そのうち女性は9,318人（57%）である。「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ人は1,450人であり、「永住者」の人は5,459人であった（E-stat 2020）。外国人配偶者の場合、結婚3年以上経つと永住権を取得できるため、日本における結婚移民のFSU女性が約3,500～4,000人であると推定できる。

一方、FSU 出身者と韓国人との結婚記録は1990年代末に発表されるようになったが、結婚数が少なかったため、統計データはなかった（Yem 2019）。しかし、2000年代半ばからロシアや中央アジアの出身者に関する統計データが登場し、2011年には全結婚移民の女性のうち、ウズベキスタン人が1,788人、キルギス人が455人、カザフスタン人が213人であった（Ministry of Gender Equality and Family 2018）。

FSU 女性が日本人男性と結婚しはじめたのは 1980 年代後半だが、それらの結婚が急増したのは 1990 年代後半と 2000 年代前半の間である。そのきっかけとなったのは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの女性が海外労働を求めて興業ビザで来日することであった。結果的に、ホステスクラブで日本人男性と出会い、結婚する女性が増加した。また、1990～2000 年代に斡旋業者・インターネットの出会い系サイトによる結婚（メール・オーダー・ブライド）も拡大した。日本において外国人女性、特にスラブ系女性を専門にする斡旋業者が現れはじめ、FSU 女性と日本人男性の結婚が促進された。その他、日本・FSU での観光、ビジネス、留学等を目的で現地の人と出会う機会が多くなり、その結果、国際結婚も増加したのである。

韓国における旧ソ連出身女性の国際結婚は、日本と同様に様々な経緯を持つ。まず、1990 年代末に流行し、多くのカップルが結婚の斡旋業者を通して出会った。国際結婚が増加したもう一つの原因は、キリスト教の布教活動であり、その中で特に世界平和統一家庭連合<sup>1)</sup>の活動に関連している。そして、中国や FSU 出身の朝鮮ルーツを持つ女性との国際結婚である。上記の結婚方法以外、韓国における外国人労働者や留学生の増加、FSU における韓国企業の増加などがあげられる。

### 3. 先行研究

国際結婚に関する多くの研究では、配偶者の社会的地位とそれがカップルの関係にどのように影響するかを分析する傾向がある。これらの研究は、国際結婚では様々な要因が複雑に絡み合っており、グローバルな「逆説的」ハイパーガミーを強調している (Constable 2005)。逆説的ハイパーガミーとは、「移民が、豊かな国に移住した後、経済的地位や機会が向上する一方で、受入側の社会や夫の親族グループにおける社会的地位は、移住前の送り出し側の社会における地位よりは低い」という現象である (Lu and Yang 2010: 17)。先行研究のもう一つの傾向は、特定の地理的場所にある特定の民族グループに焦点を当てることである。FSU 女性と韓国人との結婚に関する研究は少ないが、日本人男性との結婚を分析した研究はいくつかあり、結婚移住の理由 (Golovina 2017) や結婚における文化的差異の交渉 (V. Kim 2021) に焦点を当てる。

国際結婚移住が世界中で普及するにつれ、研究者は結婚移民の統合にも注目し始めている。そこで、近年の研究の一部は移住や統合の課題を取り扱いながら、様々な地域の状況を比較している (Chung 2020; Chang 2017)。Chung (2020: 137) は、日本、韓国と台湾の統合政策における結婚移民女性とバイカルチュラルな子どもたちが「民族的・文化的な純粋性を前提とした国籍法」に矛盾していると指摘する。また、Chang (2017) は、韓国と台湾におけるベトナム人女性の経験に基づき、「二段の社会統合モデル」を提案し、受入国のジェンダー環境が移住後の適応に影響を与えていると論じる。このモデルでは、第一段階として、結婚移民女性は妻・母・義理の娘といった家庭内役割を果たすことで適応を果たすと述べている。家族の生活に参加できることが、ホスト（受入）社会での参加の基盤にもなるという。限られた数ではあるが、比較研究によって、異なる国家環境における結婚移民の経験を考察し、各国の政策のアプローチを評価することができる。そのため、本稿では韓国と日本における FSU 女性の経験を比較することで、彼女らの国際結婚に関する理解を深め、両国における女性の統合の可能性と阻害要因を分析することを目的とする。

### 4. 結婚移民の統合

統合という概念は、表 1 で表したように「相互に関連する生活領域における相互作用の過程や、個人と『社会的』機関における私的かつ社会的変化を指す」(Charsley and Spencer 2019: 1)。つまり、新しく移住した人やもともと排除された人たちだけではなく、他の住民も取り込むことで、相互作用が統合につながるのである。そこで、ほとんどの研究は統合の過程を二つの領域——公的（雇用、住宅、教育、健康）と社会的（コミュニティとのネットワー

表1 統合過程の次元

次元	例
構造的	雇用、教育、ハウジング
社会的	他の人との統合、人間関係、ソーシャルネットワーク
市民・政治的	コミュニティ生活および民主的プロセスへの参加
文化的	価値観、態度、言語
アイデンティティー	帰属意識、地域的・国民的アイデンティティー

出典：Charsley と Spencer (2019)

ク、言語能力、文化的知識、安全性・安定性)——にわけ、考察している (Kearns and Whitley 2015; Ager and Strang 2008)。

移民の在留資格によって、社会参加の機会や定住プロセスが異なると考えられる。そのため、異なる種類の移民統合プログラムや戦略が同様の効果をもたらすわけではない (Zwysen and Demireva 2020)。結婚移民女性は、現地の受入家庭に位置づけられ、移民政策から見過ごされがちである。「政府は、〔結婚移民の〕新たな言語能力の獲得、雇用機会の追求、受入社会の生活様式への適応など、あらゆる統合の側面において〔受入れる国家出身の〕配偶者に責任を負うことを期待している」(Chang 2017: 177; Merali 2008)。

さらに、

結婚は、私的領域と公的領域の関係の絡み合った、構築された特性を示している。(中略) 結婚して家族を作るという決定は私的なものであり、制度としての家族は法的なプライバシーのある領域を構成している。一方で、結婚は法的な契約であり、ロシア人女性がノルウェーの社会に全体的な権利を持って参加するための入り口となっている。(Lotherington and Fjortoft 2007: 115-16)

日本や韓国の結婚移民も、労働時間や職種に制限がなく、永住権の取得も比較的容易であるという点で、現地社会に参加するための比較的自由が与えられている。それと同時に、後述するように、彼女らの統合には複数の制限がある。

本稿では結婚移民女性の統合をめぐる言葉の習得、夫や家族の受入態勢、仕事の機会に焦点を当てながら、定住から就職までの女性の経験を辿っていく。就労は、「社会的ネットワークや文化的な親しみの源泉であるため、他の統合プロセスの重要な基盤であると理解されることが多い。この観点から見ると、家庭内の仕事に閉じ込められている女性はより広範に参加する機会を欠いている」(Charsley et al. 2020: 260)。さらに、結婚移民女性は頻繁に家族呼び寄せの類型に分類されており、移住の主な目的が就労でない非経済的移民として位置づけられている (Lotherington and Fjortoft 2007)。そのため、彼女らは、就労やコミュニティ活動に参加する前に、母親・妻・義理の娘としての義務を果たすというジェンダー的な期待が存在する。女性は他の移住者とのネットワークが狭く、多くの情報を配偶者やその家族から得ているため、自分の権利や機会についての知識が不足してしまう。

## 5. 調査概要

本研究は、著者らが韓国 (Yem) と日本 (V. Kim) で別々に収集した質的データに基づいている。Yem は、2010～2013年の間に韓国人男性と結婚したFSU女性54名を対象に、質問紙調査とインタビュー調査を実施した。それらの女性は、カザフスタン(20人)、ウズベキスタン(18人)、ロシア(10人)、キルギス(5人)、タジキスタン(1人)の出身者であった。調査はソウル、釜山、安山で行われた。さらにYemは、2013～2017年の間に、参加者に

再びインタビューを行った。一方、V. Kim は、2007年から2012年にかけて日本人男性と結婚したFSU女性49名を対象に、質問紙調査とインタビュー調査を実施した。V. Kimの参加者は、ロシア(29人)、ウクライナ(10人)、カザフスタン(6人)、ベラルーシ(1人)、ウズベキスタン(2人)、キルギス(1人)の出身者である。それらの女性は日本の様々な地域(主に関東と関西)に在住している。2011～2019年の間に第二回目のインタビューを行った。韓国と日本におけるFSU女性の家族構成、教育レベル、雇用機会などを分析し、統合における彼女らの経験について論じる。

以上の調査結果をまとめると、次の表2のようにあらわせる。FSU女性の社会統合を分析するため、Chang(2017)の二段階の社会統合モデルを補足し、応用する(表2)。Changのモデルには2つの注意すべきところがある。一つ目は、このモデルが受入家族の態勢に大きく依存していることである(ステップ1)。二つ目は、結婚移民女性がホスト社会に統合しようとする能動的な態勢が前提となっている。しかしながら、統合には移民とホスト社会の両方の努力が必要であるため、ステップ0を追加することで、女性自身の統合に対する考え方に焦点を当てる。また、ステップ3を追加し、統合プログラムの成果、女性が受入社会の一員となるために獲得した知識やスキルをどのように活用できるかを検討する。ステップ3は、結婚移民女性だけでなく、現地の既婚女性が直面している問題、すなわち雇用や離婚した場合の自立の可能性に焦点を当てるという意味でも重要である。

表2 本調査から見る社会統合モデル (Chang 2017を修正)

ステップ0	統合への関心 (アイデンティティーと文化的次元)			
統合プロセスの主な特徴	円滑	複雑		困難
出身国における教育レベル	高等学校	高等学校・大学		大学・大学院
言語勉強への関心	強い	日常会話だけ		弱い
受入先の人とのネットワークへの関心	強い	出身国の友達だけ		弱い
就労への関心	強い	必要な場合だけ		弱い
ジェンダー役割への期待	平等	状況次第		夫が仕事をし、妻は専業主婦
ステップ1	婚姻家族への社会的統合 (文化的と社会的次元)			
統合プロセスの主な特徴	円滑	複雑		困難
夫からのサポート	強い	強い	低い	弱い
義理の家族からのサポート	強い	低い	強い	弱い
家庭内の性別役割分業	極めて柔軟	柔軟	柔軟性が低い	窮屈
個人的な主体性のレベル	高い	中間		低い
ステップ2	ホスト社会への社会的統合 (アイデンティティー、文化的、社会的、市民・政治的次元)			
統合プロセスの主な特徴	円滑	複雑		困難
統合プログラムとの接触	早い接触	遅い接触		接触がない
大人用学校への通学	継続的	出産等の理由によりやめる		しない
受入先の住民との社会生活	積極的で頻繁	ほとんどが家族に限定されている		少ない、またはない
ジェンダー規範とのギャップの認識	改善された	類似している		悪化した
ステップ3	雇用機会と自立のレベル (アイデンティティー、文化的、社会的、市民・政治的、構造的次元)			
統合プロセスの主な特徴	円滑	複雑		困難
雇用	第一次労働市場・第二次労働市場	第二次労働市場・民族ビジネス		第二次労働市場・専業主婦
離婚等の事情による自立の可能性	高い	収入次第		低い

## 6. 日本と韓国における多文化プログラム

日本は1980年代から移民が増加する受入国となり、1990年代には韓国も同様の傾向を示すようになった。さらに1990年代以降、韓国は人口や国内移動の動向、大量の移民に対処する方法などで日本を模倣した。この30年間にわたり外国人移民が大量に流入したにもかかわらず、両国は「単一民族の神話（中略）に基づく単一文化のイデオロギー」（Chung and D. Kim 2012: 198）を表明しながら、選択的移民政策と受動的 multicultural 政策を採用する非移民国家として位置づける（Bradley 2014）。「多文化家族をどのように統合するかという問題は、公共政策における多文化（中略）言説の発展をもたらした。韓国では、政府が率先して多文化家族の統合を国の公式政策として採用したが、日本では、多文化政策の試みは地域社会の中で行われてきた」（Chung and D. Kim 2012: 198）。

### (1) 日本の多文化共生

日本は移民・統合政策を実施しない代わりに、統合のための公的な枠組みと社会的な枠組みの二種類のプログラムがある。公的な枠組みでは、在留外国人は健康保険、児童手当、年金など、日本人と同様の福祉的権利を有している。社会的な枠組みでは、文化的な障壁を取り除き、異文化理解を促進することを目的としたプログラムがある（Kibe 2011）。2006年に日本は「多文化共生推進プラン」を導入し、これは従来の民族的・文化的なマイノリティー、長期滞在外国人、そして多文化家族に属する日本人も対象とした統合政策の原型となった（近藤 2017）。多文化共生の要点は、コミュニケーション支援（多言語・日本語学習支援）、生活支援（住まい、教育、労働環境、医療・保険・福祉、防災）、多文化共生の地域づくり（地域社会における多文化共生に関する意識、外国人の自立生活支援）、「地域活性化やグローバル化への貢献」（総務省 2017）である。

多文化共生のプログラムは多様性・包摂性を重視するための枠組みであり、ジェンダーや在留資格に関係なく、地方自治体のニーズに応じて実施される。そのため、結婚移民の多い地域では、ボランティアによる日本語教室や外国人女性の日常生活に密着したプログラムが提供される。例えば、料理や買い物などの講座を設けている地域がある。また、女性が自分のスキルを活かして、日本人や外国人向けに母国語講座や各種スキル（ダンスやヨガなど）を紹介する講座も開催される。それに加え、日本語が堪能な女性は、同国出身者を対象に日本語講座の喫茶を開設できるための日本語講師の養成プログラムもある。このように、現地での取り組みの多くは言語学習、ネットワーク作り、日常生活に慣れることを目的としている。

### (2) 韓国の多文化家族

韓国における結婚移民の統合は、政府が主導する多文化政策の一環として実施されている。2006年4月26日に政府は「国際結婚女性移民とその家族・子どもの社会統合を支援するための政策計画」を発表し、男女共同参画家族省、教育人的資源開発省など、多くの省庁が実施に取り組んだ（Y. S. Kim 2007）。その計画は以下の項目で多文化社会の実現を図る。

- ①国際結婚斡旋業者の規制と入国前の外国人妻の保護、②家庭内暴力（DV）の被害者への支援、③新規入国した外国人妻への韓国語・文化などの教育に対する支援とオリエンテーション、④学校における国際結婚の子どもへの支援、⑤外国人妻への社会福祉の提供、⑥多文化問題に対する社会的認識の向上、⑦目標達成を目指す包括的な支援システムの構築。（Lee 2008: 116）

これらの項目では、結婚移民女性が焦点となり、移民の韓国文化への同化をはかることや韓国国民を再生産することが目的であることが明確になっている（Y. J. Kim 2011）。多文化のプログラムは、国家や都市のレベルにおける多文化家族を対象とし、経済的・教育的支援に加え、言語・文化の講座、保育、雇用などのアドバイスを提供してい

る (Draudt 2019)。

2008年に韓国政府は「多文化家族支援法」を制定し、家族生活の改善と社会への統合を目指した。「政策の様々な課題は、流入制御、結婚移民の適応・統合支援、その子どもらへの支援、『多文化家族』に対する国民の意識・受容の向上という四つの政策領域に分類できる」(G. Kim and Kilkey 2016: 146)。女性の背景が多様で、韓国に定着する期待や韓国の家族の生産と再生産のサイクルを継続する必要があるから、政策資源の40%が結婚移民の適応・統合プログラムに充てられている (G. Kim and Kilkey 2016)。

このように、日韓両国における多文化のプログラムは様々な面で結婚移民女性の適応や統合に力を入れている。しかしながら、ほとんどの支援活動が婚姻市民権に基づいており、女性が現地の夫に様々な面で依存しているのである。

## 7. FSU 女性のライフコース

以下では、日本や韓国の男性と結婚したFSU女性のライフコースの事例を紹介し、女性らの人生の軌跡、選択肢とその活用方法を分析する。韓国と日本における移住・定住のプロセスは本人の意志、利用する移住経路と家族が提供する支援次第であり、それらがさらに定住経路を決定する。両国に到着した女性の大半は概して、妻・母親・義理の娘といった役割を果たすことが期待されており、その役割は最終的には、地元のコミュニティーや受入社会全般への統合の様式に影響を及ぼしている。ここでは、女性が直面した個人的、家族的、仕事上の経験に焦点を当てる。

### (1) 日本在住のFSU女性

#### ケース1：円滑な統合と雇用

結婚移民として日本や韓国に来た女性が、家族や地域の社会に円滑に統合し、さらに就職にも成功した事例は少ない。Chang (2017)によれば、円滑な統合とは、夫をはじめとする家族の支援、家庭内の柔軟なジェンダー規範、個人の主体性などによって特徴づけられているという。このような前提条件に加え、統合プログラムへの早期参加、継続的な教育の受容、現地の人たちとの積極的な交流が、受入社会への円滑な統合とジェンダー規範のギャップに対する認識の改善につながる (Chang 2017)。

ダーナ (34歳) のケースは、受入家族への円滑な統合、柔軟なジェンダー役割、正社員としての就職の稀な例の一つである。20代前半に自国の大学に通っていたが、学費を払えずに中退せざるを得なかった。その後、日本人の夫と出会い、22歳のときに日本に移住した。妊娠できず、日本語の習得に専念することにした。彼女は、以下で紹介する女性らと同様に、日本人ボランティアと日本語学習を始めた。

ボランティアの先生と十分に勉強できたと分かってから、他の先生を探しはじめた。(中略) 実力より上のクラスに入り、そのレベルにすぐに達することができた。その後、話し言葉だけでは足りず、漢字も勉強する必要があると感じ、(中略) 塾に入ることにした。子ども達と一緒に勉強することは心地良くはなかったが、そのおかげで漢字の勉強が進んだ

と語った。日本語を勉強するかたわら、化粧品会社で就職したいと考えるようになった。簡単ではなかったが、結果的にある化粧品会社にアルバイトとして就職し、後に正社員になった。日本語を身につけたいという本人の希望に加え、夫も彼女の勉強を大いに応援した。化粧品会社で数年間働いた後、彼女は出世には大学の学位が必要だと分かった。そのため会社を辞め、大学に入学し、そこで英語を習得することにした。ダーナはアルバイトを続けながら勉強し、夫は彼女の学費を払うために副業をする必要があった。後に、学士号を取得した彼女は、貿易会社に就職し、世界中で活躍することを目指した。

ダーナの事例で明らかなように、当初は結婚移民であったにもかかわらず、夫の支援、自分自身の戦略により、優れた日本語能力を身につけ、それが良好な雇用機会につながった。日本語を習得し、後に大学に進学することで、社会的・経済的な地位を高めることもできた。彼女には当初、子どもがいなかったこと、義理の両親とは別居していたこと、母国にはほとんど帰らなかったことも強調すべきである。このような環境により、円滑に労働市場やホスト・コミュニティに溶け込むことができたといえる。

#### ケース2：統合過程における複雑な家庭環境

一方、ウクライナ出身のアンナ（34歳）の一例がある。彼女は興業ビザで来日し、夫とホステスクラブで出会った。彼がプロポーズする予定だと分かった瞬間、日本語の勉強を始めたという。2004年に配偶者として来日した後も、アンナは現地のボランティア講座や、自宅で夫と一緒に日本語の勉強を続け、後に日露通訳のアルバイトも得ることができた。しかし、数年後、妊娠が発覚し、夫の仕事で転居することになった。そのため、彼女はアルバイトを辞め、育児と家事をすることになった。義母が同居していたが、自立した生活を送っており、家事にはほとんど手を出さなかった。専業主婦になり、独学できるようになってからもボランティアの日本語講座に通い続けたという。それは、日本人と関わることで、ネットワーク作りや日本文化をよく理解していこうと思ったからだと言明した。結果的に、10年近くの日本語の勉強の末、アンナは日本語能力試験2級に合格できた。彼女の子どもの幼稚園に通うようになったのを機に、運転免許を取得し、再び仕事に就こうと考えたという。しかし、夫は「家事を優先してほしい」と抵抗した。結局、一年以上かけて夫を説得し、地元の保育園でアルバイトに就いた。その後、正規職員として雇ってもらえたが、彼女は仕事の量と長時間の勤務を理由に断ったという。正社員の契約では、休暇が限定されており、必要な場合にウクライナの家族を訪問する機械が少なくなると語った。そのうえ、長時間の労働によって家事をする時間が取れなくなるからである。

ダーナとアンナの経験をもとに、結婚移民女性の統合と雇用市場における就業機会に影響を与える複数の要因がうかがえる。まず、ダーナとアンナは、日本語学習の面で夫から大きな支援を受けた。それによって、円滑に家庭に溶け込み、受入社会へのさらなる統合を支える良い基盤も設立された。ダーナは高いレベルの日本語を獲得し、積極的な就職活動と相まって、夢の職に就くことができた。アンナも高い語学力を身につけたいと思い、10年近く日本語教育を続けてきた。

義理の両親や夫の支援に関して、ダーナの夫が非常に協力的であり、義理の両親は夫婦の生活に関与していなかったという。一方、妊娠前のアンナのアルバイトは夫に受け入れられたのみならず、夫が無職であった数ヶ月間は家族を支える唯一の収入源となっていた。しかし、子どもが生まれてから状況は一変し、アンナが家事や育児の奉仕しか期待されない厳しい家父長制的なジェンダー役割にさらされたのである。さらに、何らかの方法で仕事に就いたものの、夫が生活費を出さなくなったと語った。アンナは運転免許をとりたかったが、自分の貯金がなかったため諦めた。その後、曲がりなりにも貯金できたが、家事と仕事の多忙さで、自動車教習所に通う余裕は確保できなかった。アンナの一例に見られるように、雇用や運転免許の勉強という統合に必要な条件をめぐる夫の支援を低くしたのは家庭内の窮屈なジェンダー役割分業であった。彼女が自分の賃金を獲得したとき、夫は彼女に食費や日用品のための費用さえ与えなくなった。その一方で、夫妻が家のローンを組む際には、アンナの収入からローンまで支払われるようになった。

#### ケース3：円滑な統合が順調に作用しないケース

表2で示したように、結婚移民女性にとっては、さまざまな理由で統合が複雑な場合がある。それは家族の支援を受けられない、統合プログラムに参加するのが遅い、出産して教育を続けられないなどのようなことである。ここでは、女性が円滑な統合の先駆があったにもかかわらず、困難な環境に置かれたという例を紹介する。

ヴァレリア（32歳）はロシアで日本語を勉強し、日本人夫と出会ったときは日本語講師と日露通訳者として働い

ていた。来日してから育児と家事で多忙で、就職はできなかった。日本語が堪能で、全面的に夫の支援もあり、彼女は日本の家庭生活に順調に溶け込むことができた。また、家庭を支えるため、他の多くの移民と同様に、自分の言語能力を民族ビジネスで活かすことを考えた。彼女は国際結婚で生まれた子ども向けにロシア語講座を設立した。そして、ロシア語・ロシア文化に興味を持つ日本人向けに、コミュニティーを立ち上げた。自分の事業を促進するために、地元の多彩な団体と協力し、ロシアとその文化に関連するイベントを開催した。彼女の夫も積極的に協力し、イベントの開催に参加した。この取組みは、ロシア語・ロシア文化に興味を持つ日本人とのネットワークや友達作りの源とはなったが、事業自体は成功せず、安定した収入は得られなかった。夫の収入だけでは生活が成り立たなかったため、ヴァレリアはアルバイトをしながら、生徒がいるときは言語講座を続けることにした。

ヴァレリアを「複雑な統合」グループに分類した理由はいくつかある。まず、言語の知識、夫の支援、義理の家族からの干渉がなかったことから、家庭への統合は円滑であったが、ホスト社会への統合は彼女にとってより困難なものとなった。ヴァレリアは日本語が堪能で、日本文化にも精通していたがゆえに、統合プログラムに参加する必要はなかった。しかし、彼女の学歴と優れた語学力は、円滑に社会に溶け込み、家族に必要な収入を得る機会を確保することにはつながらなかった。さらに、ヴァレリアは移民にありがちな道の一つである民族ニッチングを選んだ。Liu-Farrer (2020) によれば、移民の民族的・国民的背景に特化した職業的ニッチが存在するという。そのようなニッチングの一般的な例として、言語、特に英語を教えることがある。ヴァレリアは自分のビジネスを促進するためにロシア語と日本語の知識を利用する戦略があった。しかし、ロシア語に関心をもつ日本人が少人数で、彼女の住む地域にはロシア語話者の女性も少ないといった理由で、教育事業は経済的な利益をもたらさず、彼女は非正規雇用の道しかなかった。

#### ケース4：統合への消極的な態度と限られた選択肢

前述の事例と異なり、マイヤ（40歳）のケースでは、日本での結婚移民女性の統合をめぐる様々な障壁があることを考察できる。マイヤの経験は、統合が困難で現地の人とのネットワークが弱い他の女性たちと共通点があるが、彼女のケースは極端に悪化したケースともいえる。

マイヤは地元のロシアの大学で博士課程まで進学したが、博士学位を取得せず退学することになった。その頃30歳になり、研究を続けるか結婚するかという選択肢をせざるを得ないという時期に、日本人夫と出会い、結婚することを決めたと語った。彼女は英語で自由にコミュニケーションができており、夫と英語で会話していたが、来日してから、日本語の勉強をすることも考えていた。しかし、夫は彼女の言語学習に反対した。マイヤによると、「彼は外に出るのは危険だと言っていたが、たぶん私が他の男性と出会うのが怖かったのでしょう。それに、日本語学校がないとも言っていた」と語った。そのため、来日後、最初の1年間は日本語が勉強できなかったが、後に知り合いの日本人を通して、ロシア語ができる日本語教師と日本語を学び始めた。日本語を勉強し初めて間もなく妊娠したため、集中講義を受けて日本語の勉強をした。マイヤが日本語を勉強する主な理由は、夫、子ども、周囲の人たちとコミュニケーションをとり、日本社会について知るためであったという。とはいえ、子どもが生まれた後は、語学学習を続けることはなかった。上述のボランティアコースなどの既存の支援制度について知らず、日本語を言語学校でしか学べないと思い込んでいた。だが、夫が学費を拒否したがゆえに、日本語の勉強を続けることができなかった。さらに彼女は、勉強・研究よりも結婚を選んだ時点で専業主婦になることを決意したため、結婚後の就職には興味がなかった。夫が彼女の日本語の勉強を支援しなかったこと、また彼女自身が日本社会に溶け込むための知識や関心を持たなかったことによって、マイヤは夫に全面的に依存するようになった。結婚後15年以上たって、カップルの関係が悪化したため、夫が離婚を要求した。そのとき、彼女は完全に夫に依存しており、自分自身を支えることができないという脆弱な立場に置かれていた。夫から生活費などがあまりもらえず、自分でも何も稼げない彼女は、食料品や他の日常用品まで買うこともできなかった。さらに、いくつかの暴力被害者のための団体に相談したものの、自分の考えにそった支援をもらえなかったため、他の手段を探すのをあきらめた。結局、

日本では何もできなかったがゆえに、離婚に抵抗した。

マイヤのケースで明らかのように、夫の反対に加え、彼女は積極的に統合プログラムに参加しようとせず、自分で日本語を学ぼうともしなかった。さらに、日本には少数の友人しかおらず、ロシア人コミュニティにも参加しておらず、自分の状況に関する可能な解決策についての知識もほとんどなかった。

## (2) 韓国在住の FSU 女性

### ケース 5：円滑な統合であるが、ジェンダー規範における問題

ロシア出身のアンジェラ（34 歳）は、結婚斡旋業者を通じて韓国人夫と出会った。最初のインタビューまでに既に 11 年間結婚しており、三人の子どもがいた。彼女はロシアの大学で韓国語を学び、大学院は中退した。韓国語も英語も堪能で、韓国における生活に次第に慣れた。英語を教えながら、夫と一緒にさまざまな事業を立ち上げてみた。やがて彼女は、自分の夢の実現に夫が支障を来していることや、事業の進め方について衝突が多いことに気づき、夫から独立し自分の会社を立ち上げることにした。しばらくして彼女の事業は成功したが、夫は結婚当初と同様に英語を教え続けていた。アンジェラは、韓国では勉強や成長しようと思えば、様々な可能性があると言った。子どもが大きくなるにつれ、ロシア語を習わせるために、ロシア人コミュニティが主催するロシア語講座に子どもを通わせた。子どもらがロシア語の授業を受ける間、自分も趣味の編み物を習い始め、すでにセーターなどの暖かい洋服を自分で作れるようになった。このようにアンジェラは様々な面で活躍していた。

しかし、結婚して 17 年後、アンジェラは夫との離婚を決意した。「男は何かを達成するために努力しなければならない、家族を養えないなら恥ずかしいと思うべき。(中略)でも、〔夫は〕あなたは若いんだから働きなさいと私に言うのよ。そして今、彼は私が悪い母親で、家事を怠っていると非難している」という。夫に申し訳ないと思いつつも、彼ののんびりした態度への不満を抑えていたと言った。しかし、お金がないという夫の文句やいっそうの努力への拒否によって、家庭を維持し続けるのが辛くなったと説明した。「他の男性と働き始めた時、彼らが家族を養うために力を尽くしていたのに気づいた。でも、男性だけがお金を稼ぐべきだとは思わない。だからこそ、私はまだ夫と一緒にいるのかもしれない」。アンジェラは、自分の家庭環境を受入れようと苦勞しつつ、この結婚生活では幸せではないと指摘し、最終的には夫と離婚を決めた。韓国人男性とはもう再婚せず、主にアメリカやオーストラリアの男性を狙った。2019 年の離婚後、アンジェラの長男が二年間ロシアに留学するためにロシアに一時帰国した。長男が大学に受験するまでには韓国に戻る予定であった。海外での経験は、韓国の大学に入学する際に子どもは帰国子女の枠で有利であるからという。

### ケース 6：統合に対する家族の抵抗

カザフスタン出身のリンマ（36 歳）は、韓国人夫と結婚斡旋業者を通じて知り合った。彼女は夫の収入や生活環境について虚偽の情報が提供されていたという。一方、夫は統一教会と契約し、紹介から結婚までにかかった費用（約 4,000 米ドル）をすべて負担しなければならなかったと言った。リンマによると、夫はロシアやロシア人に対して非常に偏見を持っており、リンマがロシア系であることを友人から隠し、彼女にもそれを誰にも言わないように強制した。「ロシア系であることやロシア人の友人がいることには利がないので、ロシア人以外の人としかコミュニケーションをとらなかった」という。

リンマは、カザフスタンの一流大学の理学部を卒業し、スラブ系であったため、ソウルで英語教師の仕事に就くことができた。彼女の仕事は、夫の家族に良好な収入をもたらした。彼女は夫とその両親にとっての主な稼ぎ手となった。しかし、英語教師の競争が激しくなり、収入の減少とともに家族に渡すお金も減ったため、夫は彼女を虐待するようになった。リンマは多文化家族センターから支援を求めた。

彼らはカウンセラーを紹介してくれたが、そのカウンセラーは私がうつ病だと言った。それで、毎週金曜日に相

談に通っていた。(中略)体調について聞いてくれたり、励まされてくれたり、スープをくれたりした。本当の助けにはならなかったが、1～2週間はシェルターを提供してくれた。〔シェルターに行かなければ、〕うちでは夫に殴られるでしょう

という。夫から永住権や韓国の国籍の申請に必要な書類を用意してもらえず、結果的にリンマが離婚しようと決心した時、カザフスタンに戻らなければならなかった。

#### ケース7：統合に対する障害としての文化相違

ロシア出身のクセニア（28歳）は、最初のインタビューの時点で韓国人夫と結婚して一年半しか経っていなかった。クセニアによると、以前に韓国人男性と結婚したことがあるが、虐待や不倫を理由に離婚した。二人目の夫とは、結婚斡旋業者を通して知り合い、リンマと同様に、彼の生活状況や仕事の内容について虚偽の情報をもらったという。

結婚斡旋業者に女性ではなく、男性がお金を払わなければならない。夫が後になって、私のために多額のお金を使ったと文句を言っていた。でも、私が〔韓国に〕来たときは、(中略)まるでシンデレラの馬車がカボチャになった感じだった。彼が話していた大きくてきれいな家は、〔ロシアの〕納屋のような小屋だった。(中略)また、彼は市政府関連の会社で社長として勤めていると言っていた。その都市とは実は小さな町で、その会社も同じような納屋であり、会社で近隣の畑向けにメガホンで天気などの案内の業務をしていた。でも今は、彼は建設会社で働いていて収入も良く、私は家で子どもを育てている。

クセニアには小さな子どもがいたため、多文化センターの韓国語教師が定期的に自宅を訪問し、子どもと一緒に勉強する方法を教えていた。その際、韓国の家庭の様子や家族のあり方について多くの情報を得た。しかし、韓国人の友人はいないし、人生観が全く異なるため、韓国人の友達ができるとは思えないと彼女は説明した。クセニアは、ロシア人女性の場合は、移民の妻同士で友達になるか、あるいは他人を信用しない孤独な人になる傾向があると指摘した。

## 8. 事例に基づく示唆・論点

統合とは、個人および社会生活の多領域に関わる複雑な多次元的なプロセスである。本稿では、4段階の統合モデルを提案した。このモデルは、日本と韓国のFSU出身女性の経験に基づき、時間の経過につれて結婚移住と統合の関係性を反映している。筆者らは、最初のインタビューの時点から執筆時期（2021年）に至るまで研究協力者と継続的に交流し、彼女らの経験や人生の軌跡を観察することができた。また、日韓両国のFSU女性の経験に影響を与えている多文化プログラムや政策といった政治的側面について考察し、統合プロセスの多層性や領域を解明することで、結婚移民女性の定住と適応に焦点を当てることができた。

日韓両国での移住プロセスの制度化によって、特定の移住経路（留学、高度人材、技能実習生など）と独特の統合方法が構造化されたといえる。結婚移民は、全移民の少数派で、移民としてもホスト社会の家族の一員としても曖昧な立場におかれており、見過ごされる傾向がある。これらの立場の問題を取り上げるため、韓国では多文化家族政策が実施されたが、日本では結婚移民を対象としたプログラムが導入されることがなかった。

日本と韓国の移民動向は、類似した経過を辿っているが、多文化政策の実施においては、異なる軌跡をとっている。韓国では、多文化家族政策が一元化され、結婚移民女性に焦点が当てられたことで、様々な成果が得られたといえる。韓国に住んでいるFSU参加者全員は、生活の様々な領域で多文化センターの役割、特に、韓国語の勉強、家庭教師の訪問、家庭内暴力に関するカウンセリングについて言及していたからである。また、トラブルの際に支援や助け

を求めるため、多文化センターの電話番号を緊急連絡先として登録すべきだと強調した参加者もいた。「センターは全力で私たちを助けてくれる」と参加者の一人が語った。

多文化家族政策の目標は女性の「能力向上」も目的とし、「政府は結婚移民の労働市場へのアクセスを支援するために、彼・彼女らの人的資本の向上を目的とした教育・訓練規定を含む様々なプログラムを導入している」(G Kim and Kilkey 2018: 10)。さらに、女性が結婚して2年後に韓国の国籍に帰化できることは、女性が韓国に永住するための安定感と決断力を与えている。彼女らの多くは政治的・市民的参加における模範として、ジャスミン・バクネイ・リーの一例を取り上げた。フィリピン出身で韓国に結婚移住し、国会議員になったジャスミン・リーのように、自分も変化を起こせるのではないかという希望を抱いていた。この意味で、帰化することは、多くの女性にとって、夫への依存や脆弱性の軽減を感じさせる励みになった。

一方、日本におけるFSUの結婚移民女性は、多文化共生プログラムを実施する国際交流協会の活動を、日本人と一緒に日本語を学んだり、友達を作ったり、様々なイベントに参加できるボランティアコースとして見なしていた。彼女らはこれらの団体が提供する情報支援(シェルター、書類、法律・通訳など)についても知っていたが、ほとんどの情報がロシア語圏のインターネットコミュニティや友人(日本人・外国人、特にFSU出身者)から受けていた。そのため、女性が必要としている相談や情報の面で、多文化共生プログラムを実施する団体より、移民ネットワークの影響の方が大きかった。さらに、帰化して日本国籍を取得するより、多くの女性の最終目標は永住権の取得であった。彼女らは、配偶者ビザで滞在する場合、夫婦間に問題が生じたり、夫と離婚したりした場合について懸念を表明した。永住権取得の過程で夫に依存すると、女性らは操られたり脅されたりする危険性がある。一方、永住権を持つことで、日本に自由に滞在・就労することができて、生活保護の対象にもなるが、市民的・政治的活動には参加できない。このように、日本における移民女性の役割は妻・母・義理の娘にすぎず、日本社会に貢献する一員として包摂性に至っていない。

そして、上記の事例で明らかにしたように、女性の統合方法は統一されたものではない。そのプロセスは、個人の願望、家族関係、統合プログラムの利用可能性、雇用機会等々の要因により成立している。そこで筆者らは、女性の統合経験を反映する4段階を提案した。最初の段階とは、女性が受け入れ社会の一員になろうとする意志である。このことは、彼女らが言葉を学び、友人を作り、仕事を探す興味や熱心さに反映されている。そこで、参加者の経験で観察された傾向の一つは、教育水準が高く、日本語や韓国語、英語の知識が多くあり、母国でのキャリアが充実していた女性は、受入社会における職業上の機会の欠如に適応するのが難しいということである。彼女らの中には、低スキルの仕事に就くことを避け、主婦業に専念したり、収入を得るためのエスニック・ビジネス戦略を模索したりする傾向があった。

また、受入家族の態度により経験が異なる状況が見られた。結婚移民の統合にとって最大の障壁の一つは、女性がホスト社会の家族に属することが受入社会への道を開くという考え方である。多くの場合、夫らは移民を対象とするサービスについて知っておらず、支援を求めてはじめてそれを知ったか、マイヤの事例のように始終全く知らなかった。さらに、夫やその家族の受入社会での帰属は、移民女性のネットワークを構築するのに適しているとは限らない。上記の事例で示したように、このような依存は女性の孤立と脆弱性の増大をもたらす。この事実は、統合を双方向のプロセスとして強調する必要があることを示唆している。つまり、受入社会の人も、多文化共生に努力する必要があるのである。

最後に、労働市場への統合は、国際結婚におけるジェンダー役割分業と日本と韓国における移民女性の位置づけの間に多くの齟齬をもたらしている。調査協力者の6割以上が、結婚生活のある時期に仕事を探したいか、探さざるを得ない状況に置かれていたと言ってもよいだろう。興味深いことに、アンナやリンマのように、女性が一時的に一家の稼ぎ手の役割を果たした事例もある。アンナの場合は、妊娠した際にその役割が逆転したが、リンマの場合は夫を養うことができなくなり、夫から虐待を受けるようになった。逆に、アンジェラは、起業家としてのスキルを活かして自分の事業を始めたことで、夫の男らしさや家父長としての役割に疑問を抱くようになった。そのうえ、

ダーナやアンジェラのように、優れた言語知識を持っており、良い仕事を見つけた事例もあったが、結婚移民の大半は、低賃金として働く韓国人・日本人既婚女性労働力の一員となっていた。その特徴は、アルバイト、非正規雇用、エスニック・ビジネスなどで、女性は家族を支える追加収入を得ることができるが、夫と離婚し、母子家庭になれば、その収入だけでは足りなくなる。結果的に、結婚移民女性は経済的支援のために夫と一緒にいるか、帰国するか、あるいは離婚し、貧困に陥るか、という限られた選択肢しかないのである。

## 9. むすび

韓国における多文化家族政策の進展と焦点化は、社会的・構造的統合に必要な言語能力と職業能力を開発することで、結婚移民女性をエンパワーした。韓国の多文化センターは移民たちの生活の中で目に見える存在となったが、その努力のほとんどは双方向の統合ではなく、同化を目的としたといえる。一方、日本の多文化共生プログラムは、言語学習・ネットワーク構築・情報取得のためのスペースを作ることで、社会統合に焦点を当てている。こうした場（国際交流協会）は自治体によって支援されており、韓国と比べると包括的なアプローチではない。そのため、移民の生活における存在感が薄く、それらのプログラムの影響を評価することが難しい。また、国民や在留外国人の間で双方向のプロセスにしようとする、焦点が移民から地域のコミュニティーに拡散してしまい、多文化共生のプロセスにとって逆効果になっている。

最後に、今後の両国の結婚移民・外国人の受け入れ課題に触れたい。現在の韓国の政策は結婚移民女性に集中し、彼女らの受け入れは家父長制的慣習や民族国家主義に基づいている。つまり、韓国人男性と結婚した妻・韓国人子どもを持つ母親であるため、韓国への移住や統合が認められる。結果的に、移民政策が韓国人男性の国際結婚やそれを望む外国人女性に依存してしまう。また、韓国に在住する結婚移民以外の外国人の統合に異なった政策が必要であるが、それに関してあまり言及されることがない。一方、日本在住の外国人が多様性・包摂性のある社会の定義に含まれており、彼・彼女らの定住過程が重視されている。しかし、多様性・包摂性のある社会を実施するための具体的な活動が明記されておらず、多文化共生の枠組みしか設けられていないため、各グループ向けの詳細な政策が必要である。それらを導入することで、日本社会における移民の位置づけや彼・彼女らの定住・役割が明確化し、社会統合の活動・過程も具体化されると考えられる。また、移民・統合のプログラムや政策において取り組むべき日韓共通の課題として、地域住民やホスト社会の人たちを統合プロセスにどのように巻き込み、移民外国人を受入れる双方向の流れを明確にする必要がある。

### [注]

- 1) 世界平和統一家庭連合は1954年に文鮮明氏にソウルで設立された宗教法人である。この宗教運動は、集団結婚式と「理想的な家族の崇拜」で有名である。

### 参考文献

- Ager, Alastair and Alison Strang, 2008, "Understanding Integration: A Conceptual Framework," *Journal of Refugee Studies*, 21 (2): 166–91.
- Bradley, William S., 2014, "Multicultural Coexistence in Japan: Follower, Innovator, or Reluctant Late Adopter?" Kosuke Shimizu and William S. Bradley eds., *Multiculturalism and Conflict Reconciliation in the Asia Pacific: Migration, Language and Politics*, Hampshire, England: Palgrave Macmillan, 21–43.
- Chang, Hsin-Chieh, 2017, "A Two-Step Social Integration Model for Transnational Marriage Migrants in Taiwan and South Korea: 'Marital Family First, Host Society Second'," Asuncion Fresnoza-Flot and Gwenola Ricordeau eds., *International Marriages and Marital Citizenship: Southeast Asian Women on the Move*, Abingdon: Routledge, 176–95.
- Charsley, Katharine, Marta Bolognani, Evelyn Ersanilli and Sarah Spencer, 2020, *Marriage Migration and Integration*, Palgrave

- Macmillan.
- Charsley, Katharine and Sarah Spencer, 2019, “Understanding Integration Processes: Informing Policy and Practice,” Policy Report 44.
- Chung, Erin Aeran, 2020, *Immigrant Incorporation in East Asian Democracies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Chung, Erin Aeran and Daisy Kim, 2012, “Citizenship and Marriage in a Globalizing World: Multicultural Families and Monocultural Nationality Laws in Korea and Japan,” *Indiana Journal of Global Legal Studies*, 19 (1): 195–219.
- Constable, Nicole, 2005, *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Draudt, Darcie, 2019, “South Korea’s Migrant Policies and Democratic Challenges After the Candlelight Movement,” *Korea Economic Institute of America Academic Paper Series*, 1–13.
- E-stat, 2020, 『在留外国人統計（旧登録外国人統計）』政府統計ポータルサイト, (2021年12月10日取得, <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00250012>)。
- Go ゴロウイナ・クセニア, 2017, 『日本に暮らすロシア人女性の文化人類学：移住、国際結婚、人生作り』明石書店。
- Kearns, Ade and Elise Whitley, 2015, “Getting There? The Effects of Functional Factors, Time and Place on the Social Integration of Migrants,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 41 (13): 2105–29.
- Kibe, Takashi, 2011, “Immigration and Integration Policies in Japan: At the Crossroads of the Welfare State and the Labour Market,” Gabriele Vogt and Glenda S. Roberts eds., *Migration and Integration — Japan in Comparative Perspective*, Iudicium, 58–71.
- Kim, Gyuchan and Majella Kilkey, 2016, “Marriage Migration Policy as a Social Reproduction System: The South Korean Experience,” Majella Kilkey and Ewa Palenga-Möllnbeck eds., *Family Life in an Age of Migration and Mobility*, London: Palgrave Macmillan UK, 137–61.
- Kim, Viktoriya, 2021, “International Marriage in Japan: Reconstructing Cultural Toolkits in Marriages between Japanese Men and Women from the Former Soviet Union,” *Identities*, 28 (1): 111–28.
- Kim, Yi Seon, 2007, “The Reality of Female International Marriage Migration and Challenges for the Government of the Republic of Korea,” *ESCAP, Perspectives on Gender and Migration (Bangkok)*, 80–97.
- Kim, Young Jeong, 2011, “‘Daughters-in-Law of Korea’: Policies and Discourse on Migration in South Korea,” Centre on Migration, Policy and Society.
- Ko 近藤敦, 2017, 「日本における多文化家族支援政策のあり方：日韓欧米諸国の比較」佐竹眞明・金愛慶, 『国際結婚と多文化共生：多文化家族の支援にむけて』明石書店, 219–39。
- Lee, Hye-Kyung, 2008, “International Marriage and the State in South Korea: Focusing on Governmental Policy,” *Citizenship Studies*, 12 (1): 107–23.
- Lotherington, Ann Therese and Kjersti Fjærtøft, 2007, “Capabilities and Participation: Russian Women Immigrants in North Norway,” Bjørn Hvindern and Håkan Johansson eds., *Citizenship in Nordic Welfare States: Dynamics of Choice, Duties and Participation in a Changing Europe*, Abingdon: Routledge, 112–24.
- Lu, Melody Chia-Wen and Wen-Shan Yang, 2010, “Introduction,” Wen-Shan Yang and Melody Chia-Wen Lu eds., *Asian Cross-Border Marriage Migration: Demographic Patterns and Social Issues*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 15–29.
- Merali, Noorfarah, 2008, “Theoretical Frameworks for Studying Female Marriage Migrants,” *Psychology of Women Quarterly*, 32 (3): 281–89.
- Ministry of Gender Equality and Family, 2018, “International Marriage Status,” (2021年10月10日取得, [http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx\\_cd=2430](http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2430)).
- Ryazantsev, Sergey and Svetlana Sivoplyasova, 2020, “‘Russian Wives’: At the International Marriage Market,” *Sotsiologicheskie Issledovaniya*, 2 (2): 84–95.
- Ryazantsev, Sergey and Svetlana Sivoplyasova, 2019, “Marriage Emigration of Russian Women: Causes, Trends, Effects,” *The Journal of Social Sciences Research*, 56 (June): 1060–66.
- So 総務省, 2017, 『多文化共生事例集 2017：共に拓く地域の未来』総務省ホームページ, (2021年12月10日取得, [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000699528.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000699528.pdf))。
- Williams, Lucy, 2010, *Global Marriage: Cross-Border Marriage Migration in Global Context*, UK: Palgrave Macmillan.
- Yem, Natalya, 2019, *International Marriages in South Korea: Problems and Perspectives of Multiculturalism*, Almaty: Qazaq University

Press.

Zwysen, Wouter and Neli Demireva, 2020, “Who Benefits from Host Country Skills? Evidence of Heterogeneous Labour Market Returns to Host Country Skills by Migrant Motivation,” ISER Working Paper Series, 2020-06. (2021年12月2日取得, <https://www.iser.essex.ac.uk/research/publications/working-papers/iser/2020-06>).

Kim Viktoriya (キム・ヴィクトリヤ) 1980年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科 G30 人間科学特任講師を経て 2022年4月より立命館大学国際関係学部准教授

主な著書

*The Politics of International Marriage in Japan* (共著), Rutgers University Press; “International Marriage in Japan: Reconstructing Cultural Toolkits in Marriages between Japanese Men and Women from the Former Soviet Union”, *Identities: Global Studies in Culture and Power*, 28 (1), pp. 111-28; “*Tabunka Kyōsei* without Immigration Policy: The Role of Centers for International Exchange and Their Challenges” (共著), *Contemporary Japan*, 32 (2), pp. 174-96.

Yem Natalya (イエム・ナタリア) 1973年生まれ アルファラビ・カザフ国立大学東洋学部極東学科長・准教授、カザフスタン朝鮮族協会委員会

主な著書

*International Marriages in South Korea: Problems and Prospects of Multiculturalism* (ロシア語), Qazaq University Press; *Interethnic Marriages of Ethnic Koreans Abroad* (ロシア語), Qazaq University Press; *Interethnic Marriages of the Koreans of Kazakhstan* (ロシア語), Senym Publishing.

## 第7章 コレクティブハウジング居住における子どもの育ち ——コレクティブハウス秋桜を事例として——

稲見直子

### 1. はじめに

子どもの育ちをいかにして支えるか。近年、社会性や自立心に課題を抱える子どもが増加しているとして、「子どもの育ち」をめぐる政策的関心が高まりを見せている（家庭教育支援の推進に関する検討委員会 2012: 4）。2006年に改定された教育基本法第10条では、子どもの生活習慣や自立心などを身につけさせる「第一義的責任」者として「父母その他の保護者」を位置づけ、「家庭教育」の重要性が明記された。子どもの健全な成育を保障していこうということ自体に異論の余地はない。しかし、このように家庭に期待や要請を行うだけでは、共働き家庭の増加や地域社会の衰退が進展する現在、親へのより一層の負担、過剰な期待がかかることが懸念されるばかりか（本田 2008）、主に親のみが養育する環境下において社会性や自立心を育むという意味での子どもの育ちを考える上で果たして健全と言えるのだろうか。

子どもの育ちを考えるにあたって、社会学では子どもの社会化研究において蓄積がある。社会化とは、「人が自分の所属する社会や集団、これから所属しようと思う社会や集団に共通するスタイルを学習すること」で、「そのスタイルには、規範、価値観、ものの見方や考え方、行動パターンなどさまざまなものがある」（工藤 2007: 196）。特に、子ども期の社会化は「個人の基本的な部分や人格の芽生える時期に関係し」、この「プロセスで獲得された知識や文化的規範、慣習についての知識や理解は、背景として根強く残」（Coffey 2006: 165=2021: 188）るとされている。

家族社会学においても、子どもの社会化は主要なテーマである（和泉 2013: 185）。T. パーソンズに代表されるように、子どもの社会化は「家族のもっとも重要な機能」（Parsons and Bales 1956=2006: 1-2）とされ、日本においてもパーソンズの構造機能主義の理論をベースにした子どもの社会化研究が蓄積されてきた（佐藤 1970）。しかし、ここで前提とされている家族は核家族である。そのため、社会化の担い手が親しか想定されていないばかりか、子どもは親から一方的に社会化される客体としてしかみなされていない。つまり、家族社会学の子どもの社会化論においても、「家庭教育」の考え方が前提とする家族像同様、親を子どもの社会化の担い手の第一義的責任者、子どもを親から教育されるだけの存在と位置付け、子ども自らが社会性や自立心を身に付けていく育ちの側面をとらえる視点が不十分だったと言える。

そこで本稿は、子どもの育ちを考える題材として、「コレクティブハウジング（以下「コレクティブ」と略称）」と呼ばれる住まい方における暮らしを取り上げたい。詳しくは後述するが、コレクティブとは、個別の住戸群と共用空間を併せ持つ集合住宅で、共用空間や生活の一部を居住者間で協同化する暮らし方のことをいう。コレクティブでは、子どもたちは親以外の他者とも日常的に関わりを持ちながら暮らし、親からの強い保護や監督からある程度緩和されるため、親から一方的に社会化されるだけの子どもとは異なった育ちがみられるのではないかと考える。そこで本稿では、コレクティブ居住において、子どもが親以外の他者とも共住する環境下でいかにして育つのかを考える。

尚、コレクティブにおける子どもの育ちに関する先行研究としては櫻井らの研究がある。そこではスウェーデンと日本のコレクティブを調査し、子どもが多様な人々と関わることで対人関係力が育まれることが認められているが（櫻井ほか 2012）、具体的に子どもたちが家族以外の居住者とのように関わりながら暮らしているのか、さらにそのことが子どもの育ちにおいてどのような意味を持つのかまでは考察されていない。

コレクティブにおける子どもの育ちを考えることは、次の2点において意味を持つ。1つは、親から子への強い庇護・

監督を前提にした家族のあり方を問い直すことである。日本では高度経済成長期、家族成員間の強い情緒的な結びつきを特徴とする近代家族が大衆化した（落合 2019）。特に性別役割分業が根強い日本社会では、子どもへの強い愛情の下、母親が子どもを物心両面において世話することが自身のアイデンティティにもつながり子離れを難しくさせている一方、子どももまたそれを当然のこととして受け入れるようになっている。しかしこのことは子どもの脱青年期を引き延ばしている一因ともされている<sup>1)</sup>（宮本ほか 1998）。コレクティブという、家族生活を営む居住の場において他者が共住する住まい方は、そうした親子の過剰なまでのつながりを緩和する家族の可能性を提示し、結果として子どもの育ちを考えることにもつながると考える。

もう1つは、従来の家族単位での居住のあり方を再考することである。戦後日本の住宅政策は「一世帯一住宅」を掲げ、核家族を対象とした持ち家政策を推進し、その結果、多くの中流家庭が「マイホーム」を手に入れた（平山 2020）。かつては家の中に女中や甥姪などの親族が同居したり、「客間」といった住まいにおいて他者と関わる空間が存在していたが（落合 2019）、プライバシーを重視する家族単位のマイホームでは外部に対して排他性を強め、子どもにおいては個室まで完備されるようになり、住まいにおいて子どもは親以外の他者と関わることなく人間関係において家族内で自己完結するようになった（西川 2004）。しかし、子どもも親以外の他者と持続的な関わりが促進されるコレクティブという住まい方においては、家族のプライバシーは守られながらも、子どもが親だけではない多様な人間関係を築くことができる新たな住まい方の可能性を提示できると考える。

## 2. コレクティブとは何か

コレクティブの特徴は、住居形態と居住様式に分けられる。住居形態は、個別の住戸群と複数の共用空間が組み合わさった集合住宅である。個々の住戸にはキッチン、浴室、トイレが完備され一つの独立した住戸となっている。類似した住居としてシェア<sup>2)</sup>があるが、シェアの場合、個室は確保されているものの、キッチン・浴室・トイレは共用となるため（久保田 2009: 35）、シェアよりもコレクティブの方が各住戸のプライバシーが守られる度合いが高い。またコレクティブの住戸はワンルームや1LDK、2LDKなど間取りにバリエーションがあり、家族やカップルでも入居がしやすいため、同年代の単身者を中心とするシェアと比べ、世帯規模や世代において幅を有しやすい。また、共用空間の代表的なものには大型のキッチンやダイニング、リビングを備えたコモンスペースがある。他にもランドリーや菜園など住宅によって共用空間の数や内容は異なる。これらの共用空間は、居住者であれば「個々の住宅の延長」（小谷部 1997: 13）としていつでも自由に使うことができる。なお、一般的にコレクティブの共用空間は各住戸の基準面積を10～15%縮小することで生み出されているため、各住戸は標準の広さよりも少し狭い設計となっている（小谷部 1997: 13）。

居住様式としては、日本のコレクティブの場合、主に自主運営という仕組みが取り入れられている<sup>3)</sup>。自主運営とは、共用空間をはじめとする住宅の運営内容や方法を、居住者組合での「話し合い」を通じて意思決定し、その活動自体も同組合で担っていくというものである。コレクティブでは入居時に大人は居住者組合に入ることが義務付けられている。その際、夫か妻いずれかが加入すればよいという世帯単位での加入ではなく、夫も妻も個人単位で加入することが原則である。居住者組合は複数の係やグループ活動で構成され、居住者は係・グループ活動に複数参加することが求められる。係・グループの仕事は、それぞれが担当する領域において当番の仕組みを考えたり、必要な備品を準備したりするマネジメントが中心で、作業自体は居住者全員に割り振られる。例えば、イベントグループであれば、イベントの日程調整や備品の購入や役割決めなどは当グループが行うが、事前の準備や当日の運営は居住者全員で分担して行う。係・グループによる相談や提案は議題として月に1回開かれる定例会で話し合われ、居住者全員の合意を基に方向性やルールが決められる。ただし、そこで決まった事柄はあくまでも暫定的なもので、居住者の身体状況等に応じて適宜見直しが行われる（稲見 2020）。

### 3. 調査概要

本稿で取り上げる住宅は「コレクティブハウス秋桜（以下「秋桜」と略称）（仮称）」である<sup>4)</sup>。2009年4月にオープンした秋桜は、関東を中心にコレクティブの事業を専門に展開する「NPO コレクティブハウジング社（以下、当NPOの略称に従って「CHC」と略称）」<sup>5)</sup>と個人事業主による共同事業として設立された。東京都郊外に位置する秋桜は最寄りの駅まで徒歩7～8分、そこから都心までは特急で25分と通勤に便利で、駅周辺にはスーパーや銀行、郵便局があり、働きながら子育てをする家族にとっては利便性の良い環境である。

秋桜の建物は、20の住戸群と複数の共用空間からなる。住戸のタイプは、2戸でキッチン・トイレを共有するシェアタイプが4戸（計8戸）、1ルームが6戸、1LDKが4戸、2LDKが2戸であり<sup>6)</sup>、全て賃貸である。共用空間には、大型キッチンとダイニングを備えたコモンスペース（以下「コモン」と略称）（72㎡）にくわえて、和室やウッドデッキや菜園などがある。本研究で秋桜を選んだ理由は、子育て世帯が多数入居する住宅としてCHCから紹介して頂いたからである。

2021年12月1日現在、秋桜には35名の人々が暮らしている。年齢は0歳から70歳代と多世代にわたる。世帯数は全部で21世帯で、そのうち19歳以下の子どもがいる核家族世帯が6世帯、夫婦世帯が1世帯、単身世帯が10世帯（そのうち65歳以上が3世帯）と、世帯構成と規模には幅がある。

本稿の分析で用いるデータは次の2つである。1つは観察データである。観察では、秋桜の活動の様子や日常の様子、居住者同士のやりとりなどをフィールドノートとしてまとめた。調査期間は2016年1月～2017年3月、2018年3月～2021年12月までである<sup>7)</sup>。フィールドノートからの引用は（年/月/日）と表記する。

もう一つは夫婦5組（夫と妻それぞれ個別に実施したため合計10名分）を対象に行った半構造化インタビューのデータである。調査期間は2016年1月～2021年8月までで、2名は4回、6名は2回、2名は1回実施した。また、Af・Amさん夫妻の子どもAcくんにも2021年9月にインタビューを実施した<sup>8)</sup>。

表1は対象者の概要である。5家族の共通点として、(1)年齢は30～50歳代である、(2)19歳以下の子どもがいる、(3)夫婦共働き（非常勤含む）である、の3点である。尚、Ef・Emさん家族は住居が手狭になったため2021年3月に退去した。

2021年12月1日現在、秋桜に暮らす子どもは全部で11名である（Bc1くんは現在学生寮で暮らしているため同居していない）。そのうち、親と一緒に秋桜に入居した子どもは5名（Ac、Bc1、Dc1、他2名）、秋桜入居後に誕生した子どもは6名（Bc2、Bc3、Cc1、Cc2、Cc3、Dc2）である<sup>9)</sup>。

対象者の表記については、○fは父親（father）、○mは母親（mother）、○cは子ども（child）を意味し、各家族の子どもにきょうだいがいる場合はアルファベットの横に年齢が高い順に番号を付した。次節以降の議論でもこの表記を用いる。尚、本文では子どもが女の子の場合は「ちゃん」、男の子の場合は「くん」を付すが、インタビューの引用内において親が男の子であっても「ちゃん」と呼んでいる場合はそのまま「ちゃん」を用いる。

表1 インタビュー対象者のプロフィール（2021年12月1日時点）

対象者	年齢	子ども（年齢）	就労状況	入居時期
Af	50代	Ac (16)	常勤	2009年4月～現在
Am	40代		常勤	
Bf	40代	Bc1 (19)、Bc2 (11)、Bc3 (9)	常勤	2009年5月～現在
Bm	40代		常勤	
Cf	40代	Cc1 (9)、Cc2 (7)、Cc3 (5)	常勤	2010年9月～現在
Cm	30代		常勤	
Df	30代		Dc1 (6)、Dc2 (1)	
Dm	40代	非常勤		
Ef	30代	Ec1 (6)、Ec2 (1)	常勤	2018年4月～2021年3月
Em	30代		常勤	

では各家族が秋桜への入居に至った経緯について確認しておこう。まず今回の調査では、夫婦のうち入居を切り出したのは夫からが3組 (Af, Cf, Df)、妻からが2組 (Bm, Em) となっている<sup>10)</sup>。きっかけはそれぞれが位置するライフ・ステージによって異なるが (例えば、結婚や子どもの誕生や子どもの小学校入学など)、主な理由をコレクティブの暮らし方との関連で言えば、次の2つに分けられる。1つは、社会関係的理由である。例えば、子どもにとって近隣との適度な関わりが必要だと考えた (Af)、居住者同士で助け合う暮らし方に魅力を感じた (Cf, Em)、色々な人と関わって面白そうだった (Df)、自分自身だけでなく夫ないしは妻にも様々な人とつながりを持ってもらい刺激を受けてほしかった (Df, Em) などである。もう1つは経済的理由である。これは、居住空間や生活用品などを居住者間でシェアするメリットが挙げられる (Bm, Em)。尚、各自の理由は1つだけというわけではなく、複数にわたって重複している。

妻もしくは夫による入居の提案に対するパートナーからの反応は各夫婦によって異なる。例えば、秋桜を見学した際に多世代で物事を決めていく様子を見て興味を持ちすぐに同意に至ったケース (Am, Bf) もあれば、自身も職場以外の人とつながることの重要性を認識し特に異論を出すことはなかったといったケース (Ef) もある。Dmさんのように、家族以外の他者と暮らすことに抵抗があり当初は反対していたものの、実際に住宅を見学する中で自然が多い環境や居住者の親切な対応に好感を持ち、最終的に入居を了承したといったケースもあった。さらにCmさんのように、コレクティブのことがあまりよくわからないまま、夫の意向に沿って入居したという人もいる。

こうしてみると、対象者がコレクティブを選んだ理由として、Afさん以外は必ずしも子どもが育つ環境を優先的に考えていたわけではなく、親自身の育児環境やパートナーの人間関係のあり方など様々な要因を考慮して入居してきたことがわかる。

#### 4. 秋桜における子どもたちの日常

秋桜における子どもの育ちを考えるにあたって、まずは子どもたちが他の居住者とのような関わり合いを持ちながら暮らしているのかをみていく。

##### 4.1 子ども同士の関わり

秋桜がオープンした当初、親と一緒に入居した子どもは全部で7名いた。当時の子どもたちの様子について、Bfさんは「毎日が修学旅行みたいな感じ」だったと話す。同様の語りはAfさんからも聞かれた。

普通って夕方バイバイして、家でちょっとクールダウンして、ご飯食べたり、お風呂入ったり、家族でクールダウンして寝る時間を迎えるじゃないですか。こことかって、(中略) コモンミールで会うとまた友だちと一緒に。そこからさらに、さらにテンション上がっちゃうわけですよ。ギャーギャーなんですよ。毎日ギャーギャー、すごいんですよ。楽しくてしょうがない、子どもたちは。あっちこっちで遊んで、大変なんですよ。

コレクティブの代表的な協同活動の一つにコモンミールがある。コモンミールとは、当番制の夕食づくりのことで、当番になった居住者はコモンのキッチンを使って希望者分の夕食を作る。秋桜では週末を中心に週に2～4回ほどコモンミールが実施されており、大人1人400円、子ども1人200円で食べることができる。

今回調査対象とした家族はいずれも共働き家族であるため、安価でかつ、仕事から帰宅後すぐに食べられる手作りの夕食は、家事の負担が軽減できるとてもありがたいものとして受け止められていた。したがって、すべての家族がほぼ毎回食事を注文し、子どもたちと一緒にコモンのダイニングで食事をとる。これは、子どもたちにとっては、保育園や学校から帰宅後も友だちと会える絶好の機会となる。

夕食が終わると子どもたちはたちまち一緒に遊び始める。遊び場所としては屋内の共用空間が好まれる。その理由

として、そもそも各々の住戸自体が物理的に狭いといった事情があるほか、秋桜では一般のマンションのように共用の廊下が屋外ではなく屋内にあり、天候や時間帯を気にせず住宅内を安全に移動することができるからである。子どもたちは建物を縦横無尽に走り回り、共用空間のいたるところで遊びが繰り広げられる。コモンで一緒にゲームをしたり動画を観たりすることもあれば、和室でレゴや電車のおもちゃで遊ぶこともある（Dfさん）。遊び相手は、同じ年同士の時もあるが、年齢に関係なく保育園児から小学生や中学生までと一緒に遊ぶこともある。

コモンミール以外にも、秋桜では休みの日になると、共用空間を活用して様々なイベントが開催される。屋上での花見会、屋外駐車場で流しそうめん大会、コモンでのクリスマス会など、これらのイベントには家族ぐるみで参加することも多く、子どもたちは楽しんで参加している。

もちろん、ミールやイベントがない日でも普段から子ども同士でよく遊んでいる。例えばDc1くんとEc1くんは同じ年だったこともあり、常に一緒に遊んでいた。Emさんは2人の普段の遊ぶ様子について次のように話す。

彼らが好きだったのはハウスの周りを流れてる小っちゃい小川があるんですけど、そこを秘密基地って言って忍者の格好をしてそこを走り回ったりして。あとは駐車場の下で自転車乗ったりして駐車場のとこでブラブラして。あと屋上行って水出して遊んだり。

2人は別々の保育園に通っていたが、秋桜にいる時は「お互い家に行き来しまくりって感じで、（中略）[Ef・Emさんが] 家族で出かけるときでも、Ec1ちゃんが、お出かけよりもDc1と遊びたいって言ったら、Ec1ちゃんだけ残って遊ぶこと」（Dmさん）もしょっちゅうだったという。（[]内は筆者補足。以下同様。）

#### 4.2 子どもと大人との関わり

子どもたちが日常的に関わっている相手は大人たちも含まれる。特に週末の夜は、コモンで子どもと大人と一緒に遊ぶ様子がよくみられた。例えばCmさんは次のように話す。

昨日も結構夜まあ遅くちょっと出かけて帰ってきて、（中略）コモンに明かりがついてたから、[Cc1ちゃんが] ちょっと誰かいるから行こうよって言ってきて、（略）Fさん（女性・40歳代）とかGさん（女性・40歳代）とかAmさんとかとみんなで遊んでくれたりとかして、よく遊んでくれたりするんですよね。

主に週末に開催されるコモンミールでは、平日は仕事で忙しい大人たちも食後そのまま夜遅くまでコモンで談笑するなどして過ごすことが多く、子どもたちもそのことをよく知っている。子どもたちはコモンにカードゲームやボードゲームを持ってきて大人たちをつかまえ、やがて「大人の方がむきになっ」てしまうほど、「子どもも大人も一緒に遊」んでいるとAmさんは話す。こうして、秋桜ではコモンを介して自然と子どもと大人との関わり合いが生まれる。

気心知れた大人については、部屋まで遊びに行くこともある。鳥や猫などのペットを観に行くこともあれば、お菓子をもらいに行ったり、テレビを一緒に観て過ごすこともある（Dfさん）。中には、翌日まで泊めてもらう子どももいる。例えば、Acくんは小学生の頃、Hさん（男性・50歳代）の自宅にたびたび泊めてもらうことがあった。2人の関係についてAfさんは次のように話す。

最初の頃からだから、長く一緒に暮らしているということもあるし、彼にとっては楽なのかな。Hさん、学校の先生だということもあるかもしれないけど、[子どもの] 扱いも上手いし、性格的にもあんまり細かいことごちゃごちゃごちゃ言わないし、楽しい人だし、だから[Acくんも] たぶん好きというか、気が合うんじゃないかな。

Acくん同様、Hさんも秋桜オープン時から入居しており、Acくんとはかれこれ10年以上の付き合いになる。Acくんは、Hさんがコモンミール担当の日には一緒に調理を手伝ったり（Afさん）、学校の宿題がわからない時は教えてもらう（2019/8/24）など、Hさんのことをとても慕っている様子がみてとれた。AmさんもAcくんは「居住年数が長く（中略）[他の居住者を]よく見てるといふか、遊んでくれる人をよく知っている」と話す。このように、秋桜では長年にわたって子どもも大人も居住を通じて日常的に関わりながら生活してきたことで、互いのことを深く知ることができた。こうして築かれてきた信頼関係があったからこそ、子どもも安心して他者の家に遊びに行ったり、泊りに行ったりでき、親もまた安心して子どもを預けることが可能になったと言える。

#### 4.3 子どもと大人のコンフリクト

居住空間や生活の一部を協同化するというコレクティブの暮らし方は、居住を通じて子ども同士のみならず、子どもと大人との関わり合いも促してきた。しかしこのことが、子どもと大人の間でコンフリクトを生み出すこともある。

最もよく聞かれたのは、大人から子どもに対する共用空間の使い方に関するクレームである。それには、コモンミールの時の騒ぎ声や和室でのおもちゃの出しっぱなし、共用廊下を走り回るなどの問題が挙げられる。これらは「こじれるってわけでもないんですけど、ずっとわかり合おうってことでもないっていふか、しかも何が正しいとかでもなく、（中略）終わりはないって感じ」（Bmさん）で、入居当初から定期的に持ち上がってくる問題である。

共用空間の使い方をめぐっては、秋桜では月に1回開かれる定例会でそのルールや方法が話し合われる。秋桜の「話し合い」は、原則多数決をとらず、全員が対等に意見を述べ、全員が納得するまで熟議を重ねた上で意思決定が図られる。つまり、住宅の運営内容や方法を定めるにあたっては、定例会への居住者全員の参加が極めて重要となる。

とはいえ、定例会に参加しているのは、居住者組合に加入している居住者、すなわち大人のみである。子どもについては20歳になる時に本人が居住者組合<sup>11)</sup>に加入するかどうかを決めることになっており<sup>12)</sup>、これは裏を返せば、定例会の場で子どもたちの意見が反映されにくいということでもある。

この問題が顕在化したのが、2階の共用廊下の一角の模様替えの時である。広さ5㎡ほどある同空間は、南側の壁の一面がガラス張りとなった日当たりの良い空間である。この場所は、もともと子どもたちが自由に遊べる「キッズ・スペース」として位置づけられ、子どもたちの間でも大人から干渉されにくい居心地の良い空間として好まれていた。しかしある日の定例会で共用空間全般の模様替えが提案され、共用廊下もまたその対象となった。それまで置かれていた子ども用の滑り台やおもちゃは、子どもたちが成長し遊ぶ頻度が下がっていたこともあり撤去され、代わりに大人でもくつろげる空間として本棚とソファが設置されたのである（Amさん）。

この決定は、子どもと大人とがともに快適に暮らすことを考える「キッズ・グループ」と呼ばれる、秋桜の活動グループのミーティングの場で大人から子どもたちに伝えられた。子どもたちからは何の相談もなく共用廊下を模様替えしたことに強い反発が起きた。その後、子どもたちの不満の声は、次の定例会の場で伝えられた。居住者組合も子どもの意見を聞くことなく意思決定したことに対して反省し、子どもたちに正式に謝罪するとともに、あらためて同空間が居住者全員の共用空間であることを双方で確認し、最終的に同空間の本棚に漫画を置くことで両者が和解した（Amさん）。

このように、秋桜では子どもと大人の関係が単に年齢を基準とした一方向的で序列的なものでは必ずしもなく、ともに暮らす居住者の一人として子どももまた発言権を持ち、時には大人と対等な形で意見を述べることが可能な関係性を築いている。

## 5. 秋桜における子どもの育ち

では、秋桜において、子どもたちが家族以外の他者とも関わりながら暮らすことは、冒頭で示した子どもの育ちという点においてどのような意味を持つのだろうか。

## 5.1 子どもにとっての「遊び」

まず挙げられるのは「遊び」を通じた育ちである。子どもたちは遊びによって知性や感性や身体を発達させるだけでなく、他者との関わり方や関係の築き方・維持の仕方を学習する（藤本 2001）。さらに、子どもは遊びを通じた他者との相互作用の中で、自己や他者の役割を取得し自我を形成していく（Mead 1934=1975）。つまり、子どもにとって遊ぶことは自らの育ちにおいてなくてはならない活動なのである。

しかし、現代社会では子どもが遊ぶこと自体が難しくなっている。厚生労働省が2015年に行った『第6回21世紀出生児縦断調査』によると、5歳児の子どもを持つ親のうち、34.4%が自分の子どもには「近所に友だちがいない」と回答している。さらにそのうち、49.5%が「ひとりでよく遊ぶ」と回答しており、子どもたちの身近に遊び相手があまりいないことがうかがえる。細辻恵子は、現代社会では放課後や休日に子どもたちが集まって遊ぶことが減少したとし、その要因として、空き地の減少や道路の増加に伴う遊び場所の減少という空間的要因、習い事や塾通いで遊ぶ時間が減少してしまったという時間的要因、さらに時間的要因と関連して一緒に遊ぶ友だちが減少してしまったという仲間の要因を挙げている（細辻 2005:77）。特に週末については、家族単位での外出が遊び相手をみつけるのを難しくしていると、「マイホーム・レジャーが子どもどうしのヨコの結合を成立させにくくしている」と指摘する（細辻 2005: 80）。

秋桜でも各家族のライフスタイルは異なり、基本的には家族のプライベートな時間をベースに日常生活が送られている。しかし4.1.でみてきたように、秋桜ではコモンミールやイベントなど子どもたちにとって一定の遊び時間が確保されているだけでなく、コモンをはじめとする共用空間の存在、そして住宅内ですぐに会える遊び仲間が担保されており、子ども同士で遊ぶことそのものが比較的容易にできる環境にある。このことは、Emさんの「[[コレクティブの]良かったことは、何よりも子ども同士で常に遊べる環境にあったこと。それに尽きます。」といった語りからもみてとれる。

もちろん、子ども同士で喧嘩することもある。Acくんが幼い頃は「子どもが多い分、けんかも多かった」と話す。しかし翌日には「けろっとし」ていたと言い、子どもたちなりに人間関係を築いてきた。Amさんも「[子ども同士]まあもちろんケンカもしますし、争いごともありますけど、でもそれはそれでなんとなく自分たちで解決しつつ、大人の介入が必要な時は入ってということで、なんとか上手く回って」きたと述べる。

ここで重要なのは、こうして子どもたちが住宅内や住宅周辺で遊んでいる間、親たちは「あんまり実は詳しく知らなくて、ほったらかし」（Dfさん）にしており、子どもの日常の様子は他の居住者から伝え聞きしていることである。Dmさんも「基本的に家において。彼らには（中略）敷地から出ちゃ駄目だよっていうふうに伝えてて、（中略）ずっと一緒に外に出てついて回るっていうことはなく、時々声聞こえたら大丈夫かなと見るくらいです、ベランダから。」と話す。こうしたことが可能になるのは、秋桜では親が常に子どもたちの様子を見ていなくても、敷地内や住宅周辺であれば他の居住者の誰かが子どもたちを見かけているという安心感があるからである。居住者同士お互いを知っているため、危なければ直接子どもに注意したり叱ったりもしてくれ、何かあれば親に連絡してくれる。こうして子どもたちが遊んでいる間、親たちはコモンミールやミーティングなど自主運営の活動を他の居住者と一緒に従事したり、地域活動や趣味活動に積極的に参加したりしている。

こうした親子の物理的距離は、子どもから親への適度な心理的距離感にもつながっている。この点について、Amさんは次のように話す。

ママがいないとダメってことにはならなくて、わりとあっさり、出張も、いってらっしゃい、お土産買ってきてね、みたいな感じで。それはたぶん、ここに住んでいるから、あんまり寂しくないというか、寂しさもまぎれるというか。そういうのがあるのかもしれない。

Acくんはもともと「そんなにママ、ママ言わない」子どもではあったが、AmさんやAfさんが不在の時でも寂し

がることはないという。事実、東日本大震災でAcさんAmさんともに帰宅困難となった時も、当時Acくんは5歳だったが、「いつも知っている大人とまあ子どもがいたりとかして、(中略) 多少の不安はあったと思うんですけど、そんなにその寂しくてとか、普通に楽しくみんなでご飯食べて過ごしたみたいなんで。翌日帰ったら、あー、おかえりーみたいな感じ」(Amさん) だったという。

## 5.2 血縁を超えた互酬的ケア関係の創出

秋桜での子ども同士の関係は、単なる遊び仲間というだけにとどまらない。「[Acくんは] 一人っ子だけできょうだいみたいに育った」とAfさんが言うように、秋桜での子ども同士の関係性について親が語る時、しばしば「きょうだい」といった比喩が用いられていた。特にこの表現が使われる場面が、年長の子どもが年少の子どもを世話する時である。例えばCmさんは、Cc1ちゃんが2歳の頃、同じ秋桜に暮らす6歳上の女の子Iちゃんが「お姉ちゃん的な感じ」でCc1ちゃんの世話をよくしてくれたという。

[2人の間には] もともといい関わりがその中であって、お風呂に入ったりとか、お互いの家でなんかみんなでお風呂入るとかも結構やって、もともとそういう関係性は子どもの中であって。で、Cc1ちゃんもやっぱ、そのお姉ちゃんにはついてくとか、お風呂はすごい嫌だけど、その子が入ろうっていったら入るみたいな感じになって。

当時Cc1ちゃんは自我が芽生えてくるイヤイヤ期のため、Cmさんだけでは手に負えない時がたびたびあった。そんな時、Iちゃんは自らの役割を理解し、率先してCc1ちゃんの世話を引き受けてくれた。Iちゃんは「Cc1ちゃんは自分のことを好きで、自分のことだったら聞いてくれるっていうのはたぶんわかっていて」お風呂に誘ってくれたとCmさんは語る。このように、日常的な子ども同士の関わり合いは、子どもたちの間で相手の気持ちやニーズを汲み取り、それらに応答していく関係性を自然と創り上げていることがうかがえる。

こうした年長の子から年少の子への配慮はEc1くんとAcくんの間でも見られた。Emさんは次のように話す。

実はハウスに来て[Ec1くんの]一番最初の友達ってAcくんだったんですよ。Acくんて凄く優しいからEc1ちゃんがまだまだシャイで誰とも話せないときにAcくんが一番積極的にEc1ちゃんに話しかけてくれたんですよ、子どもの中では。一緒にちょっと遊んだり、うちで一緒にお風呂入ったりそういう経験もしてます。最初の何ヵ月かは凄くAcくんのおかげでした。

当時3歳だったEc1くんは入居当初、コレクティブの生活になかなか馴染むことができなかった。AcくんはEc1くんより10歳ほど年齢が上だが、AcくんはEc1くんの気持ちを察し、Ec1くんが秋桜の生活に慣れるよう気にかけてくれた。

ここで興味深いのは、Acくん自身もそうした経験を経てきたことである。3歳の時に入居したAcくんは、幼い頃から秋桜の大人に「かわいがって」(Afさん) もらいながら育ってきた。その過程でAcくんは、「子どもをこうやって育てたらいいんだとか、子どもがけがしないようにこうすればいいんだ」など「子どもをどうやって扱えばいいんだっていうのは、よく分か」ったという。世話を受けながらも「工夫してる親を見て」「自分にも役立つ」「後々学べる」ことも多々あったと話す。

細辻は、社会化のメカニズムの議論の中で、ある人が役割を遂行する際、周囲からの役割期待を知覚し(役割知覚)、その役割をまずは自認してから(役割自認)、役割行動が起きると説明する。その際、役割知覚から役割自認の過程において「モデリング(社会的学習)」と呼ばれる、「他者の行動を観察することによって自らの行動を形成する」過程が重要だとする。さらにモデリングは、「模倣と違って、修正された、あるいはまったく新しいパターンが創出

される余地」(細辻 2005: 165)が残されており、状況に応じて自ら柔軟な対応を生み出す可能性を含んでいると指摘する。Ac くんにおいても、幼い頃から秋桜の大人たちにケアされる経験を通じ、自身が受けてきたケアを今度は年下の子に互酬的に行うだけでなく、他者のケアの観察を通じて状況に応じて Ac くん自らが適切なケアのあり方を考え対応してきたことがうかがえる。

### 5.3 親ではない大人の存在

秋桜における居住を通じた人間関係には、親子という垂直的な関係でもなく、友人という水平的な関係でもない、もう一つの関係が構築されている。それは居住者たちの間で「ななめの関係」と呼ばれるもので、親ではない大人と子どもとの関係を意味する。

4.2. でみてきたように、秋桜では共に暮らす大人とも遊ぶ機会が豊富にある。子どもたちはそうした大人から、友だちや親からだけでは得られない知識や技能を習得できる。例えば Cm さんは Cc1 ちゃんが大人の居住者と遊ぶ様子について以下のように述べる。

大人が得意なこととかいろいろあって、まあ細かいビーズがすごい上手な人がいて、その人に教えてもらって作ったり、折り紙教えてもらったとか [Cc1 ちゃんが] 言ったりとか、(中略) [コモン] ミールのデザートを作った時にも、ちょっと遊びながら一緒にやろうよみたいに [Cc1 ちゃんを] 誘ってくれて。(中略) で、なんとかさんはこんなこともできるみたいなことを結構言うんですね。(中略) だから、結構まあ見て吸収じゃないけど、それぞれ色んなことをやってるなあっていうのがたぶんほんやりわかっているみたいで、ずばりいまなんか、具体的にああなりたいとか、そういうのはないけど、でもたぶん、親だけを見てるとわかんないっていうか、知らないこととかも見てるんじゃないかなあって思っているんですけど。

秋桜の居住者には自分の趣味や特技を持つ人も多く、暮らしの中でそれらが発揮される場面がしばしばある。例えば、料理好きな人はコモンミールでエスニック料理を作ったり、植栽に詳しい人は、庭の手入れをする際に草刈りや草木の手入れの仕方について手ほどきをするなどである。子どもたちもこうした場に遊び感覚で参加することが多々あり、その経験を通じて多様な価値や技能を身につけ、視野を広げたり、選択肢や可能性を広げたりすることができるのではないだろうか。

親以外の大人の存在は、子どもにとって自身を肯定的に受け止めてくれる貴重な存在である。亀山佳明は、こうした存在を「社会的オジ」(亀山 2001: 63)と呼び、子どもたちの社会化の準拠者としてその重要性を指摘する。社会的オジとは、地縁や血縁に関係なく、親子間で生じる対立や衝突を調整したり、回避させたりする役割を担う存在のことを言い(亀山 2001: 63)、社会的オジとの相互作用を通じて子どもは積極的にその人の価値観や行動様式を学習していくという(亀山 2001: 56)。4.2 でもみてきた Ac ちゃんと H さんにおいても、Ac くんは H さんのことを「親戚のおじちゃん」として慕い、親と喧嘩した時には話を聞いてもらうこともあった(Ac くん)。特に進路の相談については、親よりも H さんの方が話が合うと言い、H さんは Ac くんのおよき理解者となっている。

また、こうした子どもと社会的オジの関係では「子どもの側においてコミュニケーションの『二重学習』の習得を可能とする」(亀山 2001: 62)。Am さんも、Ac くんが H さんと話をする時について「あんなに親には反抗するくせに、(中略) [H さんの言うことには] 素直に聞くと話しており、Ac くん自らが関係に応じた相互作用のパターンを身につけていることがわかる。

近年、学校でもなく家族でもない「子どもの居場所」の重要性が指摘されている。ここでの「居場所」とは、一定の物理的空間というよりは、安心や安らぎ、あるいは「他者の受容とか承認」という意味合いで用いられている(住田 2014: 3)。多世代からなる秋桜では、子どもたちの周囲に「ちょっと若いお兄ちゃんみたいな感覚でいられる大人の人」が何人もおり、同年代だけで構成される「学校とかとは全然違う人たちとのつながり」(Af さん)が生まれや

すい。学校空間という同年代の閉じた人間関係ではなく、また心理的に距離が近すぎる親でもない、気軽に話や相談ができる第三者が身近にいることは、子どもにとって心強い味方になると考えられる。

#### 5.4 コレクティブというコミュニティの一員として暮らすこと

では最後に、子どもにとって、コレクティブというコミュニティの一員として暮らすことはどのような意味をもつのだろうか。

秋桜の子どもたちは自らの意思で秋桜に入居してきたわけではないが、居住空間や生活の一部を他の居住者と協同化している以上、居住者の一人として自主運営に関わらざるを得ないときがある。例えば、4.3 でみたように、共用空間の使い方について、居住者として大人に対しても自身の意見を述べ、調整するといったことである。

共用廊下の模様替えの一件後、キッズ・グループの中に「子ども会議」と呼ばれる、小学生以上の子ども同士で意見交換を行う場が設けられた。これはBmさんによって提案されたもので、その経緯について次のように話す。

当時子どもたちもいろいろ言いたい年ごろだったんで、なんかいろいろ言うんですけど。で、なんか不満みたいなのがちょっとあったりして。なんかその例えば定例会でこう決まったからこうなんだ、とか、ここではこういう暮らしになるってことになってるんからこうなんだ、っていう言い方をしても本人たちは参加していないので、結局大人に決められたことに従うみたいな思考回路になってて、ちょっと反発したんです。そんなの誰が決めたの、みたいな、たとえば廊下で遊ぶとか。そういうの見てて、せっかく暮らしてるのに、なんか決められたことに従うみたいなのは、ちょっともったいない、ていうか。

子ども会議では、定例会で議論された子どもにまつわるルールや問題を子どもたちに伝え、それらについて子どもたち自身にも考えてもらい意見交換をする機会が設けられている。その時の様子についてAmさんは次のように話す。

なんかね、おもしろいですよ、まだ全然ちっちゃい頃やったときは、文字もたいして書けないときとかに、(中略)急にノート取りに行行って戻ってきて、議事録とってる風にこう書いてるんですけど、なんて書いたんだろう、みたいなことがあるぐらい(笑)。なんとなく、定例会毎月やってるのを子どももなんとなく見てるから、参加はしてなくても感じてはいるわけじゃないですか、そんなのあるから、こうちゃんと話をしたり、意見を言ったり、記録したり、っていうのやるんですよ。

秋桜では小学生以上の子どもの減少により、子ども会議は2年間ほど中断していたが、久しぶりに開かれた子ども会議では、4名の子どもたちが参加し、大人がサポート役となって、「ハウスでやりたいこと」や「ハウスでの不満・言いたいこと」などを中心に話し合われた。この時は、Amさんが言うような、活発な議論が行われたわけではないが、Bc2くんから「レゴ以外のおもちゃが欲しい」と提案が出されると、それについて子どもたちが意見を出し合い、そこでの意見がまた定例会へと報告されるといったことが行われた(2020/1/19)。他にも、子ども会議では、子どもたちで地域のフリーマーケットへの出店企画をしたり、子どもたちが中心となってコモンミールを作る「キッズミール」の開催を企画するなどもしている。こうして、子どもたちもコレクティブというコミュニティの一員として参加することで、自然と他者と協調や交渉を図りながら、暮らしを共に創りあげていく術を身につけることができるのではないだろうか<sup>13)</sup>。

## 6. おわりに

以上、本稿では、秋桜を事例に、子どもが親以外の他者とも共住するコレクティブという住まい方において、他者

とどのように関わり自らの育ちにとってどのような意味を持つのか考察してきた。この点について、本研究から以下の3点において示唆が得られた。

1点目は、子どもの自律的な育ちである。これまでみてきたように、秋桜の子どもたちは、子ども同士や大人たちとも積極的に人間関係を築き、時には状況に応じて年少の子をケアしたり、大人たちと共用空間の使い方を交渉したりするなど、親の関与や干渉が少ない中で、自らの意思や判断を基に他者とも協調しながら行動する自律的な育ちをみせてきた。これは、秋桜では安全な居住空間や信頼できる他者が存在しているためで、子どもは親以外の人たちとの関わりが増える分、親との関わりが相対的に小さくなり、その結果、子どもたちは親の直接的な保護や監督が少ない中でも育つことが可能になったと考えられる。

2点目は、親からの自立した育ちである。子どもたちは幼い頃から一個人として様々な他者と関わり、一種の社会経験が積まれてきたと言える。加えて、一般的にコレクティブの住戸は設計上狭いため、子ども1人1人が個室を持つことに限界がある。こうした居住環境は、子どもが親からの独り立ちを促すことにもつながるのではないだろうか。事実、Acくんからは高校卒業後は秋桜以外のコレクティブに住んでみたいという意思が聞かれたほか、Bc1くんには、中学3年生の時に自らの意思で親元を離れて寮で暮らし始め、高校卒業後も学生寮で暮らすなど、思春期の子どもたちの間では早期に親からの自立意識がみとれる。宮本らは、離家経験や親との別居は、子どもの精神的・経済的自立を促進する上で重要な要素だと指摘する（宮本ほか1998：64）。

尚、ここであらためて強調しておきたいのは、従来の社会化研究では、子どもは親から一方的に社会化される対象としてみなされがちであったが、本稿はコレクティブを題材とすることで、子どもの育ちにおける自律や自立といった側面を実証的に掘り下げてとらえることができたと考える。

最後は、コレクティブという住まい方の意義である。コレクティブの一つである秋桜では、共用空間や生活の一部を居住者間で協同化することで、子どもも自然と親以外の他者と関わる機会がもたれてきた。多様な他者と関わることで、子どもは様々な背景を持つ他者を理解する経験が積まれるほか、他者との持続的な人間関係の築き方を親から教えられるのではなく、自らの力で身に付けていくことが可能となる。こうしたことは、プライバシーを重視した従来の家族単位の住まいにはない、新たな暮らし方の可能性を示している。

子どもの育ちを支える上で、冒頭で示した「家庭教育」を重視する潮流は、現代において親たちの間でも広く受け入れられつつあり、特に育児の主な担い手である母親は、子どもに様々な教育や社会経験の機会を提供するため、自らの時間や労力を可能な限り割いて子どものために尽力している。しかしその一方で、母親の多くが教育の内容や方法において葛藤や負担を抱えているだけでなく、子どももまた母親からの過度な期待や次々と用意される諸経験がストレスになり、結果、バーンアウトしてしまう危険性が指摘されている（本田2008）。つまり、「家庭教育」を重視する方向性は、それが本来目指している「子どもの育ち」にとって決して有効な方策とは言えないのである。

こうした現状に対し、本稿でみてきたコレクティブは、居住という日常的な営みの中で、親があらゆる面で責任を負わなくとも、子どもたちは親以外の他者とも日々関わりながら、社会性や自立心を自然と身に付けていく環境が備わっていたと言える。これはまさに子どもの育ちを支える「場」を提供する1つの方途になりうるものだと考える。

ただし、日本においてコレクティブは数としてまだまだ少ないのが現状である<sup>14)</sup>。その理由として、特に都市部では土地代や建築費の高さが挙げられる。土地や建物に関する公的支援などコレクティブが普及しやすいインフラ整備を進め、コレクティブを希望する人が誰でも暮らすことができる環境整備が望まれる。

## 謝辞

調査実施にあたっては、秋桜の居住者の皆様及び CHC のスタッフをはじめ、ご協力頂いたすべての方々にご場を借りて心より御礼申し上げます。

## 付記

本稿は、JSPS 科研費（課題番号：16J40007、19K23263）による研究成果である。

## [注]

- 1) 脱青年期を遅らせる他の要因として、日本社会では高額な住居費や教育費のため経済的に親に依存せざるを得ないという社会経済的要因もある（宮本ほか 1998）。
- 2) シェアには、マンションなどの一区画（フラット）をシェアする「フラットシェア」と、一軒家をシェアする「ハウスシェア」がある（久保田 2009: 35）。
- 3) コレクティブの歴史が古いスウェーデンでは、主に 1930 年代半ばから 1950 年代半ばにかけて、使用人が共用空間を使って居住者の食事作りや洗濯を集約的に行うコレクティブが展開された（Vestbro 1997）。
- 4) 「秋桜」という名称は倫理的な面を配慮し仮称である。調査実施にあたっては、調査開始時に筆者が所属していた大阪大学大学院人間科学研究科の調査倫理委員会から承認を得た後、秋桜の居住者組合及びインタビュー対象者から調査同意を得た。
- 5) CHC は 2000 年 10 月、スウェーデンを起源とする自主運営型コレクティブの普及活動・事業化・運営支援を目的に設立された（<https://chc.or.jp/outline.html>、アクセス日 2019 年 8 月 20 日）。
- 6) 子育て世帯が主に暮らすのは 1LDK（41.25㎡または 48.91㎡）と 2LDK（48.7㎡）の住戸である。
- 7) 2020 年 4 月～2021 年 12 月の観察については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインでの定例会に毎月参加した。
- 8) 2020 年 4 月～2021 年 9 月のインタビュー調査については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインで実施した。
- 9) Ef・Em さん家族については、Ec1 くんは親と一緒に入居、Ec2 ちゃんは秋桜入居後に誕生した。
- 10) 対象者がコレクティブのことを知ったのは、知人や雑誌記事、CHC の別のプロジェクトを通じてである。
- 11) 秋桜の 2021 年度の居住者組合は、役員（代表、副代表、会計監査、書記）、運営委員（会計係、会員係、CHC 対応&広報係、見学対応係、地域・大家対応係、建物係、みどり対応係）、活動グループ（ミール、備品管理、ランドリー、当番管理・掃除、ワークショップ、キッズ、ペット）、おたのしみグループ（防災、セーフティネット、イベント・思い出づくり、キャンプ、やってみなはれ、スーパー、保存食を楽しむ）からなる。居住者は 1 つの役員または係、および 2 つの活動グループへの参加が求められる。尚、組合費として、入居時に出資金（大人 1 人につき 25 万円）を拠出するほか（退去時返却）、家賃とは別に毎月組合費（金額は年度によって異なるが、2021 年度は、大人単身世帯の場合 1 人あたり 9,900 円、大人 2 人の世帯の場合、2 人で 14,600 円、子どもは 1 人につき 500 円）の支払いがある。組合費は係やグループの活動費や共用空間の備品購入費・光熱費などにあてられる。
- 12) 2021 年 12 月 1 日時点で、居住者組合に加入した子どもはいない。
- 13) 同様の活動として自治会を中心とした子ども会が挙げられるが、秋桜がある地区には自治会がない。
- 14) CHC がこれまで携わってきたコレクティブの事業は全部で 6 事業である（<https://chc.or.jp/chcproject/index.html>、アクセス日 2021 年 12 月 30 日）。

## [参考文献]

- Coffey, Amanda, 2006, "Socialisation," John Scott eds., *Sociology: The Key Concepts*, New York: Routledge, 164-167. (= 青木千帆子 訳, 2021, 「社会化」白石真生・栃澤健史・内海博文監訳『キーコンセプト社会学』ミネルヴァ書房, 188-191.)
- 藤本浩之輔, 2001, 『子どもの育ちを考える——遊び・自然・文化』久山社。
- 平山洋介, 2020, 『マイホームの彼方に——住宅政策の戦後史をどう読むか』筑摩書房。
- 本田由紀, 2008, 『「家庭教育」の隘路——子育てに強迫される母親たち』勁草書房。
- 細辻恵子, 2005, 『揺らぐ社会の女性と子ども——文化社会学的考察』世界思想社。

- 稲見直子, 2020, 「コレクティブハウジング居住を通じた親の社会化とその要件——コレクティブハウス秋桜を事例として」『年報人間科学』41: 1-17.
- 和泉広恵, 2013, 「子どもの社会化」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社.
- 亀山佳明, 2001, 『子どもと悪の人間学——子どもの再発見のために』以文社.
- 家庭教育支援の推進に関する検討委員会, 2012, 『つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～』.
- 厚生労働省, 2015, 『第6回21世紀出生児縦断調査結果の概況』.
- 小谷部育子, 1997, 『コレクティブハウジングの勧め』丸善株式会社.
- 久保田裕之, 2009, 『他人と暮らす若者たち』集英社新書.
- 工藤保則, 「子どもと遊び——子どもはなぜ集団で遊ぶのか」小川伸彦・山泰幸編『現代文化の社会学入門——テーマと出会う, 問いを深める』ミネルヴァ書房.
- Mead, George H., 1934, *Mind, Self, and Society*, The University of Chicago Press. (= 稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳, 1975, 『精神・自我・社会(現代社会学大系第10巻)』青木書店.)
- 宮本みち子・岩上真珠・山田昌弘, 1998, 『未婚化社会の親子関係——お金と愛情にみる家族のゆくえ』有斐閣選書.
- 西川祐子, 2004, 『住まいと家族をめぐる物語——男の家、女の家、性別のない部屋』集英社新書.
- 落合恵美子, 2019, 『21世紀家族へ〔第4版〕——家族の戦後体制の見かた・超えかた』ゆうひかく選書.
- Parsons, Talcott and Robert F. Bales, 1956, *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge and Kegan Paul (= 橋爪貞雄・溝口謙三・高木正太郎・武藤孝典・山村賢明訳, 2006, 『家族——核家族と子どもの社会化』黎明書房.)
- 櫻井典子・小谷部育子・大橋寿美子・岡崎愛子, 2012, 「コレクティブハウジングの子育ち・子育て環境としての価値の研究(その1): スウェーデンと日本のコレクティブハウス事例にみる子育ち・子育て環境」『日本女子大学大学院紀要家政学研究科・人間生活学研究科』16: 145-156.
- 佐藤カツコ, 1970, 「家族における子どもの社会化に関する一考察——バールズの相互作用分析による親子関係の分析」『教育社会学研究』25: 146-160.
- 住田正樹, 2014, 『子ども社会学の現在——いじめ・問題行動・育児不安の構造』九州大学出版会.
- Vestbro, Dick U., 1997, "Collective Housing in Scandinavia: How feminism Revised a Modernist Experiment," *Journal of Architectural and Planning Research*, 14(4): 329-343.

いなみ なおこ 1974年生まれ 神戸松蔭女子学院大学人間科学部都市生活学科専任講師

主な論文

「コレクティブハウジング居住を通じた親の社会化とその要件——コレクティブハウス秋桜を事例として」『年報人間科学』41号. 「高齢者によるコレクティブハウジングの可能性—ひょうご復興コレクティブハウジングの事例から—」『ソシオロジ』53号.

## 第8章 教育期の子育てとジェンダー

藤田 嘉代子

### 1. はじめに

子どもの成長に伴って親の役割は変化する。特に子どもが就学年齢になる前後、何らかの習い事やスポーツ活動、塾等の学校外教育サービスを用いて、親が子どもの能力の伸長を図ろうとすることは、広範な社会階層で見られる現代の子育ての一部となっている。

教育に強い関心を持ち子どもに勉強を直接教えたり促したり、それだけにとどまらず学校外の教育機関に子どもを通わせて成績を上げようとする母親はかつて「教育ママ」と揶揄された<sup>1)</sup>。一方、現代においては子どもの育ちやしつけ、学校の成績や進学先などに関心を持つことは母親だけにとどまらず、父親たちにも広く見られる現象である<sup>2)</sup>。広田の言うように現代の親たちは「家庭でできるしつけや教育に飽き足らず、子どものジェネラル・マネージャーとして外部の教育機関を手配してやり、親にはできない部分を専門家に教えさせたりするようになって」いるのである（広田 1999）。

教育期の子育てに関しては、これまで家族社会学と教育社会学のはざまとなり研究の蓄積はそれほどない。そこで本論は、親たちはこの時期にある子どもたちをどのようにサポートしているかジェンダーの観点から記述し考察したい。男性・父親が教育期の子どもたちにどのように関わっているのか、また主たる世話の担い手となっている妻をどのようにサポートしているかを明らかにし、彼らが子どもの教育についてなぜあまり参画しないのかその背景を明らかにしたい。本稿では特に教育期の子どもを育てる親たちの学校外活動へのサポートを取り上げ、子育てを真にジェンダー平等化していくための議論の土台を提供する。

### 2. 教育期の忙しい子どもと親

教育は学校による公教育だけでなく、私教育ないし家庭教育、さらには地域で行われる教育など広く捉えられる。家庭教育は、字義の通り家庭で行われるしつけや教育に加え、学校外の施設を用いた教育が含まれる。本研究においては、後者の、就学期以降の子どもが学校外で文化・スポーツ活動や塾に参加する現象を取り上げたい。学校外で行われる教育活動は端的には学習塾などの教育サービスや習い事であり、子どもが就園・就学期になると、何がしかの習い事に通うことは現代において一般的となっている。学校外で何らかの学習活動（学習塾、家庭教師、通信添削、習い事）を行っている子どもは、小学生・中学生全体を通じて概ね8割前後であり、そのうち複数の活動を行っている子どもは、小中全体を通じて、4割（中学2・3年生は3割）程度となっている（文部科学省 2008）。またベネッセの調査によれば、スポーツ活動を行っている小学生・中学生が6割、芸術活動を行っている小学生・中学生が3割、教室活動を行っている小学生・中学生が5割から6割であった（ベネッセ 2017）。民間の調査によれば、習い事を就学前の低い年齢で始めることもかなり一般的になっており、成長するにつれて複数の習い事をする子どもが多いことが指摘されている<sup>3)</sup>。

また中学受験についても近年増加している。文部科学省の調査によれば、私立中学に通う生徒が全国に24万人おり、全体に占める私立中学に通う生徒は東京都が25%、高知県18%、他京都府、奈良県、神奈川県、大阪府などが10%程度となっている<sup>4)</sup>。中学受験をすかどうかは地域差が大きいいため全国的な現象とは言えないが、中学受験をする子どもは一般に専用の塾に通うことが多い。中学受験の塾は、通塾回数が多くて指導時間が長く、頻繁なテスト、習熟度別のクラスが設けられているなど、小学生には身体的にも精神的にも負担感がある場合が多い。このような

中学受験専門の塾に通う子どもが相当数いることを意味している。

このように、小中学校にかけて子どもたちがスポーツや芸術系の習い事、学習塾に通うことは全国的に広く見られ子育ての当たり前の風景となっている。また中でも複数の教育サービスを利用したり中学受験向けの年齢に対して過剰な学校外教育を受けたりするということもよく見られる現象となっている。

一方、親の側は多様な選択肢からどのような習い事をいつから子どもにさせるべきかという選択に迫られる。また親はそれらに対する経済的な負担と、子どもが円滑にそれらのサービスを受けるための送迎をはじめとするさまざまなサポートを同時に求められる。習い事に関して、特にスポーツ活動について、応援や手伝いの負担が重いとす親の回答が増えているという調査結果もある<sup>5)</sup>。

本研究においては小学校中学年から中学生までの子どもの学校外教育を考察の対象としたい。従来習い事や通塾は中学校での学習や活動の準備的な段階として位置づけられていたが、現在では小学校の中学年から子どもが学習や芸術、スポーツに本格的に取り組むことが多くなり学校外教育の低年齢化が見られる。この時期が現代の子どもにとって学校外活動が最も活発になる時期とも言えるからである。

### 3. 学校外活動、教育戦略とジェンダー

教育社会学において、家庭のしつけや広義の家庭教育、社会的背景が子どもの学業成績や地位達成に影響を及ぼすことは定説とされている。子どもが家庭で得る学習習慣や文化的活動が文化資本となり学力や身体的な能力、学習の構えなどにつながって地位達成や格差を生み出すからこそ、その獲得メカニズムについては大きな関心が払われてきた。

ここで近年の家庭教育や学校外教育とジェンダーに関する先行研究を概観したい。片岡（2009）では、父母カップルデータを用いて中学受験するかどうかの決定について規定要因を探ったところ、母親の学歴、母親が専業主婦である場合に有効な効果が見られ、中学受験は高学歴主婦の母親アイデンティティをかけた教育戦略となっていると述べている。小中学生の通塾率と母親の就労形態を検討した平尾（2004）では大学進学者割合が高い地域においては小学生・中学生ともに通塾率と母親の専業主婦率はプラスの相関、母親のフルタイム率とは負の相関がある点が見出されており、職業を持つ母親たちにとって塾は家庭教育の代替機関として機能していない傾向が指摘されている。平尾はフルタイムの母親たちが家庭教育の代替として塾など学校外の教育機関を使うことに積極的でない要因として、こうしたサービスを十二分に享受するために親（母親）に課される裏方の仕事について言及している。近年のこの分野の政策と研究の一連の動向をまとめた本田（2008）は質的データと量的データから「家庭教育」の「格差」と「葛藤」を明らかにしようとしている。母親への調査から母親の学歴が家庭教育に大きな影響を与え、また子育ての姿勢が子どもの学業成績に大きな影響を与えることなどが明らかにされている。

このように子どもに与える付加的な教育環境の具体的な水路付けを行っているのは母親であり、70年代の「教育ママ」と変わらないものがある。しかしながらこれらの研究の大まかな傾向として、子どもの学校外教育に関して差異を作り出す要因として女性の就労形態や学歴、子育ての方針などが大きく影響するという点が明らかにされているものの、分析の焦点が子どもの教育上の地位達成に偏りがちである点である。

子育てを含む家庭役割に関するジェンダー平等は、女性差別撤廃条約の批准以降、育児・介護休業法や男女共同参画基本法など国内法が整備されており社会的な課題として広く共有されている。天童・多賀は家族社会学において、夫と妻がどのように家事や子育てを分担しているかについて多数の研究の蓄積があるが、子どもの教育に関して、父母がどのように分担しているかについての研究はほとんど見られないと述べている（天童・多賀 2016）。子どもを育てるということに公的私的な教育を与えることを含むなら、これを含めた＜子育て＞もジェンダー平等なものにしていく必要がある。まずはこの目標にむけて現状を分析することから始めなければならない。

#### 4. 教育する家族と父親——現代の子育てを再考する

このような教育期を含めた子育てについて考察するという事は、現代の子育てを捉えようとする家族社会学においても意味がある。

家族社会学においては、戦後の親子関係として子育て、なかでもしつけは中心的なトピックとして扱われてきた。親子関係研究についてレビューした木下は未成年の親子関係では「おおざっぱに「子育て」が主要な研究対象となる。「しつけ」「社会化」「養育」「育児」などのタームを持つ一群の研究である」と述べている（木下 1996）。しかし、近年しつけに関する研究があまり見られない。また、一方、現代的なしつけ研究はしつけ手が母親である場合に限られている（柴野 1989、品田 2004、本田 2008）。また、神原は、「家族の「教育」機能に焦点を当てた調査・研究は乏しく、近年では家族における社会化や親子関係に関する研究にも、さほど関心が向けられていない感がある」と述べ、家族研究における教育の視点の不在を指摘している（神原 2001）。このようにしつけや教育が家族社会学において扱われにくいのは、あまりにも母親がそれらを行うことが自明視されるような状況があり、研究者もそれを追認してきたからではないだろうか。私たちは子育ても家庭で行われる教育も主たる担い手を母として想定してきたことを改めて捉えなおす必要がある。

この点の理解について、船橋が述べている子育ての定義を用いればわかりやすいかもしれない。船橋は、親の子どもに対する役割は扶養・社会化・世話からなると定義している（船橋 1999）。父親や母親、子育てのエージェントが子育てのどの部分に関わっているか捉える際にはこれを用いると把握しやすい。従来母親は世話、父親は子育ての中で扶養役割を果たしてきたという子育ての性別役割分担に対する批判的観点から、近年の父親の育児に関する研究では、父親がどのように世話や遊びなど具体的局面で子どもに関わっているかに焦点が当てられている（木脇・斧出・大和（編）2008）。これは当然であり評価できるが、子育てのなかにある、社会化（しつけ）でもあり世話でもある、従来それらに埋没して不可視化されていた教育にも注目する必要がある。父親の子育てもまた、乳幼児期に典型的に見られる「世話」だけでなく、より広いものとして捉えなおす必要があるのではないか。

また学齢期以降の子どもの父親を対象とした研究は、「親としての成長」など抽象化された観点が採用されることが多く、具体的な子どもとの関りを研究していないことが多い。多賀（2012）は中学受験をする子どもの父親を対象に、彼らの中学受験に対するサポート行為や意識の傾向を明らかにしている。子どもが学齢期に達した時、現代の父親は彼らのニーズにどのように答えているのかに注目した研究がもっとなされるべきである。

#### 5. 調査の概要

本研究は、2005年～2006年（調査①）、2007年～2008年（調査②）に行った「現代夫婦における家事と子育ての分担に関する調査」のいずれかに参加したカップルの母親12名と父親1名に対し、筆者が再度調査を実施し、親たちがどのように子育てや仕事と家庭生活のマネジメントを行っているかその変化を記録したインタビューデータを考察の対象とする<sup>6)</sup>。調査協力者の概要は表1の通りである。今回の調査は2015年～2018年にかけて実施している。調査に協力した方たちは大阪の中心部に近いA市と郊外都市であるB市在住で、縁故法で得られた対象者である。初回調査時で20歳代が1人、30代と40代前半に集中していた対象者が、今回調査では30歳代が1人、40～50歳代が12名となっている。学歴は高卒が2名、短大卒が6名、専門卒が1名、大卒が4名であった。子どもの数は1人が2ケース、2人が8ケース、3人が4ケースであり、この間に2人目や3人目を出産し子どもを増やしている人もいた。今回調査で妻の職業は専業主婦が2人、有職が11人（フルタイム6人、パートアルバイト3名、自営および自営手伝い2人）であった。

調査協力者たちは初回調査時において、保育園児や幼稚園児、また小学校の低学年の子どもを育てている状況であった。今回の調査においては、調査協力者たちは小学校中学年から中学生の子どもを育てる親となっている。調査協

力者とその夫の職業にもかなりの変化が見られ母親たちには転職した人、仕事をやめた人もいた。初回調査時と就業環境に大きな差がないのは、夫が会社員や公務員、もしくは夫婦ともに公務員の家庭であった。調査協力者たちは性別分業ライフスタイルの夫婦と共働きの夫婦どちらをも含み、およそ比較的安定した経済環境と夫婦関係を維持している、郊外在住のカップルである。

本研究において時間のずれを伴ったインタビュー調査を行ったのは、子どもの成長に伴う、夫婦の家事分担や子育てに関する変化を捉えるためである。日本の社会学周辺の領域でこのような縦断的なインタビューデータを使用した研究はあまり見られないので、ケース数が限られているとはいえ、ライフイベントに対する当事者たちの変化を追うことができる貴重なデータである。子どもの誕生や子育ては夫婦のありようが大きく変化するライフイベントであり、海外では、ベルスキー&ケリー（1994=1995）やコーワン&コーワン（2000=2007）などの研究例が見られる。本調査はこれら海外の研究例のように調査対象者に複数回調査してライフイベントを時系列に追うことまではできていないが、少なくとも二度の調査で子育てをする家族の変容のかなりの部分を捉えられたのではないかと考えられる。

## 6. マネジメントと世話——ジェネラル・マネージャーとしての親

就学期の子ども、特に中学受験に臨む子どもの父親について研究した多賀（2012）は、受験を支援する父親たちの行動について「学校選択支援」「受験勉強支援」「受験生活支援」という三つの分類を行っている。本研究の対象は子どもの学校外活動とそれに対する親の支援についてであり、特に子どもの受験に焦点化したものではないが、この分類は参考になる。これらを参考にしながら、親たちが行っている子どもの学校外教育への支援について以下で見てみたい。

表1 インタビュー協力者と配偶者と子どもの概況（網掛けが今回の調査協力者）

対象者	妻職業	妻年齢 (初回調査時)	夫職業	夫年齢 (初回調査時)	調査時 子ども年齢	初回調査時 子ども年齢	この間の变化 職業/子ども数	調査年
Aさん	語学教室経営	41 (33)	会社員	39 (31)	11歳 8歳 (1~2歳)	3歳 (第二子妊娠中)	子ども (1人→3人)	2015
Bさん	会社員(フル) →秘書パート	44 (36)	会社員	48 (40)	10歳 9歳	2歳 1歳	妻職	2015
Cさん	飲食アルバイト	45 (37)	会社員	44 (36)	15歳	7歳	なし	2015
Dさん	主婦→ 自営専従者	43 (35)	歯科勤務医→ 歯科自営	43 (35)	12歳	5歳	夫職 妻職	2015
Eさん	主婦	33 (25)	公務員	35 (27)	13歳 10歳	1歳 4歳	なし	2015
Fさん	主婦→ 教室パート	45 (37)	会社員	49 (41)	18歳 8歳	10歳 0歳	妻職	2015
Gさん	飲食パート→歯 科パート→無職	42 (34)	会社員→自営	44 (36)	15歳 14歳	6歳 5歳	夫職 妻職	2015
Hさん	事務パート→ 工場(フル)	52 (44)	学生→鍼灸師	48 (40)	14歳 (双生児)	6歳 (双生児)	夫職 妻職	2015
Iさん*	保育士→ 子育て支援→ 学童指導員	41 (33)	自営→会社員	45 (37)	18歳 10歳 6歳	7歳 2歳	妻職 子ども(2人→3人)	2015
Jさん	公務員	47 (37)	公務員	53 (43)	21歳(別) 19歳 13歳	11歳 9歳 3歳	子ども (3人→同居2人)	2017
Kさん*	公務員	43 (33)	公務員	49 (39)	18歳 14歳	6歳 2歳	なし	2018
Lさん*	検査技師	43 (33)	会社員→学生	43 (33)	14歳 12歳(双生児)	2歳と 0歳(双生児)	夫職	2018
Mさん	保育士→幼稚園 教諭→保育士	45 (35)	会社員	46 (36)	16歳と 14歳	4歳と 2歳	妻職	2018

\*は過去に夫もインタビューしたカップル調査の対象者

### 6.1 学校外教育施設の選択

本調査対象の親と子どもが、どのような学校外教育を求め、どんな施設やチームを選択しているかについて簡単に述べたい。最も多かったのは母親による習い事、塾、施設の選択であり、次に子どもの希望による選択である。父親が特定の習い事や塾を子どもに勧めることもあるがまれであった。調査カップルの夫（父親）の教育施設の選択に関する態度で比較的多く見られるあり方が、学校外で何らかの活動を行うことに一般的な理解を示すというケースと、ほとんど何も関わらないというケースである。父親の関りの強弱に関係なく、多くが母親の主導的な役割のもと、親と子どもが話し合いその施設や活動への入会を決めている。

母親が決める場合はその学校外教育や活動によって得られるものが子どもにあっていのかどうか、学力や技能としての伸長が見込めるか、またそれらが将来的に有効かどうかといったこと、さらに地域に適した施設・チームがあるかどうかという具体的な情報から決められる。情報源となるのは自身の経験やママ友、親族からの情報などが多い。調査では子どもに対する学歴期待など教育アスピレーションについてははっきりと言語化されることは少なく、「子どもには将来経済的に独立してほしい」「子どもの能力を生かしたい」といった発言が見られた。

また、子ども自身から希望して学校外の活動を行う場合は塾などの教育関連施設よりはスポーツなどの活動が多い。

子どもが中学生の場合、公立・私立にかかわらずほぼ一様に母親の勧めによって子どもたちは通塾していた。

具体的にどこの施設に通うかについては、スポーツでは選手育成の実績、学習塾の場合は受験の実績、通いやすさによって決められる傾向が一般的である。親が施設に求める水準と通いやすさは相反する場合がある。あくまで前者を重視する場合は遠方であっても当該の施設が選ばれていた。共働きの親の場合は、通塾・送り迎えの行いやすさなどが考慮されて地域にある施設が選ばれることが多い。

### 6.2 子どもの学校外教育への直接的な支援

子どもが行っている活動や学習に対して、練習をさせたり課題に取り組ませたりするという支援はインタビューに協力した親（母親）のほとんどが行っていた。

一方子どもの学校外教育への直接的な支援、すなわち楽器の演奏やスポーツを教えたり、勉強を教えたりするケースは少ない。親が勉強やスポーツの指導をしているのは、子どもが小学生で中学受験を経験したEさんである。Eさんの夫はスポーツ、塾に入ってからはスケジュールを管理しかつ社会を教えていた。母親であるEさんは登塾前に小テストのための復習を子どもにさせ、国語を教えていた。

### 6.3 学校外活動の生活支援

親たちが行っている子どもの学校外活動のための支援は多岐にわたる。ここでは、送迎、付き添い、チームのサポート、食事の世話、学校外活動サポートのための支援という点から親たちがどのようなサポートを行っているかインタビューデータから記述する。

#### 6.3.1 送迎

小学生や中学生になってスポーツや芸術系の習い事、塾に通う場合、その教育施設や活動場所が遠方であれば、親にとって送迎という<業務>が多くの場合必要となる。送迎が必要かどうかは子どもの年齢と、施設までの距離による。英語や一般的な学習塾、地域で行われているスポーツについては子どもが自身で通っていた。スポーツでは、テニスやバトン、卓球などは地域にないことが多く遠くまで通う必要があった。

Cさんの子どもは小学校高学年から中学生までテニススクールでレッスンを受けていた。スクールは電車に乗って通わなければいけない場所にあり、子どもが小学生の頃Cさんは毎回送迎をしていた。やがて子どもは中学生になり自身で通えるようになったため平日の送迎はいらなくなったものの、土日に行われる試合はすべてCさんが付き添った。

Iさんの子どもはバトンのチームに入っており、その練習場所が曜日によって変わるために、近い場合は子ども自

身で通わせるが、遠い場合、送り迎えを夫婦で分担していた。

小学生で中学受験のために専門の塾に通う場合、子どもたちは平日に塾に頻繁に通うことになる。Dさんの子どもは現在中学生であるが、小学4年生から6年生まで中学受験向けの塾に通っていた。週4日程度通塾し、自宅から通いにくい場所だったため車での送迎と塾で食べる弁当作りはDさんが行った。さらに休日にある模擬試験や特別対策授業などもすべて付き添いはDさんだった。

同様にEさんは小学生の子どもに中学受験用の塾に通わせていて、平日は4日のうち3日は弁当を持っていくスケジュールのためEさんがそれをあらかじめ作っておき、子どもが帰ってきたら小テストのための復習をさせてから車で送っていく。迎えは子どもがすぐに帰ったら入浴できるように風呂を沸かしてEさんが先に入ってから、Eさんか夫が車で子どもを迎えに行く。土曜日は通常とは異なる教室で対策授業があるため弁当を作って持たせEさんか夫が車で送っていく。Eさんの長子も中学受験時同じ塾に通っていたが、その時は通常の教室に加えて平日遠方の教室に電車で通わせるため、Eさんが通塾用のカバンと弁当を準備して駅で待っていて、ランドセルを受け取って電車に乗せるということをしてきた。

中学生の場合は、塾は比較的近距离であることが多く、部活動や課外のクラブであっても自身で通っているケースが多かった。しかし子どもが中学生でも親が送迎しているケースもある。Jさんの場合、末子が平日に通うスポーツ施設が遠方であるため、行きは子ども自身で行くが、帰りは母親であるJさんが大型ワゴン車で迎えに行き、自転車ごと載せて連れ帰る。また第2子は地域の塾に通い、今はそこでアルバイトを行っているが、その子どもについても同様に自転車ごと載せて連れ帰ることを行っていた。

### 6.3.2 付き添い

子どもが行うスポーツの種類によっては、子どもの活動時間に親がずっと付き添う必要がある。インタビュー調査の中では子どもがテニスをしているケースが2つあり、その様子が語られた。テニスの試合は、部活動やスクールのように指導者や運営団体が子どもを連れて行ったり参加させたりすることはなく各家庭で対応する必要がある。試合はいつトーナメントが組まれるかわからないため、まず集合時間に試合会場に到着して待機しなければならない。子どもが中学生まで親は一緒に行き子どもの試合のため1日を費やすことになる。Cさんは「テニスの試合ってというのは、1回行ったら癖になると思うけど、行かなかったら、すごく面倒くさいの。だって何時に自分の子どものドロが入るかかわからないから<sup>7)</sup>。ひどい時には10時に集合して、真夏の暑い時に、3時まで炎天下の中、ずっと日干し状態でいないといけない」と述べている。

同様に、子どもが部活動以外で野球チームに入っている場合も、チームの運営に親がかなり関わっていた。Aさんの子どもは子ども会の野球チームに入っており、土日のいずれかは試合の付き添いやお茶出しなどのサポートのため一日がほぼ費やされることになる。Gさんも子どもが小学生から外部のチームで野球をしており、やはり親が運営に関わっている。Gさんは毎週日曜は朝から2人分の弁当を作って持参し、夕方まで子どもたちとともにグラウンドに出ている。

### 6.3.3 チームのサポート

子どもたちが参加するスポーツが、学校の課外活動ではない場合、親は付き添い以上に積極的な役割を果たさなければならない場合もある。子どもが中学校から外部チームで野球をしているGさんはチーム運営の役員をしていて、事務連絡などについて煩雑な仕事があると述べている。連絡事項をまとめて文案を作ったり、それを連絡したりして、今度は返信を受けて誰がいつその行事に参加するか出席者をまとめることが求められる。合宿をする際には役員をしている保護者同士、どんな荷物を持っていき、どんな食事を作るか、誰にどんなアレルギーがあって、誰がいつ何をかうか、車は誰のものを使用するかなど細かい打ち合わせが必要である。重責ある役員になった時は、すべての連絡が携帯を通じて行われるため、部員の保護者からの連絡が入っていないか常に携帯を注意深く見ていなければならない期間があったと述べている。

#### 6.3.4 複雑化する食マネジメント

子どもが夕方以降スクールやチームでスポーツをしたり、塾に通ったりすると、家庭で他の家族と一緒に夕食を取るというわけにいかず、食事する時間をずらしたり弁当を持たせたり個々の対応が必要となる場合がある。

Gさんの上の子どもは外部のチームで野球を平日週2日と塾が週2日、下の子どもが学校の運動部に入っておりそれが毎日と週3日塾に通っている。Gさんの自治体は中学生の昼食は弁当なので、毎日朝から子どもの弁当2つを作り、以前医院でパートをしている時は夜の勤務の前に夕食を作って出かけていた。現在は仕事を辞めているが、夕食時に在宅する子どもがいる時は一緒に食べて塾から帰った子どもに夕飯を温めて出す。Gさんは夕飯のおかずと弁当のおかずは重ならないように、2種類のおかずを作りさらに毎食きちんと野菜が取れるように工夫していると述べている。

前述のCさんは子どもがテニスや塾といった学校外活動のため、中学校までの間、子どもが学校から帰って食べる軽食、夕食、夫の夕食の3回分を準備していた。Eさんは長子が遠い学校に行っているので5時半に起きて子どもと夫の弁当を作り、6時半に子どもを送り出す。夕方通塾する下の子どもの弁当づくりは先に述べた通りであり、それぞれの子どもの学校や放課後の活動のため料理する回数がきわめて多くなっている。

公立小学校はすべて、中学校もほとんど給食があるが、Gさんのような自治体であったり、子どもが私立の学校に通ったりしている場合、弁当を準備する必要がある。子どもが未就学や小学校の時には見られない家事としてこの弁当作りがある。13名の調査対象者のうち、子どもがこのような年齢で弁当が必要な場合すべて母親が対応していた。

#### 6.3.5 学校外活動サポートのための支援

直接的な支援とは言えないが、子どもの学校外活動のために送迎をしたり出かけたりにする親のために、それをサポートする、主に父親による間接的な世話の遂行が見られた。Aさんは第1子と第2子が子ども会を通じて野球をしており週末活動があるため、少なくとも日曜は一日中子どもと出かけている。Aさんは子どもが3人おり、第3子はまだ小さく連れていくとAさんがサポート活動をしにくいいため、夫がその子どもと家で過ごす。Iさんの場合も、第2子が習っているバトンやバレエのためIさんがかかりきりになり、活動場所が遠方なのでIさんと子どもの帰宅が遅くなるのが週に4日ほどある。そのため保育園に通っている末子の朝の送りはIさんだが、迎えは夫がして、Iさんがあらかじめ作っておいた夕飯を夫が食べさせてお風呂に入れるなどの世話をする。第2子のバトンの活動のために母親が不在となる週末は、夫が末子を動物園など子ども向けの施設に連れ出すこともある。

このように教育期の子育ては、子どもが小さい時の子育てに比較して自由度が低く、塾やスポーツスクールなどの時間割やスケジュールの通り動かねばならないという特徴がある。これは、子どもが小さい時、保育園や幼稚園などを利用する以外、世話にしる遊びにしる親が場面を作り出しやすい点で「自律的」でありうるのとは大きく違う。子どもと親が直接遊んだり、あるいは子ども同士が遊べる場面を作り出したり、子どもが楽しめたり、よい刺激になるであろうと親が考える場所に連れていくということが現代の子育てでは大きな部分を占める。また食事の際は、親が料理をするにしろ、飲食店を利用したり中食として調理されたものを購入したりするにしろ一緒に食することが前提となっている。

しかしながら、親や子どもがやると決めたその学校外活動には、子どもの能力や技術をつけるための一定のカリキュラムがあり、親と子はそれに従うことが求められる。スポーツに関する活動や塾、教育サービスがより合理的に組織したタイムマネジメントのために、親は送迎、弁当作り、役員として活動を支えなければならない。それらは時として家庭というまとまりとは別の動きをするものかもしれないが、親たちは「子どものために」それらを受け入れ、家事やサポート、誰がそれをするのか調整という仕事も含めた<業務>をこなさなければならない。そしてこれらの仕事の負担は、次節でみるように、男親（父）と女親（母）とでは大きく異なっている。

## 7. 教育期の子育ては誰が行っているのか？

木脇・斧出・大和らは近年の研究動向と独自の調査データから育児を「世話」「しつけ・教育」「遊ぶ」の3点に分類し、現代日本の父親の育児を捉えようとしている（木脇・斧出・大和（編）2008）<sup>8)</sup>。本研究でもこの3つの分類を参考にして、子どもが教育期にさしかかった時期の子育てについて考えてみたい。

子どもが就学期にさしかかると、身の世話については自立するので、乳児期や幼児期に必要であった、「食事をさせる」や「入浴させる」など親が子どもに対して行う「世話」は比較的負担が軽くなる。また「しつけ・教育」のうち教育は現代では特に重視されており、大部分が家庭の外部機関に託されて行われる傾向にある。このような外部機関による教育は親たちが直接子どもを教えることに比べれば負担が軽くなるかもしれないが、一方、それにまつわるサポート、子どもたちに課される課題への対応、子どもが学校外の活動や塾に通うための送迎、といった決して負担の軽くない「世話」が発生する。このように考えると、教育期の育児の「世話」は、「親の負担が軽くなる」「手が離れる」という一般のイメージでは捉えきれない、多様なニーズへの対応が求められるとも言えるだろう。

そのような新たな子育てに対して、父親・母親たちはどのように対応しているのだろうか。時間差を伴った調査によって得られたデータから考察してみよう。

### 7.1 母親がはじめて母親がする

最もよく見られるのは、家事や子育てに関して母親が責任と実務のほぼすべてを担い、就学前後までと変わりなく、子どもの教育や活動についても全面的にサポートするというケースである。

Dさんは夫婦で歯科を営み、夫が歯科医、妻が経営の実務を担っている。前回の調査時は夫が勤務医、妻が専業主婦で、職業上の変化を経験しそれぞれ家庭外の仕事が増えているが、子どもの変化に対応しているのは妻のみである。子どもの習い事や中学受験をさせるかどうかはほぼDさん一人の考えですすめてきた。Dさんの夫は子どもが小さい時にDさんの重要な試験のため子どもを遊びに連れだすなどはしたものの、もっぱらレジャーを共にするという関りだけで、子どもの学校や習い事、塾などにはほぼ関わっていない。

Cさんは初回調査時から飲食アルバイトとして働き、夫の仕事も大きな変化はない。夫が家事として行っていることはほとんどなく、子育てとしては子どもが未就学時に家族でレジャーに出かけるなどはしていたが、就学期以降は子どもの髪を切ることが唯一の関りであった。子どもが小学校高学年からテニススクールに通っており、夫はテニス経験者であったが子どものテニスの活動に関わることはなく、現在は子どもと一緒に衣類を買いに行く程度の関りとなっている。

妻が専業主婦や短時間就業の性別分業カップルの夫は、子どもが小さい時期には家事にあまり関わらず、子育ては子どもと一緒に出かけることを中心としており、子どもが教育期にさしかかっても家事や子どもに対する関りが増えることはない。結果として子どもの教育や活動にかかわるサポート、すべての家事は多くのケースで母親が行っている。

### 7.2 共にする、子どもの教育・活動の世話①

共働きの家庭では子どもの成長に伴い増加する子どもの教育・活動のサポートについて、妻だけでなく夫も対応しているケースが見られた。

Kさんは夫婦とも公務員であり、子どもが小さい頃は、夫は子どもを毎朝保育園に送り、健診や通院にも休暇を取って連れていき、家事においては掃除や食事の後片付けを行うなど、総じて家事もすれば、子どもと遊んで世話もする父親であった。現在もそのような状況は続いており、家事の相当な部分を担っている。子ども2人は私立の中高一貫校に通っているが、子どもの習い事や中学受験をするかどうかについてイニシアチブを取って決めているのは母親であるKさんである。ただ、車での送迎が必要な遠い施設は選ばず、習い事や中学受験向けの塾も地域にある

ものを選んでいる。そのためKさんは運転できないものの子どもの塾の迎えは主に自転車や徒歩で分担し、遠方の教室での対策授業の時は夫が連れて行った。

前述の木脇らの研究において、共働きの父親は「世話」「遊び」どちらも行う傾向があり、一方妻＝専業主婦の片働き家庭において父親の育児は「遊び」やレジャーが中心的な要素となっている点が指摘されている。多様な「世話」への対応が求められる教育期の子育てにおいて「遊び」を媒介に子どもに関わっている父親は、子どもと関わる契機を失いがちである。一方共働きの父親たちは子どもが小さい時期の世話の延長として、子どもの学校外活動への支援を行っていると言える。

しかし、共働きの父親が子どもの学校外活動への世話や支援に積極的で、妻が専業主婦やパートなど性別分業のカップルはそうでないと単純に言うこともできない。父親自身が成長した子どもにどれだけ関わるかは、父親自身の子どもへの教育に対する熱意といったことも考慮する必要がある。

### 7.3 共にする、子どもの教育・活動の世話②

Eさんは夫が公務員、自身は専業主婦である。夫の仕事はシフト勤務で在宅時間が長い。家事に関してはほぼ妻が行い夫は買い物に同行したり休日のホットプレートで食事の際に調理役をしたりする程度で日常的な家事の主たる部分を担ってはいない。ただ遊びやレジャー、子どもに勉強やスポーツを教えるのには熱心である。子どもが幼い頃はアミューズメントパークなど定期的な旅行を夫が企画して家族で出かけていた。子どもの通うスイミングスクールの進級テストの前には子どもをプールに連れだし練習させたり、小学校のマラソン大会の前には走り込みをさせたり、ふだんから外遊びに連れ出すなど、子どもの身体能力を伸ばすことについて関心が高い。子どもが小学校の中学年になると2人の子どものどちらも中学受験の塾を開始させている。夫が塾から求められることに対応し計画を作り指示する役割をしており、社会を教え、Eさんが国語を教えるのは前節で述べた通りである。子どもの教育・活動に積極的な父親は共働きかどうかにかかわらずという例である。

Kさんの夫の場合は、子どもの就学期以降も家事の分担や子どもの世話は続けているものの勉強を教えたり子どもを連れ出したりということはなくなっている。一方Eさんは家事をあまりしないことに変化はないが子どもへの関りが、遊びから運動やスポーツ、勉強などに形を変えて継続している。またそれに伴う送迎など学校外教育の支援についても部分的に行っている。

教育期にある父親の子どもへの関りは、教育活動そのものに対する関与と、その世話に対する関与があり、教育活動そのものよりは、世話の部分の方がより担いやすい。またそれまで家事等の世話を部分的に担ってきた共働きの父親には関わりやすい面がある。

一方で、父親が教育期の子どもへの世話にどのように関わるかについては、子ども本人の意向も考える必要がある。父親本人が子どもへの教育に熱意があるかどうかといったこと以外、成長した子どもは自身で親との関りについて意思を表す存在でもある。父親は、場合によっては成長した子どもに対して幼児期のように関われなくてもある。

### 7.4 子どもとの関りの減少

Jさんはどちらも公務員である。子どもが小さい頃は夫が保育園の送りを行い、家事についても乾いた洗濯物を取り入れて畳む、玄関回りの掃除、買い物の付き添いなどある程度分担しており、子どもの体調が悪い時は仕事を休むこともある。どちらかと言えば、家事と遊び、世話もする父親であった。現在夫は頼めば週末の子どものテニスの試合の送迎などはするし、テニスの経験からアドバイスもしようとするが、子どもたちがそれを望まず母親にやってほしがるため、子どもの学校外活動については母親や子どもから見てあまり戦力になっていない。現在はJさんが末子のテニススクール送迎と大学生の第2子のアルバイト先からの迎え、休日に行われるテニスの試合についての対応を一手に引き受けている。テニスは子ども本人、塾は母の提案で始めている。父親自身も子どもの活動に対し強い関心を持っているものの、それらについての直接的な関りは持っていない。幼児期に比べれば、性別分業カッ

ブルのように父の存在感がやや後景に退いた親子関係になっている。

このように、子どもの年齢が小さい時には子育てに比較的積極的であった父親は、子どもの学校外教育のサポートという〈世話〉には関わりにくい場合も見られる。それはこの〈世話〉が家事や幼児期の子どもの世話などに比べて、活動にあわせたサポートが求められ親からすれば自立的に行為を組織しにくい点や子どもの意向を尊重しなければならない点などが要因として考えられる。

この節では教育期の子育てについて父親と母親がどのようにそれに対応しているか縦断的インタビュー調査で得られた結果から記述しその変化を見てきた。子どもの成長に伴って子どもが行う学校外活動について対応しているのは主に母親である。それは子どもが小さい時にほぼレジャーを通じてのみ子どもと関わってきた父親ほど顕著である。「子育ては女性がするもの」という捉え方が「子どもの教育は女性がするもの」にスライドした形である。

一方子どもが成長して、地域にある資源——学校のクラブ活動や地域にある塾や習い事——を利用する限りにおいて、子育ては楽になると言える。また成長によって子ども自身が同年代との遊びを選好することや子ども自身の生活世界を持つことにより、親が遊びに関わる部分はほとんどなくなり、その意味でも親の関りが手段的な領域に限定される傾向がある。遊びに主眼を置いてきた父親たちはその意味でも教育期の子育てに関わりにくい面がある。そういった意味で父親は教育期の子育てから脱落しやすいと言えるだろう。共働きの一部の父親たちは教育期の子育てにあって遊びの部分での関りがなくなっても、運転手役を務めるなど手段的なサポートを行っていた。つまり、教育期の子育てにおいて父親は、学校外教育での支援活動を何らかの形で担うことなくしては、子どもと実際的な関りを持つことが難しくなると言える。

成長した子どもの学校外教育に直接関与していなくても、時間の経過とともに家事や他の子どもの世話に関与が見られるのは、子どもの数が多い家庭の父親である。最後にこれらの事例を見てみたい。

## 7.5 子どもが多い父親の育児

前節で触れたように、成長した子どもの学校外教育をサポートする母親の裏方として、父親が家事や育児に多く関わるケースが見られる。Aさんの夫は衣類の洗濯や、出勤中に食べる弁当の準備等自身の家事は自身で行う。さらに週末に部屋の掃除を行う等は見られるものの、それ以外の家事、子どもの保育園や習い事の対応はすべて母親であるAさんが行っていた。しかし、上の2人の子どもたちの野球クラブへの参加が始まると、夫は第3子の世話をしたり、子どもの野球の練習にたまに見に出かけたりするようになった。夫は野球の経験がないため競技のサポートはできないが、親同士のつながりが生まれたため結果的に子どもの活動への関りが増えている。また、Iさんのケースも前述した通りであり、特に忙しい第2子の習い事、保育園児である第3子の保育園の送迎等、バラバラになる生活をそれぞれにサポートするために、夫婦と時には高校生である第1子の手を借りて協力しあっている。

Lさんは医療職で、夫は以前会社員であったが今は学生であるため家事全般を行う主夫役割を担っている。Lさんは平日8時から出勤、夕方は8時から9時の帰宅で月に数回のシフト勤務がある。Lさんが行う家事は夫がしない、買い物やシンクの排水溝の掃除などに限られるが、育児については全般的な責任を担い、例えば学校関係の書類をチェックして提出したり、習い事や塾に関して子どもに促したり通塾先を決めたりしている。子ども3人はすべて公立の中学校、学校外の活動についても地域にある施設に通っているため、送迎の必要はない。Lさん夫婦の家事・子育ての分担は主に夫のライフスタイルが変わったことによるもので、子どもが成長したからではないが、結果的にLさんの家事担当が大幅に減少し負担が軽くなっている。

こういったケースからは、成長した子どもの世話に直接関与しなくても、子どもが多いことが、父親が家事の相当な量を分担し子どもに関わることを促している面があることが見えてくる。また子どもが小さい場合は「世話」と「遊び」が不可分であり、「世話」を楽にするために「遊び」の機会を設けたり、年齢が上の子どもの活動につきあったりということにもつながっている。

父親が家事をしたり年少の子どもの世話に関わったりということであっても、結果として家庭の家事や育児について行わなければならない<仕事>の量は分担され、成長した子どもの教育に関する親の負担は緩和されるだろう。またこれらは年長の子どものやその子どもの家庭外教育の世話をしている親に対するサポートとなり、家事や育児をする父親が家庭において顕在的になる契機ともなる。教育期にある子どもの学習や世話といった直接的な行為でなくても父親が行うこれらの育児は重要である。

## 8. まとめ

本研究では子どもが教育期にさしかかった時期の子育てとして、学校外活動のサポートを中心に郊外に住む親たちの声を拾いながらその現代的なありようを記述してきた。見えてきたのは、多様な能力を身につけさせるために塾や習い事を活用しつつ、一方で塾やチーム運営者の声に従い、ひたすら子どもたちの活動を支える母親を主とする親たちの姿であった。

かつて揶揄されてきた教育ママのように、現代においても、子どもにどのような将来像を描くか、何をどこに習いに行かせるかを母親がほぼ1人で決めて子どもの学校外活動全般をサポートするあり方が典型的に見られた。母親たちの教育期の子育ての負担は現代においても相当なものがある。一方、共働きカップルを中心に、手段的な役割を分担しあったり母親のサポート活動を下支えしたりする父親が見られた。また一部には子どもの学力や身体能力を伸ばすために勉強やスポーツを教える父親も見られた。

教育期の子どもの学校外活動を支えるには、1人の親がそれに専念できる、専業主婦のような比較的時間の余裕のあるライフスタイルか、共働きにおいては妻だけでなく夫もこれらの子どもの活動について理解しサポートを分担しなければ難しいということが分かった。いずれも母親1人が教育期にある子どもの学校外教育のサポートをするのは負担である。

またそもそも学校外活動のためのサポート資源を持たない親と子どもたちはそういった場所で教育を受けたり活動したりすることを望んでも、不利なことがうかがわれる。子どもの教育格差に関してはその学資の負担という経済的な側面だけでなく、配慮や世話の面で初めから諦めてしまうことも考えられ、子どもの地位達成の格差が生まれる可能性があるだろう。

ただ教育期にある子どもと親がどのような関りが持てるかという観点から見ると、多数派の父親たちは、子どもが成長し教育に重点を置く時期になって、突然子どもとの関りを増やすことはほぼ無い。日本のような正規雇用者の労働時間が長い国にあって、しつけや日常のコミュニケーションを除けば子どもを具体的にサポートするというような局面で父親たちは出番がなくなる可能性が高いということである。学校外教育についてのサポートはより手段的で、乳幼児期のように「遊び」を介在させることもできない工夫しづらい<世話>である。また、子どもの教育のキーパーソンとなっている親とともに当該の教育機関やチームから与えられる情報を共有したり分担したり、<世話>の特徴を理解することが必須である。

本研究から政策へのインプリケーションとしては、まずは労働時間の短縮や育児休業の取得推進といった基本的な政策を徹底させることである。教育期の子育てを見れば、幼児期にこそ父親が遊びだけではなく世話に関わることがきわめて重要であることは明白である。子どもがまだ幼い時に健康で落ち着いた環境で過ごせるよう、父親自身が関わることが、学童期へと成長していく子どもとの関りにつながるからである。ひいてはそれが本稿で注目したような、学校外活動を通じ子どもに多様な経験を積ませるためのサポートにつながる。現代の子育ては子どもが小さい時だけのものではなくなっている。父親もそれに見あった子育てが求められている。

本田（2005）は、国が続けざまに打ち出してきた子育て支援の中に、このような家庭教育に対する支援が盛り込まれていないのを批判している。実質的に民間の施設やサービス、チームで子どもが公教育以外の教育機会を得ていることなどを考えれば、それを単なる私的なものとしておくことには無理がある。子どもが学校外活動を含む広義

の教育を受けることを親がサポートするために、親が一日あたりの就業を短縮できたり、そのような名目での休業が認められたりするようになれば、教育期の子育ては負担が軽くなる。また夫婦での分担も行いやすくなっていくだろう。

しかしながら、このように家庭の関与により、子どもの学力や芸術・スポーツの技能を私的に高めていくということが、子どもの育ちや教育の望ましいあり方なのかという議論も一方で必要である。成長した子どもの子育てを夫婦でシェアすることがペアレントクラシーをさらに強化する面を持っていることに私たちは自覚的であればならない。

本研究は従来あまり注目されてこなかった子どもの学校外活動のサポートに着目し教育期の子育てとジェンダーを考えてきた。男性の育休取得の推進などで父親が子どもをケアし接することがその後の良好な父子関係を形成することが認識されるようになったが、現代の教育環境においては、子どもが学齢期に入ってからでもケアやサポートが必要であることが本研究から明らかになった。そこに父親が関わっていくことの可能性について本論が考える素材となればと思う。

## 謝辞

本研究のインタビュー調査に際しまして貴重な体験をお話いただきましたみなさまに感謝申し上げます。

## [注]

- 1) 本田 (2000) は当時の雑誌記事を取り上げてこの点を詳しく述べている。
- 2) ビジネス雑誌を発行する出版社が子どもの教育をテーマとした雑誌を発刊して一定の読者を獲得しており、男性の子育て・教育への関心の高さが見て取れる。天童 (編)・高橋・加藤 (2016) ではこれらの雑誌を取り上げ分析している。
- 3) アクトインディ株式会社による調査 (2019)。なおこの調査は web によるもので対象者は 12 歳以下の子どもを持つ全国の保護者 1,061 名となっている。
- 4) 学校教育基本調査 (令和 3 年度) による。
- 5) ベネッセ (2017) 調査。なお保護者回答では金銭的な負担が重いという項目も高い割合で見られる。
- 6) 調査①は木脇・斧出・大和 (編) (2008) や木脇編 (2006) で一部発表されているもの。調査②は筆者が行った 2007 年から 2008 年にかけて行った子育て中の母親・父親を対象としたインタビュー調査である。I さん、K さん、L さんは、初回インタビューはカップル調査であった。
- 7) ドローとはテニスの試合において対戦する選手同士のトーナメント表を作る抽選のこと。
- 8) この研究において行われたインタビュー調査の対象者の子どもの年齢は幼児から小学低学年である (木脇・斧出・大和 (編) 2008)。

## [文献]

- アクトインディ株式会社, 2019, 「2019 年習い事調査」 <https://iko-yo.net/press/releases/384> (2021 年 10 月 15 日アクセス)。
- Jay Belsky, and John Kelly, 1994, *The Transition to Parenthood*, =1995, 安次嶺佳子訳, 『子供をもつと夫婦に何が起こるのか』, 草思社。
- ベネッセ, 2017, 「学校外教育活動に関する調査 2017——幼児から高校生のいる家庭を対象に——」, [https://berd.benesse.jp/up\\_images/research/2017\\_Gakko\\_gai\\_tyosa\\_web.pdf](https://berd.benesse.jp/up_images/research/2017_Gakko_gai_tyosa_web.pdf) (2021 年 10 月 22 日アクセス)。
- Cowan Carolyn Pape & Cowan Philip A., 2000, *When Partners become parents: the big life change for couples*, =2007, 山田昌弘・開内文乃訳, 『カップルが親になるとき』, 勁草書房。
- 船橋恵子, 1999, 「父親の現在——開かれた父親論へ」, 渡辺秀樹 (編), 『変容する家族と子ども』, 教育出版。
- 平尾桂子, 2004, 「家族の教育戦略と母親の就労——進学塾通学時間を中心に」, 本田由紀 (編), 『女性の就労と親子関係——母親たちの階層戦略』, 勁草書房, p.97-113.
- 広田照幸, 1999, 『日本人のしつけは衰退したか』, 講談社現代新書。

- 本田由紀, 2000, 「教育ママの系譜」, 藤崎宏子 (編), 『親と子——交錯するライフコース』, ミネルヴァ書房.
- 本田由紀, 2005, 『多元化する「能力」と日本社会——ハイパーメリトクラシー化のなかで』, NTT 出版.
- 本田由紀, 2008, 『家庭教育の隘路』, 勁草書房.
- 神原文子, 2001, 「<教育する家族>の家族問題」, 『家族社会学研究』, 第12巻2号.
- 神原文子・高田洋子 (編), 2000, 『教育期の子育てと親子関係——親と子のかかわりを新たな観点から実証する』, ミネルヴァ書房.
- 片岡栄美, 2009, 「格差社会と小・中学受験—受験を通じた社会的閉鎖、リスク回避、異質な他者への寛容性」, 『家族社会学研究』, 第21巻1号.
- 木下栄二, 1996, 「親子関係研究の展開と課題」, 野々山久也・柚井孝子・柴崎正美編『いま家族に何が起きているのか』, ミネルヴァ書房.
- 木脇奈智子 (編), 2006, 『育児をめぐるジェンダー関係とネットワークに関する実証的研究: 質的研究編』 (課題番号 1651207), 2004・2005年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C) (1)) 研究成果報告書.
- 木脇奈智子・斧出節子・大和礼子 (編), 2008, 『男の育児 女の育児——家族社会学からのアプローチ』, 昭和堂.
- 文部科学省, 2008, 「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/08/\\_icsFiles/afieldfile/2009/03/23/1196664.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/_icsFiles/afieldfile/2009/03/23/1196664.pdf) (2021年9月10日アクセス).
- 文部科学省, 2021, 学校教育基本調査 (令和3年度).
- 佐々木卓代, 2010, 「子どもの習い事へのかかわりを通じた父親の成長と子どもの父親評価」, 『子ども社会研究』, 16号.
- 柴野昌山 (編), 1989, 『しつけの社会学』, 世界思想社.
- 品田知美, 2004, 『<子育て法>革命——親の主体性をとりもどす』, 中公新書.
- 多賀 太, 2012, 「「教育する父」の意識と行動——中学受験の父親の事例分析から——」, 『教育科学セミナー』, 43巻, p.1-18.
- 巽真理子, 2018, 『イクメンじゃない「父親の子育て」』, 見洋書房.
- 天童睦子 (編)・高橋均・加藤美帆, 2016, 『育児言説の社会学——家族・ジェンダー・再生産』, 世界思想社.
- 天童睦子・多賀 太, 2016, 「「家族と教育」の研究動向と課題——家庭教育・戦略・ペアレントクラシー——」, 『家族社会学研究』, 第28巻2号.

ふじた かよこ 1969年生まれ 宮城学院女子大学生生活科学部生活文化デザイン学科准教授

主な論文

「子どもを育てながら働くということ——再就業女性の仕事と子育ての両立を中心に——」『女性学年報』36号, 日本女性学研究会・女性学年報編集委員会, 2015年

「宮城県における男性の家事・育児遂行の特徴と規定要因——宮城県調査と他調査の比較から——」『宮城学院女子大学研究論文集』132号, 2021年

## 結婚をめぐる葛藤について ——「家族になります式」を通して——

玉城福子

結婚をめぐってどのようなスタンスを取るか。これは、フェミニストにとってとりわけ葛藤を生むものであるように思う。例えば、戸籍上異性のカップルだった場合、婚姻届を出すかどうか。婚姻届を出す場合、強制的夫婦同姓制度をとっている日本においては、どちらの姓を選ぶのかを決める必要がある。法律婚ではなく、事実婚をするという選択肢もある。また、社会的承認の側面の強い結婚式や披露宴を行うかどうかという意見の分かれるところであろう。本エッセイでは、結婚をめぐる議論との出会いを振り返りつつ、先日、同性パートナーと開催した「家族になります式」の準備やその後に考えたことなどを綴ってみたい。フェミニストであり、沖縄人（ウチナンチュ）であり、性的マイノリティである私の葛藤がそこにはあったように思う。

私がはじめて婚姻制度に疑問を持ったのは、大学生の時であった。それは、結婚するとどちらかが姓を変更しなければいけないということへの不満だった。多くの場合、女性が姓を変更しているということを知り、そこに目には見えない社会的な圧力があるように感じた。女性が姓を変えることへの圧力に屈するのは嫌だった。自分の姓への愛着もある。当時は大和人（ヤマトンチュ）の男性と付き合っていたので、沖縄人らしい名字をヤマト風に変えたくないという気持ちもあった。大学でジェンダー論に触れ、フェミニストの書いた著作なども読むようになり、嫌なことは嫌だと言ってよいという感覚を掴みつつある時期でもあった。他方、男性側が姓を変えてくれるのであれば、法律婚しても良いとも考えていた。ちなみに、2015年時点でも婚姻届を提出した夫婦のうち96.0%の女性が姓を変えており、男性が姓を変えるのはわずか4%に過ぎない（『平成28年度 人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」』）。夫婦別姓が実現しない中、多くの女性たちが姓を変えている状況が続いている。

夫婦別姓支持から婚姻制度そのものへ疑問を持つように変化したのは、桐田史恵著の『How do you choose it? 婚姻制度をしていますか?』（2008年）というフリーペーパーとの出会いからだった。このフリーペーパーの中では、婚姻とはどのような契約なのか、婚姻から排除されている人は誰か、国家と社会保障との関係はどのようなものなのか、分かりやすく解説されていた。婚姻が特定のライフスタイルを優遇する制度であり、様々な人を排除して成り立っていることを理解することができた。これを読んで、法律婚はしないという方へ気持ちはぐっと傾いた。

その後、私は、異性愛者からパンセクシュアル（全性愛者）となり、女性のパートナーができると、そもそも婚姻を選択できない立場となった。同性同士の親密な関係は、婚姻制度から排除されている上に、社会的に認知されているとも言い難い。1つ例を挙げてみる。現在のパートナーと暮らして5年目となるが、この間、パートナーは、全身麻酔が必要な手術をする機会があった。話し合った結果、私たちは病院のスタッフに対してカミングアウトし、家族としての扱いを希望することを伝えた。その結果、看護師や医師ともに気持ちの良い対応をしてくれ、病状や手術に関する説明を家族として一緒に聞くことができた。一方で、手術の同意書へのサインについては、「うちの病院、遅れててごめんね」という前置きの後、私ではダメだと言われた。「親族」でなければならないという。

さらに、子どもを持つことを具体的に考えるようになると、性的マイノリティが「家族」を形成することの困難、壁にぶつかることになる。日本では、婚姻外の関係性の中で、子どもを持つこと、産むことが想定されていない。むしろ子どもを異性間の婚姻関係に囲い込むための制度設計がなされているという方が正しいかもしれない。事実婚のカップルや同性カップルには、特別養子縁組で子どもを迎える選択肢はない。独身の男女も、特別養子縁組で親になる可能性から制度的に排除されている。さらに、性的マイノリティやシングルの女性は、生殖補助医療へのアクセスも阻害されている。これはリプロダクティブ・ライツの観点から問題であると言えよう。私自身は、子どもを産み、パートナーと育てたいと考えているが、もし私が出産すれば制度上は未婚のシングルマザーという位置づけになる。共同親権を持つことはできず、パートナーと私が産んだ子どもは法的には他人である。産んでいない方の親は職場において、育児休業の取得も認められない。さらに心配なのは、関係性が解消された時や死別した時のことである。子どもと法的関係を持たないパートナーとの関係性はより一層不安定なものになる。

こうした具体的な困難が見えてきたため、私とパートナーは、家族であることを可視化して、社会的な認知を得るために、式を挙げることにした。近年、女性同士のカップルを事実婚関係と認めた画期的な判決が出ているが、事実婚関係を認定するにあたって結婚式を挙げていたことも判断材料の1つとなっている。この裁判は、原告女性が相手方の不貞行為によって破局したとし、被告女性に慰謝料の支払いを求めたものであった。一審、二審とも、二人の関係を婚姻に準じた関係だったと認め、賠償が命じられた。賠償を命じられた女性は不服として上告したが、2021年に最高裁がこれを退けた結果、女性同士のカップルに事実婚が認められ、賠償責任が確定したはじめての事例となった。異性のカップルの場合、同居の長さ、結婚式や披露宴を行っていること、婚約・結婚指輪の交換、親族や友人に二人の関係が認知されていること、子どもを持っている（あるいは計画がある）等が事実婚関係の認定に重視されてきた。このカップルの場合も、7年近く同居、米国での婚姻登録証明書、日本での結婚式、子育てを計画していたことなど、これらの条件を満たしている。

私たちの式の名称をどうするかについてパートナーとふたりで話し合った結果、「家族になります式」に落ちついた。候補としては「結婚式」も出たが、まさにその制度から排除されていることもあり、使用しなくなかった。他にも「パートナー結成式」という案が出たが、これまでもパートナーとして互いの家族や友人に紹介しあっていたので、「もはやパートナーだよ」という理由で却下となった。そこで、生活の基盤を共にし、長期的な結びつきが想定されている「家族」という語が選ばれた。そして分かりやすさも重視して「家族になります式」に決着したのだ。

当初、誰を呼ぶのかという点では、パートナーと意見の違いがあった。沖縄県では、新型コロナウイルスの流行が繰り返されており、大きな式にはできない。パートナーからは近い家族や親族のみにしてはどうかと提案があった。しかし、私としては、重要な式に家族や親戚を友人らよりも優先することに抵抗があった。家族や親戚という法的に位置づけられる関係性を優先させる社会の慣習に苦しんでいるのに、それを再生産してしまうような気がしたのだ。そこで、お互いの意見をすり合わせて、家族代表として数名と友人を代表として共通の友人一人を招くことに決まった。参列者と協力者には、電話やメール等で案内や協力依頼をし、それ以外の友人等には式の後にSNSで報告をすることとした。私側は父と母が、パートナー側は母と叔母がそれぞれの家族の代表として参加した。余興、カメラ、ビデオ撮影等は、友人らが快く引き受けてくれた。

近所の結婚式場の一番小さいホールを借りることにしたが、打合せの段階で結婚式がいかにジェンダー化されているかを実感することとなり、式次第から司会台本まで自分で作成することにした。司会も友人にお願いしたが、事前に渡した司会台本でもあえて父親の紹介よりも母親の紹介を先にした。そのため、打合せ

の際に「紹介はこの順番で良いのか」と友人に確認された。男女を分け、男性を優先させる慣習は、私たちの常識の中に染み込んでいる。

結婚式の衣装や式のスタイルには、様々な文化が入り乱れているが、同化へ抗するという意味で、沖縄島の伝統や文化も可能な限り取り入れることにした。「伝統」や「文化」は常に「創造」されるということは社会学では常識であるが、一方で強い文化と弱い文化があることもまた事実である。資料等に目を通すと、沖縄島の結婚式といっても時代・地域・階層によって様々な儀礼があることが分かった。コロナ禍でも取り入れやすそうなものとして、「スディヌチャーシー」（袖を通す・袖を貫き通す）と呼ばれる夫婦固めの儀礼をアレンジすることにした。スディヌチャーシーとは、黒朝（クルチョウ）と呼ばれる薄い1枚の衣に二人で袖を通すというものであり、今後の人生の苦楽を分かち合うという意味が込められている。主に首里や那覇で行われていたようだ。また、日本への同化のプロセスの中で1899年に野蛮な風習であると禁止されたハジチと呼ばれる手の甲に入れるイレズミには、女性の通過儀礼の意味があった。「家族になります式」は私にとって、人生の節目である。私はジャグアタトゥーで手の甲にハジチを纏うことにした。ジャグアタトゥーとは植物由来のインクで染めるボディーアートの一種で、肌のターンオーバーと共に1～2週間で消える。

そして迎えた当日。当初、子どもが生まれた場合に備えた戦略的な式のつもりであったが、その日、私はとても楽しく、幸せな気持ちで満たされていた。翌日、目が覚めて布団の中で、なぜ昨日はあんなに楽しかったのかと考えていた。プロにメイクや着付けをしてもらうこと自体が非日常であり、鏡の中で綺麗になっていく自分を見るのはとても面白かったし、嬉しかった。お祝いの席に欠かせない琉球舞踊の舞である「かぎやで風」も素晴らしかった。空手の棒術の棒をレインボーカラーにし、差別に打ち勝つという意味を込めた友人のパフォーマンス「レイン棒」も私たちの式にふさわしかったと思う。式の締めくくりに参加者全員で舞うカチャーシーも気分を高揚させた。式の後に、パートナーと食べに行ったちょっと良いレストランの食事満点だった。しかし、それはあの幸福感の決定打ではない。

当日に抱いた幸福感は祝福されたことに起因する、というのが考えた末の結論だった。スタッフや参加者に「おめでとう」と声をかけられたこと、友人や家族も喜んでくれたのが嬉しかったのだ。同時に、「そうか、日々の生活の中で私も傷ついていたんだ」ということにも気づき、少し涙が出た。当事者として、あるいは、ジェンダー論の研究者として、学生や一般向けに性的マイノリティについて話をする機会がしばしばある。講話に対する質問や感想の中で、時折「同性愛というのは不自然だと思う」「同性カップルの子どもは可哀そう」と言う趣旨の言葉に触れることもある。そして、インターネットにアクセスすれば、大量のそうした類の言葉を目にすることになる。だからこそ「祝福される」ということが心に染み込んだ。差別に対して、分析的な視点を持ったり、冷静なふりをしたりすることで、小さな痛みをその場でごまかすことはできても、なかったことにはできない。

しかし、私の得た幸福感は、結婚の持つ特権的な力を借りたおかげであるとも解釈できる。私たちが作り上げた「家族になります式」は、結婚式でないようで結婚式のようなものだった。式の名称を「家族になります式」としたが、SNSの報告を見た数名の友人は「結婚おめでとう」とお祝いの言葉をくれた。また、私自身も、もしも未来に何かトラブルがあれば、「家族になります式」は結婚式と同等のもので、私たちの数年間の生活は事実婚関係と同じであると主張するであろう。結婚の特権化に寄与する行為だったと批判を受けても当然だと思う。計画段階から式の後にも、結婚の持つ社会的な力を借りることに対して、モヤモヤを感じ続けている。例えば、もしもパートナーがおらず、シングルだった場合、人生の節目として「一人で生きます式」をしたとしよう。その時、困惑の表情なしに家族や友人らは「おめでとう」と祝福しただろうか。

異性愛に限らず親密な関係を結ぶ権利が保障されること、親密な関係を誰とも結ばない時期、あるいは結ばない人の生がないがしろにされないこと、子どもがどこに生まれても安定した環境の中で育つことが保障されること、そうした社会に生きることを私は夢みている。その日が来るまで、私が感じた葛藤や後ろめたさは消えることはないだろう。これからも自分自身が生き延びるために、あるいは、自分の大事な人を生かすために葛藤や後ろめたさを感じる選択肢を選ぶかもしれない。せめてその時の後ろめたさを忘れずに、よりよい社会について考え続けていきたい。

他方、「家族になります式」は、結婚式のように結婚式でないような面も有していただろう。私自身、「家族になります式」に既存の社会規範や支配的な文化に対するささやかながら「抵抗」を込めたつもりである。式を終えて今度は、二人の関係について公正証書の作成を計画している。婚姻というパッケージ化された契約ではなく、話し合っ一つ一つの条文を作る予定だ。常に結婚に回収される可能性のある脆弱な実践であっても、様々な結婚のようで結婚でないものが増殖した先に、希望があるのかもしれない。

### 参考文献

桐田史恵, 2008, 『How do you choose it? 婚姻制度をしていますか?』.

厚生労働省, 2017, 『平成 28 年度 人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」』.

たましろ ふくこ 1985 年生まれ 日本学術振興会特別研究員 (PD) 沖縄国際大学等非常勤講師

主な著書

『沖縄とセクシュアリティの社会学ーポストコロニアル・フェミニズムから問い直す沖縄戦・米軍基地・観光』  
人文書院

## 第9章 現代日本社会の「同性愛歓迎ムード」に潜む差別の危険性 ——マイクロアグレッション概念を鍵として——

元山琴葉

### 1. はじめに：「多様性」に舵を切る日本社会に潜む差別

日本では1970年代から非異性愛者を含む性的少数者（以下、セクシュアルマイノリティ）による活動が見られ、1984年には国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）の日本支部が「IGA日本（1987年以降、ILGA日本）」として発足、1990年代に入ると、ゲイカルチャーが取り上げられるなど「ゲイブーム」が起きたとされる（McLelland 2005）。世界保健機構（WHO）が1990年に、国際疾病分類の改定で同性愛を精神障害の分類から外し<sup>1)</sup>、その後日本精神神経学会でも1995年に同性愛を精神障害とみなさないという見解を明らかにした。2000年以降、世界的に同性婚の合法化やパートナーシップ法が制定され、いわゆる「先進国」で議論が進まない日本は世界から「遅れ」をとっているとの危機感をもたれたこと、電通が火付け役となった「LGBTブーム」により大企業がセクシュアルマイノリティの権利を守る取り組みを始めたこと、さらに、その流れに沿って渋谷区を筆頭に多くの自治体によって同性パートナーシップ制度が導入されたことなど、それらがきっかけとなり、セクシュアルマイノリティへの理解や尊重の重要性がより強く顕在化してきた。さらに、2021年3月に同性カップル3組が争った裁判では、札幌地方裁判所が、非異性愛が「人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく」、非異性愛者が「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段が提供されて」いないのは、「憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である」との判決を下し、同性婚の法制度化に向けて大きな一歩を踏み出したと言われるなど（『BBC News Japan』2021.3.17）、「同性愛歓迎ムード」を後押ししたといえるだろう。2019年に釜野さおり他によって実施された「セクシュアル・マイノリティをめぐる意識の変容と施策に関する研究」では、6割の人が同性婚を「賛成・やや賛成」とし、セクシュアルマイノリティに対するいじめや差別を禁止する法律や条例の制定に賛成する人は、どの世代でも7割を超えるなど（全体だと9割近く）、セクシュアルマイノリティへの制度的な支援を支持する人が増加していることもうかがい知れる（釜野ほか2020）。

だからと言って、非異性愛者が日々の暮らしの中で差別を経験していないことにはならない。非異性愛者に関する研究でも、自身の性的指向を開示することを指すカミングアウト（以下、カムアウト）をしたことで差別やいじめを経験した調査結果も報告されているように（日高2016; 厚生労働省2020）、非異性愛者は今もまだ暴力や暴言の的となる。SDGsをはじめとし、グローバルスタンダードの人権意識が日本社会にも導入されつつあることや、日本でも東京オリンピック・パラリンピック開催を機に顕著に唱えられるようになった「多様性と調和」を目指す社会兆候からも、特に近年では、あからさまな人権侵害は国際的にもより強い批判の対象となってきた。しかし、このように暴力や暴言などホモフォビア<sup>2)</sup>（同性愛嫌悪）を丸出しにした悪意のある人によって行われる差別はよくないという認識が共有されることとなったとはいえ、まったく差別が解消されたとは言えない。その一つの表れと言えるのが、いわゆる「マイクロアグレッション」と呼ばれる、より見えづらく、捉えがたい差別である（Sue 2010=2020; Nadal 2013; キム 2019=2021）。マイクロアグレッションとは、「特定の個人に対して属する集団を理由に貶めるメッセージを発するちょっとした、日々のやり取り」（Sue 2010=2020: 20-1）であり、「加害者」自身が、自分の加害性に無自覚・無意識的であり、「けっして意識的に差別など働かないという自己認識を持った人々」によって行われるという特徴をもつ。こういった日常的な言葉にしづらい差別経験は、あからさまな差別よりも被差別者のエネルギーを費やさせ、心身の負担を強いる、という指摘もある（Sue 2010=2020; Nadal 2013）。

そこで本稿では、「多様性と調和」への舵切りをし、「同性愛歓迎ムード」が醸成される現代日本社会を、マイクロ

アグレッション概念を通して批判的に検討する。本稿の狙いは、その批判的検討を通して、日本で「見せかけの人権意識」が出来上がっていること、そして、それ自体が差別の再生産につながる危険性を孕んでいることを可視化し、マイクロアグレッション概念を起点とした多様性尊重社会の可能性について示唆することである。

以下の通り本稿を進めていく。まず2節では、マイクロアグレッション概念に関する整理を行い、3節では非異性愛者が日常的に経験する「ホモフォビア」や「差別」とははっきりと言えないような捉えがたい差別経験の実態を明らかにしていく。4節では、筆者が非異性愛者やその家族への抑圧の原因の一つとして挙げた「和規範」を紹介しつつ、それとマイクロアグレッションとの関係性を検証することを通して、同性婚や非異性愛者に「寛容」だと認識する人が陥りうるマイクロアグレッション加害の危険性を可視化し、現代日本社会がマイクロアグレッションの温床になっていることを指摘する。最後に、5節では、マイクロアグレッション概念の可能性について述べる。

## 2. マイクロアグレッションとその形態

マイクロアグレッションという言葉は、アフリカ系米国人への差別の在り方として1970年に米国の精神医学者であるチェスター・ピアスによって提唱されたが、その後2000年代に心理学者のデラルド・ウィング・スーによってマイクロアグレッションに関する研究が発展していった。スー（2010=2020）は、人種、ジェンダー、性的指向に対するマイクロアグレッションの形式を三つに分類している。それらは、マイクロアサルト（Microassaults）、マイクロインサルト（Microinsults）、マイクロインバリデーション（Microinvalidations）である。これらのマイクロアグレッションは、言語や行動を通して表現される場合だけでなく、環境の中に隠されたメッセージとして伝えられる場合もあることから、必ずしも人と人との間で起きるものではないとされる。

図1は、スー（2010=2020）の人種的マイクロアグレッションの категорияと関係図をもとに筆者が作成した、マイクロアグレッションの形態とそのメッセージをまとめたものである。マイクロアサルトは、相手を「脅すことや威圧する」こと、意図的に相手を傷つけることを目的としており、周縁化された人々に意識的かつ意図的に伝えら

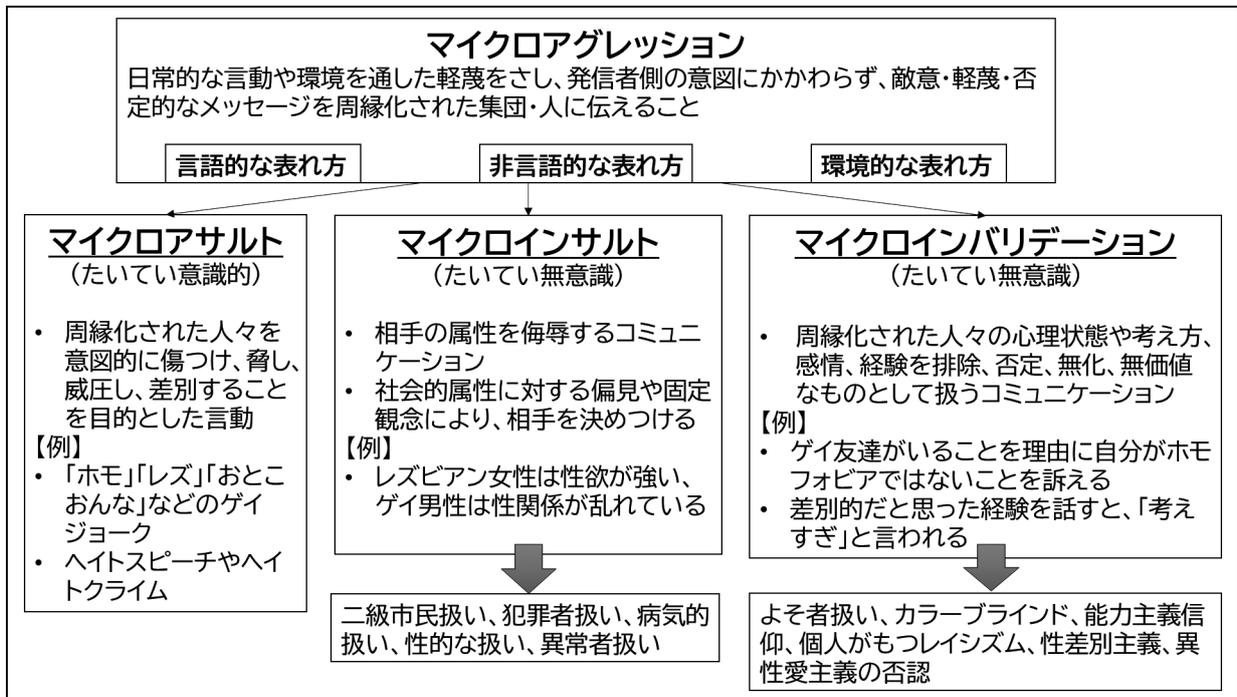


図1 マイクロアグレッションの形態とそのメッセージ（スー（2010=2020:70）の「人種的マイクロアグレッションの категорияと関係図」を元に筆者加筆・作成）

れる偏った態度や信念、言動を指し、その度合いは問わない (Ibid: 69)。「ホモ」、「レズ」、「おとこおんな」など、非異性愛者に対して発される差別的な言葉や、ゲイジョークで笑いを取ろうとすることはこれに含まれる。しかし、近年こうした意識的かつ意図的な差別行動は社会的な批判的となることが多いことから、加害者の匿名性が確保でき、同様の考えを持つ者同士の「安全」な場で、自制心を失ったときに見られる行為だと位置づけられる。

次に、マイクロインサルトとは、相手の属性を侮辱するコミュニケーションを指し、一般的には加害者が無意識的かつ無自覚に行っているという特徴を持つ。社会的属性に対する偏見や固定観念に基づいて相手を決めつける言動がこれに該当し、二級市民扱い、犯罪者扱い、病氣的扱い、性的な扱い、そして、異常者扱いするメッセージを伝え、周縁化された人々への差別を正当化する。例えば、レズビアン女性は性欲が強いといった決めつけや、ゲイ男性は性関係が乱れており HIV やエイズと疑われること、バイセクシュアルの人が同時に二人以上に好意を抱くと考えられていることなどがあげられる。女性の身体が性的に客体化される場合も、マイクロインサルトに分類される。

最後に、マイクロインバリデーションとは、「特定のグループの人々の心の動きや感情、経験的なりアリティなどを無視したり、否定したり、無価値なものとして扱ったりするコミュニケーションや環境の中のサイン」を指し、加害者は無自覚であることが多い (Ibid: 78)。スーはこれを、周縁化された属性やその属性を持つ人自身を否定する「抑圧の究極形」(ibid: 79) とし、受け取り側 (以下、受信者側) にとって最もダメージの大きいマイクロアグレッションの形であると指摘する。米国で生まれ育ったアジア系米国人に対して何度も出身地を確認することはこの一例であり、米国で育った経験を否定し、よそ者であることを伝えるメッセージとして解釈できる。ほかにも、有色人種の人のレストランでのサービスの悪さを白人に伝えたところ、「考えすぎ」と言われることも、人種に関する経験を無化するメッセージとして解釈できる (金 2016)。他にも、カムアウトした相手が、ゲイの友人がいることを理由に自分がホモフォビアはないことを主張することもマイクロインバリデーションの一例である。このような言動は、誰もが偏見や固定観念からは自由になれないにも関わらず、自身が差別的な発言をしたり無意識の偏見を持っていたりすることを否認し、差別を無効化してしまう。

マイクロアサルトは、より露骨な攻撃であることから、受信者側も差別の実態に気づきやすく、対応の有無やその方法について考えやすいとされる。他方で、マイクロインサルトとマイクロインバリデーションは、相手が無自覚で無意識であること、また、相手への差別的メッセージが環境の中に埋め込まれていることから、受信者も即座に差別だと判断しづらい。このように、マイクロアグレッション概念は、捉えづらい抑圧と無自覚な加害性を可視化するために提唱されたと言える。

### 3. 非異性愛者を取りまくマイクロアグレッション

本節では、筆者がこれまで非異性愛者とその家族への聞き取り調査および当事者やその家族の支援団体における参与観察をもとに収集した経験から、マイクロアグレッションの事例を紹介する。わたしたちの生活に潜むマイクロアグレッションを顕在化するために、非異性愛者への偏見がいかに社会で共有されているのかという考察に加え、特に、友人や家族など身近な人たちの間で見られるマイクロアグレッションの事例を中心に描き、マイクロアグレッションが起きる原因とその背景にある不均衡な社会構造を明らかにしていく。

#### 3.1 メディアや社会に遍在する偏見：笑いとからかいの中で

筆者が 2010 年に実施したインタビューの協力者 (以下、協力者) 24 名のうち、半数近くは自身の性的指向を受け容れるのに苦労した経験を話してくれた。このような非異性愛者がホモフォビアを内面化してしまう背景には、メディアや家庭、学校や日常生活のいたるところで、非異性愛者への偏見が満ち溢れているからである。例えば、協力者の一人が、これまで自身が見聞きした差別的な言動について、「保毛尾田保毛男 (ほもおだ ほもお)」というキャラクターが流行っていて、友達がそのキャラクターについて楽しそうに話している姿をみて、到底周りには自

分の性的指向を打ち明けられないと感じたと話してくれた。このキャラクターは、約30年前の人気テレビのキャラクターであり、お笑い芸人が露骨な青髭とピンクの頬を強調したメイクをし、「ホモ」という言葉と共に笑いを取ろうとすることで知られている。それが、2017年にフジテレビ記念特番で放送され、すぐに批判の対象となった。フジテレビは謝罪したが、それが30年後の現在許容されるコンテンツだという認識があったことは、男性非異性愛者への偏見を助長し、「気持ち悪い」「嘲笑してもよい」存在として非異性愛者への差別に加担する行為として理解できる。このようなメディアによって歪曲されたイメージの表出は、マイクロアサルトともとれるが、「お笑い」として消費し、ステレオタイプを助長している点はマイクロインサルトと捉えることもできるだろう。

非異性愛者への歪曲されたイメージは、メディアのみならず、家庭内、学校や職場でも同じように消費される。家族と一緒にテレビを見ていて、女装家や非異性愛の描写に対して、親が笑ったり、「頭がおかしい」といった発言をしたりするのを聞いて、絶対に親にはカムアウトできないと思ったと話す協力者もいた。この発言は、非異性愛者を異常者扱いし、非異性愛が排除されることを正当化するマイクロインサルトであると言えるだろう。

学校や職場でも非異性愛者へのからかいは生じている。2018年に大阪市民を対象とした釜野らの調査<sup>3)</sup>によると(釜野ほか2019)、小学校から高校時代に、「ホモ」「レズ」「おとこおんな」という言葉で不快な冗談やからかい・暴力行為を受けたことがある人の割合は、7.3% (不快な冗談やからかい)・1.2% (暴力行為) あり、それらを見聞きした経験に至っては、40.2% (不快な冗談やからかい)・11.8% (暴力行為) に達する。大人になってから身近な人から不快な冗談やからかいを受けた経験がある人・暴力的行為を経験したことのある人は2.6% (不快な冗談やからかい)・0.5% (暴力行為) だが、それらを見聞きした経験は、17.7% (不快な冗談やからかい)・6% (暴力行為) となっている。大阪市での調査結果を必ずしも一般化できないが、これらの調査結果は、学校や職場における交友関係の中で、非異性愛者を揶揄する発言が環境の中に今も埋め込まれていることを示唆している。実際に、協力者の中には、職場の飲み会の場で男性同士が仲良くしていることに対して、ゲイを疑い、からあう場面に遭遇したことがあった人もいた。その協力者によると、「ゲイジョーク」は、普段の職場では聞かれないのに、飲み会の場であると許される雰囲気があると言う。プロフェッショナルとされる職場はゲイジョークを言うべき場ではないと認識されているが、飲み会では、「おもしろいゲイジョーク」は許容されると認識されていることがうかがい知れる。このような非異性愛者をからかう発言や暴力自体はマイクロアサルトとして理解できるが、そういった環境を通して発せられるメッセージは、異性愛者でないと、ひどい目に合うという恐怖心を人々に植え付けており、マイクロインサルトとも捉えられる。

以上のような、非異性愛者へのからかいは、当事者への認識をゆがめるだけでなく、非異性愛者に対する既存の固定観念を助長することにもなる。それは、非異性愛者自身がそれらの偏見を内面化することとも密接に関わっている。協力者がLGBTQ+ コミュニティにアクセスし、当事者の人たちと交流した際、「みんなが親切に受け容れてくれたので、レズビアンであることは間違っていないのだ」と話す人がいたように、ロールモデルとなる人がおらず、異性愛者が描くLGBTQ+ のイメージを内面化するあまり、自身の性的指向を肯定的に受け容れられない状況がつくられている。このように、偏見を社会で許容し、カムアウトできない環境をつくりだしていることは、マイクロインバリテーションとも捉えられるだろう。

### 3.2 家族や友人、職場の人との何気ない会話の中で

異性愛を前提とした日常会話の中にもマイクロアグレッションは潜んでいる。例えば、友人や職場の人と私生活の話をする場面では、女性に対しては、「彼氏いるの?」、男性に対しては、「彼女いるの?」が一貫して使われており、異性愛ではないという選択肢を相手に与えない。協力者の女性の中には、学生時代の女友達との恋愛話に乗り遅れないようにと、無理に彼氏を作った経験がある人もいた。他の協力者で、長年同性パートナーと一緒に暮らす女性は、職場で結婚の話がされ、男性パートナーと一緒に暮らしていると周りに偽り、話を合わせているという。そうすると、「長年付き合っているのに、結婚してくれないなんてひどい男性だ」と、お節介まで焼かれたと笑っていた。このよ

うな異性愛を前提とした会話は、非異性愛を不可視化し、存在しないように扱うことを意味し、マイクロインバリデーションと捉えることもできるのではないだろうか。

異性愛を前提とした会話は家庭内でも頻繁に繰り返される。親や家族とは恋愛の話をもとにしない協力者でも、働き始めて数年たつと、結婚しないのかと親から問われたり、「孫の顔を見せてほしい」と親・祖父母から言われたりする経験をもつ人がほとんどであった。こういった発言は、家族へのカムアウトを難しくさせていた。なぜなら、親・親族からの家族をもつことへの期待に応えられないことで、親を傷つけ、裏切る行為だと認識していたからである。そのため、カムアウトによって、これまでの良好な家族関係を壊すことを恐れ、真の自分を打ち明けられない協力者は多くいた。跡継ぎとして育てられる経験をもつ者は、家庭を持ち、家を次世代につなげ、家を守るという親・親族からの期待が強く、自身の性的指向を隠し、異性と結婚するしかないかもしれないと絶望的に話していた。跡継ぎへの期待は、結婚や家庭をもってこそ一人前、という考えが潜んでいるだろうが、ここで想定される「家族」とは、あくまで異性愛とその子から成る。このように異性愛家族を持つことへの期待やその期待に沿うよう仕向けることは、非異性愛者を無価値や未熟な存在として扱い、二級市民の扱いとも捉えることができることから、マイクロインバリデーションとマイクロインサルトの一例として理解することができるだろう。

結婚や子どもを持つことへの親や周りからの期待や異性を前提として展開される恋愛話は、一見「ありふれた」会話として認識されているかもしれない。これが「ありふれた」会話として認識されるのは、わたしたちが依然として異性愛間の性愛が規範であるという異性愛規範社会に住んでいるからである。異性愛を基準とする日常的な発言の背景には、「自分の周りにはいない」といった決めつけから、そういった発言が誰かを傷つけるとは考えていない。しかし、「いないだろう」という思い込み自体が、非異性愛者の存在を完全に不可視化しており、あらゆる環境の中に埋め込まれるマイクロインサルトやマイクロインバリデーションの再生産に加担してしまう。このような思い込みは、2019年にLGBT総合研究所が実施した「LGBT意識行動調査2019」<sup>4)</sup>の結果にも表れている。「あなたの身の回り（家族や友人）において、次に挙げる『LGBT・性的少数者』の方はいますか。（複数回答）」という質問に対して、83.9%が身の回りにはいないと回答している。しかし、同調査の事前調査によると、「いない」とされるセクシュアルマイノリティ（「性的指向および性同一性のいずれかにおいて少数者である」と答えた人）の割合は10%をさし、そのうち、性的指向区分<sup>5)</sup>において非異性愛者は7%であった。つまり、異性愛規範社会において、非異性愛者は「いない」のではなく、「言えない」「見えない」と考えるのが適切であろう。

このような環境下では、カムアウトがより一層難しくなる。協力者の多くは、仲の良い友人や家族に、自身の性的指向を隠し、異性愛者とうそをつき続けることへの罪悪感も抱き、葛藤していた。そのため、カムアウトを「エゴ」だと話す協力者もいた。なぜなら、異性愛が「ふつう」の社会で、非異性愛者である自分を理解してほしいと思うことは、相手に多くを望みすぎだと考えているからであった。つまり非異性愛者は、カムアウトするか否かの真の選択肢をそもそも有していないといえる。カムアウトをエゴだと捉える発想自体に、非異性愛者たち自身が異性愛規範を内在化し、性的指向によって不公平な待遇を受けることはしょうがない、もしくは正当だといった考えが染みついてることを示している。このように、マイクロアグレッション概念を通して非異性愛者を取りまく環境を考察してみると、カムアウトし非異性愛者だと打ち明けてから差別的言動を浴びせられるというよりは、つねに差別を経験させられていることが明確に浮かび上がる。

インタビュー調査から10年以上経ち、LGBTQ+を取り巻く環境は確かに変化している。しかし、LGBT総合研究所が2019年に実施した、「LGBTに関する生活意識調査」<sup>6)</sup>によると、78.8%の当事者が誰にもカムアウトしていない（LGBT総合研究所2019）。このことから、現在でも、自身の性的指向を受け容れたり、他者に打ち明けてくれる環境が整っているとは言えず、今でも非異性愛者は日常的に差別を経験していると理解することができるだろう。

### 3.3 カムアウトの歪曲

それでも他者に自身の性的指向を打ち明けた非異性愛者は、また異なる種類のマイクロアグレッションを経験する

ことになる。その一つに、カムアウト自体が歪曲化され、無価値なものとして扱われる経験がある。カムアウトした相手から、「(同性を好きなのは) まだ異性を知らないからじゃないか」とか「異性を経験したら変わるかもしれないから経験してみたら」などと言われた経験をもつ非異性愛者は少なくないだろう。その発言に「もやもや」を感じるのは、相手に悪気がないことにも起因しており、差別イコール暴力的でホモフォビアに満ち溢れたもの、と定義してしまっている場合には、なお「差別的」だとは認識しづらい。そもそも、異性愛者が異性を知り、経験したから異性愛者に「なった」とは考え難い。にもかかわらず、非異性愛者にその発想を押し付けることはダブルスタンダードであり、異性愛以外の性的指向はふつうではないから、「ふつう」に戻ったほうが理想的、という考えが背景にあるとも考えられる。このように視点に立てば、こういった悪気のない発言は、非異性愛の性的指向を「ふつうではない」と異常者扱いするマイクロインサルトとしても理解できるだろう。また、異性との経験が「ふつう」に戻るための手段だと思われていること自体、性的指向は本人の選択で、それゆえ差別されても仕方がない、という認識を前提としているようにも見える。このように、異性との経験で「ふつう」に戻れるというステレオタイプを押し付けることは、非異性愛を否定するメッセージを伝える。以上の例は、本人の意志を尊重せず、異性愛規範を押し付け、非異性愛者たちがそれに抗いながら、カムアウトに至る苦悩を無価値なものとして扱っているとも言え、マイクロインバリデーションと捉えることもできるだろう。

他にも、カムアウト後、相手から「自分のことは好きにならないでね」や「襲わないでね」と冗談まじりに言われた経験のある非異性愛者もいる。そもそも、同性を好きになると言われて、自分も同性だから恋愛の対象になる、と考えること自体思い上がりだと言わざるを得ないが、こういった発言には、非異性愛者を性的なものや、性犯罪者という偏見が包含されている。性別に関わらず、相手の同意なしに性行動に至ることは、性犯罪である。また、冗談まじりに「本音」を伝えるそのコミュニケーションの背景には、非対称な関係性が潜む。キム・ジヘは(2021)、優越理論を参照しつつ、冗談を通して誰かを侮辱する背景には、その行為を通して自分が優れているという優越感を抱くためだと説明する。冗談やユーモアを通じた発言は、発信者による「悪気はなかった」という言葉で済まされ、差別をなかったことにされる。しかし、差別的な「冗談」をただのユーモアとして捉える寛容なその態度こそ、社会的に周縁化されている集団への排除と不可視化を助長する態度である (Ibid: 96)。

### 3.4 カムアウトの無化:「何も変わらない」

カムアウトをなかったことにされる経験もまたマイクロアグレッションの一例と言える。例えば、友人や家族にカムアウトしたにも関わらず、異性愛を前提とした会話が続けられることがある。レズビアン女性の協力者の中には、カムアウト後も、その相手から「まだ彼氏はつくらないの」と言われた経験を持つ人もいた。このように同性が好きだと言っている人に異性を勧めるのは、非異性愛を否定し、無価値なものとして扱うマイクロインバリデーションとして理解することができるだろう。

それ以外にも、カムアウトが「大したことのない」ように扱われるケースもある。友人にカムアウトして、「そうなんだ。友達にもいるよ」「好きになる相手が同性なだけだよ」などと言われて「もやもや」するのは、非異性愛に偏見がない態度から出てきていると認識できる一方で、非異性愛者として生きる上で直面するあらゆる問題が見過ごされる感覚になるからではないだろうか。確かに、非異性愛は、異性愛と同様に、性的指向の一つであるため、グラデーションの一つである。しかし、そんな「大したことのない」差異は、異性愛者が婚姻制度から得られるあらゆる特権を非異性愛者が享受できない事実をみても、実際には、あらゆる社会的弊害を抱えさせ、非異性愛者を社会保障の対象外として脆弱な立場に追いやっている。

カムアウトされた側の立場からすると、カムアウトをなかったことのようにしたり、「大したことのない」ように扱ったりしたのは、なんて言ってよいのかわからなかった、ということ以上に、これまでとは同じ態度で接することが相手への配慮だ、と考えたのかもしれない。近年ではLGBTQ+への知識が普及しつつあるため、大げさに反応することは失礼に値する、もしくは、知識がないと思われるのは恥ずかしい、という感情の裏返しの反応だったか

もしれない。ここでは、「以前とは変わらぬ態度」を取ることが、相手への気遣いと捉えられている。また、非異性愛者を「大したことがない」と扱う態度は、偏見のない態度としても理解できるだろう。実際に、このようなカムアウトの受け容れ方を積極的に評価する非異性愛者もいるだろう。しかし、「大したことがない」という態度が、非異性愛者への差別自体を覆い隠し、無化してしまえば、その経験はマイクロインバリデーションとして理解できるのではないだろうか。また、「これまでと変わらない態度」が、「今まで異性愛規範を基に築かれていた関係を問い直さないという態度」だとすれば、非異性愛者が置かれている不平等な状況も温存されてしまうだろう。

### 3.5 自分は理解するが社会は偏見だらけ

カムアウトした相手が理解を示し、性的指向を隠さずに話せたり、それを前提とした会話ができたりしたときに、「受け容れられた」と感じ、それはカムアウトの「成功」を意味する。しかしながら、「成功」したと見られるカムアウトの経験にも、カムアウトする側とされる側の「理解」をめぐる認識の差が生じる場合がある。これまでの調査で出会った、子からカムアウトされた3人の母親は、子がカムアウトしてくれてよかった、うれしいと話していた。一方で、その子が同級生の集まりでみんなの前でカムアウトしたい、祖父母にカムアウトしたい、もしくは、就職活動の時に性的指向を隠さずに言うつもりだ、という主張に対しては、やめるように促したという。それに対して、子たちは親の「偏見」を感じ、本当の意味で自分を理解していないと、対立したという。親の立場から見れば、不特定多数の前や就職活動の時にカムアウトすることは、誹謗中傷や不採用の可能性を大きくするという「親心」からであった。また祖父母に言わない方が良いと言う背景には、祖父母の年齢のことを考えて驚かせてはいけないという祖父母への「配慮」があった。親子関係以外でも、「〇〇さんは偏見があるから言わない方がいいんじゃない」や、逆に「恥ずかしいことじゃないからもっとカムアウトすればよいのに」などと、カムアウトするタイミングを助言されるというケースもあるだろう。こういった発言も、発言者の立場からすると、カムアウトしてきた非異性愛者への「気遣い」や「思いやり」の気持ちからだったかもしれない。

しかし、誰に、そしてどのタイミングでカムアウトするか・しないかは本人が決めることである。非異性愛者がカムアウトしない方がいいと言われ「もやもや」するのは、その発言がまるで「非異性愛は隠しておくべき性的指向だ」と、非異性愛者を不可視化する発言とも受け取ることができるからである。見えなければ、誹謗中傷や暴力にさらされない、という見方もあるだろうが、存在を不可視化され、無化される経験は、非異性愛者の存在自体を否定するマイクロインバリデーションとして経験されることが理解できる。

他にも、非異性愛メンバーの恋人やパートナーを、親族や近所の人に「友達」として紹介したりするというのも、マイクロインバリデーションに該当する。パートナーの存在と本人のアイデンティティが否定され、その関係性が無価値なものとして扱われてしまうからである。もしこれが異性のパートナーだった場合、同様の行動をするとは考え難い。むしろ、「結婚」を自慢さえるのではないだろうか。これ以外にも、非異性愛者であることを認知している人に、カップル同士で子どもをもつ意思があると伝えると、「生まれてくる子どもが差別にさらされるかもしれないから、かわいそう」といった発言をされることはある。これは一見、「子ども想いの発言」であるかのように見える。しかし、この発言者の持っている偏見を「子ども」を振りかざすことでなかったことにしつつ、同性カップルが異性カップルに比べて親として優れていないというメッセージともうかがい知れる、まさにマイクロインバリデーションである。そもそも、生まれてくる子どもを差別するのは、まぎれもなく、こういった発言の背景にある偏見である。

### 3.6 マイクロアグレッションを生じやすい状況とその特徴

理解をめぐる齟齬は、スー（2010=2020）が人種的マイクロアグレッションを例に挙げた葛藤の原則とも合致する。その原則の一つが、「人種的リアリティの衝突」である（Ibid: 92-7）。これは、白人と黒人では人種差別主義（レイシズム）に対する認識が異なることを指す。つまり、マイクロアグレッションを通して日常的に発せられるメッセー

ジに対する認識が、マジョリティとマイノリティとは異なるということである。だからこそマイノリティ側は、差別に対して、マジョリティ側からすれば「過剰」に見える反応をし、強い警戒心を持つのである。一方、マジョリティ側は認識のずれ故、自身の偏見に無自覚であり続けることができる。ダイアン・J・グッドマン (Goodman 2011=2017:26) によると、ある「集団の一員であるというだけで恩恵を受け、労せずして優位性を得られる」特権集団 (スーが使用する社会的マジョリティ集団と同義) は、劣位集団に比べて優位なアイデンティティをもち、それを通して特権を得ていること、その一方で劣位集団が抑圧を受け、その抑圧が維持されることでさらに自身の優位性を維持強化していることにほとんど無自覚である。なぜなら、特権集団にとって特権とは、水の中にいる魚にとっての水のように当たり前のようにあるものだからである (Ibid: 33-4)。これを、『『水の中の魚 (fish in water)』現象』と言う。その結果、マジョリティ側とマイノリティ側の認識の差が生まれ、知らず知らずのうちに偏見が露呈することで、マイクロアグレッションが生じてしまうとと言えるだろう。

さらに、スーが指摘する「意図的ではないバイアスの不可視化性」という原則からも、なぜ無自覚のうちに差別的な言動が表出するかも説明できる (Ibid: 98-102)。自身の偏見に無自覚であるため、受信者側がマイクロアグレッションだと認識した発信者の言動は、発信者側からすると善意の気持ちからであったと疑わない。発信者側の自身に対する認識と、受信者側からした発信者側の無自覚な言動にギャップがあり、そこからジレンマが生じるのである。人種問題の研究における世界の第一人者の一人として知られる、心理学者のジェニファー・エバーハード (Eberhardt 2018=2020) は、潜在的な偏見は、その人が差別主義者であるかは関係なく、その人の意識や認識、志に関わらず持たれうるものだと指摘する。つまり、わたしたちは誰一人、偏見から自由になることはできず、特にマジョリティは自身の偏見にも、それに無意識でいられる権利にさえ無自覚であるということである。

スーによれば、これら原則は非異性愛者や女性へのマイクロアグレッションの経験にも通ずるといえる。本節 (3-1 から 3-5) で紹介した非異性愛者の日常的な差別経験は、異性愛規範が今も社会に根強く残っていることを物語る。異性愛規範社会において、異性愛の性的指向は「基準」となっているため、非異性愛者は常にカムアウトを迫られる。一方で、異性愛者にとっては、自身の特権に無自覚でいられるよう機能する。この不均衡な関係性ゆえ、非異性愛者と異性愛者との間では、異性愛規範や日常生活の中で表出されるホモフォビアに対する認識に差が生じると考えられる。そのため、「思いやり」や「気遣い」とされる言動の中に、無意識の偏見が潜んでいることが見えづらくなり、それが露呈した時に、マイクロアグレッションが生じるといえるだろう。非異性愛者の中には内面化されたホモフォビアゆえ、自身の性的指向を肯定できない人もいるように、性的指向にかかわらずすべての人が異性愛規範を内面化し生活する結果、異性愛規範は再生産され続けている。

#### 4. 「和規範」と「ふつう戦略」: 「同性愛歓迎ムード」に潜むマイクロアグレッション

本節では、現代日本社会に見られる「同性愛歓迎ムード」に潜む、マイクロアグレッションの危険性について考察する。前項でも、筆者によるこれまでの研究 (元山 2017; Motoyama 2019) から、カムアウトされた家族が非異性愛メンバーを受け容れたり、他者に家族の立場からカムアウトしたりする際の対応について触れたが、その際、しばしばみられるのが、「ふつう戦略」である。ふつう戦略とは、家族や当事者が、後述する「和規範」を維持することで排除されないための戦略だが、「同性愛歓迎ムード」の背景にもこの規範が見られることを確認し、その問題性を指摘していく。

カムアウトされる側は、多くの場合以前から非異性愛者に対する偏見 (無意識的なものも含む) を共有しているが、カムアウト後には相手への理解を示すため、非異性愛者を再評価していく。その時によく使われる表現として、「LGBTQ+ の人もふつう」がある。この時に言われる「ふつう」とは、異性愛者と比較してさほど変わらない、という異性愛規範による規定でもあるが、それだけではない。ここでいう「ふつう」は、性的指向はちがえど、仕事をし、家庭やパートナーをもち、健康に生き、調和性を持つ、人と同じようにできる人と言う意味において規定されていた。

このように人と同じようにできる、つまり、社会の和を乱さない人が望ましく、他の人たちと同じであるべきという規範を、「和規範」と捉えることができる。実際に、カムアウトされた家族は、犯罪や自殺、アルコール依存、トランスジェンダーやひきこもりなど他の「逸脱」行為と非異性愛とを比較して、それらに比べれば性的指向が人と違うだけで逸脱していないと、非異性愛を正当化することで、受け容れていくのであった（元山 2017）。

カムアウトされた家族が非異性愛メンバーのことを周りに打ち明ける際にも、非異性愛の存在を特別視せず、会話の中に自然に紛れ込ませることを通して、非異性愛者の「ふつう」を強調する、「ふつう戦略」を使っていた（Ibid; Motoyama 2019）。このように、非異性愛の受け容れやカムアウトの際に使われるふつう戦略は、和規範を維持しつつ、非異性愛の存在を当然視させることで異性愛規範を徐々に緩和する効果があった。以下では、「同性愛歓迎ムード」を支える和規範の正体を明らかにし、それがマイクロアグレッションの加害性を助長する危険性について指摘する。

#### 4.1 和規範に支えられる「同性愛歓迎ムード」

1 節で触れたように、同性婚や非異性愛者に対する制度的な支持を示す人の割合が徐々に増えていることから、日本では「同性愛歓迎ムード」が醸成され、非異性愛者に「寛容」であるようにも見えることはすでに確認した。しかし、「結婚の自由をすべての人に——Marriage for All Japan——」より 2020 年に発行された、「同性婚に関する意識調査」報告書<sup>7)</sup>によると（公益社団法人 MarriageForAllJapan——結婚の自由をすべての人に編 2020）、賛成理由として「時代の流れだからあってよい」（68.4%）、「海外で認められているから、日本でもあってよい」（63.9%）、「自分には関係ないからあってよい」（50.8%）が挙げられている。さらに、同性婚の賛否の見解を変えた理由として、「社会の変化」や「風潮」をあげた回答者が多い。同調査の回答者は 40 歳から 69 歳の男女が対象とされているため、若年層の考えは反映されていない。しかし、以上の調査から示唆されるのは、同性婚支持者は、和規範ゆえに支持を示していることがうかがい知れ、非異性愛者への差別や偏見に対する問題意識ゆえの支持とは言い難い、ということである。つまり、世界も含め「みんな支持するのが主流だから」といった理由から、みんなと同じであるために支持をする、という受動的かつ消極的な支持とも捉えることができる。

このように、「時代の流れ」や「みんながやっているから」という理由による支持は、和規範に従うことで自身が排除されないためと捉えることもできるのではないだろうか。和規範による支持者は、非異性愛者への法制度化の風向きが変われば、もしくは、自分に不利になるかもしれないと感じれば、反対に転じるかもしれない。また、「自分には関係ないから」支持するという無関心な態度は、自身のマジョリティの特権を維持することができれば賛成するという態度ともたれ、それは非対称な権力の表れであり、抑圧への加担を意味するのではないだろうか。アラン・G・ジョンソン（Johnson 2005）によると、特権集団の人は自身の特権が与える他者への影響を考えなくても良いという権利を有している、と知っているという。つまり、特権集団の人は、無関心であり続ける選択肢を有している。特権集団は「水の中の魚現象」ゆえ、自身が持つ特権に当たり前すぎて、自身のことを社会的権力や特権を持った集団の一員としての自覚を持っていない。それは、自分が受けている特権的な扱いが、他の人々の犠牲の上でなりたっていることにもほとんど気づかないことを意味する（Goodman 2011=2017: 35）。

#### 4.2 見せかけの人権意識による支持とマイクロアグレッション

では、なぜ「水の中の魚」状態に陥ってしまう、もしくは、自身の特権に無自覚になってしまうのだろうか。社会の動きから、その理由について探してみたい。

新ヶ江章友は、経営学に由来する「ダイバーシティ」という用語に着目し、日本社会でいかに「ダイバーシティ推進」が展開され、普及してきたかについて論じている（新ヶ江 2021）。新ヶ江によると、日本社会でダイバーシティの考え方が普及した背景には、マイノリティの人権への配慮よりも、『「多様な人材活用が社会を活性化させる」』という経営学的発想が人々の間に受け入れられていったからだという（Ibid: 37）。これは、ダイバーシティという人々の差異を取り込み、活用することによって、組織の売り上げを増大させるという発想に基づいており、人権擁護を

経済活動に従属した二次的な意味として傍流化される。新ヶ江は、電通がダイバーシティ・マーケティングとセクシュアルマイノリティの社会運動とを連動させ、『市場化される社会運動』を展開したことがきっかけで、2015年以降の『LGBTブーム』が引き起こされたと分析する。その市場化される社会運動で使われた戦略は、「必ずしも強い人権意識を持っているわけではない消費者としてのLGBTとアライであり、アライの姿勢を示す企業」が主体となる運動の在り方を展開した点にあった (Ibid: 49)。人権意識の強い当事者やアクティビストによる人権擁護を根幹にした従来の社会運動とは目的も方法も大きく異なる。市場化される社会運動が活発化する中で、企業のみならず、地方自治行政でもLGBTQ+をめぐる人権施策へと広がっていったという。その結果、わたしたちは「多様性の尊重」という言葉を頻繁に耳にし、「多様性を尊重することが大切だ」といった考え方が普及してきたと言えるだろう。普及した背景には、「時代の流れ」や「みんな大切だと言っているから」という和規範も手助けしたと言えるだろう。

このように、和規範を理由とした人権擁護への姿勢、そして、経済的活動に従属した人権意識を、本稿では「見せかけの人権意識」と呼ぶ。つまり、人権擁護を経済活動に従属させ、和規範を通して二次的な意味に傍流化した結果、「見せかけの人権意識」が醸成されていったと言えるだろう。その状況下で、人権に関する議論に支持を示すことで、「自分は差別をしない、大丈夫だ」と過信できる状況が作り上げられていったのではないだろうか。それは、たとえば、同性婚に賛成することで「差別をしない善良な市民」として自己定義でき、それが「見せかけの人権意識」かもしれないという可能性には気づくこともなく、自身の無意識の偏見と向き合わずにすむ状況を生んだと言えないだろうか。以上のような社会の動きによって、「善良な市民」として「見せかけの人権意識」を持った特権集団は、ますます自身の特権に無自覚になってしまうと考えられる。

しかし、「善良な市民」であろうと、異性愛者であれば、異性愛規範が基盤となる社会やそれをもとにつくられた制度から少なからず特権を得ている。にもかかわらず、自身の異性愛者としてもつ特権に無自覚であるということは、知らず知らずに異性愛規範の再生産に加担していることを意味し、その影響力をなかったことにすることを意味する。異性愛規範が再生産されることによって、異性愛を前提とした会話や制度が温存され、非異性愛者の存在が不可視化され、その経験が無効化される。つまり、結果として、自身の特権に無自覚な「善良な市民」ほど、マイクロアグレッションを起こしやすくなるという皮肉な情況さえ出来しうることになる。さらに、「善良な市民」が「見せかけの人権意識」の上に成り立っているとすれば、みんなと同じようにすることで調和を保つことが望ましいという和規範は維持され続け、マジョリティとは異なる者を排除しつづける差別構造もまた維持と再生産されることが示唆される。

以上のことから、人と同じであることが良しとされる和規範は、「同性婚歓迎ムード」を形成し、消極的な支持者や「見せかけの人権意識」を人々に習得させるよう機能していた。ここから、和規範とマイクロアグレッションは親和性が高いこともわかる。なぜなら、和規範は自分で考えるより、ほかの人と同じようにすることに主眼が置かれており、その結果、自身の偏見が放置された状態のまま、また、問題意識を持つことのないまま同性婚を支持することで、「善良な市民」という地位が与えられ、自身のもつ特権にさらに無自覚であることを可能にするからである。しかし、「多様性と調和」への舵切りをする社会や「同性愛歓迎ムード」が醸成される現代日本社会をマイクロアグレッション概念を通して考察していくと、そこに潜む危険性を明らかにすることができるとともに、そこに埋没する「善良な市民」が知らず知らずのうちにマイクロアグレッションの潜在的な「加害者」になることに警鐘を鳴らしていることがわかる。

ここまで、非異性愛者を支援する法制度上の動きを批判的に検討はしたが、その動きを間違いだというつもりはない。見せかけの人権が発端であったとしても、企業の取り組みや自治体での人権施策はLGBTQ+の存在を可視化し、また、法制度化も異性愛規範を徐々に緩和する可能性をもつからである。しかし、後述するように、和規範が維持されたままでは差別はなくなる。どのようにしたら差別を低減させていけるかわたしたち一人一人が真剣に考え、行動する必要があるだろう。

## 5. マイクロアグレッション概念の可能性：差別の低減に向けた起点として

### 5.1 当事者のエンパワメント：「もやもや」の言語化

差別とは、単に、ある属性によって生じる不利益を指すものではなく、その不利益が生じていることが、別の論理によって正当化されている状態を指し、この正当化される構造を江原由美子は、差別の装置と呼んだ（江原 2021: 115-8）。そして、被差別者が常に差別が起きたことを説明する責任を負わされ、「被差別者だけが怒りを強えられる」構造に問題があることを指摘する。その「怒り」は、ある状況が「差別」だと判断されたときに生じうる感情であるが、善良な人による、差別かどうかの判断がはっきりとはつかない言動に対しては、「怒り」をどこに向けたらよいのか、そもそも「怒り」を持つことが正しいのかといった迷いを生じさせ、日々の「もやもや」として消化されることになるだろう。そうした、巧みに隠蔽され続ける不当性にスポットライトを当て、「もやもや」の原因が差別だと特定できるのが、マイクロアグレッション概念と言えるのではないだろうか。被差別者が差別の実態を証明しないといけないうような不均衡な関係は維持されたままではあるが、それでも、知らず知らずのうちに侮辱されたり、劣等感を抱かされたり、存在を無効化されたりすることに抗い、自身の内面化されたホモフォビアに気づくきっかけになるなど、マイクロアグレッション概念は周縁化された人たちをエンパワメントする役割を果たす可能性を持っている。

さらに、これまで差別があからさまな嫌悪や暴力の表出だと認識されていた範疇では該当しなかった言動までも「差別」だと認識され、問題視できる点において、この概念は当事者のこれまでの被差別経験をより多角的に捉える視座になりうると考えられる。マイクロアグレッション概念を用いることによって、3節でみてきたように、「ありふれた」生活の中で、身近な人による日常的な差別を経験していることが明らかになった。これまでも、カムアウトのしづらさやそれに伴う葛藤が異性愛規範やホモフォビアによるものであることは指摘されてきた（Altman 1993; ヴィンセントほか 1997 など）。しかし、カムアウトの意欲をそぐ環境を生産・再生産し、カムアウトすることを「エゴ」と思わせたり、カムアウトしないことがすることよりもより賢明な選択だと思わせたりすること自体、環境の中に埋め込まれたマイクロアグレッションであり、差別である。マイクロアグレッション概念は、これまで「相手に悪気はないから」と見過ごしてきた不当性を言語化し、「気にしすぎかも」という自責の念から解放つのを助けてくれるだろう。

一方で、マイクロアグレッション概念は、受信者の被害意識を助長するといった批判や、（Campbell and Manning 2018）、発信者を加害者と名指しし、罰するコールアウト・カルチャーへとつながるため、相互作用分析を考慮すべきだという批判（Schacht 2008）がある。キャンベルらの批判自体、「差別だ」という申し立てを、「敏感になりすぎ」といって取り扱わず、差別をなかったことにするその態度は、マイクロインバリデーションとしても理解できる。また、シャハトの批判に対してスーは、発信者側と受信者側の両者の地位が非対称であることを考慮せずに、相互作用の影響を考慮すること自体、マイクロアグレッションの被害者を非難する構図になっていると反論する（Sue 2010=2020: 104-6）。これらのマイクロアグレッション概念への批判は、加害者／被害者という二項対立が生み出されることと、その申し立てにより人間関係が脆弱になる危険性を示唆しているとも捉えることができる。しかし、マイクロアグレッション概念は、むしろその二項対立を覆すのである。なぜなら、マイクロアグレッション概念は、たとえある属性においてマイノリティであったとしても、ほかの属性ではマジョリティになる可能性を示唆し、被害者になったから加害者にならない、もしくは、その逆に加害者は被害者にはならない、という簡単な図式を覆すよう作用するからである。

マイクロアグレッション概念は、差別とは捉えづらく、これまで見過ごされてきた抑圧と無自覚な加害性を可視化するために提唱され、その有効性は上で確認した通りである。しかし、どの言動がマイクロアグレッションかを議論するとどまってしまうと、その言動をした人が「悪」と認定され、それ以外の言動は「悪ではない」となり、「悪ではない」言動の中の無意識の偏見や無自覚の差別は見過ごされてしまう。そこで、マイクロアグレッション概念をもう少し広義にとらえ、差別の低減に向けた建設的かつ積極的な議論と行動のための「起点」として捉えること

を提案したい。すなわち、マイクロアグレッション概念を起点とし、第一に、マジョリティが自身の特権に意識を向け、真の人権意識を培っていくこと、そして第二に、差別をより身近なものとしてとらえ、積極的に差別と向き合い、対置していけるコミュニケーションを確立していくこと、を意味する。

## 5.2 差別への向き合い方：和規範の見直しにむけた意識の変革とコミュニケーション

マイクロアグレッションを含む差別は、マジョリティや特権集団の価値規範から他者化・差異化されて生じる。江原は、差別を排除行為だとし、「『排除』するために必要な他者の認知は最小でよい」と指摘し、マジョリティもしくは特権集団の基準から「ちがう」と差異化されることが排除の十分条件であると唱える（江原 2021: 139）。だとすれば、マイクロアグレッションを含む差別の低減には、特権集団の人たちの意識の変革が求められる。意識を変革するためにまずは、「水の中の魚」状態に陥らないことが求められるのではないだろうか。出口は、「マジョリティ性（つまり特権性）を多くもった人たちが、自らが優遇されていることに気づかないかぎり、真の意味での変革は望めない」と断言する（出口 2021: 166）。そのうえで、マジョリティ自身が特権に気づくことで期待できる効果の一つをアライになることだとする。アライとは、「優位集団の一因でありながら、劣位集団の人たちへの差別や不公正に対して異議を唱え、行動を起こす人々のこと」であり、マジョリティの立場として特権を自覚し、アライとして社会に働きかけていくことで生きやすい社会づくりが可能だとする（Ibid: 170-1）。むろん、アライと自称し、LGBTQ+ フレンドリーを公言しているからといってマイクロアグレッションを引き起こさないとは言い切れない。もしくは、LGBTQ+ の知り合いや家族がいるからと言って、アライに「なる」わけでもない。むしろ、自身をアライだと名乗り、それゆえ差別とは無縁だと自分を信じ込ませてしまえば、マイクロアグレッションを引き起こす危険性を高めるかもしれない。また、「アライになる」とは特権集団がマイクロアグレッションを低減するための手段であって、目的ではない。大切なのは、特権集団に属することで、劣位集団よりも優位なアイデンティティを通して特権を得ていること、そして、その特権が劣位集団への社会的抑圧の犠牲の上に成り立っていることを自覚することである。そうすることで、周縁化された人々の置かれている不当な状況に問題意識を向けることにつながり、「見せかけの人権意識」ではなく、真の人権意識を培っていくことができるのではないだろうか。

その上で、マジョリティ・特権集団の基準自体の見直しが求められる。受信者側によるマイクロアグレッションへの申し立てがあった場合、その言動が差別か否かという議論にとどまるのではなく、それについて積極的な意見交換をし、低減するための自己内省と行動を起こすため、自身のもつ基準を見直していくことが求められるだろう。さらに、拙稿でも指摘した通り、日本社会における差別を低減させるためには、異性愛規範のみならず、「和」を乱さないと判断された個だけが受け容れられる和規範をぬりかえていくことが不可欠である。マジョリティ・特権集団が規定する「ふつう」の基準は常に変わりゆくものであるが、異性愛規範のみならず和規範を基準として自分たちとは異なる人・集団を常に他者化・差異化する限り、常に誰かが排除の対象となる。江原も「『差異=悪』としてしまう社会は、同質的存在しか許さない社会であり、そうした社会では『差別』は再生産されてしまうであろう」と述べ、異質性を尊重し合う感性を育む必要性を唱える（Ibid: 126）。真の多様性尊重社会を目指すためには、和規範のような同質性による和や調和ではなく、異質性（多様性）による和や調和という価値観の浸透が必要だろう。特にグローバル時代の今だからこそ、多様性による和や調和を創造していくことが希求されているといえる。しかし、和規範や異性愛規範を含むマジョリティ・特権集団の基準は、それらの基準から「逸脱」とされ周縁化されるマイノリティも含め、すべての人々に内面化され、その再生産に加担してしまう可能性をもつ。つまり、マイノリティ当事者自身ですら、それらの規範から解放されているわけではない。

しかし、だからこそ、マイクロアグレッションを「起点」として、わたしたち一人ひとりが、差別をより身近なものとしてとらえ、積極的に差別と向き合い、対置していけるコミュニケーションを確立していくことが求められるのではないだろうか。日本では、差別について表立って話すこと自体がタブー視されているようにも見える。ある問題に対して差別だと名指しして、その問題に取り組むこと自体が、社会の調和を乱す行為、つまり和規範に反す

る行為として認識されうる。しかしながら、問題を直視しないということは、その問題への対処や根本的な原因への働きかけはなく、問題が温存されることを意味する。マイクロアグレッションとは、わたしたちが無意識的にもつ偏見が露呈したときに生じる差別であり、誰もが「加害者」になりうる可能性をもちあわせていることを教えてくれる。マイクロアグレッション概念は、差別をより身近な事柄として感じさせ、日常的に差別について話す機会を提供する手段として機能することも可能だろう。このようにマイクロアグレッション概念を本来のそれよりも広義に捉えることで、わたしたちの差別への向き合い方に大きな示唆を与える。差別を顕在化し、解決に向けたコミュニケーションを始めるためにマイクロアグレッション概念を活用することができれば、人々の属性を超えた連携が可能となり、多様性が尊重される社会づくりへとつながっていくのではないだろうか。そのために、具体的に、マイクロアグレッションの受信者と発信者側がいかにして問題意識を共有し、より対等な関係を構築するためのコミュニケーションを取るのかについて、さらなる研究を深め、未来に挑戦していきたい。

### [注]

- 1) WHOで「性同一性障害」が「精神障害」の分類から除外されることで合意されたのは、2019年と最近である。
- 2) ホモフォビア（同性愛嫌悪）とは、1973年に心理学者のジョージ・ワインバーグ（Weinberg 1972）によって提唱された言葉であり、同性愛者に対する嫌悪感を指す。この頃、米国では同性愛者は治療の対象と認識されていたが、ワインバーグはホモフォビアという概念を通して、治療の対象となるべきは同性愛者でなく、同性愛者に嫌悪を抱く人やその社会構造であると指摘した。
- 3) この調査は、2018年10月1日時点で大阪市に住民基本台帳に登録されている18歳～59歳の1,521,452人の中から、無作為に抽出された15,000人を対象に実施された。そのうち、4,294人の回答を基に分析された調査結果である。
- 4) 2019年5月16日～5月17日、全国20～69歳の個人のうち有効回答者、計347,816名を対象にインターネット調査が行われた。
- 5) LGBT総合研究所による事前調査によると、これに該当する性的指向は、同性愛、両性愛、無性愛、クエスチョニング、その他、となる。
- 6) 2019年4月24日～5月20日、全国20～69歳の個人、計2578サンプルを対象に行われたインターネット調査。サンプル内における性同一性区分と性的指向区分は以下の通り。「性同一性区分」に分類されるのは、性自認が一致しているとされるシスジェンダー520人、Xジェンダーも含む、トランスジェンダー520人、計1,044人。さらに、「性的指向区分」に分類されるのは、異性愛者518人、同性愛503人、両性愛517人、計1,538人。
- 7) この調査は、インターネット調査会社の登録者を対象とし、国内に在住する40～54歳の男女、55～69歳の男女の合計1,500名が回答するように設計され、2019年12月に行われた。有効回答数は1,495名であり、そのうち72.6%の人が同性婚を賛成・やや賛成としている。

### [文献]

- Altman, Dennis, 1993, *Homosexual: Oppression and Liberation*. New York and London: New York University Press.
- BBC News Japan, 「同性婚を認めないのは『違憲』 札幌地裁が初の判断」, 2021年3月17日, (2021年3月25日取得, <https://www.bbc.com/japanese/56424717>).
- Campbell, Bradley and Jason Manning, 2018, *The Rise of Victimhood Culture: Microaggressions, Safe Spaces, and the New Culture Wars*, Los Angeles: Palgrave Macmillan.
- 出口真紀子, 2021, 「論点3 みえない『特権』を可視化するダイバーシティ教育とは？」岩淵功一編『多様性との対話——ダイバーシティ推進が見えなくするもの』青弓社, 165-174.
- 電通, 2020, 『LGBTQ + 調査2020』「News Release 電通, 『LGBTQ + 調査2020』を実施——ストレート層を初めてグループ化し, LGBTQ + に対する意識/知識を分析 調査対象で最も多いのはLGBTQ + を知ってはいるものの自分事化できていない『知識ある他人層層』」電通ダイバーシティ・ラボ.
- Eberhardt, Jennifer, 2020, *Biased: Uncovering the Hidden Prejudices that Shapes What We See, Think, and do*: Penguin Random House.

- (山岡希美訳, 2021, 『無意識のバイアス—人はなぜ人種差別をするのか』明石書店.)
- 江原由美子, 2021, 『増補 女性解放という思想』ちくま学芸文庫.
- Goodman, Diane J., 2011, *Promoting Diversity and Social Justice: Educating People from Privileged Groups (2<sup>nd</sup> Edition)*: Taylor & Francis Group. (出口真紀子監訳, 田辺希久子訳, 2017, 『真のダイバーシティをめざして—特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』上智大学出版.)
- 日高康晴, 2016, 『LGBT 当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題』宝塚大学看護学部.
- Johnson, Allan, 2005, *The Gender Knot: Unraveling Our Patriarchal Legacy*, Philadelphia: Temple University Press.
- 釜野さおり・石田仁・風間孝・平森大規・吉中崇・河口和也, 2020, 『性的マイノリティについての意識: 2019年(第2回)全国調査報告会配布資料』JSPS 科研費(18H03652)「セクシュアル・マイノリティをめぐる意識の変容と施策に関する研究」(研究代表者広島修道大学河口和也) 調査班編.
- キム・ジヘ, 2019, 『선량한 차별주의자』Changbi Publishers, Inc. (ユン・イキョン訳, 2021, 『差別はたいてい悪意のない人がする——見えない排除に気付くための10章』大月書店.)
- 金友子, 2016, 「マイクロアグレッション概念の射程」, 『生命学研究センター報告書 [24] 第二部 思考——フェミニズムをめぐる論考: 理論/実践4』立命館大学生存学研究所.
- 公益社団法人 MarriageForAllJapan- 結婚の自由をすべての人に編, 2020, 『同性婚に関する意識調査』「同性婚に関する意識調査 報告書」([https://www.marriageforall.jp/wp-content/uploads/2020/10/同性婚に関する意識調査報告書\\_公刊版.pdf](https://www.marriageforall.jp/wp-content/uploads/2020/10/同性婚に関する意識調査報告書_公刊版.pdf)), 石田仁・岩本健良・釜野さおり.
- 厚生労働省, 2020, 『令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書』(<https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf>).
- LGBT 総合研究所, 2019, 『LGBT 意識行動調査 2019』([https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/11/191126\\_Release.pdf](https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/11/191126_Release.pdf)).
- McLelland, Mark J., 2005, *Queer Japan from the Pacific War to the Internet Age*. Lanham, Md.: Rowman & Littlefield.
- 元山琴葉, 2017, 「日本における非異性愛をカムアウトされた家族の受け入れ方——差別への働きかけとしての〈ふつう戦略〉とその可能性」『理論と動態』(10): 24-41.
- Motoyama, Kotona, 2019, “‘Coming Out’ as a Family with an LGB Member in Japan: Normalizing Strategies and Negotiating with Social Norms,” *Contemporary Japan*, 31(2): 159-179.
- Nadal, Kevin L., 2013, *That’s so Gay! Microaggressions and the Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Community*, Washington DC: American Psychological Association.
- Schacht, Thomas, 2008, “A Broader View of Racial Microaggression in Psychotherapy,” *American Psychologist*, 63 (4): 273-79.
- 新々江章友, 2021, 「ダイバーシティ推進と LGBT / SOGI のゆくえ——市場化される社会運動」岩淵功一『多様性との対話——ダイバーシティ推進が見えなくするもの』青弓社, 36-58.
- Sue, Derald Wing, 2010, *Microaggressions in Everyday Life: Race, Gender, and Sexual Orientation*, New Jersey: John Wiley & Sons, Inc. (マイクロアグレッション研究会訳, 2020, 『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション』明石書店.)
- ヴィンセント, キース・風間孝・河口和也, 1997, 『ゲイ・スタディーズ』青土社.
- Weinberg, George, 1972, *Society and the Healthy Homosexual*, New York: St. Martin’s Press.

もとやま ことな 1987年生まれ 北陸先端科学技術大学院大学 グローバルコミュニケーションセンター講師  
 主な著書  
 『あたらしい自分との出会い New Self——「自分らしさ」の発見、「多様性」の尊重、そして「協働」の実現』(共著)  
 海象社

# 第10章 インターセクショナリティ概念によるスクール・セクハラの新フレミング

## ——中学校における ALT を標的とした生徒からのハラスメントを事例として——

トリシア・アビゲイル・サントス・フェルミン

翻訳：山田祥子

### はじめに

「スクール・セクシュアル・ハラスメント」（以下、スクール・セクハラとする）は、小中高校においてなされる性的加害行為を表すのに用いられる語である。これまでこの問題に関する調査は行われてこなかったため、教育機関での実際の性質や発生率を確かめることはできない。しかし、内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査（平成 23 年）」および文部科学省の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（平成 26 年度）」の結果から柳本（2016）が行った推測が示唆しているのは、スクール・セクハラが私たちが考えるよりも頻繁に発生しており、加害者の大半が教員ということである。

セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラとする）の従来型のモデルにおいて、ハラスメントは組織構造における当該個人の位置か、女性あるいは男性としての社会的・文化的地位に基づく権力格差の結果と見なされてきた。教育の専門家たちは、スクール・セクハラを同じような仕方でも説明しようとしてきた。つまり、学校が根本的に権力関係の上に築かれており、大人・教員・男性が「強い者たち」、子どもや女性が「弱い者たち」と見なされる場所だと論じてきたのである。この枠組みは、地域の教育委員会が採用するセクハラ対策の方針に大きく影響を及ぼしてきた。すなわち、そうした方針の中では、ハラスメントを行う人は権力を保持する者であり（例：教員、職員、大人）、彼らの従属者（例：子ども、生徒、保護者）が被害者であると考えられてきた。セクハラの実例における一般的な傾向に対処する形で方針を考えることは、理に適っており実践的であると思われるかもしれない。しかし、そうすることで加害者としての教員／大人対被害者としての生徒／子どもモデルに適合しない、他の形態の不平等から生じる事例は覆い隠されてしまう。そうした例の一つが、教員に対して生徒が行うセクハラである。発生頻度は多くはないが、そのような加害行為は存在しており、同様に深刻な人権侵害と見なされなければならない。効果的な方針を欠くがゆえにこれらを認識せず対処し損ねることは、被害者に対して犯される不正義であるだけでなく、人間の尊厳について生徒に教育する機会を逃すことでもある。

セクハラを単線的な軸によって概念化することの限界を浮き彫りにするために、2000 年代初めから＜インターセクショナリティ（交差性）＞が分析枠組みとして用いられてきた。ブラック・フェミニストの学者によって発展したインターセクショナリティという概念は、個人の経験を形作る社会的に様々なカテゴリーの相互に関連した性質を認識する。階級、ジェンダー、人種などの権力関係は、個別的で相互に排他的なものではなく、互いの存在の上に成り立っているものである。こうした交差する権力関係は、多くの場合は不可視であるが、社会世界のあらゆる側面に影響を及ぼしている。したがって、インターセクショナリティは、周縁的や不可視のものとして扱われてきた社会的アイデンティティに私たちの注意を引き付ける。それらは、より大きく、重大な社会集団の一部だからである。さらに、インターセクショナリティは、重複する社会的アイデンティティに基づいて諸個人が抑圧を経験する多様なあり方を顕在化させる。したがって、それは「女性」や「子ども」といった単純で包括的なカテゴリーを用いて社会問題を解決しようとする社会運動や試みが、単に現在の不平等のシステムに加担する可能性が高いこと

を説得力をもって喚起してくれる (Harris and Leonardo 2018)。

本稿では、学校で生じているが実際は不可視化されており、したがって現在の教育方針では大部分が解決されていない特定のセクハラの状態、すなわち、生徒による外国語指導助手 (ALT) へのセクハラを取り上げる。特に、女性の ALT が実際に中学校の生徒から経験したハラスメントの事例を検討する。インターセクショナリティを分析レンズとして用い、教員という公的な呼称があるにもかかわらず女性の ALT をセクハラに対して特に脆弱にしてしまう、日本の教育システムという文脈における相互に関連した社会的アイデンティティをインターセクショナリティを分析レンズとして用いて考察する。さらに、本稿は ALT 向けに導入されている対ハラスメントの指針、方針、申し立て手続きと、この特定の事例の解決のために取られた実際の措置を調査する。ALT の場合、外国人であること、外国語クラスにおいて従属的な地位にあること、さらに日本の教育システムにおいて部外者的な立場にあることすべてが、教員として彼女らが有している制度的権力を減ずるように機能し、結果として生徒のように制度的には弱い立場にある者からのハラスメントの標的に簡単になってしまうことを論じる。人種・国籍・ジェンダーを問わず、すべての教員の労働安全衛生をより良く保証するために、学校の管理者や教育方針の策定者はこの権力のダイナミクスを認識する必要がある。

この事例研究のためのデータは、語学指導等を行う Japan Exchange and Teaching Programme (JET プログラム) を通じて雇用されていた元 ALT に対し、2021 年 3 月 2 日に行ったオンライン・インタビューから取られている。インタビュー相手の身分を保護するため、氏名および国籍、居住地、勤務地に言及した部分はすべて削除されている。本稿で提示される事例の詳細は、当該 ALT (本稿では A さんと記す) の視点に限られたものである。しかしながら、ハラスメントの被害者は、個人的、社会的、あるいは職務上の影響への恐れから彼女らの経験について進んで公に語ることはあまりないということを考慮すると、A さんが自身の話を私たちに語ってくれた勇気のおかげで ALT を標的としたハラスメントを取り巻く環境を吟味し、そうした問題を解決するにあたり彼女らが直面する課題を把握することが可能となった。この事例への交差的なアプローチがもたらす知見が、この種の加害を解決するだけでなく、将来の発生を抑制するための、より明確で効果的な指針や方針を策定するのに用いられることが望まれる。

## 1. ALT と JET プログラムの背景

日本の英語クラスでは、「ALT」は小中高校において日本人英語教員 (JTE) と共に教える英語話者を指す。コミュニケーション活動に重点を置く英語の授業を行うために JTE と ALT は、一つの教室でチームとして一緒に仕事をする。地位について言えば、ALT は JTE の部下として働く。しかし、理論上は教室の授業において ALT は JTE と対等な立場にあるとされており、生徒や JTE とのコミュニケーション活動において全面的な役割を果たすことが期待されている (和田 1992)。

外国語クラスにおける ALT とのチーム・ティーチングは、日本の教育政策には 1987 年に JET プログラムの設立によって導入された。JET プログラムは、世界最大規模の国際交流プログラムであり、自治体国際化協会 (Council of Local Authorities for International Relations, 以下は CLAIR とする) に加え、総務省、外務省、文部科学省という三つの行政機関の協力で監督されている。その公式目標は、地域社会における国際交流の促進と外国語教育の発展である。Kikuchi and Browne (2009) によれば、JET プログラムは文部省 (現在の文部科学省) が英語カリキュラムの大幅な改訂を行ったのと同時期に施行された。1989 年の指導要領には、日本における英語教育の主要な目標は英語での生徒のコミュニケーション能力の発展であると初めて明記され (Yoshida 2003)、口頭コミュニケーション技術のコースの創設がなされた。同年の教育白書でも上述の教育目標を達成する必要性が示され、JET プログラムを通じたネイティブ・スピーカーによる言語教育がそれを達成する一つの方法であると明言された。

JET プログラムは、主に 57 の参加国 (2020 年時点) から若年の大卒者を採用している。JET の ALT の大半は、幼少期から英語を学び、英語での教育を受けてきた。ALT 志望者は、日本に到着するまでに少なくとも学士の学位を

取得している必要がある。参加資格として教育資格の保持や日本語能力は求められないが、これらを有している場合は考慮がなされる（CLAIR 2021）。合格すると、ALTはCLAIRによって任用団体（都道府県または政令指定都市の教育委員会や私立の学校を指す）に配置され、最長5年まで更新可能な1年契約で働く。次に、任用団体がALTを地元の学校に割り当てる。割り当てられる学校数や学級は、地元の教育委員会によって様々である。さらに、JETのALTは、ALTとしてのA在職期間中のニーズ、業績、契約更新を監督する担当者を、通例は地域の教育委員会から割り振られる。

上述から、JETプログラムとALTシステムの双方が、国の教育および外交政策目標の実現にあたり鍵となる役割を担っていることがわかるだろう。さらに、ALTは序列上は補佐であるが、とりわけJETプログラムを通じて雇用されている場合には、学校の教職員や地域の教育委員会の正式な構成員であり、理論上は教室において主教員と同等の扱いを受けるはずである。このことが示すのは、ALTは講師として日本人の講師と同レベルの尊敬や礼儀を受けるはずであり、生徒たちに対して十分な権威や権力を保持していることになっているという点である。ところが、ALTの雇用状況をさらに調べてみると、これは現実とは程遠いことがわかる。次節では、元JETのALTであるAさんが受けたセクハラの実例を描写する。この事例は、表面上は、日本の学校における典型的な権力関係とは正反対に見える。

## 2. Aさんの話

Aさん（30代）は、JETプログラムに応募し採用された時には、母国において教員資格を有する教員かつ大学院生だった。彼女はALTとして働くために2018年来日し、中部の都市にある複数の小学校と中学校で教えるよう任命された。

ハラスメントは2019年の秋に始まった。前年に6年生だった彼女の生徒たちは、小学校を卒業し、その多くは彼女が教えていた中学校に進学していた。Aさんによれば、それ以前に生徒たちとトラブルを抱えたことはなく、そのため、何人かの男子生徒の彼女に対する態度が急変した際に驚いたという。

当初、生徒たちの攻撃的な行動は、特にAさんに向けられたものには見えなかった。教室の外で彼らは「ワン、トゥー、スリー、フォー、ファイブ、セックス」や「こんにちは、僕はペニスです」といった英語での性的なほめかしを行ったが、彼女に直接向けられたわけではなく、彼女が聞こえる距離で行われていただけだった。ところが生徒たちは、他の学校関係者のように「A先生」や「Aさん」ではなく、教室の内外で彼女を「Aおっばい」と呼び始めた。これによって彼女は、自分が性的な発言の標的にされていたことがはっきりとわかった。この時点では、Aさんは大人の性的行動に対して男の子がよく思春期に示す好奇心によるものと捉え、受け流し、発言を無視することにした。彼女は、「何しろ男だから」と語った。さらに、生徒たちが彼女と強制的に英語でコミュニケーションを取るようになるため、以前生徒たちに日本語がわからないと話したので、彼らの発言の意味は理解していたが、知らないふりをすることに決めた。

生徒たちは次第に、廊下で会うと「男の子は好きですか？」や「セックスは好きですか？」などの不適切な質問を彼女に向かってするようになった。そこから性的な言葉遣いの頻度が増し、行動はより厚かましく挑発的なものとなっていった。たとえば、彼女に向かって突然「マスターベーション」という単語を発したり、彼女の名前をつぶやきながら彼女の前で自慰行為の真似を行ったりした。こうしたことは、彼女が耐えられなくなってそのJTEに出来事について話すと決めた日まで続いた。

Aさんが最初に行った行動は、直近に性的発言を行った生徒の担任であるJTE（女性）に連絡し、その出来事について書面で知らせることだった。彼女はまた同僚のJTE（男性）にも知らせた。他のクラスの複数の生徒からも性的な発言をされていたからだ。これらを受け、両教員は報告された事例に関与していた生徒たちと個別に話をした。

生徒たちと話した後、JTEたちは生徒たちをどれほど叱ったか、そして状況への対処として教員と学校が取る是正

措置について A さんに説明した。まず、問題を起こした生徒たちに代わり、英語の科目主任が A さんに正式に謝罪した。生徒たちが A さんに謝ることはなかった。次に、彼女は当面クラスに来ないように頼まれた。A さんによれば、これは英語の科目主任が生徒を指導する方法だという。当該学年の全生徒が反省し、彼らが行ったことに対して後悔の念を示すまで ALT との授業の機会を奪われるのだ。

最後に、一年生の生徒たちは教員たちと会議を行い、セクハラの問題について議論した。A さんは、会議については知らされたが出席は求められなかったため、会議の詳細についてはわからなかった。

注意を受けた生徒の何人かは次第にハラスメントをやめたが、残念なことにそれ以外の生徒たちからのハラスメントは続いた。実際のところ、他のクラスのますます多くの生徒が彼女に対し性的発言をするようになり、先の生徒たちよりも厚かましく振舞うこともあった。彼女は、スピーキング・テストの際にある生徒が彼女の目の前で自慰行為の真似をした件を報告したが、当該クラスの責任者である JTE は、次に生徒が同様の行いをした場合は、ただちに彼らの担任に知らせよう彼女に指示した。しかし、彼女は 2020 年の 9 月までに母国に戻ることになっており、事を荒立てたくなかったので、契約期間の残りの間ほとんどの性的発言を無視することにした。

COVID-19 の拡大を抑えるために政府が課した渡航制限により、2020 年 9 月に到着予定だった ALT の一団は入国することができなかった。これはつまり、空いたポジションが埋まらず、人員問題が発生することを意味した。A さんは、複数の大きな学校で教えていたので、彼女が離脱すれば教えていた学校に多大な人員問題が生じることが予想された。彼女の担当者と JTE たちは、契約を更新するよう彼女を説得した。雇用や経済的安定を得ることが難しい時は契約を延長したが、彼女は帰国するという決断を守った。

### 3. 敵対的な労働環境に対して在日外国人女性が有する脆弱性

雇用機会均等法は、セクハラの実例を「対価型」と「環境型」という二つのカテゴリーに分類する。対価型のセクハラは、望まない性的行動を拒否した結果、労働者が解雇、左遷、不利な異動、減給などを突き付けられる時に生じる。他方、環境型のセクハラは、望まない性的行動の結果、不快な労働環境に晒される時に起こる。このような場合、労働環境が居心地悪く悲惨なものとなっているため、当該個人の集中力や仕事ぶりは悪影響を受ける。

村瀬 (2002) は、職場での問題に基づくこうしたセクハラのカテゴリーは学校でのセクハラの実例に容易には適用できないと論じる。大多数の実例が教員が引き起こし、生徒に向けられるものだからだ。彼は、生徒の立場、とりわけ女子生徒は、学校に存在する様々な権力関係の文脈内で最も弱いものと説明する。加えて、子どもたちは教員たちの社会的存在感に対する安心や信頼をもって接近するが、これを教師たちが個人としての愛着と取り違え、後にトラブルを引き起こすのである。ところが、A さんの話にみられるように、彼女は次第に性的に不快な言葉の嵐や、だんだん耐え難くなる性的行為の真似事に晒された。こうしたことにより、精神的・感情的苦痛が引き起こされ、契約終了とともに日本を離れるという彼女の決断は強固なものとなった。

教員—生徒という権力ダイナミクスの枠組みに従うと、次のように推測するのは簡単である。つまり、A さんが教員の一員であり、加害行為が学校構内で起こった点を考慮すれば、生徒たちの行動が彼女を不快にさせたことや、彼女が状況に対処する権威を有していることを、彼女が生徒たちに公然と伝えるのは容易だっただろうと。教員が生徒に対して通常有している相当な権威のレベルや、教育の場における信頼された大人としての彼らの地位は、ハラスメント加害者が最もよく利用する権力や影響の源だからである。さらに、ハラスメント対策関連法や防止措置が成立しているし、それらをより効果的に実行して将来の違反行為を抑止するために、継続的な改訂がなされている。だが、A さんの事例は、彼女が生徒たちを止める権力を持っていなかったし、学校関係者が十分に対処しなかったことを示している。

セクハラは ALT の日常生活において珍しい出来事ではない。JET プログラム参加者の会 (National Association for Japan Exchange and Teaching、以下は NAJET と略す) は、現在および過去の JET プログラム参加者から成る自主的な

組織であり、JETコミュニティ全体の意見や関心を代表することを目的としている。2021年に公開されたNAJETのハラスメント・暴行・差別に関する報告書によると、調査対象となった全ALTの32%がセクハラを受けた経験があると答えた。女性の回答者のみに焦点を絞ると、数値は36%に増加し、実際にセクハラが女性の間でより蔓延していることがわかる。さらに同報告書は、Aさんの経験がALTの間で特殊な出来事ではないことを示唆している。自由回答形式の設問に対する回答の中には、他のALTたちも生徒から性的に不快な行動を受けた経験があることを示すものが含まれていた。だが、調査報告によって明らかとなった最も気がかりな傾向とは、ハラスメントや暴行、差別を目撃したり経験したりした調査対象のALTの大多数が、こうした出来事を任用団体、都道府県のアドバイザー、警察といった関係当局に報告していなかったことだ。報告しなかった理由で最も挙げられていたのが、起こったことを説明する日本語力の不足や他のデリケートな問題、すなわち、彼女らの雇用者や担当者自身がハラスメントの発生源だったこと、問題が公になると学校の名を傷付けてしまうという恐れ、問題がそもそも本当に解決されるのかという不安などであった。他方、出来事を関係当局に報告した者のうち、当局がとった対応に満足した者は、半分に満たなかった。書かれたコメントによると、学校はALTがセクハラの事例を報告しても行動を起こさないか、起こすとしても被害者の仕事ぶりやメンタルヘルスに影響を及ぼし始めてからである。日本人の同僚がALTが抱える不安を一笑に付したり、彼女らの経験を単なる「過剰反応」や「文化の違い」の結果として軽視したりしたと報告した者もいた。

NAJETの調査データの文脈から見たAさんの経験が明らかにするのは、セクハラがALTの間で蔓延している問題であること、そして、それがより厳格な法律や職場の規則を定めるだけでは解決されない問題であるということである。この問題の複雑性を理解しようとするなら、彼女らの在日外国人女性という立場のせいで日本人の女性の同僚と比してハラスメントを経験する理由が異なること、そして必要な支援システムへのアクセスが限られているということを認識しなければならない。

アメリカの法学者であるキンバリー・クレンショー（Crenshaw 1991）は、女性に対する暴力をめぐる社会運動組織や支援運動が、有色人種の女性、中でも移民や社会的に不利なコミュニティ出身の女性たちの脆弱性を回避する仕方を強調する。彼女は、身体的暴力は女性が経験する支配の最も直截的な現れにすぎないと論ずる。そして、社会的介入や支援を効果的なものにしようとするなら、加害者が与えた暴力に対処するだけでなく、女性たちの生に集約され、彼女たちが現在置かれている状況に対する解決策や創造的オルタナティブを見つけることを妨げている、多層的で日常化された支配の形態に立ち向かわなければならないと述べる。さらにクレンショーは、移民という立場が経済的階級と同じくらい強制的な仕方で女性を脆弱にしてしまうと主張する。たとえば移民は、当該国での彼女らの法的地位を支援してくれる個人や組織に依存することが多いが、支援者からの虐待的な扱いに苦しむ女性の多くは、当該国に残ることができるのならば、そのような状況にとどまることを選択する。クレンショーはまた、言語の壁が移民女性が既存の支援サービスを利用する機会を制限してしまうという、もう一つの構造的暴力を示していると指摘する。これは情報へのアクセスだけでなく、これらのサービスが提供する保護へのアクセスの面にも言えることである。たとえば、アメリカ合衆国の避難シェルターの中には、二か国語対応の職員や資源を欠いているという理由で、非英語話者の女性を追い返してしまう所が存在する。こうしたことから、インターセクショナル리티のレンズを通して見ると、特定の階級・人種・国籍の女性を基礎とした戦略や解決は、様々な一連の障害に制限されている者たちにとってはあまり役立たないことがわかる。そうした介入は、最終的に、彼女らが経験している支配に挑戦するよりも、それらを再生産してしまう可能性が高い。

クレンショーの交差的な分析枠組みに従うならば、ALTの立場性のさらに詳細な検討が、多様な形態の搾取や暴力に対して彼女たちを脆弱にしている支配の条件を特定するのに不可欠である。セクハラは、そうしたもののうち、より蔓延しており、目に見える現れの一つにすぎないのである。次節では、これを詳細に検討し、ALTが教員としての資格、役割、責任、権威の面で日本の学校教育法やJETプログラムの指示の制限を受けていることを論じる。また、日本の学校におけるALTの入り組んだ立場や曖昧な役割のせいで、彼女らが同僚や上司だけでなく、生徒か

らの無力化や搾取に対しても脆弱となっていることを明らかにする。

#### 4. 日本の教育システムにおける厄介な立場

JETプログラムを通じたALTとのチーム・ティーチング導入の公式的な目標は国際交流の促進および言語教育の改善であったが、学術研究は、この動きが政治的・経済的要因によっても加速したことを明らかにしている。それは、1980年代の日米間の貿易不均衡が引き起こした摩擦を緩和するために日本からアメリカ合衆国への「贈り物」として提案されたのだ (McConnell 2000; Metzgar 2017 を参照のこと)。

大谷 (Ohtani 2010) は、同プログラムの動機が純粋に教育上のものではなく、主として政治的・経済的なものだったために、いくつかの不適切な点が生じたと論じている。「教員」ではなく「外国語指導助手」という語を採用したり、教育経験を有する者を全ALTの15%に制限したりするという決定は、ネイティブの英語教員がJTEの脅威となるのを防ぐための意図的なものだったと、大谷はBrowne (2008) を引用して指摘する。このことは、英語や教育における学位、知識、訓練を要しないという、先述したように資格要件が貧弱であることの説明になる。大谷はまた、ALTの大半が新卒者であり、出国の2か月前にしか正式な承認を得られないと述べており、この2か月という期間について久島 (2007) は、ALTが滞在準備をするのに不十分だと正しくも指摘している。ALTは到着後に訓練を受けるが、十分な準備を欠いたまま日本の教育システムに放り出されていると感じている (Ohtani 2010)。少なくともALTの技能訓練、資格、動機の認識に関するオルソン (Olson 2019) の研究の参加者によれば、JTE自身も、教育や言語教育の経験を有していることがALTにとって不可欠な要件だとは考えていない。

同研究におけるJTEは、ALTの教育経験の有無を低く位置づけており、日本の文化に対する関心や日本の労働環境への適応能力を最も重要なものと見なしていた。調査結果の議論の部分で、オルソンは、能力のあるALTは目標や教育上のアプローチに関して衝突を引き起こす可能性を示唆している。この衝突は、特に英語カリキュラムが一層厳格である中学校において、JTEが最も避けたいであろうものである。理由が何であれ、ここでの重要な点とは、JET参加者を補助教員として位置づけ、一連の専門的能力を必要とする仕事に貧弱な資格要件しか設けないことが、ALTの役割を制限したり、影響力を制御したりするための方法として用いられているということである。

関連する問題として、ALTが日本の英語教育において果たす役割が曖昧な点が挙げられる。外国語クラスにおける地位と役割について言えば、主にチーム・ティーチング型の授業に関わり、JTEが生徒のコミュニケーション能力の向上を目的とした授業や活動を行うのを補佐する。留意する必要があるのは、チーム・ティーチング型の授業においてJTEがクラスの責任者であり、ALTは、JTEが用意した指導案や授業案に基づき、教育の業務量を手助けするという役割を負うということである (文部科学省 2011)。ALT自身は、原則として講義を受け持つことを許可されていない。チーム・ティーチング型の授業向けに授業計画や活動を提案してもよいが、その日の授業で使われるかどうかを最終的に判断するのはJTEである。結果としてALTの利用と関与の度合いは、教室によって大きく異なる。ALTを授業準備や授業に積極的に関わらせるJTEも存在する。また、文部科学省の指示とは異なり、チーム・ティーチングがほとんどあるいは全く行われず、クラスの運営を任せられてしまうALTもいる (Ohtani 2010)。他には、単なる発音の機械的モデルとしてJTEに使われる場合もある。授業で能動的な役割を果たすことを求められていないALTは、生徒への関与が限られているかほとんどないに等しく、このことは、教育におけるALTの重要性に関する生徒の認知に悪影響を及ぼす。

他方で、JTEの中には授業計画や授業にALTを積極的に巻き込む者もいるが、ALTが教えることを依頼される授業の内容やタイプは、生徒たちのALTに対する認識に大きく影響する。ALTが関与するコミュニケーション授業は、入学試験を重視するカリキュラムには、必ずしも十分に組み込まれていない。ALTを伴う口頭コミュニケーションの授業は、入試準備を目的としていないため、通常、教育的であるよりも「楽しい」ことが期待されている (Roloff Rothman 2012; Geluso 2013)。授業への能動的な参加を欠くことは、外国語教育におけるALTの重要性に関する生徒の

認識に負の影響をもたらす。そのような位置付けは、ALT との授業は重要ではないという印象を生徒に与えたり、ALT を「本当の先生」ではなく「エンターテイナー」として見る原因となってしまったりするかもしれない (Falout 2013)。

理論上は外国語クラスにおいて不可欠な役割を担っているが、ALT は、教職員の不可欠なメンバーとしてではなく、「一時的な来訪者」(Hasegawa 2008) や「外国人のゲスト」(Komisarof 2010) として扱われる傾向にある。ALT システムが、実質的には交流プログラムである JET プログラムから生じていることを考えれば、これは当然のことである。ALT システムは、参加者の滞在期間が期限付きであることを前提としており、「ホスト」の都道府県、政令指定都市、そして地元の学校は、一時的な来訪者に適すると思われるシステムを構築する。これは通常、ALT の仕事量は少なめで、職員会議への出席をはじめとする、常勤教員が果たすことを求められる特定の職務は免除されることを意味する。だが、ALT は学校コミュニティに十分に統合されず、また関与もしていないので、こうしたことは孤立や排除の感情を引き起こしてしまう。

さらに、ALT が外国人であることは、生徒が ALT を他の日本人教員と異なった仕方でも扱うことにつながる。生徒の中には、ALT を彼らの娯楽のために存在する「ピエロ」や「珍しい存在」と見なす気持ちを持つ者がいること、また、日本人でない人がどう反応するかを見たいがために、通常は失礼あるいは不適切と見なされる仕方 (答えや挨拶を叫ぶなど) で振舞うことがある (Hoogenboom and Uehara 2006)。こうした傾向があるなかで、他の生徒たちに払うのと同等の敬意を ALT にも払うよう生徒に教える必要があるのだが、それは実際的にほとんどされていない。

## 5. セクハラ問題解決時に直前する問題点

### 5.1 生徒指導に関する権限の不在

生徒が ALT に対して適切に振舞わないと何が起こるのだろうか。ALT が生徒の行動を規制する権威や権力は、教室における教育の役割と同様に、極めて限られたものである。教室の管理と指導は JTE の義務と責任の範囲内にあり、ALT は、生徒指導に関与しないことになっている旨を念押しされる。多くの JTE は、ALT に必要な技能のうち、教室での指導問題に対処する技能を最も重要度が低いものと見なしている (Olson 2019)。これは A さんがインタビューの中で強調していたことであり、彼女は関係する生徒に対応するのは主教員の責任であると説明していた。

CLAIR (2013) が編集した ALT ハンドブックは、問題のある生徒行動の対処にあたって日本人教員が取るアプローチは、ALT の母国のものと異なる場合が多いと説明している。同ハンドブックによれば、日本人教員の生徒指導の方法は、罰を与えるというよりも、生徒に自身の行動を後悔させ、恥じさせることに重きを置く。ALT は、外国人にはあまり馴染みのない指導方法を日本人教員が行っていることを知らされ、問題状況に対処する JTE のやり方に慣れるよう求められる。ここからわかるのは、ALT が教育システムにおいて部外者という立場であることに加えて、期待されている役割や権威が制限されている。そのため、ALT が実質的に無力であり、生徒よりもさらに弱い立場に置かれているということである。したがって、A さんが加害生徒の行動に対して直接的に影響を与えるために何もできなかったことも驚くにはあたらない。

ところが、厚生労働省と文部科学省は、セクハラ被害者に対し、加害者に行為をやめるように、あるいは相手の行動を攻撃的なものと感じたことをはっきりと、そして直接伝えるように助言している。例えば、『職場でつらい思いしていませんか? 職場であらゆるハラスメントは許されません』という 2017 年に発行されたパンフレットには、事態の無視や放置では状況は改善しないという説明がある。(厚生労働省 2017: 7)。さらに、平成 11 年文部省訓令第 4 号別紙 1 第三条第二項第一号は、セクハラが生じた際に職員に期待することについて概説している。

(1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。

セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。しかし、背景に上下関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられ、

そうした場合には手紙等の手段をとるという方法もある。

また、第三条第一項第二号は教育職員に、反セクハラの行動を取るのを恐れぬよう指示している。セクハラは、単に個人に関わる問題ではなく、学校の労働・学習環境に影響することと述べている。そのため教育職員は、自分がセクハラを受け手であると感じたら、反対する断固とした態度を取り、加害者に対して直接、はっきりと感じたことを述べるよう奨励されている。

ALTハンドブックには、「生じ得る問題状況」という見出しの節があり、そこでは、ALTが生徒と関わる中で出会う問題状況の説明に紙幅が割かれ、さらにそれらへの対処の仕方が提言されている。セクハラに関係するのは、「不適切な質問」と「不適切な接触」と題されたサブトピックである。不適切な接触に関する節の全文は以下のとおりである。

生徒の中には、日本では許容されているが、あなたの母国では絶対に許されない滑稽ないたづらをする者がいるでしょう。たとえば、彼らは不適切にあなたに触ろうとするかもしれません。これは、とりわけ小学校に関して当てはまります。授業を進めるのに難しい障害になると感じる人もいますが、子どものばか騒ぎと見なして受け流すALTもいます。それがあなたの快適なラインを越えるようであれば、彼らにやめるように言うこともできます。高圧的な声と適切な日本語を用いてください。厳しい顔は、これを分からせるのに非常に役立ちます。他の方法として、最初から不適切な接触を許さないことを非常に明確にするALTもいます。この場合、生徒に「ノー」とか「だめ」と、とても大きな声で厳しく伝えて見せしめにすることができます。多くの場合、生徒が境界を押し広げてくる前に限界を設定するのが最善です（山田翻訳、CLAIR 2013:56）。

相手に「ノー」や「だめ」と厳しく言うなどの提案は、加害者に対し感情と立場をはっきり示すという厚生労働省の助言と大部分一致していることがわかる。しかし、状況やALT個人の性格によっては「子どものばか騒ぎと見なして、受け流し」てよいとする提案は、適切なものとは思われない。日本人ではない職員にはそのような仕方で振舞っても問題ないという間違ったメッセージを生徒に送り、ALTが持つ乏しい権威をさらに浸食してしまうからだ。

他方、不適切な質問に関して与えられている助言は、厚生労働省や文部科学省の指示とは異なる、矛盾した行動方針を促しているように思われる。特定の質問やコメントが不適切である旨を生徒にはっきり直接伝えることは、生徒が同様の行動を繰り返さないよう学習するために教育者が教育の場において行わなければならないことであるが、ALTは、むしろ、そのような状況から逃れるための生ぬるい、間接的なアプローチを取るよう促されている。同ハンドブックは、ALTが攻撃的だと感じる質問の中には生徒の悪意なく尋ねられたものがあるかもしれないこと、そして馴染みのない文化を乗り越え、任命校で生徒や教職員と良い関係を維持するために、多大な注意を払わなければならないことをALTに喚起している。以下が、ハンドブックにおける「不適切な質問」の節の全文である。

典型的な質問の一つが、「X先生を魅力的だと思いますか？」です。国中でこの質問が起こる頻度は、これがお決まりのジョークであることを示しています。そういうものとして扱うべきですが、容易に誤解を招く可能性があるため、注意が必要です。一部のJET参加者は、尋ねられるといつも「はい」と答えるか、誰が一番好きかを明言するよう言われると、その時に一緒にいる教員の名前を答えたり、ただ「秘密です」と言ったりします。他の逃げ道としては、すべての教員が好きだと冗談で答えてそれっきりにしたり、質問してきた生徒と同じ質問を返して、気持ちを尋ねたりします。その一方でJET参加者の中には、その質問がどれだけ無邪気に発せられたものでも、この段階で分別が保たれていなければならないと考える人もいます。どの質問にも答えるのがためられる場合、いくつかの方法があります。

- わからないふりをする：「すみません、わかりません」

- 無関係な回答をして、相手にも向ける：「アイスクリームが好きです。あなたはアイスクリームが好きですか？」
- 「その質問は不適切です」と日本語で言う方法を学ぶ
- 笑って頭を左右に振る
- 同意して、ばかばかしいレベルにまで拡張する：「彼女はいますか？」「はい、7人います。月曜日、火曜日、水曜日…」
- 質問を逆さにして返す：「あなたは彼氏がいますか？」

クラスにとって不適切な質問があったと感じたら、JTE やその質問をした生徒と話し合っても構いません。あなたの気分を害した質問の中には、学生にとっては無害なものがあるかもしれないということを覚えておいてください。動揺しているのを見せてはいけません（山田翻訳, CLAIR 2013: 55-56）。

CLAIR が ALT に助言している上記の状況への対処方法は、いくつかの点で問題をはらんでいる。教員にそのような質問をする生徒は不適切だと認識しているのに、提案されている行動指針の大半が、そうした行動が間違っていると生徒にはっきりと伝えるものとなっていない。実際のところ、質問を逆さにして返したり、同意して答えを拡張すると、さらなる誤解を招いたり、より不快な状況につながったりするかもしれない。無関係な回答をして相手にも向けること、わからないふりをする、動揺を見せないように求めることは、状況を無視するのと同然であり、生徒をつけあがらせて問題をさらに悪くする可能性がある。そういった質問がたんに冗談で発せられたものであるかどうかや、生徒にとって無害であるかどうかは、それらが年齢・性別・国籍を問わず他者を攻撃する可能性があるのであれば、全く関係がない。

ALT は、学校職員の一員として彼女らに対する言葉遣いや態度が許容できないものである場合に生徒にもっと直接的な仕方で注意できるよう、権限を与えられている必要がある。このことは、生徒の異文化間コミュニケーション能力やソーシャルスキルを向上するにあたって不可欠な過程である。さらに ALT は、質問やコメントが不適切である旨を明確に、毅然と生徒に日本語で伝える方法を、自分で学ぶように求められるのではなく、初めから CLAIR や教育委員会によって教えられているべきであるし、生徒に感情を直接伝えるように勧められるべきである。JTE を経由するのではなく、ALT に不快感や不満を直接表現するように促すことで、生徒は、ALT をただの英語話者や投げかけられた質問に何でも答えるようプログラムされている会話パートナーではなく、ALT 自身の考えや感情を持った、生身の生きた人間として見るよう迫られることになる。

だが、同じくらい重要なのは、A さんが最初の数件の事件を「何しろ男だから」という言葉で説明したことが、より広範に深く根づいており、セクハラを解決困難なものとしているジェンダー問題を示している点である。アメリカ合衆国の学校におけるセクハラに関する初期の研究は、教員や大人が男性による性的攻撃を些細なものとする、学校が性的暴力の狡猾な連鎖の温床になってしまう可能性を提示している。学校当局がセクハラに介入せず、許容する態度を取るたび、そのことは、当事者や出来事を目撃したすべての者に対し、そうした行動が許されるというメッセージを伝えるものとなる（Stein 1995）。性犯罪被害者による語りに基づく別の研究によると、5人に1人の女性が、大半は男性による性的攻撃がよくあるものであることを示す「男はしょうがないもの（boys will be boys）」などの社会的用語を使用して、自分の状況を弁解したり正当化したりする。同研究は、性的攻撃を枠づけるのに用いられる文化的言語が、ジェンダー・ステレオタイプが彼女たちの被害者としての認識に及ぼす影響の範囲を定め、そうした事件を関係当局に報告するのを妨げてしまうと論じる（Weiss 2009）。A さんの語りが示していると思われるのは、次の点である。つまり、彼女自身が、男の子は生まれつき性的好奇心が強く、それを下品で失礼な言葉で表現しがちだという深く根付いたステレオタイプを内面化し、それが最初の数件の事件を受け流すようにさせたということである。ここから得られる一つの点は、学校コミュニティ内のあらゆる大人（教員や ALT から学校の運営管理者まで）は、教室で許容されるジェンダーやジェンダー役割（例えば男らしさや女らしさ）についての考えを、それらが生徒にジェンダー平等や反ハラスメントについて教育する努力を掘り崩してしまわないよう、認識していなければならない

らないということである。

## 5.2 セクハラに関する方針への直接的アクセスの不在

次は、ALT がセクハラなどの問題を解決しようとする際に、仲介役である担当者や教育委員会（彼らも問題の一部となり得る）を頼るようになってしまう構造的障壁を、システムがいかに強化しているかを考察する。この場合に最も明白な懸念は、ALT が自分の属する学校のセクハラ防止方針への直接的アクセスを欠いていること、そして、彼女らが十分に理解できる言語を理解できるわけではないという問題である。先に説明したように、クレンシヨールは言語の壁を構造的暴力の一形態と見なす。と言うのも、それらは人々が自身のニーズを満たすのを、ここでの場合、基本的人権が侵害されている時に必要な情報や助けを得るのを妨げることで、人々に危害を加えているからである。

ALT の大半は、JET プログラムへの参加時点では、日本語がわからないか、最低限の日本語能力しか持っていない。資格基準は、日本語能力の証明ではなく、日本語への関心や学ぼうとする努力を示すことを要件としているからである。多くの JTE にとって、ある程度の日本語能力を持っている ALT は望ましいが、高い日本語能力は望ましくない。生徒という時に英語よりも日本語を使ってしまい、英語のクラスに ALT が存在する目的にそぐわなくなるとされているからである (Olson 2019)。JET の全参加者には、日本での円滑な滞在を保証するのに必要な情報が集められた、JET プログラム参加者用ハンドブックが配られる。同ハンドブックは、英語版のハラスメント方針が公表されるのには良い媒体であっただろうが、中身を点検すると、役に立つ詳細がひどく欠落していることがわかる。

ハンドブックは、セクハラについて短く触れている。セクハラ予防、ハラスメントを受けた時・事後にあたりすべきことが概説されているまた、職場で深い関係を築くことの重要性を強調しており、そのことが問題を抱えた状況から抜け出すために誰かの助けが必要な場合、極めて有効になるだろうと説明している (CLAIR 2021: 139-140)。さら、危険を感じたり、セクハラ被害者となったりした時は、担当者や信頼できる同僚に相談するよう指示している。また、全国の各都道府県の労働局に設置されているセクハラ相談窓口の電話番号を載せているが、英語での相談に対応していない所がある可能性について述べている (CLAIR 2021:215)。この問題に関して参照できる定義、関係する指針、手続きについて何も掲載していないが、教育委員会・学校には任用団体マニュアルが配布されていると述べている。セクハラに関する情報や、どのようにそれを避け、被害にあったらどうすべきといったことについての情報が含まれているとされている (CLAIR 2021: 139)。そのマニュアルは JET プログラムのウェブサイト入手可能だが、パスワードで保護されており、任用団体だけがアクセス可能である。そのため、参加者は、もし JET の対セクハラの方針の詳細について知りたければ、担当者に相談しなければならないだろう。

要するに、JET プログラムや各任用団体によって配布されているハンドブックは、どれもセクハラに関する職場の方針についての重要な情報を提供するものとなっていない。それらが導入した方針やシステムの詳細は、任用団体だけが利用可能であり、日本語で書かれている。情報を得るためには、ALT は担当者か信頼できる同僚に相談しなければならない。この処置は非常に問題含みである。ALT と担当者あるいは日本人の同僚の間の権力関係のせいで、秩序を乱していると職場の上司に見なされる心配により、ALT はハラスメントを報告するのがためられるかもしれない。加害者が担当者あるいは同僚自身だった場合は、不利な扱いを受けるかもしれないと恐れるかもしれない。都道府県の労働局などの第三者に接触するかもしれないが、これらの中には相談に適切に応じることができる英語話者の職員がいない可能性がある。情報の流布という観点から見ただけでも、JET プログラムと任用団体が導入したシステムは、非日本語話者の労働者のニーズに対処する能力を十分に備えていない。

厚生労働省の指針は、雇用形態を問わず、雇用者はすべての被雇用者を教育する必要があると述べ、セクハラに立ち向かう方針や手段を策定するだけでは十分ではないことをはっきりと表明している。ここ何年かにわたって筆者が話した JET の ALT たちによれば、JET プログラムも任用団体のいずれも職場や学校におけるセクハラについて ALT に積極的に教育する努力を示したことはないようである。日本人職員向けの対ハラスメント研修はあるかもしれないが、筆者がインタビューを行ったいずれの JET の ALT も、そのような研修について言及しなかったし、オリ

エンターション・セミナーや ALT 研修で議論されたトピックを覚えていなかった。このことは、ALT を非常に脆弱な立場に置く。権利を有する法的保護に関する知識を欠いた状態で、知らず知らずのうちにハラスメントに苦しんでいるかもしれないからだ。

とりわけ、A さんがインタビュー中にハラスメントの経験について話を切り出した仕方は、こうした教育が欠けていたせいで問題を認識できず、状況が悪化する前に早急に対処することができなかつたりしたことを示している。

前回私たちがお会いしたときは、〔契約更新しないという私の決断は〕どちらかという私の側の不満でした。というのも、ご説明したように、仕事が充実したものではないからです。しかしその後、別の経験をしました。その一つがこうです…相手は私よりも権力を持たないので、ハラスメントじゃないと思いましたが…別の先生たちは「セクシュアル・ハラスメント」という語を使ったのです。私は生徒たちから性的な発言を受けたのです。

ここからわかるのは、A さんが一般的なハラスメントの理解、つまり、制度的あるいは組織的な権力を持つ人が、権力のない人に対して性的に攻撃的な言葉遣いや行動をするという理解から状況を見ていたという点である。そのため、彼女は自分の経験がセクハラではなかったと結論づけたし、今でもそう考えている。しかし、平成 11 年文部省訓令第四号第二条第四項では、セクハラを「職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が職員を不快させる性的な言動」と定義している。大人の職員だけではなく生徒も、組織での立場に関係なくセクハラに加害者となり得ることをはっきりと述べている。

このことについて知らされていたら、彼女は自身に対する生徒の言葉遣いや行動をセクハラと断定し、学校の関係当局に報告することができたかもしれない。A さんの事例やその他すべての点が示しているのは、JET プログラムと地域の任用団体は、初めから ALT を人権侵害から積極的に保護しようとするなら、ALT もセクハラ防止教育をするよう、より努力する必要があるということである。

### 5.3 効果のない指導・予防措置

厚生労働省と文部科学省によって設置された対セクハラの手引は、次の二点を要請している。第一に、問題となっている行動を是正するために加害者に対し是正措置を取らなければならない。第二に、ハラスメントが再発しないよう予防のための手段を取らなければならない。A さんは、状況を正すための措置が取られたことは分かっていたが、これらは彼女とは関係なく行われ、実際の詳細について彼女は知らなかった。まず、教員は、問題を起こした生徒と話をし、自身の行動について「反省」するよう求めた。次に、学校はセクハラに関する集会を開いた。だが、これらの措置が取られたにも関わらず、ハラスメントは彼女の労働契約の終わりまで悪化の一途を辿った。

なぜこうした措置は機能しなかったのだろうか。明白な結論を出すのに足る情報は持ち合わせていないが、インタビューのデータの中には、掘り下げれば多くを得られる可能性のある目立った点があくつかある。まず、セクハラを行った学生に向けた是正措置として、〈反省〉に学校が頼っているという点から述べよう。

指導のための措置の一つとして、反省は、過ちを認識し、二度と同じことが起こらないよう適切な行動を取る過程を指す。行動のこの自己監視は、日本の学校の中心的な慣習である (Taylor, Wang and Ogawa 2005)。日本の教員の慣習は、子どもたちは教員からの助けがあれば自己統制ができる自律的な存在だという信念に基づいている (Izumi-Taylor 2009)。そのようなアプローチでは、焦点は罰よりも改善に置かれ、生徒を教育して物事を平和的に解決するには間違いなく良い方法である。

しかし、A さんの事例のように、セクハラの問題に対処するための反省や教員主導の他の試みが、生徒の問題ある行動を正すのに不十分な場合がありうる。A さんによる事件の説明の中には、関係していた生徒に対する是正行為としての反省を実行するにあたり、厳格さが欠けていたことを示唆している部分があるように思われる。一つに、英語の科目主任は A さんに正式に謝罪したが、生徒は謝罪しなかった。反省が正しく行われていれば、生徒たちは、

彼らの非行の深刻さに気づき、Aさんに個人的に会って過ちを認め、真摯に謝罪する方法を模索しただろう。残念ながら、こうしたことは起こらず、ハラスメントは続いたのだった。

さらに、Aさんによる事件の説明の特定の部分が示していると思われるのが、セクハラに関して学校当局の側が理解を欠いていることである。たとえばAさんは、学校側がセクハラの出来事を深刻な人権侵害としてではなく、単なる文化的な誤解として問題をフレーミングしたように見えたことに驚きを示した。

言葉の壁のせいなのか、あるいは本当に彼らが問題に対処した方法なのかわかりませんが、私に与えられた説明は、彼らは生徒に、私が外国人だから私に対して言うことに気を付けなければならないと説明したというものでした。…言葉の壁のせいで最終的にそのように私に説明したのか、あるいは本当に生徒にそのように伝えたのか、わかりません。そのことについて言いたいことはないのです、放っておきました。でもその説明に私は全く納得できませんでした。心の中では、こんな感じでした。何？私が外国人だから気を付けるように言った？じゃあ、もし私が外国人ではなかったら他の女子生徒に同じことをしてもいいということになるの？女性の教員にも？問題は、彼らは生徒に対して、自身にとって普通なことが、私にとってはそうではないかもしれないと言ったことです。それに対して私は、そういう問題じゃないと思いました。これは侵してはいけない基本的人権じゃないの？

これが生徒になされた説明の全てではないかもしれないが、事件を文化相対的な仕方新フレーミングすることは、ジェンダー不平等と人種差別という、ALTを標的としたハラスメントの中心にある根深い問題をごまかしてしまう。これらは実際、非常に複雑で難解な議論であり、加害者だけでなく、すべての生徒と行う必要がある。ハラスメント加害者に忠告し、その他の生徒とセクハラについて議論を行うことは、適切な方向の処置である。しかし、問題に関して誤った理解がなされないように、そして学校だけでなく大人になって就職したときに自分の行動の影響について意識できるようにするために、ハラスメントを専門とする第三者のカウンセラーが対処していた方がさらによかっただろう。

## おわりに

女性が元雇用主を相手取り福岡地方裁判所に提訴した歴史的なセクハラ事件から30年経ち、セクハラは、日本で広く認知される社会問題となり、問題に対処するための様々な法改正や方針へとつながってきた。政府による調査や学術研究は、その広まりと被害者への効果について調査を試みるとともに、ハラスメント問題の解決・予防に向けて導入された措置の効果を調べてきた。しかし、日本での現象に関して現在行われている分析は、その多くが日本人の経験の調査している上に、ジェンダー、年齢、雇用状況といった特定の社会カテゴリーに焦点を当てるものとなっている。そのような枠組みは、日本社会を文化的に一枚岩のものとして捉え、他のカテゴリーに分類されたり多層的であったりするハラスメントの経験、たとえば、着々と増加している移住労働者に対してなされるハラスメントを事実上無視してしまう。

本稿は、外国人移住労働者のセクハラの経験、とりわけ日本の学校におけるALTの経験を調査することで、ハラスメントの言説の交差的な新フレーミングを提供しようと試みた。本研究は、グローバルな人の往来が、いかにして日本の教育システムにおける新たな形態の不平等のきっかけとなり、外国人労働者を統制と支配のシステムに晒してきたかを明らかにした。そうした統制と支配のシステムのうち、セクハラは、極めて有害で可視的な症状である。交差的なアプローチが示しているのは、次の二点を私たちが意識しない限り、導入された対ハラスメント法や方針は最終的に骨抜きのものになってしまうということである。つまり、社会システムがある特定の集団をハラスメントに対して脆弱な立場に置いている点、そして、こうした不利な集団は、問題の解決に必要な情報、支援、資源を障壁のせいで得ることができないという点である。

本事例は元 ALT の経験に焦点を当てるにとどまったが、現場からの逸話や NAJET が行った調査によると、とりわけ生徒からのセクハラに苦しんできたり、現在も苦しんでいる者が多くいるようである。問題によりいっそう取り組むため、JET 参加者がすでに数多くの提言を行っている。提言の中には、JET プログラム参加者用ハンドブックのセクハラに関する情報の増加、JET 参加者と任用団体の両者に向けたセクハラに関する研修、支援システムの推進、そしてとりわけ、不適切な振る舞いをした生徒の指導にあたり、教室で JTE にさらに重い責任を取らせることが含まれている。こうした提言がなされてから何年も経つが、上述の議論に基づくと、状況を変えるためになされてきたことは極めて少ないように思われる。

最後に、本稿の事例研究は、二つの重要な点を明らかにしている。一つには、ALT を学校教員の不可欠な一員として認識する必要性を示している。現時点で、ALT は学校システムからは部外者と見なされており、生徒たちはそれを見て、彼女らに対して「正規の教員」とは異なった扱いをする傾向がある。これを受けて、学校は生徒主導の ALT を標的としたセクハラの繰り返される問題に対処するためには、スクール・セクハラの予防指針を導く従来型の枠組みの再調整が必要だと認識せざるを得ないだろう。生徒の非行に実質的に対処・解決するための明確で適切な指針が必要であり、ALT にもそれらは伝えられなければならない。さらに、是正および防止措置は、公平で資格のある職員が施行する必要がある。これによって、セクハラの原因や結果の誤解が生じず、他の事例が将来起こるのを防止できるだろう。

しかし、私たちはまた、日本におけるセクハラの原因である性差別の問題に対処しない限り、セクハラの効果的な予防システムを築くことはできないであろうことも理解しなければならない。したがって、性別に基づく差別や暴力のない、多様で包摂的な社会を目指すならば、社会制度、とりわけ学校が直接的および間接的に性差別に負担する仕方を常に警戒し、批判的でいなければならない。

## 謝辞

本稿を和訳していただいた名古屋大学大学院法学研究科学術研究員の山田祥子氏に深く感謝する。

## [文献]

- Browne, Charles, 2008, 「The JET-Program: Mission Accomplished? JET プログラム——任務完了？」『英語教育 = The English Teachers' Magazine』57(2): 21–24.
- Crenshaw, Kimberlé, 1991, “Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence Against Women of Color,” *Stanford Law Review*, 43(6): 1241-1299.
- Falout, Joseph, 2013, “Forming Pathways of Belonging: Social Inclusion for Teachers Abroad,” Stephanie Ann Houghton and Damian J. Rivers eds., *Native-speakerism in Japan: Intergroup Dynamics in Foreign Language Education*, Bristol, Multilingual Matters: 105-115.
- Geluso, Joe, 2013, “Negotiating a Professional Identity: Non-Japanese Teachers of English in Pre-tertiary Education in Japan,” Stephanie Ann Houghton and Damian J. Rivers eds., *Native-speakerism in Japan: Intergroup Dynamics in Foreign Language Education*, Bristol, Multilingual Matters: 132-146.
- Harris, Angela and Zeus Leonardo, 2018, “Intersectionality, Race-Gender Subordination and Education,” *Review of Research in Education*, 42(1): 1-27.
- Hasegawa, Hiroshi, 2008, “Non-native and Native Teachers' Perceptions of a Team-Teaching Approach: Case of the JET Programme,” *The International Journal of Language, Society and Culture*, 26(1): 42-54.
- Hoogenboom, Raymond B. and Uehara Keiko, 2006, 「Primary and Secondary School English: How We Can Succeed in Working with Our ALT」『群馬大学教育部紀要 人文・社会学編』55: 133-141.
- Izumi-Taylor, Satomi, 2009, “Hansei: Japanese Preschoolers Learn Introspection with Teachers' Help,” *Young Children*, 64(4): 86-90.
- Kikuchi, Keita and Charles Browne, 2009, “English Educational Policy for High Schools in Japan: Ideal vs. Reality,” *Regional Language Centre Journal*, 40(2): 172-190. DOI: 10.1177/0033688209105865

- Komisarof, Adam, 2010, Five Keys to Improving Assistant Language Teacher and Japanese Teacher Relations on the JET Program. *Reitaku Journal of Interdisciplinary Studies* 18(2): 1-9.
- 厚生労働省 都道府県労働局, 2017, 『職場でつらい思いをしていませんか?——職場でのあらゆるハラスメントは許しません!』.
- 久島智津子, 2007, 「グローバル学習コミュニティの構築: オンライン・フォーラムを活用した ALT の職務準備支援システム」『情報文化学会誌 = Journal of the Japan Information-culture Society』 14(1): 45-52.
- McConnell, David L., 2000, *Importing Diversity: Inside Japan's JET Program*, Berkeley: University of California Press.
- Metzgar, Emily, 2017, *The JET Program and the U.S.-Japan Relationship: Goodwill Goldmine*, Lanham, MD: Lexington Books.
- 文部省, 1999, 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する課程の制定について 平成 11 年 3 月 30 日文人審 115」, 大阪教育法研究会ホームページ (2021 年 7 月 29 日取得 <http://kohoken.chobi.net/cgi-bin/folio.cgi?index=sch&query=/notice/19990330.txt>).
- 文部科学省, 2011, 「文部科学省が一般的に考える外国語指導助手 (ALT) とティームティーチングにおける ALT の役割」文部科学省ホームページ (2021 年 8 月 13 日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1304113.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1304113.htm)).
- 村瀬幸浩, 2002, 「スクール・セクハラはどんな時に発生するか」『総合教育技術』 57(5): 66-71.
- National Association for Japan Exchange and Teaching, 2021, “Harrasment, Assault, and Discrimination Survey Report, Spring Survey: First Edition,” *The Association for Japan Exchange and Teaching*, (Retrieved September 24, 2021, [https://ajet.net/downloads/reports/2021/2021spring\\_Report\\_Final.pdf](https://ajet.net/downloads/reports/2021/2021spring_Report_Final.pdf)).
- Ohtani, Chie, 2010, “Problems in the Assistant Language Teacher System and English Activity at Japanese Public Elementary Schools,” *Educational Perspectives*. 43(1&2): 38-45.
- Olson, Nate, 2019, “Perceptions on ALT Skills Training, Qualifications, and Motivations: From JTEs and ALTs on the JET Program,” *SOPHIA TESOL FORUM/Working Papers in TESOL*, 11: 28-41.
- Roloff Rothman, Jennie, 2012, “Looking for Common Ground: An Investigation of Motivational Strategies Valued by ALTs and JTEs,” *Accents Asia*, 5(2): 1-20.
- Taylor, Satomi Izumi, Wang, L. Weiping and Ogawa Tetsuya, 2005, “I Think, Therefore, I Improve: A Qualitative Study of Concepts of Hansei (Introspection) Among Japanese Adults,” *Journal of Early Childhood Teacher Education*, 26: 79-89.
- The Council of Local Authorities for International Relations, n.d., “Eligibility.” *The Japan Exchange and Teaching Programme*, (Retrieved, March 4, 2021, <http://jetprogramme.org/en/eligibility/>).
- , 2013, *ALT Handbook* [eBook edition], (Retrieved March 7, 2021, <http://jetprogramme.org/en/acs-h>).
- , 2021, *General Information Handbook*. [eBook edition], (Retrieved August 17, 2021, <http://jetprogramme.org/en/gih>).
- Weiss, Karen G., 2009, “‘Boys will be Boys’ and Other Gendered Accounts: An Exploration of Victims’ Excuses and Justifications for Unwanted Sexual Contact and Coercion,” *Violence Against Women*, 15(7): 810-834. doi: 10.1177/1077801209333611.
- 柳本 祐加子, 2016, 「スクール・セクハラ等のための法制度設計に向けて」『日本教育学会大会研究発表要項』 75: 262-263. DOI: [https://doi.org/10.11555/taikaip.75.0\\_262](https://doi.org/10.11555/taikaip.75.0_262).
- Yoshida, Kensaku, 2003, “Language Education Policy in Japan: The Problem of Espousing Objectives Versus Practice,” *The Modern Language Journal*, 87(2): 290-292.
- 和田稔, 1992, 「ティーム・ティーチングの基本的な考え方と意義」鈴木和夫編『英語教育実践講座第 10 巻 AET とのティーム・ティーチング』英語科教育実践講座刊行会, 8-12.

トリシア・アビゲイル・サントス・フェルミン 1979 年生まれ 城西国際大学語学教育センター助教 (2022 年より城西国際大学大学院人文科学研究科研究指導補助教員兼任)

主な著書

“Male Homoerotic Fiction and Women’s Sexual Subjectivities: Yaoi and BL Fans in Indonesia and the Philippines,” in Kristen Phillips (Ed.), *Women and Erotic Fiction: Critical Essays on Genres, Markets and Readers* (McFarland, 2015).

<https://mcfarlandbooks.com/product/women-and-erotic-fiction/>

“BL Coupling in a Different Light: Filipino Fans Envisioning an Alternative Model of Intimacy,” in James Welker (Ed.), *Queer Transfigurations: Boys Love Media in Asia* (University of Hawai’i Press, 2022).

<https://uhpress.hawaii.edu/title/queer-transfigurations-boys-love-media-in-asia/>

## 男ではない男を求めて——宝塚歌劇と歌仔戲の人気の影に潜むもの——

東 園 子

宝塚歌劇（以下、「宝塚」と略す）への愛が高じて、牟田ゼミで宝塚を研究して博士号まで取ってしまったリアル宝塚博士の私は、テレビで韓国の男性アイドルグループを見かけて驚いた。

「めっちゃ宝塚の男役みたいな見た目の子がおるやん！」

よく知られているように、宝塚では男性の役が女性によって演じられる。女性を中心とする宝塚ファンが、宝塚で男性を専門的に演じる男役を感じる魅力の一つに、中性的な美貌があげられる。整った顔立ちに化粧をした K-POP の男性アイドルには、私服姿の男役を彷彿とさせるものがあった。

「こんなに男役っぽい男の人がいるなら、宝塚から K-POP に流れるファンが次々出てきて、宝塚が衰退してしまわんか……？」

中性的な美貌を持つ男性芸能人は K-POP のボーイズグループだけではない。日本のジャニーズアイドルなどもそうだし、美形の若手男性俳優らがアニメ等のキャラクターに扮する 2.5 次元舞台等、女性を主な対象に見目麗しい男性を売り物にした芸能が近頃盛んになっている。男性アイドルらの容貌は舞台化粧をした男役とはまた異なるものの、中性的な容姿の男性像を見せることができるのは、もはや男役の専売特許ではないだろう。

では、中性的な美貌に留まらず、男役にしか表現できないことはあるのだろうか。女性が男性を演じる演劇として、日本には宝塚の他にも OSK 等の類似した舞台があり、海外でも台湾の歌仔戲（クァーヒ）・中国の越劇・（現在では廃れているが）韓国の女性国劇（ヨソン・グック）等が存在する。その中から宝塚と歌仔戲を元に、女性が男性を演じるからこそ表現できることを考えてみたい（なお、ここでの「女性」とは性自認に基づくのではなく、宝塚歌劇団の入団条件となる、出生時に身体を元に割り当てられた性別に基づく）。

まず、歌仔戲について説明しておこう。俗謡を表す「歌仔」と芝居を表す「戲」という言葉からなる歌仔戲は、京劇等と同じく歌が入る中国の古典的な演劇ジャンル「戯曲」の一種と位置づけられ、「台湾オペラ」とも呼ばれる。1890 年代から 1910 年代のあたりに台湾で庶民の娯楽として始まり、かつては映画やテレビでも人気を博した。祭りの際に公演が行われることもあり、台湾では誰もが知る存在のようだ。私も台湾で複数の劇団の歌仔戲を観劇したが、格式ある劇場での洗練された公演もあるものの、庶民的な劇場や野外の仮設舞台での公演も多く、後者は日本の大衆演劇に近いものを感じた。主に古い時代の物語を上演する点、娯楽色の強い大衆的な雰囲気がある点、衣装にラインストーンが使われるなど華やかさが重視される傾向がある点、しばしば家族ぐるみで劇団を作り旅公演を行っている点などが似ている。だが、日本の大衆演劇では男性が女性を演じる女形が人気なのに対して、歌仔戲では「小生（シャオシェン、中国伝統劇で若い男性の役を指す）」と呼ばれる、男性の役を演じる女性俳優が主役を務めることが多いのが、大衆演劇とは異なり宝塚に通じる点だ。歌仔戲の演目は男女の恋愛物語が中心で、ファンには女性が多いというのも宝塚と共通する。ただし、すべての役を女性が演じる宝塚と違って、歌仔戲では男性の役のうち、若くてハンサムなヒーロータイプの役は女性が、悪役・道化役・老け役などは男性が演じることが多いようだ。

台湾の人は女性が男性に扮する演劇に慣れ親しんでいることもあってか、宝塚が 2013 年に初めて台湾で公演を行った際には、チケットの売れ行きもよく、アイドルのコンサートのような歓声があがるほどの盛り

上がりを見せた。その成功を受けて2015年と2018年にも台湾公演が実施され、後者では台湾の中心地・台北に加えて南部最大の都市・高雄でも上演された。宝塚は台湾で着実にファンを増やし、2015年から公演の映像を生中継するライブビューイングが台湾の映画館でも上映されるようになった（海外では1998年に宝塚が公演を行った香港でも上映されることがある）。また、台湾の動画配信サービスにも宝塚の舞台映像を扱うものがあり、一定数のファンがいることがうかがえる。宝塚の3回の台湾公演を現地で観察したところ、客席には日本から駆けつけたと思しきファンや現地在住らしい日本人家族も見られたが、多数を占めるのはやはり台湾の人たちだった。観客の中での男性の割合は、1割程度しかいない日本よりは多いように見受けられたが、楽屋口で劇場に出入りする出演者を待つような熱心なファンとなると、20～40代程度の女性が中心だった。

それでは、台湾の人たち、特に歌仔戯をよく知る人の目に、宝塚の男役はどのように映ったのだろうか。私は2013年と2015年に、宝塚の公演や舞台映像を鑑賞した経験のある、歌仔戯やそれを取り入れた劇団で男性役を演じる女性俳優（小生）・スタッフ・ファンの6名の女性にインタビュー調査を行った。彼女たち歌仔戯関係者に歌仔戯の小生と宝塚の男役を比較してもらったところ、小生は主に中国演劇の伝統的な演技の型に基づいているのに対し、男役は西洋的な衣装やダンスを取り入れ、より日常的なしぐさをするという相違点があげられた。とはいえ、いずれの人も男役と小生に本質的な違いはないととらえていた。小生の人たち自身、近年少しずつ増えてきた近現代を舞台にした作品に出演する際、宝塚の男役のしぐさなどを参考にすることがあるという。このことも宝塚の男役と歌仔戯の小生の近さを示唆している。

では、小生にしろ男役にしろ、女性が男性を演じることでどのような効果が生まれるのだろうか。調査対象者の回答を分類すると、大きく4つに分けられた。

一点目として、優雅で洗練された中性的な見た目の美しさがある。

二点目として、虚構性がある。男役や小生は、現実の男性とは距離がある虚構の存在を演じられることに演劇的な意味があるという。

三点目として、女性が理想とする男性像を表現できる。例えば、女性に優しく愛情深い、愛情表現が細やか、国や女性に対して責任感が強いといった男性像を表現できるのが魅力だという。

四点目として、女性にとって様々な面で安心できるという。例えば、小生は実際には女性なので、夫のいる女性がどれほど小生に夢中になっても浮気にはならないという意見があった。これは異性愛を前提とした見方だが、ただ、この点をあげた人は、女性にとって小生には安心感がある理由はそれだけではないが、うまく言葉にできないと語っていた。また、女性が演じる男性は、女性に激しい思いを抱いても女性を襲うようなことはないので安心できるという意見もあった。もちろん、宝塚や歌仔戯の上演作品の中に男性が女性に無理やり性行為をする筋書きを入れることはできるが（少なくとも宝塚では、そのような作品が数は少ないが存在する）、そうした場合でも、男役・小生は「男の体」と見なされる身体を持っていないので、性的な面で脅威を感じずに済むということだろう。歌仔戯で男性俳優が男性を演じる場合、観客は小生が演じる時以上にラブシーンにリアリティを感じているように思うと語ってくれた人もいたが、それも男性俳優の身体が性的な場面で生々しさをもたらすことを示唆している。

美しさや優雅さ、優しさ、愛情深さなど、一般的に女性的とされる性質（以下、「女性性」）を持つ男性は「女々しい」「なよなよしている」などと否定的に見られることがある。また、2003年に自民党の太田誠一議員が「集団レイプをする人は、まだ元気があるからいい。まだ正常に近いんじゃないか」と発言したように、女性をおもんばかりに性的な行動を控える男性は「男としておかしい」「意気地なし」などと言われることもある。それらの見方は、一般的に男性的とされる性質（以下、「男性性」）を女性性よりも優れたものと見

なし、男性を中心に物事を考える、男性優位的な価値観の表れといえるだろう。その中で、否定的にとらえられやすい女性的／非男性的な性質を持つ男性像を肯定的に表現できるのが、男役・小生の特徴であり魅力の一つといえるのではないだろうか。

もっとも、女性性のある男性は女性にしか演じられないとはいえない。冒頭で触れたように、中性的な容姿の男性芸能人は今や多数存在する。また、現代では細やかな愛情表現や優しさなどを持つ男性を「男らしくない」と否定する見方は和らいできており、そうした女性性のある男性像が男性によって肯定的に表現されることが増えていくかもしれない。

だが、男性身体を持たず、「本物」の男性ではないという虚構性のある男性像を体現できるのは、女性が男性を演じる男役や小生ならではだろう。その虚構性ゆえに男役や小生に苦手意識や物足りなさを感じる人もいるだろうが、ファンにとってはそこが魅力にもなる。女性だからこそ女性が理想とする男性像を演じられるという歌仔戯関係者と同様の意見は、私が宝塚ファンに対してインタビューを行った際にも聞かれた。そのような語りの背後には、男性には女性が望む男性像が分からない、それを表現するのは不可能だという考えがあると推測される。よく宝塚は女性が理想とする男性を描いているといわれるが、「女が男役を見る時の視線を支えているのは、『男への理想』ではなく、『男への絶望』である」（荷宮 1995:132）、「〔宝塚の舞台に〕登場する人物は、観客の『現実にはいたらない』という願望と『どうせ現実にはいないよね』という諦めとを具現化した非現実の存在であることが絶対条件」（松本 2009:24）といった宝塚ファンの見方は、歌仔戯の小生についてもあてはまるかもしれない。現実の男性とは切断された形で女性たちが望む男性像を提示できるのは、「本物」の男ではない存在が男を演じる男役や小生だからこそ可能だといえるだろう。

そのような男役や小生は男性性を組み替えてもいる。先の、女性が男性を演じる効果の四点目に関連して、物事に対しては積極的だけど、性的な侵略性がないのがいいという意見があった。一般的に、男性性には女性性を性的に征服し支配することも含まれる。だが、男役や小生が演じる男性像は、能動性や行動力といった男性性から、女性にとって脅威になる性的な征服性を引き剥がしている。宝塚は、女性を専門的に演じる娘役よりも人気が高い男役を中心に舞台が構成され、既存の男性性・女性性を男女の演じ分けに利用しているため、ステレオタイプなジェンダー像を表現するものと見なされがちだ。だが、宝塚では一般的な男性性・女性性から女性たちが不快に思いやすい要素が取り除かれ再構築されている。男役・娘役が表現する男女像は、規範的な男女像と完全に同一ではない。宝塚の男役のみならず歌仔戯の小生も、男性性から多くの女性たちが嫌悪する側面を削ぎ落とした男性像を体現できるからこそ、女性ファンの支持を得ているのだろう。そして、そのような自分たちが求める男性像を理解し表現できる男役や小生に、女性ファンが仲間意識を感じていっそう愛着を深めることもあるだろう。

舞台上で華やかに装う宝塚の男役や歌仔戯の小生の輝きは、現実の男性たちに対する女性たちの絶望や諦めという影によって、より強い光を放つ。宝塚ファンには様々な性的指向の人がおり、また異性愛者の女性だろうとファンにとって男役や小生は現実の男性の代理として（のみ）あるのではないため、その魅力は常に現実の男性との対比で生まれるわけでは決してない。ただ、現実の男性との差異が、女性たちが男役や小生に惹きつけられる理由の一部になることもあるだろう。男性芸能人がどれほど女性性のある男性像を表現できるようになると、現実の男性に絶望し諦念を抱く女性がいる限り、男役や小生は女性たちから愛され続けるに違いない。逆にいえば、現実の男性が女性を一切幻滅させなくなれば、男役や小生の人気は落ちるのかもしれない。だが、現実には人々が夢見るようには都合よくできていないので、そのような日は来ないだろう。女性たちの夢想と幻想がめいっぱい詰まった男役や小生を、現実の男性が超えられるわけがない。宝塚と歌仔戯は、永久に不滅である（たぶん）。

※本稿の元になった研究は JSPS 科研費 (26870349) の助成を受けている。調査にご協力いただいた皆様に、改めて感謝します。

#### 参考文献

- 張懷文, 2015, 「台湾文化としての歌仔戯をめぐる研究——見せる／見られる女性の身体と演技を中心として」大阪大学大学院文学研究科 2015 年度博士論文。
- 荷宮和子, 1995, 『宝塚の香り——オスカルからポスト・フェミニズムへ』廣済堂出版。
- 松本理沙, 2009, 「夢をありがとう」榊原和子編著『宝塚イズム 7』青弓社, 21-25。

あずま そのこ 1978 年生まれ 京都産業大学現代社会学部現代社会学科准教授

主な著書

『宝塚・やおい、愛の読み替え——女性とポピュラーカルチャーの社会学』新曜社、*Shōjo Across Media: Exploring “Girl” Practices in Contemporary Japan* (co-author) Palgrave Macmillan、『BL の教科書』(共著) 有斐閣、『ガールズ・メディア・スタディーズ』(共著) 北樹出版

## 終章 なぜセクハラ性暴力にこだわるか——教育、研究、裁判の40年——

牟田和恵

定年を迎えるからといって研究活動に終止符を打つわけではないが、これを良い機会として、40年近くジェンダーにかかわる研究と教育にあたってきた者として、自分の研究者人生を振り返ることには意味があるだろう。というのも、一つには、私が携わってきたフェミニズムの立場からのジェンダー研究は、いまでもアカデミズムの制度の中では新参でマイナーな存在だが、残念なことに現在、縮小や後退をしつつあるのではという懸念さえある。そう考えれば、私の個人的な振り返りは、ジェンダー研究をめぐる40年の経過を考えるものとしての意味もあるだろうと思われるからだ。

その40年の経過を縦糸だとすれば、私が研究のテーマとしてきたセクシュアル・ハラスメント、性暴力について、それらについてこだわることにどのような意味があるのかを考えることが本章の横糸になるはずだ。

### 1. 裁判とのかかわり、裁判からの学び

大学に勤務する研究者としての私の歩みは一面では、裁判に始まり裁判に終わる（まだ終わっていないが）と言えそうだ。

最初に出会った裁判は、支援組織代表の立場で、法廷でセクハラとたたかうことから始まり、最後の現在進行形のものは、原告として自分が代表を務めた科研研究への攻撃とたたかうこととなった。

そしてこの「たたかい」というのは、法廷で相手方と争ったという意味だけではなく、ジェンダーをテーマとしてきた私の研究人生において必然的に出会ってきたたたかいだったと感じている。

#### 福岡セクハラ訴訟

大学院時代の後半から、歴史社会学的視点から近代化と家族やジェンダーの規範の変容について研究を進めていたが、1989年に提訴された日本で初めてのセクハラ裁判となった福岡セクハラ訴訟にかかわることとなり、そこからセクハラについても自らの研究の一部として取り組んでいくこととなった。

同訴訟は、福岡市にある小さな出版社で働いていた女性が、「仕事はできるが夜遊びが激しい」などと性にかかわる誹謗中傷を上司である編集長から周囲に触れ回られ、抗議してもやめてもらえないため管理職である専務に相談したら、「編集長とトラブルを起こして職場の和を乱した」ということで退職に追い込まれてしまった。被害を受けたのは自分なのになぜ仕事を辞めなくてはいけないのかと労働基準局や簡易裁判所、そして弁護士事務所にも足を運んだものの、「クビではなく自発的な退職になっているから問題はない」「あなたが美人だから」「それくらいのこと」と相手にしてもらえなかった。だがそのタイミングで「女性のための法律事務所が福岡に設立された」という小さな記事を地方紙で見つけ、最後の手段としてその事務所を訪ね提訴に至ったものだ（晴野 2001: 54-58）。彼女の受けた被害は典型的なセクハラだが、当時はまだ日本ではセクシュアル・ハラスメントという概念はほとんど知られていなかった。女性当人も、そして代理人を引き受けた福岡のフェミニスト弁護士も、「セクシュアル・ハラスメント」を知っていたわけでもなかった。しかし弁護士たちは、原告女性から話を聞いて、「これは女性差別だ」と直感したという。

この裁判を闘うにあたっての戦略はまず、こうした被害は原告女性個人に特殊なことではなく多くの女性たちが職場で苦しんできた普遍的問題であることを社会にうたえることだった。これまで闘われてきた女性の労働上の差別問題は、定年差別、賃金差別、採用や昇進での差別など多々あるが、女性が職場で性的な嫌がらせや脅かしを

受けて働く権利を損なわれることは、これまで見過ごされてきた、もう一つの重要な女性差別問題だ。このことを社会に問題提起しつつこの裁判をたたかっていこうと、地元福岡のジャーナリストや草の根のフェミニスト活動家たちとともに「職場での性的いやがらせとたたかう裁判を支援する会」を結成し、前年に佐賀大学に専任講師として着任していた私が支援代表を務めることになった。

現在もセクハラや性暴力を問う裁判では、プライバシーの侵害や二次加害を怖れて、原告である被害女性は匿名であることも多い。1989年当時で、初めてセクシュアル・ハラスメントを問う裁判ということで、興味本位・スクヤンダラスな扱いを受けることが予想され、原告女性は匿名で取材にも本人は登場しないことを支援の会の方針とし、記者会見やメディア対応を代理人弁護士たちとともに私が引き受けることになった。「スクヤンダラスな受け止め」という点では、たしかに、提訴後、パッシング的な報道、「色物」としての扱いは多々あったが、新聞等の主要メディアでは、働く女性たちに対するもう一つの差別問題としてセクシュアル・ハラスメントがあると正面から受け止めた報道も多数なされた。そして、あっというまに「セクハラ」の語が生まれ、提訴が8月であったにもかかわらず、12月のその年の流行語大賞を獲得するほど、よく知られた言葉になった。提訴前、「セクシュアル・ハラスメント」のような長々しいカタカナ言葉が日本社会に定着するとはとても思えず、支援の会は上述の通り「性的いやがらせ」と称したのだが、まったく嬉しい誤算だった。

なお、同裁判は、1992年4月16日、ほぼ全面的に原告女性の勝訴で終わった。判決は、上司から原告へ行われた性的中傷の事実をほぼ認めたとえ、性的な脅かしや嫌がらせが女性労働者の人格権と労働権を侵害する不法なものであり、会社も使用者としてその責任を負うべきことを認めて、女性の譲歩や犠牲の上で職場環境を調整することは不法であるとはっきりと述べている。「セクシュアル・ハラスメント」という言葉こそ用いていないものの、日本の司法として初めてこの問題に関する判断基準を明確に示した、画期的な判決だった。

この裁判では、原告側は代理人に福岡の代表的フェミニスト弁護士である女性協同法律事務所の辻本育子・原田直子弁護士（原田弁護士はその後日本弁護士会の副会長を勤めた）をはじめとする福岡の女性弁護士たちに加えて、性に関わる女性差別裁判では第一人者の角田由紀子弁護士が東京から参加してくれた。それに加え、女性労働問題を専門とする法学者である林弘子福岡大学教授（当時。のちに宮崎公立大学学長）を擁する強力な布陣だった。私は支援組織代表として、裁判の戦略を練る弁護団会議に毎回参加したが、研究者としての私にとって、彼女たちと議論を重ねたことは大変大きな学びとなり、その後の研究者人生の糧となった。匿名であっても、いやむしろ匿名であったことも理由となって、様々な葛藤を抱えることになった原告や、支援組織のメンバーたちとの密度の濃い交流と協働にもその後30年以上経った現在も感謝している。

やや裏事情的なことを付け加えると（法廷でのことなので「裏」というわけではないのだが）、上記のような強力な布陣だった原告側に比して、被告側代理人は、経験豊富な弁護士だったが、そもそも訴えの意味を理解していないようだった。原告が最初に訪ねて「それくらいのことにはよくあること。そんなことで裁判しようなんてバカバカしい」と相手にしなかった弁護士同様、くだらない訴えだと軽視していたのだろうか。原告に退職を強要した専務は法廷で「編集長のほうが悪いのは分かってましたが男を辞めさせるわけにはいきませんから」と証言してのけた。この女性差別丸出しの証言には、弁護士はなぜ事前指導しなかったのかと不思議に思うくらいだったが、要するにその程度の認識で本件訴訟に臨んでいたということだろう。こんな「敵失」も裁判の結果に影響を与えたに違いないが、それもやはり、当時の社会の「常識」の表れだったのだろう。

裁判終了後、支援の会では、裁判の記録と分析をまとめた書籍を刊行し、そのタイトルを「職場の「常識」が変わる」としたが、まさに「常識」に挑戦するたたかいだった。

#### 待ち望まれた問題設定

セクハラが1989年の時点で初めて発生したなどと言うわけではもちろんない。『女工哀史』の頃から工場の監督から若い女工たちが強姦され妊娠させられ、あげくは工場を追い出されるなどの被害は生じていた。近代的労働環境

成立以前も、江戸時代の本店のあるじや番頭から奉公人の女性はそういう目に遭っていただろう。女性たちは、いつの時代も、性的な脅かしを受け、応じざるを得なかったり、あるいは不本意にも辞めて生計の糧をあきらめたりして「解決」してきた。しかしそれはあくまで、運が悪かった、たちの悪い男がいたから、女の人生はそんなものと個人的なこと、運命的な不幸として扱われてきた。1980年代後半においても、職場の力関係から観光バスの運転手に性関係を強要されたバスガイドの女性が裁判に訴えたが（山形交通事件 1987年2月9日山形地裁に提訴）、裁判ではそうした職場の権力構造には目が向けられず、性的暴行の事実があったかどうか、つまり強姦といえるかどうかを審理する経過をたどり、結局、運転手の個人的な不適切な行為として扱われ、会社が原告女性の親に管理責任の不行き届きを謝罪することで和解となって（1988年4月和解成立）裁判が終了している（宮 1989: 116-121）。

しかし福岡裁判が提訴され「セクシュアル・ハラスメント」「セクハラ」が知られるようになると、状況は大きく変わった。東京の草の根女性運動グループの「働くことと性差別を考える三多摩の会」は、裁判の前年の1988年に、アメリカの女性団体が1980年に刊行した小冊子‘Stopping Sexual Harassment: A Handbook’を『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』と題して翻訳刊行していたが、福岡裁判の書証とすることを狙いとして、女性たちにセクシュアル・ハラスメントの体験を問う「一万人アンケート」を開始した。資金や資源の乏しい草の根の運動グループによる、短い期間の調査であったが、6,500名の女性の回答が得られ、多数の女性たちが望まない性的言動によって職場の内外で脅かされ悩まされてきたことが白日のものとなった。自由記述欄には、数十年前のものから、現在進行形のものまで、苦い記憶・体験が記されていた（働くことと性差別を考える三多摩の会 1992）。この結果は裁判の書証となったほか、『働く女の胸のうち：女 6500人の証言』として刊行された。

この調査の成功を見ても、「セクハラ」という問題設定は、多くの女性たちの実感を捉える、労働と性がからみあう古くて新しい女性の問題として、満を持して登場したと言えるだろう。

セクハラ概念の登場の10年後、男女雇用機会均等法の改正により企業にセクハラ防止配慮義務が課された（2006年12月の再改正で防止措置義務）。労働問題にしろ、夫婦別姓選択制の導入のための民法改正にしろ、女性差別の是正には非常に時間がかかり、しばしばいつまでも見通しの立たない日本で、たった10年でセクハラに関する法制化がなされたことは興味深い。実のところ、企業にとっては、セクハラ防止は、賃金体系や福利厚生等の改善等とは違っておカネのかからない、しかも、「不適切な性的言動」を取り締まるという意味で保守的徳徳に沿った企業秩序にかなう。つまりセクハラ防止は、女性の労働権や人権の擁護のためというよりも、企業に都合よいことだったのだ。現在もセクハラ防止が徹底するどころか被害は起こり続けていることからその推測は大きく外れてはいないだろう。

しかしそれでも、法の施行から30年以上が経って、「セクハラはNo!」という常識は社会に普及し、さまざまな事情によってセクハラが横行する場合も、「それはおかしい」と人々が考えるようになったことは大きな前進とやっていいのではないか。

傍聴する研究者として：反訴でのハラッサーの証言

後述するように、自分が原告となるに至るまで、裁判とのかかわりはその後も深まっていくのだが、「傍聴者として」の裁判とのかかわりも私の研究者としての糧となった。

福岡裁判後、1993年に発覚した矢野暢京都大学東南アジア研究所長（当時）によるセクハラ事件にも支援者として関与し、95年発足のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク（以下、全国ネット）の活動も始めて、自分が研究教育上の足場としている大学でのセクハラ事件や問題とのかかわりも深まっていった。自身が授業その他の機会に、セクハラについて学生たちに、自分の望まない性的言動は、相手がお世話になっている先生であれ、学ぶ環境を脅かすセクハラであって、我慢する必要はないと話すと、実は自分はこういう被害を受けているのだが、と授業後に相談されることもある。しかしそこで、どう対応していいか、困惑をせざるを得ない。当の教員のところに「あなたセクハラしてるでしょう」などと軽々に言いに行くわけにもいかず（そもそも相談者自身がそうしたことは求めていることも多々ある）、学部の上層部に対処を求めても「事実関係が不明であるしどうす

ることもできない」で終わるのは目に見えている。口では偉そうなことを言いながら何もできないそんなジレンマにぶつかっているのは私だけでなく、同様にハラスメント問題やジェンダー問題に関心をもっている全国の大学の研究教育者たちで、情報交換をしていく必要を感じた。実際、大学でハラスメント相談窓口や防止規則を作るべき、と声を上げて、そんな対策を取ったうちの大学にはセクハラがあると言っているようなものだ、と問答無用で却下されるのが実情だったから、「大学がセクハラ防止の対策や取り組みをするのは当たり前、それをやらない大学は遅れている」という雰囲気づくりをしていくために、同ネットは立ち上がったのだった。

99年の均等法改正によるセクハラ防止義務の法制化と同時に、文部省（当時）訓令による大学でのセクハラ禁止と、対策の施行の求めによって、大学はセクハラ防止に取り組んでいくのだがそれらは概して実効的なものではなく、相変わらず被害は続いた。

私は、被害者からの相談だけでなく、大学で対策にあたる教員から意見やアドバイスを求められたり対策のための研修を依頼されるなどを通じて、大学のセクハラ事案を多く知ることになったが、そのなかで、とりわけ大学を悩ませていたのが、大学による調査に基づく処分を受けた教員が、その処分を不当として大学や被害者を訴え返す（反訴）対抗訴訟である。大学のセクハラ事案で懲戒解雇になることはまれで、停職や、場合によっては授業の停止程度にとどまることもままある。在職していながら組織を訴えるというのは、一般のサラリーマンであれば相当に高いハードルだが、大学の研究者は、知的資源が豊富なおうえに、大学よりも学界への帰属意識が強いことも作用して、この手の裁判を起こす「勇気」のある人がみられるのだ。裁判を受けるのは憲法上にも保障された権利であるから、裁判を起こすこと自体を否定するわけにはいかないが、指導教員によるセクハラに長く耐え、やっとの思いで問題解決したはずの被害者、通常外の業務を苦渋の思いで行って問題解決したはずの組織にとって、さらなるトラブルが長く続くことになるのだから、非常に疲弊させられる。

私はこうした事案に、セクハラ問題を研究するものとして興味をひかれ、いくつかの裁判の傍聴という形で調査を行った。そこで私が目の当たりにしたのは処分不当と訴えているハラッサーたちが、ことごとく、「自分はセクハラなどしていない」、むしろ「相手の女子学生から誘われた」「合意の関係だった」、「それを大学は見誤って不当に処分した」と堂々と主張する姿だった。つまり彼らは、部下や指導院生と性的な関係をもっていたことは認めており、それがセクハラではないという主張はいっけん「強弁」にも思える。しかし、法廷で力を込めて証言する彼らの言葉からは、彼ら自身の世界では、自分はむしろ相手の女性から誘惑された被害者であるというストーリーが、客観的にはほとんど荒唐無稽であっても（傍聴席で、文字通り呆れて開いた口がふさがらないような思いを何度もしたものだ）、それは彼らの「現実」「リアル」としてあることがわかってくるのだ。

社会学において「多元的現実」とはよく知られた考え方で、社会学を学ぶ者には常識でもある。それは分かっていたつもりではあるが、法廷という場で披露され展開される「現実」の多様なありようを傍聴席から眺めるのは、そのことが実に腑に落ちる経験だった。そして、こうした「現実」の諸相をまさに多元的に理解することなしには、セクハラ防止や問題解決は、いつまでも遠いままであろうこともよく分かった。

対抗訴訟以外の機会でも、一緒に事典編纂の仕事をしていた男性研究者が所属大学からセクハラ処分を受け、教育的事業でもあることから何もなかったように編纂の作業を続けてよいのかと問題提起した私とその仕事から外され2年以上にわたって行ってきた仕事を無にされるという派生被害を受けたこともあった。このときも、対抗訴訟をする人たちと同様に「冤罪」であると堂々と主張する当人に加え、他の委員たちや編集者が頬かむりしたり、直接知りもしない被害女性についてとうとうと「その女はいかに頭がおかしいか」を述べる姿には、あらためてセクハラ問題の根の深さを痛感した。

これらの経験から、「お前らこれを読め！」と言いたくて執筆したのが『部長、その恋愛はセクハラです!』（2013年集英社新書）だ。ハラッサーたちがなぜあれほど都合の良い解釈ができるのか、周囲が本人以上に被害者を責めハラッサーをかばいたがるのはなぜなのか、被害を受けても女性がなかなかノーとは言えない事情や構造など、ハラスメントする側とされる側の全く異なる意味世界について、平易な言葉で叙述した。おかげでマニュアル本や一

般のセクハラ本には無い視点であると高い評価を得て、あくまで「当社比」ではあるが例外的によく売れて韓国語にも翻訳されたが、それは訴訟の場ほかでハラッサーや彼に味方したがる周囲をリアルに観察できたゆえであった。

原告として：杉田水脈衆院議員を訴える

そして2019年2月には、自分が原告の立場になり、本書出版を前にした2022年2月に結審を迎えて、5月25日の判決を控えている。

これは、研究代表者を務めた科研研究について杉田水脈自民党衆院議員から、研究内容や研究費の使用方法について、インターネット上で事実無根の誹謗中傷を繰り返し受けたため、3名の共同研究者とともに2019年2月12日に京都地裁に名誉棄損への謝罪と損害賠償を求めて提訴したものだ。杉田議員の発言は私たちの研究が「慰安婦」問題や性暴力をテーマとしていたことに発するが、この少し以前から、産経新聞等で「『反日』研究には科研費を出すな」として「歴史戦」キャンペーンが張られており、私たちの科研もその一環として攻撃対象となったようだ。

杉田氏から私の実名を挙げて発せられた言葉は、「ねつ造」「研究費不正使用」等、研究者生命を脅かされるような内容であり、まったく許しがたいものだが、それとともに杉田氏は、ジェンダー研究・フェミニズム研究を貶めている。第二波フェミニズム以降のフェミニズムの重要テーマである女性の身体・性について私たちが行ったイベントを「放送禁止用語を連発」「卑猥」と嘲笑し、「こんなのがフェミニズムなわけない」と断言する。それに乗じて十万人以上にのぼる氏のフォロワーがさらに酷い表現でジェンダー研究やフェミニズムを嘲弄してきたのだ。

ジェンダー研究は、長い間の先達フェミニストたちの努力の蓄積で発展し、学として制度化されてきた。杉田氏の攻撃は、私たち原告個人に対する以上に、こうした蓄積の上に立つジェンダー研究を退行させ無力化しようとするものだ。この裁判のなかではっきりと見えてきたのは、先達から私たち原告の世代が引き継ぎ、それぞれが教育活動を行うなかで続く世代に伝えひろげようとしてきたジェンダー平等と女性解放のための営為を、こんなバッシングや妨害で途切れさせるわけにはいかないということだ。

## 2. 消されていくジェンダー研究、フェミニズム

上述の裁判は、支援組織「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判」支援の会（略称 フェミ科研費裁判支援の会）を立ち上げていただき <http://kaken.fem.jp>、多くの方々からサポートを得ることができている。

裁判の進行につれて、各分野の専門家に意見書を執筆いただき、また弁護士と原告らで杉田氏の言動の分析を行っていく中で、この裁判の中心的意義は、フェミニズムやジェンダー研究へのバッシングとたたかうことであると考えられるようになった。攻撃は杉田氏によるものだけではなく、インターネット TV で彼女と共演して声をそろえる櫻井よしこ氏や上念司氏らの右翼論客、そして10万を超える杉田氏のフォロワーたちのすべてではないにしろ、杉田氏の発言をほめそやし、フェミたたきをする多くの人々から発せられている。私個人への攻撃も膨大な数だが、女性の権利について問題提起をし、男性中心のジェンダー秩序に物申そうとする声を、嘲笑や罵倒で押しつぶそうとする人たちは無数にいる。「こんなバカ女を教授にしているとは大阪大学は何をしているのか」と私への個人攻撃も多数あるが、それも、その根底には、女のくせに生意気な、女だてらに阪大教授になるとは身の程知らず、と言いたいらしい、私が女性であるがゆえのミソジニーが非常に強く感じられる。日ごろから、「わきまえない生意気な女ども」に苦い思いを抱いているのか、私という実在の個人にうっぶん晴らしをして爽快感を得ている様子が見て取れる。

つまり、この事象現象自体が、フェミニズム・ジェンダー研究が今現在も引き続いて必要であることを強く証明しているのだが、実際のところ、フェミニズム・ジェンダー研究は、一面では危機にあると言わざるをえないのではないかとも思える。本書の各章でも論じられているとおり、#MeTooの世界的広がりに見られるように、ごく普通の女性たちの間でもフェミニズム的発想は浸透していき、ポップカルチャーにも現出している。しかし、それにも

かかわらず、否、それゆえではないかと疑わざるを得ないのだが、モノ言う女たちには執拗な攻撃が仕掛けられる。SNSでフェミニスト的な発信をしたがために壮絶なバッシングを受け、心を病んだりアカウントを閉じざるを得ない女性たちは後を絶たない。

そしてまた、特にアカデミアをみてみれば、フェミニズム・ジェンダー研究は、果たして前進しているのか、後退はないのかと疑わしくもなる。

私たちの裁判の焦点である科研費は、2001年に複合領域の細目としてジェンダーが設置されその中で採択されたものだったが、科研費の分野見直しによってこの領域は2016年には消えて、社会学や人類学、法学などのキーワードとして「ジェンダー」が入るといって、率直に言って「格下げ」になった。それはもちろん、ジェンダー的視点が各学問分野の中に広がったからこそともいえるのだが、しかしそれが事実であるとしても学問分野としてのジェンダー研究は存在感を失いつつあるようにも思える。そこには、ジェンダーと貧困、ジェンダーと医療、ジェンダーとメディア等々と、ジェンダー視点を生かした研究は良くて、「ジェンダーだけでは狭い」という意識や認識が広がっているのではないか。

しかし、「ジェンダーだけ」に注目する意味とは何だろうか。それはつまり、ジェンダー研究の原点であるところの、女性差別を理論的かつ実践的に問題としその構造を解明していこうとする、つまりはフェミニズムに立脚することではないだろうか。女性差別は今も根深く、かつ巧妙化しつつもあるのに、女性差別そのものを正面から問う研究は「狭い」「イデオロギー的」とされてアカデミアから排除されようとしているということではないか。

フェミニズム・ジェンダー研究は、1970年代、ウーマン・リブ、女性解放運動のなかで、「女性学」として始まった。井上輝子さんの先達が、大学の「自主ゼミ」の形で始め、日本女性学研究会が1977年に、日本女性学会が1979年に立ち上がった。しかしまだその当時は、アカデミアからは「異端」とされ、もちろんそれを専門とする教授もおらず、大学院生にとって「フェミニズム」「ジェンダー研究」はまだ日陰の扱いで、メインの研究テーマにはならないのが「常識」だった。フェミニズム・ジェンダー研究の大家である上野千鶴子氏や江原由美子氏も、大学院時代はそれぞれ構造主義、現象学的社会学を表看板としながら、ジェンダー研究をしておられた。このお二人と並べるのは僭越至極だが、私も、院時代も就職直後も、ジェンダー・フェミニズム研究は余業で、と考えていたのを記憶している。

しかしその後、先達のご努力ご活躍、そして女性差別撤廃条約（1979）に結実する国際的な潮流の中で、日本でも大学の制度としてジェンダー研究は取り入れられていくことになった。徐々に「ジェンダー論」の授業がカリキュラムに入り、ジェンダー論を専門として大学のポストを得ることができるようになったのだ。上野千鶴子氏が東大教授に就任したのはその象徴でもあろう（93年助教授、95年教授）。

ところが今、「ジェンダーだけでは狭い」ということなのか、専任ポストは減少している。科研費の細目においても格下げになったことは前述の通りだ。

そして、大学や企業など各組織はいま、「男女共同参画」は古臭い、と言わんばかりに、「ダイバーシティ」に舵を切っている。2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%にと、2003年に掲げられた202030（ニイマル・ニイマル・サンマル）の目標には全く届かず取り下げられたというのに、男女共同参画社会はすでに達成されたともいうのだろうか。もともと「男女共同参画」の用語自体、女性差別撤廃条約の国内法を制定するのに、女性差別禁止法や男女平等法といった表現を嫌う政治家たちによって、「男女共同参画」といういかにも男女仲良くといったニュアンスを感じさせる表現に落ち着いたという経緯があった（牟田2006：6章）。それ自体、問題のある出発点ではあったが、それすらも、実質的な成果もほとんどないままに、消してしまおうというのだろうか。

もちろん性的マイノリティの人々や外国にルーツのある人々の権利を保障していくことは日本社会にとって喫緊で必須の課題であり、日本社会にダイバーシティへの取り組みが根付いていくことは重要だ。しかしながら、そこに、もう女性差別はもう終わったかのようなごまかしが隠れているとすれば看過するわけにはいかない。いうまでもなくフェミニストたちは、女性の権利、抑圧の解消のために努力してきているのだから、女性だけでなく多様な人々

の人権が擁護されることにはもろ手を挙げて賛成だ。しかし、マイノリティの人々の権利向上のために女性はガマンしなくては、と言わんばかりのロジックが使われ、女性自らがそれに同調する時、そこには相変わらずの、自分のことは二の次にと女性に叩き込まれてきたジェンダー規範がのぞいてはいないだろうか。

かつて、妊娠中絶を禁止しようとする優生保護法改悪が企てられたとき、障害者団体とフェミニストたちは、対立の構図を余儀なくされた。「産む産まないは女(わたし)が決める」と女性の自己決定を訴え法の改悪に反対するフェミニストに対し、そうした主張は障害をもった胎児を選別し抹殺することにつながると危機感を抱く障害者たちが、あたかも互いが敵同士であるかのようにみなされたのだ。両者の間では激しい論争もなされ完全な「解決」に至ったわけではないが、しかしそのぶつかり合い、論争によって、問題の根底は産む母に子育てを個人的な重荷として押し付け、障がいのある者を排除しようとする社会の構造であり、それこそが問われるべきと洞察が深められていった。こうしたプロセスを私たちはいま学びの糧とすることができるだろう。

「フェミニズムはみんなのもの」という標語がある。これは女性差別社会の構造のもとでは女性のみならず男性もどんな人も抑圧を受けているという含意であって、フェミニズムの理念をみんなのために引き下げていくなどということではない。真に「フェミニズムはみんなのもの」になるのは、女性の権利が確立し女性への抑圧がすべて解消された後でのことだ。

### 3. 性暴力とセクハラは何を問題提起しているのか：オルタナティブな社会像へ向けて

2010年代後半は、#MeTooの国際的な広がりをはじめ、伊藤詩織さんの性暴力被害への告発(伊藤2017)、フラワーデモ <https://www.flowerdemo.org/> の全国的展開など、日本でも性暴力について異議申し立てと正義の回復を求める声広がった。セクハラについても、財務省事務次官が報道記者に卑猥な言葉かけを酒席で繰り返した事件、人権派で知られる写真家がスタッフに性的関係の強要を含むセクハラを繰り返していた事件にも批判が集まった。それらは、現実にも地位の上下関係を使った性暴力がまだまだ蔓延していること、2017年の刑法改正で強姦罪が強制性交等罪へと改正されたにもかかわらず、加害者にとことん甘い司法判断が繰り返されていることなどの不公正が継続している現実の上にあるのであって、手放して喜んでいけるわけにはもちろんいかない。しかしそれでも、セクハラや性暴力にNo!と言える感覚がたしかに高まってきたことを示しているものとして、1989年のセクハラ元年からの進展を率直に喜びたい。

こうしてこれまでは見過ごされていたり、あきらめやガマンを強いられていたセクハラや性暴力が「問題」「不正義」として「発見」されていくことは、被害者の苦痛がわずかなりとも緩和されたり、あるいはしばしば誤解されているように「過去の恨みを晴らす」のにとどまるのではない。私たちの社会で被害が生じている事実を明らかにしていくこと抜きには、防止や対策のための取り組みは生まれえない。その意味で、個人の声の現出は発見の価値自体が大きく、重要・必要なことであるし、まだまだ途上であると言わざるを得ない。

しかし重要なのはそれだけではない。

第二波フェミニズムから生まれたラディカルフェミニストたちが看破したように、性にまつわる抑圧は、社会に構造的にある性差別の深淵である。マッキノンとドゥオーキンは、「平時における女性に対する戦争」として、DV、レイプ、売買春、ポルノを挙げたがこれらはすべて言うまでもなく、女性の性にまつわる問題だ。雇用上の差別、管理職や政治代表の少なさ等々、社会経済的な女性差別は私たちの社会にまだまだ確固としてあり、その解消は喫緊だ。しかし、女性の社会経済的地位が低いことが理由で性的搾取や抑圧が起こるといふ以上に、性の抑圧こそが、経済や法、社会的多方面に広がる差別の根源なのではないか。そこにこそ、私たちはたたかいを挑まなければならないのではないか。

性、そして性にまつわる女性への抑圧は、それに異議申し立てをすること自体がまだまだ抑圧される。杉田水脈議員が私たちの科研を攻撃するのに好都合に使っているのが、「慰安婦」問題や女性の身体と性にかかわることであり、

それに無数の「いいね」がつきリツイートされるのもその証左だ。そうした多重の困難はあっても、否、あるがゆえに、それこそが社会に構造的にある女性差別の深淵なのだ。だから、それへの挑戦を、社会構造自体を変革していくドライブとすることができないのではないかと。私にとって、セクハラや性暴力に「こだわる」理由はまさにそこにある。

性暴力やセクハラはなぜ存在・蔓延しているのか。なぜそうした行為や言動がこれまで（今でもしばしば）見過ごされてきたのか。それどころか、とくにゲームやアニメ、AV等では娯楽としてさえ扱われているのか。そして、なぜ圧倒的に男から女へとなされるのか。女性から男性、男性間での被害が無いわけではないが、その意味や効力は大きく違う。そこには、江原由美子が「ジェンダー秩序」として論じたように、性差とは対称的・二分法的なものではなく、権力の勾配を含むことが起因している。その勾配はしかし/しかも、私たちの社会の異性愛規範のなかに深く埋め込まれ、近代家族規範に直結している。端的に言えば、異性愛規範と近代家族規範の中に性的抑圧や差別が埋め込まれているのだ。しかしそれなのに女性たちはなぜそこに誘導されていくのか、あるいは追い込まれていくのか。

そこにはたしかに、女性の労働条件や賃金の低劣さのゆえに経済的に男性に依存的になるといった事情が作用しているだろう。しかし、経済的に自立できるはずの女性もDVに耐えていたり、性暴力やセクハラ脅かしから決して無縁ではない。そう考えると性暴力やセクハラなど性的抑圧に抗する途は、セクハラ性暴力として現れる一つ一つの行為言動に注目することにはとどまらないことが見えてくる。それが、オルタナティブでより公正な社会を構想することを狙いとしながら、政治や家族、性をテーマとして含んで本書が編まれている理由でもある。

性にまつわることに異議を申し立てること自体が困難であるうえに、家族の在り方や異性愛規範に挑戦するのは、壮絶な反撃や攻撃を受けることが不可避の、きわめて困難な道であろう。前述したように、アカデミアの制度としてのジェンダー研究が揺らいでいるという現状、行政お墨付きではじまったはずの「男女共同参画」すら消しさられようとしているフェミニズムの現状からすると、その困難はなおさらに深いかもしれない。だからいま、ラディカルなフェミニズムの原点に戻ろうとすることは、さらなる攻撃を招くという懸念もあるだろう。

しかし、もしかするとジェンダー研究やフェミニズムが今陥っている困難——女性たちのあいだにはフェミニズム的感性がかつてに比べれば広がっているにもかかわらず——は、これまでのジェンダー研究・フェミニズムがたどってきた途とは少し異なるアプローチや伝え方たたかい方が求められているのかもしれないことを示唆しているとも言えないだろうか。

前述したようにもともとフェミニズムはアカデミアとは別のところで、言ってみれば「野生」で生まれ女性たちに浸透していった、それがジェンダー研究にも発展していった。ジェンダーにかかわる学びは、言うまでもないが、アカデミアの内部で行われる制度的な「教育」としてあるだけではない。世代や立場を問わないさまざまな女性たちの現実に立脚しそこから学びを深めともに社会変革の途を構想し多様に行動していくことこそが、フェミニズムの原点であり、今求められていることではないか。

アカデミアの制度の中で正面から女性差別を問う学として生き延び発展していくことと並んで、「野生」の立場でより多くの女性たちと共感しあい学びあいより公正なものに向かって社会を動かしていくこと——それがフェミニズム・ジェンダー研究の向かうべき挑戦だろう。私自身、大学という制度を離れても、そこに立脚しつつともに学び合う、これまでよりも広い「教育」の現場に在り続けていくつもりだ。

本研究は、科研費基盤(C) 課題番号：20K12460「セクハラ・性暴力問題の女性のエンパワーメントによる解決のための比較社会学的研究」の助成を受けている。

## [文献]

Dworkin, Andrea & Catharine A MacKinnon, 1988, *Pornography and Civil Rights: A New Day for Women's Equality*. Minneapolis, MN: Organizing Against Pornography.

江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』 勁草書房.  
晴野まゆみ, 2001, 『さらば, 原告 A 子——福岡セクシュアル・ハラスメント裁判手記』 海鳥社.  
働くことと性差別を考える三多摩の会, 1991, 『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』.  
伊藤詩織, 2017, 『ブラックボックス』 文芸春秋.  
宮淑子, 1989, 『セクシュアル・ハラスメント』 教育資料出版.  
森田成也, 2021, 『マルクス主義、フェミニズム、セックスワーク論：搾取と暴力に抗うために』 慶應義塾大学出版会.  
牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて：近現代の生/性の政治とフェミニズム』 新曜社.  
——, 2013, 『部長、その恋愛は、セクハラです！』 集英社.  
職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会編, 1992, 『職場の「常識」が変わる——福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』 インパクト出版会.

むた かずえ 1956 年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科コミュニケーション社会学ジェンダー論講座教授を経て 2022 年 4 月より大阪大学名誉教授。2022 年 3 月～23 年 1 月グラスゴーカレドニアン大学客員教授。

主な著書

『ジェンダー家族を超えて——近現代の生/性の政治とフェミニズム』 新曜社、『部長、その恋愛はセクハラです！』 集英社新書、『女性たちで子を産み育てるといふこと——精子提供による家族づくり』（共著）白澤社

---

牟田和恵 編

フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想

---

2022年5月25日発行

発行所 中西印刷株式会社出版部 松香堂書店

〒602-8048

京都府京都市上京区下立売通小川東入ル

印刷所 中西印刷株式会社

ISBN 978-4-87974-779-2 C3836